

DIE ARBEITERBEWEGUNG IN DER NATIONALEN BEWEGUNG

社会民主主義とナショナリズム



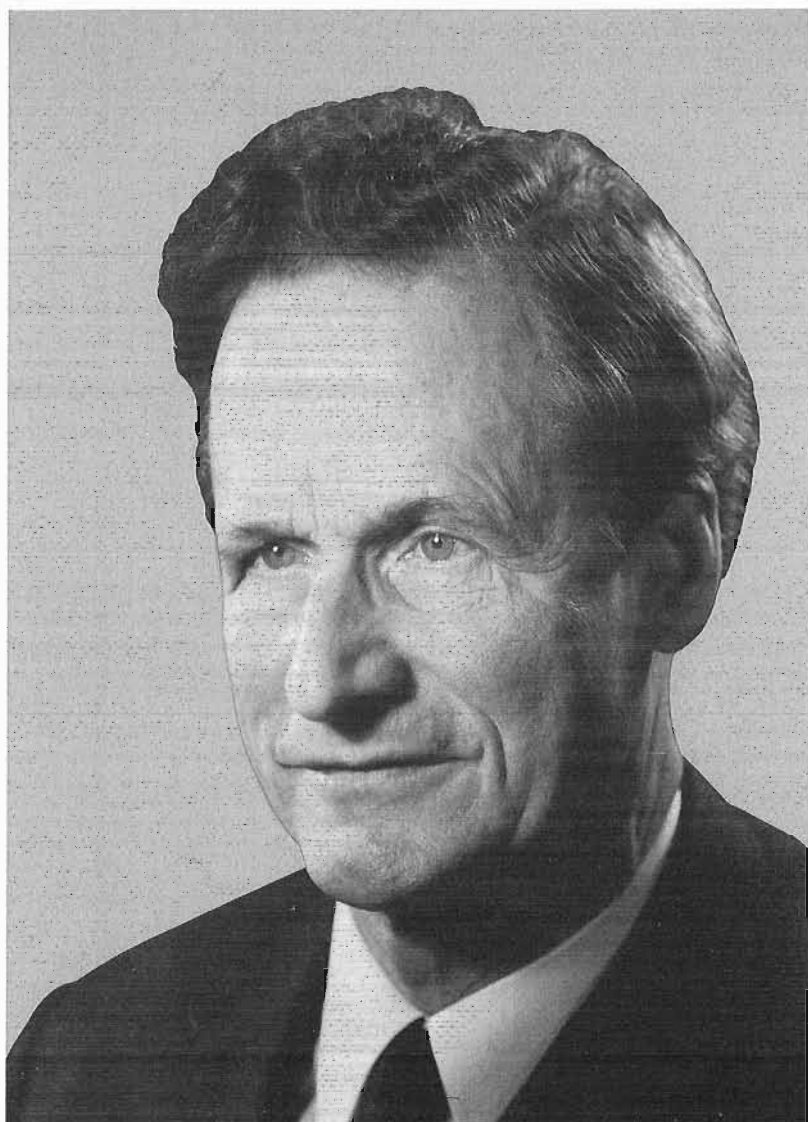
W・コンツェ D・グロー 著
東 畑 隆 介 訳

青山社

社会民主主義とナショナリズム

W・コンツェ D・グロー 著
東 畑 隆 介 訳

青山社



Werner Conze (1910-1986)

緒言

この書物は二人の著者の著作として刊行されるが、それは、ハイデルベルク社会・経済史研究所において数年来ドイツ労働者運動の歴史の研究——それは、小グループの共同の熟慮と計画から始まった——が、進められていることのしるしだと評価できる。これらの研究は、最初に意図されたことを完全に実現したわけではないとはいえ、全体として見れば極めて着々と進展してきた。そのさい、私自身はもっと広範囲な計画を差当って見合さざるを得なかったのであるが、ディーター・グローの方は、第一次世界大戦中の社会民主主義を扱う筈のより大きな研究に関する彼個人の動機から（一九世紀の）帝国建設期を回顧したいという気持を持っていたことが明らかになった。我々のテーマは一致し、本書のテーマに結実した。この研究は、ずっと簡略な形で一九六三年にチュニスの、一九六五年にウィーンの国際歴史学協会の「社会運動・社会構造史委員会」の二つの会合で既に発表された。この予備的な研究は、来年全体報告の一部として委員会によって英語で刊行される予定である。

国民運動と社会運動の関係の問題は、我々には非常にやりがいがあるように思えたので、我々はウィーンの会合後もその研究を続け、この書物に拡充させた。本研究は、幾年か経つうちに、何度も行われた話し合いやハイデルベルク大学の門下生仲間の討論によって促進されて、どちらかの著者だけのものとして書かれた二つ

の部分には解体できないまとまった一つの全体像に次第になっていった。但しディーター・グローが主として著作の仕事を、とりわけ一八六〇年代と七〇年代の叙述に関する著作の仕事を担当した。彼は、そうすることによって、ドイツ労働者運動の歴史と一九一四年の関係をその内容にする筈の彼の今後の研究への橋を架けた。それはとくに後の研究を予め示唆する若干のテーゼを提出するという形で行われたのである。

一九六六年三月

ハイデルベルク

ヴェルナー・コンツェ

目

次

緒言	i
序論	1
第一章 問題の起源——国民と社会	5
第二章 ドイツにおける国民・社会「運動」の開始	9
第三章 一八三〇年から一八四八年にかけての外国の労働者諸協会	21
第四章 一八四八・九年の革命	27
第五章 一八四九年と一八六〇年前後の新しい運動との継続性	35
第六章 国民民主主義運動の最中の社会民主主義の再開（一八五九—一八六三年）	39
第七章 ポーランドとシュレースヴィヒ・ホルシュタイン	51
第八章 一八六六年のドイツの「内戦」	57
第九章 北ドイツ帝国議会における論争	67

第一〇章	国際労働者協会とドイツ問題	73
第十一章	ニュルンベルクとアイゼナハ（一八六八年及び一八六九年）	77
第十二章	セダンに至るまでの独仏戦争	87
第十三章	セダンの諸結果	97
第十四章	国民国家内の挫折した愛国者たち	105
第十五章	コミュニオン神話の意義	109
第十六章	三月一八日の象徴——継続性と対極	115
第十七章	労働者運動と国民運動の分離	119

付説	マルクスとコミュニオン	133
原註		139
訳註		185
訳者あとがき		217
索引		226

序 論

社会主義労働者運動と国民運動とは、一八七一年から一九一八年に至るドイツ帝国において、いや遅かその後まで、互いに相容れないように思われた。(小)ドイツ的な国民意識は、明らかに皇帝の国民国家と密接な関係を持っていた。この国家は、一八六六年及び一八七〇―七一年の戦争によって可能にされ、ドイツの諸侯や国民自由党や自由保守党などの小ドイツ的国民政党とビスマルクの政治同盟によって成立した。内容及び意識としての国民的自覚は、そのことによって確かに国政の上では具体的な形を取ったが、それと同時に自由主義的・法治国家的立憲主義と結びついた保守的・君主制的伝統の国制への忠誠の表明に狭小化されてしまった。このような自己理解のために、民主主義と社会主義は(国家)国民との結びつきから事実上締め出された。「祖国なき輩」という社会民主主義者についてのヴィルヘルム二世のよく引用される言葉(一八九五年)^(二)は、国家市民の中では殆ど異論なしに通用し、フリードリヒ・ナウマンすらその「国民・社会協会」によって効果的に取り除くことができなかった見解のいわば公認の極印であった。

ドイツ帝国——一九一四年以前のオーストリアのドイツ人地域をも含む——の内政状態を一瞥すると、以下のような見方が歴史的に確認されるように思われる。すなわちブルジョアナショナリズムとプロレタリア・国際的社会主義とは、融和し難く対立し、双方とも強い自意識と騒々しい宣伝によって「運動」としてのその活

力を立証した。なるほど世界大戦の開始のさいに見られた社会主義労働者運動の国民統一戦線への方向転換は、この明白な対立を否定はしたものの、この明らかに疑わしい意見を修正する結論に全体として達したわけではない。束の間の、有頂天の接近の後、二つの傾向は互いに離れ離れになった。「八月の体験」^(二)や社会民主主義の側の愛国主義の表明にもかかわらず、当時のドイツの知識階級や官僚の大多数には、「国民的」、「愛国的」及び「右翼的」は、相変わらず同義の概念として通用していた。従って政府の要求した戦時信用を承認する八月四日の社会民主党の決定は、右翼のその侮蔑者にも、また根柢は違うにしても、同じ陣営の中の左翼の批判者にも真の社会主義からの離反と思われたのである。

そうしたわけで、一九一四年以前に社会主義者やその敵対者によって形づくられた固定観念が、世界大戦の間ずっと存続し、意識のなごりとして今日に至るまで作用し続けている。一九三三年以後の亡命中、指導的な社会民主主義者は、一九一四年前後の帝国における社会主義と国民との実際の或いはあり得ると思われる^(一)二律背反の問題から自らを解放するという目的でその問題に何度も取り組んだ。歴史・政治の著作においてもこの二律背反の観念は長い間抱かれていた。最近の研究は、その問題提起の点で、修正主義の出現や例えばロバート・ミヘルスやアンドリク・ドウ・マン^(四)が提起したような社会心理学的な分析によって基礎づけられたというよりは、むしろしばしば隠蔽されていた社会民主主義労働者運動の批判から刺激を受けて、一九一四年以前の社会主義労働者運動のブルジョア社会及び国民国家への漸次的編入を社会心理学的に説明しようと試みている。解放運動^(二)のこのような編入を「社会民主党の側での無意識の国民化の過程」と受け取るのが、この解釈の眼目なのである。無意識のうちに行われたこの経過は、第一・第二「インターナショナル」^(五)（一八六四年及び一八八九年）への加入によって、当初からドイツ社会民主主義を規定していた「国際的な綱領」の意識的な採択と対照をなしている。

それに反して、ドイツの社会民主主義は、もしかするとそもそも初めから国民民主主義的であつたのであり、緩慢な国民化の過程を経てやつとそうなつたのではないかどうか、またそうだとすればどの程度までそう言えるのかという問題は、從來全く無視されなかつたにしても、社会民主主義と国民との二律背反のために余りにも軽視されがちであつた。国民運動と社会運動、ドイツ問題と社会民主主義との関係は最初はなかつたのかどうか、それどころか基本的に重要ではなかつたのかどうか、ここで問われねばならない。一八七八年に社会改良主義的保守主義者であり、ビスマルクの友人であつたヘルマン・ヴァーゲナーは、^(六)「数年来社会主義のグループの中では、祖国の感情が驚くばかりに消え失せ、『國際的な』考え方がそれに取つて代つた」と記した。ヴァーゲナーは、^(三)「近年の社会民主主義の発展への責任の少なからざる部分が、ドイツ帝国とその発展にあるといわねばならない」と断定して、その第一の原因として（ドイツ）帝国の建設を挙げている。我々は、我々の研究の結論部分までこの文章の解釈を保留しておこう。ドイツの労働者運動は、一八四八・九年の諸事件に対する反動によつて中断されたその初期の歴史の後、六〇年代に他の、それとは縁遠いものであつたり、関連があつたり、或いは密接に結びついたりしていた政治運動——それらは、合唱団や体操団、自由主義的・民主主義的な傾向の団体や政党の中にさまざまな形で、生き生きと現れたのであるが——の復活と同時に、急速にまたある程度の成果を伴つて手工業の職人や工場労働者の間に広まつた。これらすべての団体や組織のそれぞれが、ドイツ人のこの未来の国家を極めてさまざまに或いは漠然と心に描いていたにしても、それらは国民的な考えによつて、またドイツ国民国家への努力において結びつけられていた。従つてドイツの労働者運動が発生したのは——一八四八年においても一八六三年から七〇年に至る時期においても——国民的な強い緊張の時期であり、それらの時期にドイツ問題の解決が遅れ、単に教養ある階層に限られないドイツ人一般が、常に新たにその国民的な意志の緊張を高めさせられたのであつた。

労働者運動の発生と国民の強い緊張の時期とのこの時間的な一致は、労働者運動の中にも深い痕跡を残したに違いないという推測を可能にする。従つて労働者運動は国民運動のなくてはならない要素であつたのか、換言すれば、六〇年代の国民運動は単なる「ブルジョア的な」運動以上のものであつたのか、またどの程度までそうであつたのか、研究されねばならない。我々は、それに従つて、第一に「台頭してきた第四階級の解放運動が」、「労働者は、他のすべての者と同じように、国民の一部であらねばならないという命題^{テイゼ}によつて彼等の社会主義を国民的に根拠づけるのか、或いは『ブルジョアだけから成る国民』に對して國際的に団結して對抗するのか」という「二者択一を迫られていた」ほど、ドイツのブルジョア階級は、国民として構成されていたのかどうか、第二にドイツにおいては、何時「国民の理念が、いわば左から右へと移動し」、国民民主主義と社会民主主義との当初の關係——それは未だ実証されねばならないのだが——が何時解消されたのかを問うことになる。⁽⁴⁾一八七八年のヴァーゲナーの引用文は、(ドイツ)帝国の建設とともにたとえどのような性質のものにせよ、国民運動と労働者運動の共通性或いは少なくとも平行性が切り離されねばならなかつたということを描する役割を果たした。何故なら国民運動は、たとえそれがドイツ人すべての望みに添わなかつたにしても、ドイツ国民国家の形成とともに差當つてその役割を終えたのに反して、社会主義労働者運動の方は、一八七一年にはまだとてもその目標に達してはいなかつたからである。その建設が国民の問題に関する興奮を静め、そして見掛けの上では国民国家の中に組み込まれて、社会民主主義は、それ以後もつぱらと言つてよいほどその社会主義的な綱領の課題——それは、国民国家の内部でまたその國境を越えて同じ信念の同志たちと國際的に団結して、社会革命と憲政上の諸目標の実現を要求していた——と対決した。

労働者運動と国民運動との間の推測される潜在的な關係が、実施に取り立てて言うほどあつたのか、そしてそれはどのように評価されるべきか、(ドイツ)帝国の建設は社会主義と国民との關係をどのように変化させ、妨げ或いは解消さえしたのか、これらを述べるのが以下の課題である。

第一章 問題の起源——国民と社会

概念の歴史が主題に近づく最初の手掛りを与えてくれる。「運動^{ベエレーン}」という言葉が、我々の研究の表題で命名されている二つの概念を結びつける。何故なら運動という言葉は、それらの両概念に共通するものの特徴を示しているからである。「運動」という言葉は近代の革命のキー・ワードである。この言葉は、恐らくフランス革命において初めて政治的な意味で使われ、一八一五年以後は、「運動^{ベエレーン}党^{スルツ}」と称する同意見のグループの特徴を示すのに用いられた。運動という言葉の中で自由主義的或いは民主主義的な傾向のあらゆる進歩派や愛国者たちは、現状維持派や保守派の「反革命」に対抗して自分たちが一体であると感じていた。自由主義者、急進主義者、ついには自らを絶対視する党派である社会主義者や共産主義者は、一九世紀の半ばまでに益々はつきりと現状維持派や保守派と袂を分かち、そうすることによってフランス革命においてミラボーからバブーフに至るまで演じられた可能性のすべてをいわばそれぞれの流儀で現実に移そうとした。「運動^(二)」という概念が「社会」及び「国民」という概念と結びつけられることによって、革命の目標は、言葉の上では確定された。すなわち一八世紀に至るまでの「市民社会」や「国民」がそうであったように、政治秩序の本質的に

静的な名称から全く革命的な爆破力のあるダイナミックな概念が生じた。⁽¹⁾ 伝統的な、アリストテレス⁽²⁾に遡る「市民社会」が、すべての自立的な、従って政治的に責任のある家長だけを含み、それ故にすべての婦人と無産の非自立者とを除外したのに反して、新しい、革命的な社会概念は、原則としてすべての人間を無差別に包み込んだ。もっともフランス革命自体、このような平等民主主義の究極の帰結にはまだ至らなかったのではあるが。フランス革命が起る前に、生産活動を営むものの社会は、有用な実力の社会として、身分的な特権を持つ「怠け者」から論争の末に切り離されていた。しかしこの有用な実力の社会は、一七八九年に素晴らしい革命の概念の飛躍によって「国民」と同一視されたので、国民という言葉もまたその身分的な性質を奪われ、国民国家としてのフランス王国の国境内の新しい社会に関係づけられた。近代民主主義の理念——それは新しい国民と新しい社会の国民民主主義であり、社会民主主義であらねばならなかった——が誕生した。

この理念を一層現実化するためには、「運動」への意志が必要であつた。従つて国民運動と社会運動とは、一七八九年以後、それらのさまざまな段階、それらの衝撃と反動、進歩と現状維持についてのそれらの賛成と反対などの点でヨーロッパの革命的な時代の実質と成るものであつた。国民運動は、近代国家国民の自己実現を目的として、その一部は、フランスにおけるように所与の国境の内部において、他の一部は、ドイツにおけるように未来の国境の不確定な状態において展開された。しかし社会運動は、新しい市民社会における「欲求の体系」(ヘーゲル)に従つて、単に特権的な身分や団体の廃止だけでなく、それを超えてこれまで除外されていたもの、すなわち言葉の最も広い意味での労働者及び婦人の解放と「市民権取得」とを要求した。従つて労働者運動と婦人運動とは、革命的に理解された社会の二つの最大の(必然的な)結果となつた。その場合規模の大きい労働者運動の方が、時間の点では先行した。一八四〇年頃の人たちが、社会問題と呼び慣れていたもののすべてが、労働者運動の中で論争の的として集中的に取りあげられた。漠然とした前触れの後、ほぼ一

八三〇年頃からはっきりした形を取って発展したヨーロッパの労働者運動においては、最初からその本質に従って次の二つのものの基礎が置かれた。すなわちどこでも原則的には、同一の解放が問題であったから、あらゆる国境を越えた全「手工労働階級」の国際的団結の思想と、同時に各国や各国民における労働者運動の国民的な制約とである。何故ならこの制約は、歴史、法、経済、とりわけ言語などのあらゆる歴史的な前提条件によって自明のことであつたからである。例えばドイツ人やポーランド人の場合のように、その時々々の国民運動が、非国民的な国家制度やその政治・社会構造に反抗する解放運動、すなわち革命運動でもあつたかぎり、それが国民的な労働者運動と関係があることは自明のことであつた。国民的な労働者運動は、普遍的な民主主義人民運動の社会的具体化に他ならず、新しい社会——これまで「未成熟なもの」を解放する。更に詳しく言うとならば、国民を基盤として彼等を政治的に解放することが、その概念の帰結に含まれていた——の概念にふさわしいものであつた。従つて労働者運動は、その根底において原則として単に「社会・民主主義的」であつたばかりでなく、「国民民主主義的」でもあつた。何故なら社会民主主義は、（国家）国民においてのみ現実化されることができたからである。国際的並びに国民的労働者運動は、互いに排斥しあわなければかりか、労働者運動のこの二つの特質の關係は、時代が進むにつれてまた個々の国民や政党や組織において、どのように具体的歴史的に発達してきたかという問いを別にすれば、元來の同一物の二つの現れ方なのであつた。

第二章 ドイツにおける国民・社会「運動」の開始

一八〇〇年前後のドイツにおいて国民と社会とは、西ヨーロッパにおけるのと同じような危機に陥った。それも単にもろもろの事件によって精神の面でも、政治の面でも興奮した知識人の理論的な構想に基づくものでなく、それに劣らず旧（ドイツ）帝国の没落とナポレオンによる革命的な変化の停止と同時に行われた国家の諸改革とドイツの生活の近代化によるものであった。けれどもドイツにおける運動と変化とは、フランスに現れたような統一性と首尾一貫性にはほど遠かった。諸改革は、場所によって（国家別に）かなりまちまちであり、時間の点で——ほぼ一七八〇年から一八五〇年にかけての間に——かなり分散し、常に強い抵抗する諸勢力によって妨げられるか逆戻りさせられさえた。

一八世紀にドイツ国民は、とりわけフランケン、シュヴァーベン、ラインの帝国圏においては、旧（ドイツ）帝国の国制の現実の点から見ても人民の意識の点から見ても教養ある文士或いは帝国の愛国者の単なる観念にすぎないものを遥かに上回っていた。けれどもドイツの君侯諸国家、とりわけ力と広さの点で比較的重要な君侯諸国家においては——もう一度憲政及び意識社会学的に考察してみると——ドイツ帝国国民或いは文

フュルステンシュタテン

フュルステンシュタテン

化国民は、人民の中に不十分にしか根づいていなかった。それらは、現実の生活において、大抵の場合プロイセン或いはオーストリアのような大きな王国のその時々⁽¹⁾の国家国民に圧倒されがちであり、例えばシュレージエンやオルデンブルクのような比較的小さな領邦の諸国民に対してすらそうであった。確かにドイツ的・国民的な意識——それは、教養ある階層からより広範囲なブルジョア階級へと放射される——は、一般に、すなわち比較的大きな領邦諸国家においても、一七八九年以前に既に発達していた。フランスにおける革命、革命戦争、ナポレオンの支配、帝国の終焉などによつて、この意識はあちこちで政治的に現実化された。学生組合や光明会⁽²⁾の会員もその一員だった知識階級の理念は、パンフレットによつて普及した。⁽¹⁾大学生やギムナジウムの生徒たちが、国民の解放のために志願の兵役を引き受け、そのさいに国民的な共鳴がないこともなかった。一八一三年に、行動を迫られていた国民意識は、その最初の試練に耐えた。けれどもドイツにおいて初めて近代の性質のかなり大規模な「国民運動」が見られた一八一三年でさえも、ケルナーの詩的な証言とは逆に、「人民が立ち上がった」とか「嵐」が突発したとかいうことは、実際には問題にならなかった。⁽²⁾一七八九年から一八一五年にかけての年月の間に起きたさまざまな騒擾にもかかわらず、自由主義、民主主義、更には社会主義の前兆の下においてさえも有効に長く続く「運動」は皆無だった。

けれどもその幾年月の自由主義的・革命的或いは国民的な運動への「人民」の参加を、当然のことだが、全体として余り評価しない考察に対して、当時のドイツの諸条件を尺度とするならば、小さな範囲にしか広まらず、一時的なものにすぎない運動といえども、それがドイツ国民と近代的国家市民社会への政治的転換の萌芽を有していたという理由から、より詳細な注目に値いするというのが銘記されねばならない。従つて一七八九年から九〇年にかけての自由の樹は、^(三)教養ある「青年」の熱狂の域を越えた人民の象徴であることができた。ドイツの若干の地方、ラインラント、ザクセン、シュレージエンなどにおいては、とくに農村の住民の間

でかなり大規模な、所によつては激しい騷擾さえも起つた。⁽³⁾これらの諸事件は、ドイツにおいても都市の寡頭政治、隷農に対する抑圧的な貴族の支配といったドイツ特有の紛争と労苦と啓蒙的・革命的な理想との結びつきから憤激の火花が飛び散ることもあり得たということを証明している。とりわけ一七九〇年から一八〇〇年にかけての一〇年間、「人民の中に」さまざまな騷擾が、また光明会員、政治クラブ会員、「愛国者たち」などのような知識人の小グループの同じようなさまざまな秘密の、評論的な活動が見られた。ただし「精神」と「大衆」との革命的な結びつきは、それに向かつてときたまなされる努力をその現実化の始まりだと評価しうとしないならば、まだ実現していなかった。

従つて上記の不穏な十年間に、例えば「自由と全ドイツ帝国万歳……何故なら我々は貢租で苦しめられているから」⁽⁴⁾というパウツェンの革命的な落首（一七九三年）におけるように、その萌芽は見られたにしても、広範囲な、革命的或いは民主的であることを意識した人民運動については、国民的・ドイツ的運動についてと同じように、語ることはできない。フランスで披露された革命的な国民と新しい社会との結びつきは、政治・評論的な理論或いは政綱の草案においてもときたま模倣されたにすぎなかった。これと関連して、それが一八〇〇年頃のドイツを代表したからではなく、国民民主主義と社会民主主義の原理をその革命的な起源において示しているという理由から、匿名の、恐らくはシュトゥットガルトに由来する「ドイツに役立つであろう共和主義憲法法案」に言及しておこう。ここでは主権を有する「単一不可分の国民」⁽⁵⁾（“nation une et indivisible”）は、「ドイツ国民は、その唯一の主権者である。……それは、同一の法の下での唯一不可分の団体を成す」と独訳されていた。それによつてフランスと類似して、革命に固有の論理でもつて国民と社会についての新しい概念から導き出されることができる過激な国民国家統一の思想が公式化されていた。それは、一八四八年にとりわけ民主主義者によつて、そして彼の革命思想と結びついたが故に、カール・マルクスによつて最も激しい

形で代表されたように、未来のモデルであつた。我々は、研究が進むにつれて、このモデルが政綱の要求として採用された場合は、民主主義運動、後にはとりわけ労働者運動が国民運動と常に極めて緊密に、いや不可分に結びついていたことを知るであらう。

中央集権的国民統一国家を断念することは、一九世紀半ば以降のドイツにおいては、君主制の可能性しかなく、かつた諸国家同盟或いは同盟国家の連邦制を承認することを意味した。このような事情の下においては、そのことによって民主主義原理の国民的・社会的な帰結は、非常になまぬるものになった。過激な民主主義のモデルは、一九世紀には実際に現実に移される見込みがなく、そうかといつて一八一五年の状態を何時までも維持することも、それに劣らず不可能なことであつたので、ドイツ人の国民及び社会問題の可能な解決は、次の二つの停車場の中間にあつた。すなわち与えられてはいるが、維持できない一八一五年の国制と、統一国家において実現される国民民主主義と社会民主主義についての（論理的には）矛盾なく演繹されるにしても、差し当って非現実的な未来像との中間である。我々が見るであらうように、この緊張状態の多種多様な錯綜の真只中で我々の問題は解決されることになる。

いま一度一八世紀の終り頃のドイツの危機を振り返ってみよう。フランスの諸事件や西部ドイツへのフランスの侵入だけでなく、ドイツにおける精神的な不安や社会運動も強い影響を及ぼした。それにもかかわらず、フュルステンシューク君侯諸国家の秩序と権力手段は、外部から、すなわちフランスの干渉によって変えられないかぎり、微動だにしなかつた。それ故に不穏な状態は徐々に静まり、臣民は改めて慣例的なものに順応するか、領邦諸侯の慈善的な諸改革——それらは、多数のドイツ諸国において行われつつあるか或いはさし迫つた農民解放を眼前にした農民にとって必ずしも根柢のないものではなかつた——に彼等の望みを託した。農民や村の下層農民層などの反乱を起した人民は、一七九〇年にザクセンにおいて溢れるばかりの憎悪と激しさをもって貴族の領主

や森林監督官に逆らったが、救援者としての国王には「私たちは、私たちの最も敬愛する国父を囲んで、陛下にザクセンの惨めな状態を力をこめてお話したいのです」と呼びかけたことが、その特徴を示している。何故なら国父は、「神及び自然の権利への」人民の正当な要求を認められるであろうからである。⁽⁶⁾ 領邦諸侯に対する同様な態度は、革命というずっと危険で広範囲な騒乱においてもしばしば証明済みである。一七九〇年のザクセンにおけるように、一八四八年には反乱を起したあらゆる階層のドイツ人、そして農村と都市の下層階級も、いや他ならぬ彼等が、「王座の御前に立ちどまって」いたのである。⁽⁷⁾

そのことによって、一七八九年、一八三〇年、一八四八年の諸革命におけるまたそれらの間の時期のドイツ史の基本的な特色——それは、国民的・社会的変革を目指す運動の弱点を明らかにする——が指摘されている。以下においてこの両面の、元来は革命的な傾向の諸現象がドイツに関して強調されねばならない場合、それらの中には、将来の可能性はあるにしても、全体的に見て一八四八年以前のドイツの生活にまだその特色を与えるに至らなかった諸傾向しか見当らなかったということを、予め強調しておかねばならない。それらの傾向は、国家の検閲や警察の措置のために表面に現れたよりも実際には強力であった。かりにそれへの呼びかけが効果的に行われていたならば、一八一五年から一八四八年にかけてあらゆる階層の人民の多数を、立憲的・社会的・国民的変革の利益について納得させることも或いは可能であったかもしれない。しかし彼等を王位の転覆と解放たれた革命の混乱の中に救いを求めるように動かす可能性は、全くなかったであろう。一八三〇年以後の騒乱や一八四八―九年の諸事件と同じように一七九〇年の騒乱が示しているように、秩序尊重の精神は、反乱の中においてさえも凱歌を奏したのである。

一六世紀以来、ドイツの領邦国家や君侯諸国家^{フュルステンシュタット}の生活秩序の中に深く根づいていたこの支配的な傾向は、革命前及びナポレオン時代の啓蒙専制主義において、啓蒙主義思想や一七八九年以後のフランスの実例に対応

するような政治・社会改革の願望が、慈善的な諸侯の役所によって現実に移されるか或いは将来実現されることによって、繰り返し新しい養分を得ていたもので、それは明らかに下からの革命的な圧力を必要としなかった。ハルデンベルクが、^(四)「国家市民の自然的な自由と平等とを、彼等の文化の段階と彼等自身の福祉とが要求する以上に制限しない」「君主制国家の賢明な立法を目差して」努力したさいに、^(九)「現在の時代精神」にふさわしい「君主政治における民主主義的諸原則」がその根底にあった。たとえ諸改革が、個々に如何にさまざまなやり方で推し進められるか或いはその一部が再び撤回されたとしても、ドイツの諸国家は、このような一般の傾向の中で動いていた。オーストリアは、ヨゼフ二世の下で先頭に立っていた。^(五)プロイセンは、一八〇七年から一八二一年にかけてとくに徹底的な改革を行ってそれに続いた。ライン同盟諸国^(六)においては多数の小「侯国」と帝国都市共和国の解体の後、中央集権化され、特権を剥奪された中国家のタイプー^(七)それは、一八一五年以後の南ドイツにおいては立憲君主制という政体に移行させられた——が成立した。それらすべての中に、ドイツ諸国の強化への傾向は見られたが、ドイツ国民国家の形成へのそれは見られなかった。一八一五年から始まる旧（ドイツ）帝国の崩壊後、^(八)「ドイツと言えるのは」、政治的現実的な意味においては、ルーズに結合された国家連合にすぎなかった。君侯諸国家は、とくにそれらの大部分が新しい国境と新たに構成された領土とを得たので、それぞれ独自の政治的個性を、それとともにその「人民」の新しい国家国民的な精神の形成を求めた。^(十)臣民の生活状態が、法的、社会的或いは経済的に改善された場合、それは個々の国家の立法によって生じたのであって、「ドイツの立法によって生じたわけではなかった。農民が彼等の人格的自由を、そしてプロイセンにおけるように、彼等の一部が土地領主制からの解放を勝ち得たさいに、彼等はこれをドイツ人としてではなく、オーストリア人、プロイセン人、バイエルン人等々として体験したのである。これと同じことが、工業制度に関して手工業者と彼等の職人や行政、税制、軍制、遂には教育の変更についても言えた。教育

の領域においては、大学生や教授たちが全ドイツ語圏の大学を転々とするのが常であったと同じように、ドイツ的な意識が少なくとも文化国民的な意味において、しかし政治・国民的な意味においてもしばしば国境を飛び越えていたのである。我々が、一七八九年から一八一九年にかけての、いや一部分はそれを越えて一八四八年に至るまでの旧（ドイツ）帝国と新しいドイツ連邦の領土を概観すると、一、ドイツ人の生活が彼等のフルステンシュタイン君侯諸国家（及び都市共和国）によって決定され、二、臣民の法的地位が、憲政、社会政策、経済政策などの点で、これらの諸国家だけによって変更され、従って持続的な影響力を持つ啓蒙主義やフランス革命の諸原則が国家によって現実に移され、それ故に「運動」が上から人民に命じられたことが、我々の問題であることが明らかにする。運動が下から発生したか或いは「ドイツ的」と解された場合、それは、結局のところ、「革命」を意味していた。

この一面的に誇張された断定は、もちろんもっと控え目なものにされねばならない。既にナポレオン時代に国家の「上からの革命」には、諸身分の反対だけでなく、諸侯とその政府自身によるそれを遅らせる妨害が常につきまとっていた。けれども一八一九年以後になると、改革の決意と現状維持のそれとの関係は全く逆転した。なるほどプロイセンにおいては、あの復古の時代にも広範囲の経済法・社会法の諸改革が引き続いて実施され、南・中部ドイツの若干の諸国家においては、古い等族議會制と近代議會制との中間のタイプに属する政体が採用された。しかし全体としては、振子は「反動的に」後戻りし、それとともにどのようなものによつて行われることが可能であるという期待は、段々疑わしいものになってきた。それに加うるにメッテルニヒ（ハ）は、とりわけ反革命的な反動のためにドイツ連邦を利用した。よりによって全ドイツ人を結びつけ、個々の国家の狭隘さの彼方を指し示す政治制度、すなわちドイツという名称を有する諸国家の連合が「革新的な党派」（ベューグンツスバルクイ）

の希望に対抗させられた。

この挑発が「革新的な党派」^{ベッケンシュタイン派}を益々同じ信念を持つ団体にした。これ以後「運動」^{グーゲン}は、もはや指導的な国家官僚だけから——そして「賢明に抑制された」形で——生じず、たとえ検閲や結社・団体の禁止によつて意見を表明するのを非常に厳しく妨げられていたにしても、益々、いや圧倒的に「世論」、「公衆」或いは「一般大衆」から生じた。⁽¹⁾連邦や個々の国家の圧力が厳しく加えられれば加えられるほど、憤激と抵抗の決意は益々強くなった。但し人民の大多数の場合はそうでなかった。彼等は、ピーターマイヤー⁽⁹⁾の様式に従つて、政治の問題で興奮することなく、自分の狭く囲まれた生活領域の中で勤勉に、つましく、かつかつの生活するか或いは増大する下層階級の中で、とりわけ農村において同じように政治の問題で興奮することなく、厳しい貧困と無教養の中で無産者のな生活を過ごすかであった。ブルジョア中産階級の秩序のある気楽さから大衆の貧困の息苦しさからも「運動」は生じなかった。ここでは平穩無事の外見が、かしこでは無関心の外見がひととを欺いた。ブルジョアの生活においては、その兆しが見えた工業制度によるさまざまな緊張状態が強まり、下層階級においては、危機が突発し、家内工業の採算が合わなくなつてくると——もちろんドイツの個々の領邦国家において厳しさはさまざまであつたが——貧困は何時も飢餓と絶望とに急変した。それ故に、三〇年代以後、法的に確立された秩序と単調な慣習の覆いの下で、もしかすると宗教改革の時代の騒乱を別にすれば、ドイツにおいてかつてなかつたような起り得る革命勃発のための基盤が準備された。殆どすべての階級と職業の人々の社会状態は益々不安定になり、不安の感情が広まつた。人々は、伝統的な手仕事と機械労働、手工業経営もしくは家内工業経営と工場経営、ツンフト強制と営業の自由、自由な農業と農民の隸属、身分の維持と特権の喪失などの間の緊張の中で生きた。たとえどのような意識の段階にせよ、人々は、人民の自由のスローガンと君主に対する臣民の忠誠の掟、正統派的キリスト教と自由主義的キリスト教、その時々々の国境で停止す

る愛国心とドイツ国民国家を目指す努力などの間の緊張の中で生きていた。メッテルニヒ体制に反対する者であれ、この体制が最大の辛苦の原因であることを理解できた者であれ、彼等の意志は、その中で全ドイツ国民の理念が立憲主義的、社会・経済的な希望と結びついた巨大な潮流へと合流した。

大部分がブルシェンシャフトの⁽¹⁰⁾会員で放校処分になった大学生、私講師と、とりわけ一八三〇年以後殆ど外国においてのみ発生した団体に所属する手工業の職人から成る二つの社会集団が、その活動によってこの潮流の中では際立っていた。ブルシェンシャフトは、一九世紀の二・三〇年代に形成された国民的統一、自由と平等を旨とする革命的な運動の最初の組織的な中核を形成した。その伝統の一部は、一八世紀の八・九〇年代の光明会支部に由来するものであり、光明会支部は、そのパンフレットの中で既に社会的な諸要求を代表しており、それから急進的な諸結社、とりわけ「黒衣派」へのまだ殆ど研究されていない系がエルランゲン、ギーゼン、ハレ、イエーナへと延びていた。⁽¹²⁾一八一一年以来のその活動と、とりわけ「人に右手と左手があるように、北ドイツも南ドイツも存在する。けれども人は一人であり、唯一つの感覚と心臓とを持つべきである」という一八一八年のその綱領とが立証しているように、これらのブルシェンシャフトは国民運動として成立した。一八一三年の国民の門出の気分と一八一五年の国民の幻滅とは、ブルシェンシャフトに直接影響を及ぼし続けた。それは、あらゆる「小邦分立主義と外国かぶれ」、あらゆる「階級的偏見と専制君主の職責」に対する抗議へと高まった。「名誉、自由、祖国」は実現されねばならなかった。それは「革命」であつた。一八一五・一七年の青年たちは一八四八年の大人たちだった。彼等の大多数は、もちろん穏健な、自由主義的・立憲主義的傾向に属しており、そのことによって個人としては、政治的妥協に賛成し、民主主義者の一層徹底した革命に、従つて一八四八年の政治的な労働者運動の革命にも反対した。それは後年の（自由主義的な）国民的・民主的労働者運動からの分離を既に予示している。けれどもそれは、初期のブルシェンシャフトから発す

る唯一の流れではなかった。ブルシェンシャフトは、ギーセンが先頭に立っていた最初の時期から民主的であるばかりでなく、共和主義的な、従つて可能なきり統一的な国民国家としての祖国を心に描いていた。アーノルト・ルーゲやヤーコプ・ヴェネダイはブルシェンシャフトの会員だつた。またカール・フォレンの急進主義は、ゲオルク・ビュヒナーの革命精神に直接決定的な影響を及ぼした。全ドイツの志向の民主主義者は、初期の労働者運動のシンパであるか或いはその指導者の一人であつた。彼等のもつて三〇年代から社会民主主義が国民民主主義に加わつた。ビュヒナーとヴァイディツヒのパンフレット——一八三四年の『ヘッセンの急使』——は、極めて過激に革命、すなわち「人民によつて選ばれた政府を持つ」社会的に公正なドイツ「自由国家」とフランスや公然と社会民主主義の肩を持つ他の諸国民との親善とを要求した。

一八三二年にフランスの七月革命後のあの騒然とした雰囲気の中で催されたハンバハの祭典もまた民主的な「諸国民の春」の精神でもつて祝われた。ここではブルシェンシャフトの黒・赤・金色の旗が、自由なドイツ人民国家の象徴になつた。ポーランドの旗がそれと一つになつて城の上に翻つた。この巨大な人民の祭典は、まだ全く目に見えない労働者運動とは何のかかわりもなかつた。宴会中心の集会の形式もそこでなされた演説も、祭典が国民的な、南西ドイツ特有の自由主義から軽率に切り離されてはならず、またより民衆的な民主的傾向に結びつけられねばならなかつたことを示唆している。我々は、むしろハンバハとそれに続く祭典において自由主義と民主主義とがまだ分離していないか或いは自由に行き来できる状態にあるのを見る。しかし——そしてそれが肝心なことであるのだが——名望家や文筆家の国民的・自由主義的な理想は、幅広い民衆的な基盤を獲得した。そのさいに南西部の大多數の「人民」は、ドイツの他の大部分の地方と比べて、身分的にも社会的にも比較的微弱な階級分裂しか示さなかつた。何故なら「都市に似た村」と小都市とは、小農と葡萄栽培兼ワイン醸造業者のいる均分相統制によつて水平化された村落と同じように、互いに強い対照をなすというこ

とはなかったからである。従って大衆の共鳴を伴った急進的な自由主義が問題であったが、それは、自由民主主義・国民民主主義と呼ぶことはできても、急進民主主義、いわんや社会民主主義とはまだとても呼べるものではなかった。バーデンやプファルツの騒乱や一八四八・九年の反乱においてもしばしば同じような土台が根底にあった。もちろんそれらは、例えばオーデンヴァルトの小農民や下層農民がひどい困窮に悩まされて、暴力行為に訴えることを辞さなかったこと、更に蜂起の指導者たちが、思想や行動の点でハンバハの祭典参加者よりも革命的であったこと、最後に民主主義者や労働者の諸協会が積極的に参加したために、「人民」の組織が一層発達したことなどによって、一八三二年の祭典とは区別される。

ハンバハに続く思いきった連邦の決議と一八三三年四月三日のフランクフルトの衛兵襲撃事件⁽¹⁷⁾という国民革命的なブルシエンシャフトの冒険とが、一八三〇年の七月革命に続く一連のデモと騒乱とに終止符を打った。衛兵襲撃事件の速やかな挫折後の関係者の逃亡とハンバハ祭典の多数の参加者の亡命とは、急進・自由主義と国民革命の理念の種をまくことになった。しかし急進主義者の間での遠隔作用はさらに遠くに及んだように思われる。ヴァイトリング⁽¹⁹⁾は、一八四三年に「ハンバハの種子は、共産主義のそれとともにすくすく伸びる」という言葉でもって国民革命的な労働者運動と初期のドイツ労働者運動との関係を表したときに、それを指摘していた。

ドイツにおいては、結社と団結の禁止のために、このような諸傾向が公然と組織化されることができたのは、もちろん漸く革命の年である一八四八年になってからであった。これらの禁止がなかったなら、政治的・職業的な諸協会、とりわけ職人・労働者諸協会は、一八一五年以後には成立し、三〇年代には強化されていたであろう⁽¹⁹⁾。そうなる代りにドイツの手工業者と労働者の諸協会——注目すべきことには、それらは「労働者諸協会」と呼ばれた——の大部分が、一八三〇年以後、外国、とりわけフランス、スイス、ベルギー、イギリス

において創立された。それらはドイツ労働者運動の出発点であるので、我々はそれらの史的・社会的諸前提を簡潔に解説してから、それらにおいても国民運動と労働者運動との関連についての問題から始めねばならない。

第三章 一八三〇年から一八四八年にかけての外国の労働者諸協会

ドイツの「労働者」は、もちろん最初は「労働者運動」という新語を使いしなかったが、我々が前に「運動」と呼んだものの精神で初めて小規模な外国の諸協会に組織化された。労働者運動という概念は四〇年代以前には実証できないし、一八四八・九年の革命中にもめったに使われず、六〇年代に漸く頻繁に使われている。⁽¹⁾しかし三・四〇年代の諸協会の会員たちは、ドイツ人にとって「労働者運動」が単に事実上開始したばかりでなく、概念として作り出されることができたことに実質的に貢献した。すなわち殆ど手工業の職人だけだったにもかかわらず、彼等は自らを「労働者」と称することによって、この古い、それまでは手工業を営む人間一般に対して使われていた広義で曖昧な言葉を、手工業経営や工場経営における職人としての彼等の社会的地位に対してのみ用い、彼等が「労働者身分」^{アルバイタシメント}について語るさいに、一層高められた彼等の新しい自意識を「労働者」というこの下賤な言葉の中に持ち込んだ。「労働者身分」というこの言葉によって最も狭い意味での職人だけか或いは主に職人、一部分は手工業の徒弟修業を終えていない熟練工が意味されており、それに反して「労働者・職人」^{アルバイタ・ズレン}を最上位のグループとする「手工労働階級」の大半を成す日傭労働者、手伝い職人^{ハントランガー}、

クネツテ、
グレーゲンハイツアルバイター

下僕、臨　時労働者等の大多数は意味されていなかった。不熟練労働者大衆は、三・四〇年代の用語法では、「プロレタリアート」としてこれらの「労働者たち」からはつきり区別された。「プロレタリアート」という言葉は、勢いよく生長し、全社会の内で自分たちの古い尺度を破壊する都市と農村の下層民——彼等は工業化とは無関係に、その大部分が産業革命の全面的な開始の前に形成された——を意味すると解された。「工場労働者」であることは、それとは反対に物質的に優遇され、比較的保証された地位につくことを意味していた。因に一方における「労働者職人」、他方における未熟練労働者と日傭労働者との間の境界は流動的だった。外国で組織され始めた手工業の職人は、職業上遍歴し、比較的拘束されなかった。彼等は、移動性とある程度の見通しの広さとを学生と共有しており、それらは両グループがドイツ的、さらにはヨーロッパ的なものの見方のために狭隘な「地方分権主義」を突破することを可能にした。

三〇年代のはじめに放校処分になった学生や私講師たち——彼等の殆ど全員がブルシェンシャフトの会員だった——の中に我々は、国民主義・自由主義・民主主義運動と初期ドイツ労働者運動の間に統一をもたらす要素を認めることができる。若干の例外を別にすれば、彼等はドイツ労働者の外国の諸協会を創立するか或いは一八四〇年頃の新設のさいに決定的な手助けをした。それ故にゲオルク・ビュヒナーは、国家革命の要求と社会革命の要求とを結びつけた多数の急進的知識人の一人にすぎなかった。彼が創立した「人權協会」と彼の『ヘッセンの急使』⁽⁵⁾とは、外国の他のかつてのブルシェンシャフトの会員たち——彼等との直接のつながりは多分続いていた——の努力と容易に結びつけられることができた。一八四八年頃にもまたその後も、例えばオスカル・キーゼルハウゼン、ヴィルヘルム・ヴォルフ、カール・デスター、ヴィルヘルム・リーブクネヒト⁽⁶⁾のようなこれら学生組合のかつてのメンバーが、ドイツの労働者運動において重要な役割を演じ、とりわけ執拗にドイツ統一国家を要求していた。

ドイツの「労働者・職人」^{アルバイクン、グゼレン}の外国の諸協会においては、亡命したブルシェンシャフトの会員の国民革命の観念への共鳴は新たに作り出される必要はなかった。ドイツ連邦の全地域からのドイツの職人が、外国、すなわちドイツ語圏スイスを除いて、外国語の環境の中で単に社会政策的な目的のためばかりでなく、全ドイツへの展望を持ったドイツ人として集まったという事実が有無を言わせなかった。

それに比べて国際的な友愛の理念は、国家的な限界を定められた結社に反対する必要はなく、組織運動が一層進展してそれが姿を現したときに幾分反対したにしても、最初は表面に出てこなかった。漸く一八三六年に創立されたロンドンのドイツ労働者協会が、国際的な思想に対して恐らくもつとも開放的であったであろう。しかしそこでさえも明らかに国民革命的な傾向を認めることができる。⁽⁸⁾ 同じような動機が、一八三三年にスイスに集まったドイツの亡命者たちを鼓舞していた。スイスの外国諸協会が、まさにその発端において「青年ドイツ派」⁽⁴⁾——それは、マツツイーニ⁽⁵⁾が創立した「青年ヨーロッパ派」の支部として本来は超国家的な連帯感を促進せねばならなかったたのであるが——の決定的な影響を受けたという事実さえも、これら諸協会においても国民的な傾向が際立って重要であったという事実を何ら変更するものではなかった。一八三二年の「人民協会」^{フョルクス・フライン}、一八三四年の「被追放者同盟」^{フントゲ・グエヒツテ}、一八三六年以後の「義人同盟」^{フント・ゲ・ゲレヒツテ}などのパリのドイツ労働者の諸協会についても同じことが言える。その大部分が手工業者職人や学生であった「人民協会」においては、ドイツ統一の理念が中心になっていた。⁽¹⁰⁾ 「被追放者同盟」の規約においては国民的統一は、「自由、平等、美德、国民の統一」⁽¹¹⁾といった冒頭の諸要求の一つを成していた。一八三四・五年以後の同盟のパンフレットにおいても同様であった。⁽¹¹⁾ 「義人同盟」の規約においては、ドイツの解放は同盟の主目的として述べられている。また一八四〇年に創立された「ドイツ人同盟」^{フント・ゲ・グ・トナシ}の規約は、「全国民のすべての政治権力がそれに属しているドイツ全土を含む自由国家の創立」⁽¹²⁾が「同盟の目的」であると述べている。外国のドイツ手工業者の諸協会に流

布していた政治叙情詩や歌曲の一瞥も、とりわけ一八四〇年に至るまでの年月における国民の努力が、これらの諸協会に対して持った意義を教えてくれる。解放戦争とブルシェンシャフトの偉大な時代から始まってハロー・ハリンクの『ドイツの統一への人々の叫び』（一八三二年）に至るこの種の手工業者の叙情詩は、ドイツ人の国民意識の強化とドイツの労働者諸協会のドイツ統一への要求の活発さの維持にも役立った⁽¹³⁾。

外国の諸協会に組織化された手工業職人の場合には、それが秘密結社であるということもあつて、その会員が互いに活気のある結びつきを維持している少数の、政治的に活発なエリートだけの問題であつた。彼等の数は総計して一、〇〇〇人をたいして上回ることはなかつた。⁽¹⁴⁾ 社会民主主義へ向かつての増大する過激化にもかかわらず、国民的な要求は、依然として初期の労働者運動の政綱の強固な一部であり続けた。このような傾向は、社会主義の侵入、従つてヴァイトリンクの影響によつて初めて弱められた。⁽¹⁵⁾ 四〇年代には、とりわけロンドンの「義人同盟」^{ゲレヒヒテン}においては、チャーティストや民主主義者（ラヴェット、⁽¹⁶⁾ ハーニー、⁽¹⁷⁾ 一八四六年以後は友爱組合の民主主義者たち）と結びついたインターナショナルイズムの比重が非常に大きくなり、その結果、「国民としての諸権利」に「人間としての諸権利」が対立させられ、「一体プロレタリアは祖国を持つのか？」⁽¹⁸⁾ という問いが提起され得た。「すべての人は同胞である」というスローガンは、「万国のプロレタリアは団結せよ！」という共産党宣言のスローガンに直接通じた。しかし共産党宣言の執筆直後、マルクスとエンゲルスが、革命の印象の下で明確な国民民主主義的な革命の概念——それは彼等のインターナショナルイズムと対立せず、それと提携していたのであるが——に到達したことは、遂には国民を否定するに至つた超国民的な連帯性を絶対視することが、現実には持ちこたえられなかつたこと、さらにそれが現実的で、ユートピア的でないかぎり、一八四八年以後のドイツ労働者運動においても、それ以後においても持ちこたえられなかつたということを示している。もちろん共産主義者同盟におけるこのような傾向は、一八四八年の革命においても支流とし

て持ちこたえた。たとえそれが国民の完全な否定に至らなかつたとしても、それは国民自由主義者や一部の民主主義者とはつきりした一線を画すことになった。ライプツィヒで刊行された『フォルクスフライン人民の友』紙は、その第二号で「労働者は……共和主義者であり、民主主義者であることはできる。しかし国民だけに忠誠であることはできない。ドイツ人の権利、ドイツ人の自由が彼等の目的ではなく、人間の権利、人間の自由が彼等の目的なのだ⁽¹⁷⁾」と記した。

一八三六年以後、フランクフルトアムメイン、オフエンバハ、ホムブルクフォーアデアヘーエ、ダルムシュタット、デルニヒハイム、シュライツ、シュトウトガルト、ハノーファー、マクデブルク、ハンブルクそして多分ブレスラウにおいても形成された「ブント・デア・ゲゼツヒテ被追放者同盟」と「ブント・デア・ゲゼツヒテ義人同盟」の国内支部は、訴訟のために一八四〇年代初頭にはかなり減少した。それでも一八四二年八月までにこれら諸協会の三八二名の会員が当局に知られていた⁽¹⁸⁾。国民的な、とりわけ国民的統一国家を目指す諸傾向が、これら諸協会においてある役割を演じたかどうかを、我々は、ダルムシュタットを別にすれば⁽¹⁹⁾、それらが上述の二つの同盟に所属していたという事実から間接的に推論することしかできない。しかしいづれにせよ、それらは二・三年後に、とりわけ一八四四年のフリードリヒ・ヴィルヘルム四世による「（20）労働階級の中央福祉協会」の創立以後に成立し始めた労働者教育協会の伝統を産み出した⁽²⁰⁾。それら諸協会の大部分は、純粹の手工業者の諸協会、救助金庫、移住援護諸協会とは対照的に労働組合的というよりも政治的な傾向が強かった。この後年になされた区別は、ここでは極めて慎重に用いられねばならない⁽²¹⁾。つまりその当時の労働者の教育の努力は、純粹に政治的なそれであつたのであり、「教育を通して自由へ、自由を通して「福祉へ」という一八四八年の『（22）ライプツィヒタ刊」のモットーの中には、古い、伝統的に構成された支配秩序を脅かす民主主義思想の爆発力が含まれていた⁽²²⁾。これらの諸協会においては国民的衝動が、結成期から活発であり続けたということは、ハンブルクを別にすれば⁽²³⁾、またして

も間接的にしか、すなわち最初は外国の諸協会において、次にドイツにおいても活動した指導者たちの人的な継続性やブルシェンシャフトの諸影響から間接的に推論することしかできない。⁽²⁴⁾

シュレージェン⁽²⁵⁾の職工の蜂起やザクセンとヴェストファーレンの鉄道労働者の騒擾のような四〇年代半ばの騒擾や蜂起は、労働者の困窮から生じた直接の経済的要求以上のものではなかった。それは、真の「プロレタリア」の根元的な困窮から生まれた反動であつて、上に述べられた意味での「労働者運動」ではなかった。

一八四四年以後に発生した政治的な人民の運動は全く異質の性格を持っている。それはより広い範囲の高まった興奮と一八四八年の革命に先立つ幾年間の社会主義的・革命的な知識人の評論家の殆ど突発的に強まった活動の合図であつた。市民や人民の集会は、とりわけザクセン、ヴェストファーレン、ラインラントに広まり、一八四六年初旬にケルンで騒擾が発生した。バルメン・エルバーフェルトの共産主義者の集会もこれに関連した事件である。⁽²⁶⁾人民の運動は、一八四七年秋と一八四八年春には革命にまで高まった。もちろんそのさいに、共産主義の諸集団や共産主義同盟の地方支部は、組織の点で余りにも弱体であつたので、殆ど何の役割も演じなかつた。ベルリンを含むすべての地域についてもそう言える。⁽²⁷⁾唯一の例外はケルンで、そこでは「ブリュッセル共産主義通信委員会」の組織の試みが、一八四六年以来、当地の共産主義者同盟の地方支部が人民の運動に影響を及ぼすことができたかぎりにおいて、うまくいつてゐた。けれども最近の研究からこの委員会によつて組織された運動の殆どが甚だしく過大評価されてゐたことが明らかになる。⁽²⁸⁾国民の理念が一八四八年以前にこれらの諸協会に浸透できたということには、疑いを挟むことができる。それら諸協会がマルクスとエングルスとの影響下にあるかぎり、それはありそうもないことである。何故なら国民の問題に対する彼等の態度は、一八四八・九年の革命によつて初めて決定的に形成されたからである。⁽²⁹⁾

第四章 一八四八・九年の革命

単なる「ブルジョア」革命では決してなかった革命のはじめには、国民民主主義と社会民主主義との関係は既にはつきりと表面に現れた。自らを「労働者協会」と称することによって社会的に自立してそれ自身の組織を持った労働者運動は、非常に速やかに成立した。しかしそのことは、広範囲な民主主義運動からの政治的分離を意味するものではなかった。「労働者」が労働者として組織され、全国的規模の政治的な事件に初めて加わり、彼等自身の要求をし、そのさい彼等の組織のほんの端緒を越えてより大規模な組織された運動へと結集したことだけが新しい点であった。⁽¹⁾労働者運動の登場は、ドイツにおける一八四八年の革命の最も重要な事件だと言われたが、それは幾分誇張しているにしても、この出来事の意義を正しく評価している。一八四八・九年のドイツを覆っていた民主的な諸協会の網の密度は、大陸の他のどの国にも類を見ない⁽²⁾ということが従来の通説であったとすれば、我々は労働者諸協会についてのフロリンデ・バルザーの研究以来同様のことを主張し、一八、〇〇〇人という「労働者友愛会」^{アルバイタフフニアフリュンデング}の慎重に見積もられた会員数を引合いに出すことができる。⁽⁴⁾他に「労働者友愛会」と提携していなかった少なくとも五、〇〇〇人はいるケルンの労働者協会とライン

ラントの協会の会員がそれにつけ加わる。⁽⁵⁾

ドイツにおいて初めて大衆組織をもつて登場した労働者運動は、個人及び組織の面で民主主義の運動と緊密な関係にあった。⁽⁶⁾民主主義者がしばしば労働者諸協会を指導し、その新聞を編集したのに対して、労働者の指導者は、たいてい民主的な協会や労働者の協会の会員であった。⁽⁷⁾民主主義運動の基礎は、「労働者友愛会」の諸協会とケルンの労働者協会に結集した手工業者や労働者によって形成された。⁽⁸⁾彼等の大部分は「労働者・職人」、<sup>アルバイク
グゼレン</sup>従つてその社会的境遇がとくに不安定な、特別な技能を持った少数者であり、より小規模には家内工業従事者であった。⁽¹⁰⁾工場もしくは工業労働者は、当時は全労働者、<sup>アルバイク
グゼレン</sup>従つて「労働者・職人」のほんの一部であつたにすぎず、⁽¹¹⁾それがともかく現れたところでは、政治的には穏やかだつた。⁽¹²⁾

これらの手工業者と労働者とは、デモ或いは手に武器を持つて急進的な民主主義の要求を支持せねばならぬ場合には、革命的な闘争が続くかぎり、その主力をなしていた。⁽¹³⁾国民的統一は、自由と並んで民主主義の、従つてまた労働者運動の政綱の第一の項目であつた。国民的統一国家をその旗幟に記した一種の統一戦線は、一八四八・九年には左派自由主義者から共産主義者の指導者にまで及んだ。様々な政綱に述べられた意見は、このことをはつきり証明している。⁽¹⁴⁾従つて、民主主義者の諸協会と並ぶ組織として「労働者友愛会」が登場したことは、決してプロレタリア民主主義のブルジョア民主主義からの分離を意味したのでなく、「労働者」——当時は圧倒的に手工業の職人であつた——が悩まされていた社会・経済問題が、民主主義諸協会において十分に考慮され得なかつたということを立証しているにすぎない。革命的エネルギーの衰退と旧国家権力の強化とともに、自己保存のために協会が政治的に無害であることを強調することがどうしても必要となつたとき、労働者諸協会は、初めて純粹の社会問題を政治から切り離そうと努力した。⁽¹⁵⁾しかし後年におけるように、社会的なものが教育の衣装をまといて登場したときでさえも、社会的なものは政治的なものから殆ど切り

離せられなかった。

政治と社会問題の関係において、我々は主観的傾向と客観的傾向とをはっきり区別できる。「労働者友愛会」^{フュアラリエンツ}のどの指導者も純粹の社会運動を目論んではいなかった。この方向での後の声明は、戦術と解すべきである。しかしこの声明も社会問題自体が極めて重要な政治問題になったという事実を何ら変更するものではなかった。この発展の理論的な先取りは、三〇年代にはもう実証可能である。⁽¹⁶⁾けれどもこの発展は、ドイツにおいて初めてかなりの数の大衆が政治的な勢力の争いの場へ突き進み、そうすることによって社会問題が政治問題として提起された一八四八年に初めて歴史の現実⁽¹⁷⁾にその姿を現した。一八四八年に流布した「社会的民主主義」(“Soziale Demokratie”) 或いは「社会民主主義」⁽¹⁷⁾ (“Sozial-Demokratie”) という概念の中には、純国^{シュヴァイツボリチン}政^{ニュ}的^{ニュ}な民主主義に対して社会的なものを強調しようとする欲求と社会的なものによって同時に本質的には政治的なものが言われているという意識とが共鳴していた。従つてその当時新たに展開された「政治的」及び「社会的」という概念の二元論に反映された国家と社会の区別は、将来進展する民主化に直面してまでもや疑わしくならざるを得なかった。⁽¹⁸⁾他でもない「労働者友愛会」^{アルバイクフフアラリエンツ}の指導者、シュテファン・ボルンは、「政治と社会問題の緊密な関係」を強調した。「社会問題、労働の問題、日々の生活の問題が主要な問題であつて、他のすべては愚かな行為にすぎないと考える人達は沢山いる。しかし我々はこの意見に全く与みしない。何故なら、我々は労働者の状態を判断するさいに、そこで我々がそれに出会う歴史的な基盤を離れることはできないからである」⁽¹⁹⁾。現存の国家の枠内で社会問題に取り組み、労働者の解放の要求と平等の権利を持つ社会の一員としての彼等の編入への要求とを結びつけようとする「労働者友愛会」⁽²⁰⁾の試みは、決してそれ以上の政治改革の断念或いは暴力の断念を意味するものではなかった。何故ならボルン自身が、「社会問題は、最も広範囲な人民の支配の下でのみ解決されることができ」⁽²¹⁾と、述べていたからである。⁽²²⁾

「労働者友愛会」の支持者は、ドイツ国民国家への彼等の要求は、十分信用して民主主義者に任せられるので、自分達は「社会民主主義」の社会的な面だけにかかわればよいとは考えてもいなかった。このことは、例えば「我々は、我がフランクフルト議会が、……あらゆる方面へ我々の多種多様な祖国の諸制度の統一を首尾よくもたらすであろうことを信じている」⁽²³⁾という一八四八年五月二五日のボルンの政綱の条項から推論できるのである。従つて例えば、ベルリン労働者中央委員会が一八四八年六月に決議した労働者綱領第一二項——「一般居住権と移転の自由」⁽²⁴⁾——は、「特別な根拠を必要としなかった。労働者運動は大ドイツ主義で、最初から統一国家に賛成していた」⁽²⁴⁾。一八四八年八月末のベルリンでの「合同労働者議会への代表派遣」への訴えが、「祖国全土の労働階級」に対してなされたのは、殆ど自明のことであった。「労働者議会の確定する諸条項は、ドイツの社会的人民憲章であらねばならない」⁽²⁵⁾。それに付け加えて、「我々は国民の大多数である」⁽²⁵⁾と述べられているのは、もちろん思い違いであった。

一八四八年八月二三日から九月二日にかけてのベルリンの最初の労働者会議は、地域の組織がどの程度ドイツの政治的区分に適合しなければならないかという問題に携わらねばならなかった。「そうすることによつてドイツの統一が真つ先に表明されるので、（各領邦間の）政治的境界を全く考慮に入れ⁽²⁶⁾ない」ことが決議された。会議の議長は、プレスラウの労働者協会からベルリンへ派遣されたプレスラウ⁽²⁷⁾大学教授ネース・フォン・エーゼンベックであった。単一の国民国家は、彼の政治の主要な要求の一つだった。その中で社会的な要求が述べられている国民議会宛の会議の請願書においても、ドイツ国民国家について繰り返し言及されている。第二の請願書において、真の意味でのドイツ統一は、社会的な同権を前提として記され、第三の請願書においては、署名者達は、彼等が「国内の営業の取引のあらゆる障害を廃止し、共通の祖国の国境に単一の関税線を設ける」ことを要求するさいに、「この岩礁のためにドイツの統一が難破しない」ように、「正しい国境

を見つけ出すことは難しい⁽²⁸⁾」ことを述べている。

けれども「パウル教会に対する潜在的対立」——一八四八年の組織化された労働者はそのような状態にあった——が初めて公然と爆発したのは、国民議会が一八四八年八月二六日にマルメーの休戦条約を受諾した⁽²⁹⁾ことがきっかけとなって、革命的な方法によるドイツ統一の達成を究極の目的とする人民運動が発生した時であった。プロイセンは、ドイツ連邦を軽視して、国民の利益を裏切ったと非難されたから、この国民民主主義的目的の根底には強い反プロイセン的な感情があった。「プロイセン、イギリス、ロシアに対するドイツの戦争は、祖国を危機に陥れはするが、『ドイツ』の勝利を民主主義の勝利によって決まるものにするから、他ならぬその戦争によって祖国を救うことになるのだ」というエンゲルスの革命的な、フランス革命を模範とする構想は、実際の力関係を天才的に^(五)（一！）軽視したために少数の者の支持しか得られなかった。しかし「プロイセンの崩壊」は、「ドイツの真の統一」のための前提であり、「プロイセンは、ドイツ統一によって存続できなくなるから」、「ドイツ統一を最も恐れ」ざるを得ないという同じく『新ライン新聞』において主張された彼の見解に関しては、彼は当時決して孤出してはいなかった。休戦を批准したことによって、国民議会は「プロイセンへのドイツの吸収を決議した」と、続けて述べられている。⁽³⁰⁾「労働者友愛会」ベルリン中央委員会^{アルバイクフエフフリューゲルン}は、一〇月三日の宣言の中で国民議会を、「ドイツ国民の名においてドイツ統一を命じる代りに……ドイツの古い分裂状態を厳かに宣言した⁽³¹⁾」と、非難した。

しかし数ヶ月の中に状況は非常に変化したので、「労働者友愛会」は、ドイツ革命のそれまでの成果に對するあらゆる留保にもかかわらず、武器をもって議会を守る覚悟をしていた。例えばベルリンの会員達は、一八四八年一月にプロイセン全国議会と王権とが衝突したとき、そのような宣言をした。中央委員会——ポルン、キック、シュヴェニガー——は、一月二二日の回状において全地^{ベツイルクス}域・地区委員会^{ロカールコミテ}にフランクフルト

国民議會を守ることができるよう(32)に労働者を武装させることを要求した。組合金庫は、武器の調達に必要な信用貸しに当てられねばならなかった！

プロイセン王が、一八四九年四月二八日に(ドイツ皇帝の)帝位を最終的に拒否し、若干のドイツ諸侯が領邦議會を解散すると、ザクセン、ヴェストファーレン、プファルツ、バーデン、ヴュルテンベルクにおいて帝国憲法の実施を強要することを目的とする反乱が勃発した。民主主義者と労働者運動が先頭に立った帝国憲法闘争は、ドイツ国民国家のための運動でもあった。何故ならドイツ国民国家は、パウロ教会の決議した憲法と一致していたからである。マルメーの休戦後と同じように、左派自由主義者から民主主義者と「労働者友愛会」を経てマルクス、エンゲルスに至る統一戦線が、自然発生的に成立した。『友愛』は、一八四九年五月一日に戦闘への呼びかけを含む二つの論説を掲載した。第一論説の一行には、「復讐、殺された人民の子供たちのための仕返し」と記される一方、ボルンは、「帝国憲法だけが問題だったかぎり、我々はドイツ人民から蜂起など期待はしなかった。……今や問題は別だ。お気に召すならば、人民の代表と戯れ、彼等を追い散らすことは、諸侯にふさわしいことではないだろうか？ 我々は、フランクフルト国民議會を支持することによって、人民主権を支持したのであって、その他の何物も支持したわけではない。革鞭の支配が我々に告げられた以上、この上我々は何を期待するのだろうか？」と記した。ザクセンにおいて帝国憲法の擁護者になった「友愛会」と「ドイツ祖国協会」などのザクセンの諸協会は、この要求に応じた。(34)「ドイツ祖国協会」——ドイツ統一はその第一の政治的要求の一つだった——について言えば、労働者諸協会とのその人的な結びつきが如何に緊密であったことやその国民的要求がどれほどこれら諸協会の社会的要求の中に入り込んでいたかということが、よく知られている。(35)ドレスデンの五月蜂起に最初から参加していたボルンは、その終り頃には反徒たちの最高指揮官にさえた。(36)シュレージエンにおいても労働者の諸組織がそれに参加したバリケード戦

に至った。そしてそこでも戦闘の終了とともに労働者組織の最期の時が来た。⁽³⁷⁾

ホルンの手に汗を握らせる逃亡の後、労働者に南ドイツの反徒たちに加わることを求めたのはシュヴェニガー⁽⁷⁾だった。一八四八年五月二二日の『友愛』に、彼は全くホルンの意向にそって、「帝国憲法によってまだすべてが達成されない場合は、我々はその中でもっとより多くのものを戦い取るための武器を有している。……もしも我々が自らの権利を放棄するならば、ドイツはコサックになるだろう。……南ドイツは、帝国憲法のために、すなわちドイツの主権、自由そして統一のために立ち上がる。……すべては剣にかかっている」と、記した。蜂起の鎮圧後も、強まった反動の下で「労働者友愛会」が弾圧されたときにも、国民的な思想は、労働者運動の中で、とりわけ歌や詩の中で生き続けた。⁽³⁸⁾

マルクス、エンゲルスと、^{アルバイクフ・フエブリューデルン}「労働者友愛会」と如何なる結びつきも持たなかったケルン労働者協会の態度は、⁽³⁹⁾別個に考察されねばならない。マルクスとエンゲルスは、一八四八年四月に『ドイツにおける共産党の要求』——その第一条には「全ドイツは、単一・不可分の共和国であると宣言される」と記されている——という完成した政綱をもつてドイツの地に足を踏み入れた。ドイツ統一国家に対するこのような信条は、彼等の新ライン新聞——その発行部数は非常に多かった——の政治的諸原則の一つであった。⁽⁴⁰⁾労働者の組織を建設しようとするマルクスとエンゲルスの試みはさておいて、新ライン新聞の影響は、⁽⁴¹⁾「共産主義者同盟」、『共産党宣言』、『ドイツにおける共産党の要求』などのそれを遙かに凌いでいた。

マルクスとエンゲルスをケルン労働者協会の多数の会員と民主主義者とに結びつけた国民的統一の擁護は、⁽⁴²⁾他方国民的な要素の全くないゴットシャルクの影響下にあった協会の会員から彼等を遠ざけることになった。⁽⁴³⁾ゴットシャルクの立場は、一八四八年三月初旬にエルバーフェルトの労働者が、人民の集会である弁士が「ドイツの統一と自由」について論じようとしたとき、「出版の自由が我々と何の関係があるのか？ 我々が要求

しているのは食い物の自由なのだぞ！」と叫んで妨害したさいに、低い次元で言われたことを理論的に公式化したものであった。もしも全体像が一面的であつてはならないならば、このような声も無視してはならない。

これらの諸事件と一八四八・九年の革命の諸結果は、ドイツにおける労働者運動と国民運動のそれ以後の発展にとって決定的となった。帝国憲法闘争中、プロイセンが帝国憲法、従つてドイツ統一をも妨げているのだと信じられた。何故なら蜂起の大部分は、プロイセン軍によつて鎮圧されたからである。一八四八年九月には燃え上つていたプロイセン憎悪は、新しい糧を得て、ザクセンや南ドイツの民主主義の運動——それらは、それ以後大ドイツ的解決に忠実であつた——の中に決定的に根をおろした。我々は六〇年代にそれとまた出会うことになる。この闘争の鎮圧によつて革命が終つたことは、ドイツの国民の問題を国民的な革命によつて解決しようとした試みが、差し当つて挫折したということの意味していた。

第五章 一八四九年と一八六〇年前後の新しい運動との継続性

全ドイツ諸領邦で開始された「反動」は、民主的な諸協会や労働者諸協会の活動に終止符を打った。一八五四年の「連邦の決議」は、この経過を確定したにすぎない。⁽¹⁾強い移住の波——一八四九年の諸事件の結果、それは他ならぬ政治的に最も活発な反対派の勢力をとらえ、ドイツの民主主義と労働者運動にとって重大な損失を意味した——が、それに加わった。⁽²⁾それにもかかわらず、最初に国民協会、⁽³⁾進歩党或いはラサールが、六〇年代の労働者諸協会、さらにはドイツ労働者運動全体さえも産み出したという現在に至るまで支配的な意見は、改められねばならない。「新しい労働者の世界にとって四〇年代の終りと六〇年代はじめの出来事や事件の間には百年もあるかのような裂け目があった」というアウグスト・ペーベルの意見は、⁽⁴⁾現実により近いものである。何故なら（一八四〇年生まれの）彼の世代の労働者にとって、過去との結びつきは実際にはなかったからである。但し新しく成立した労働者運動の古参のメンバーに関しては、人員、理念、より小規模ではあるが組織と選挙行動の継続性——従って一八四八年・九年から六〇年代のはじめにかけての民主主義運動の大半の継続性も——を証明することができる。⁽⁴⁾

しかしここでは、どのようにしてまた誰を介して四八年の民主主義の国民国家の理念が、六〇年代初頭の労働者運動に浸透したかということだけが問われねばならない。それは、四八年の運動の急進的な民主主義者——彼等は当時既にしばしば労働者運動に接近し、六〇年代の労働者運動の指導者として後に頭角を現した——を通してか或いは五〇年代の終りに復活した民主的・国民的革命運動の中で最初の政治的印象を受け、労働者運動において指導者として活動する前に、このような精神でジャーナリストや組織者として活動した人たちを通して行われた。ラサール、彼の後継者であるベルンハルト・ベッカー⁽⁵⁾、リープクネヒト、ヨハン・フィリップ・ベッカー⁽⁶⁾など——彼等の国民民主主義的な性格は、革命によつて否定され得なかった——は、前者に属する。彼等ほど有名ではないが、ヴッパータール出身の最も活動的な民主主義者で、一八六三年五月ライプツィヒでラサールの全ドイツ労働者協会の創立に協力し、そのさいエルバーフェルト、バルメン、ゾーリンゲン諸市を代表し、その後何年間かそれらの地方の労働者運動を組織したフリーゴ・ヒルマン⁽⁶⁾、さらに一八四八年には既に「労働者友愛会」^{アルバイク・フュア・フリーゲルン}の指導的な役員であり、シュレースヴィヒ・ホルシュタインでは義勇兵として、次いでドレスデンではバリケードで戦い、一八六二年にドイツ労働者会議の準備委員に、一八六三年には全ドイツ労働者協会の創立委員及びそのライプツィヒ支部の指導者になったフリードリヒ・ヴィルヘルム・フリッツ⁽⁷⁾チェなどもそうである。ラサールの第二の後継者だったヨハン・バプティスト・フォン・シュヴァイツァー⁽⁸⁾とリープクネヒトやベーベルと並んでアイゼナハ派の指導者だったヴィルヘルム・ブラツケ⁽¹⁰⁾は、より若い世代に属する。シュヴァイツァーの政治的経歴は、五〇年代の終りと六〇年代はじめフランクフルトアムマインの新聞記者としてまた射撃・体操協会の会長として始まった。彼の政治的立場は、要するに未来のドイツ統一国家のために、プロイセンとオーストリアの崩壊を要求する大ドイツ主義的な考えをもつ国民革命的な民主主義者だと述べることができる。ブラツケは、一八六〇年に一八歳でブラウンシュヴァイクの男子体操協会

——それは、ドイツ体操協会の民主的・国民革命的な役割に結びついた——を創立した。⁽⁹⁾

アウグスト・ペーベルは、六〇年代のドイツ労働者運動の指導者のうち唯一人、四〇年代或いは五〇年代終りの国民革命運動において決定的な政治的印象を受けなかったように思われる。けれども、これが全く正しいと言えないことは、この若い輻輳職人の思想界を回顧してほぼ正しく再現している一引用文から推論できる。

ペーベルは、五〇年代の移住の制限について述べ、続けて次のように言っている。「これらすべての事情から、当時ドイツの労働者の頭脳の中に政治的・社会的目的が存在していたか或いはそれらが彼等に突然現れたかぎり、彼等がドイツ統一の実現の中に……彼等の理想を見たということが説明できる。何故なら、例えばプロイセンの手工業の徒弟が、ザクセンやバイエルンに定住しようとするか或いはその逆の場合、……それがどのような困難と損失とを招いたかを、現在（すなわち一九〇三年）ではもう全く想像することもできないからである」。因にそれは、社会的な要求がどのようにして統一ドイツ国民国家への要求に変わることができるかというこの重要な証拠である。労働者の大多数の記憶にある革命との連続を論じて、ペーベルは、「けれどもあの時代の記憶と知識とが存在していたかぎり、それらは自由主義と民主主義の運動に結びついた。そのさい民主主義的という言葉は、当然共和主義的だと受けとられた」と、述べている。⁽¹⁰⁾

たとえば微弱にせよこのような継続性——それは、新たに復活した労働者運動の国民国家の要求にとって重要になった——のあらわれは、一八五〇年三月一八日以来、同じような政治的動機から行われたデモと一緒に全ドイツの警察当局を煩わせた三月の祭典である。⁽¹¹⁾一八五三・五四年のストライキ運動、次いで労働人口の間で高まった動揺——それは、既に一八五五年以後の警察の報告によつて証明済みである⁽¹²⁾——は、社会的な動揺は、嵐のように開始された工業化の諸条件の下においても、他ならぬその諸条件の下においてこそ絶え間なく続いたということを示唆している。前工業プロレタリアートの貧窮が減少し、「労働者・職人」^{アルバイクツ・ゲゼレン}が、「労働者階

級」として拡大する商・工業経済の中に確固とした地位を占めるにつれて、「労働者運動」への要求は強くなった。一八五八・五九年以来、この社会経済的動機に新しい国民的興奮と国家の制限の実践の緩和とが加わって、労働者運動——最初はより広範囲な全国的人民運動と全面的に関係していた——の再開の時が来た。イタリア戦争^(二)、国民協会の創立、一八五九年のシラー祭は、この転換を際立たせた。

第六章 国民民主主義運動の最中の社会民主主義の再開

(一八五九—一八六三年)

その親プロイセン的な態度が、南西ドイツと南ドイツで批判を引き起した国民協会と対照的に、一八五九年一月一〇日のシラー祭は、ドイツ統一のための一般大衆運動の特性を持つていたと見なすことができる。その意見は、警察の報告、演説、記念刊行物などによつて証明することができる。⁽²⁾主として手工業者と労働者が参加したベルリンの祭典では、警察との衝突なしにはおさまらなかった。⁽³⁾祭典の目的は、「全ドイツのシラー祭は、ドイツの現在の憧れにも未来への希望にも……かかわるものであった。シラーという名前は、ドイツ統一のための……象徴である」⁽⁴⁾という新聞の論調から明らかになる。靴屋の親方(当時職人だった)ペーター・ウルリヒは、七〇年代にライプツィヒのシラー祭を回想して、植字工職人と印刷工職人に倣つて他の職業は、一月九・一〇日は休業して会合に出席し、祝うことを決議したと記した。そのさいにいわば政治的な淘汰が行われた。「職人身分に見出されると思われぬような人たちが、登場するのが見られた。彼等の多くは、後年労働者運動において指導的な役割を演じた」。沢山の終生の友情が結ばれた。「同志が時々ビールを

一杯やるために集まって、お互いに共通の問題を論じ合うことが差し当って決議された。従つてここで後年の労働者運動に役立つに違いない最初の強固な核心が作り出された⁽⁵⁾。それ故にそれはライプツィヒだけではなく、恐らくこの最初の人民のデモから、一〇年の中断後、その直後に再び生じた労働者諸協会への多くの系——国民的、全ドイツ的な祭典から労働者運動への多くの系——が紡がれた。

国民協会もまたこの系統の一つである。たとえ労働者に殆ど共鳴されなかつたにせよ、少なくともその民主派は、労働者を引き入れることに気を配っていた。ミュレンジーフエンは、一八六〇年二月に「労働階級抜きでは、一つのドイツはどっちみち夢にすぎない⁽⁶⁾」と述べた。そうでなくても現実の諸勢力の配置が問題になる場合には、益々実施することが困難な国民協会の政策は、全体として見ると、国民・民主主義的な方向よりも国民・自由主義的な方向へ押しやられていたから、ここではこの効果のないままに終つた萌芽を指摘するだけ⁽⁷⁾にしておこう。

とくに六〇年代のはじめに多数設立された体操協会と射撃協会は、「その時代の国民運動において大きな役割」を演じた。ペーベルは、これらの諸協会の特性を「主にドイツ問題に携わつた⁽⁸⁾」大衆集会だと記した。この運動は、一八六一年のニュルンベルクにおけるドイツ合唱祭、ライプツィヒにおける全ドイツ体操祭⁽⁹⁾、一八六三年のライプツィヒの戦役五〇年祭、労働者諸協会を含む全ドイツ民主主義の最後の催しであつた⁽¹⁰⁾一八六八年のウィーン射撃祭などでもつてその絶頂に達した。復活した労働者運動は、合唱祭と体操祭に決定的な役割を果たした⁽¹¹⁾。いやそれどころか、「労働者、体操選手及び歌手」は、当時は「成立しつつある国民的ドイツの支柱⁽¹²⁾」と見なされていた。従つて労働者運動は、一八四八年以来、常時ではないにしても、間欠的に行われた一般大衆の「政治化」を継承していたこの運動から切り離すことはできない⁽¹³⁾。六〇年代の中頃、労働者運動は、より幅の広い民主主義運動の真つ只中で情熱的にドイツの統一という目的のために戦つた。マルクスとエンゲ

ルスのドイツ労働者運動への影響は、その当時は極めて微々たるものであり、彼等の知的な力と憎悪によって鋭くされたまなざしは、「ロンドンからライプツィヒとケムニッツへの途中」のどこかで「消え失せて」しまわねばならなかった⁽¹⁴⁾という意見は、一理あるのである。とりわけプロイセンにおける労働者の弱体は、民主主義者との提携を必要とするというリープクネヒトの見解は、統計によって支持される。「全ドイツ労働者協会」は、一八六四年のラサールの死のさいには、約三、〇〇〇人の会員を有していた。「ドイツ労働者協会協会議⁽¹⁵⁾」(Der Vereinstag deutscher Arbeitervereine)には、一八六三年に約一八、〇〇〇人の労働者が代表されていた。一八六九年の数字によると八、〇〇〇人と約一三、〇〇〇人の会員がいた。⁽¹⁶⁾

ここで六〇年代の労働者運動の補充の基礎を一瞥することは、時機を得ている。一八六〇年に至っても工場労働者と鉱山労働者は、全男子従業者の総数の七分の一にすぎないと評価されているので、六〇年代のはじめに協会会議の労働者諸協会とラサールの全ドイツ労働者協会に組織された労働者が、主に小経営で働いていた手工業の職人であった⁽¹⁸⁾ということは、とくに驚くべきことではない。本来の意味での工場労働者が、労働者の核心を成しているところでは、労働者運動は余り発達しなかった⁽¹⁹⁾という公式は、六〇年代の終りに至るまで通用する。六〇年代におけるドイツ労働者運動の中心は、主として農村の小工業が優勢であるザクセン地区にあった。一八六七年の北ドイツ連邦の帝国議会の選挙の分析は、バーベルとリープクネヒトの党であるザクセン人民党とラサール派の候補者の選挙の勝利は、何はさておきザクセンの農村の農村のおかげだった⁽²⁰⁾ことを示している。ザクセンの選挙区は、一八六七年に六人の、ライン・ヴェストファーレンの選挙区は、三人の労働者の党の候補者を帝国議会に送ることができた。なおライン・ヴェストファーレンの選挙区のうち、次の選挙で社会民主党の候補者が当選したのは、バルメン・エルバーフェルトだけだったことを付け加えておこう。⁽²¹⁾

六〇年代のドイツ労働者運動の両翼にとつて国民の問題が重要であること、いや、緊急の問題であることは、文献の上ではずつと前から認められていた。⁽²²⁾ 但しこの事実から労働者運動の歴史にとつて必要な帰結は引き出されはしなかつたであらう。「大ドイツ」とか「小ドイツ」とかいうような両党派の差違を把握することのできない概念もまたしばしば理解を妨げた。単純な図式の助けによつてさまざまな立場や決定の共通点を見出すことは、もちろん非常に心をそる。全ドイツ労働者協会とドイツ労働者協会連盟⁽²³⁾の国家観の根本的な相違に面して、たとえ愛国者と祖国という言葉は、ほかでもない労働者運動の指導者たちの語法においては、一八七〇・七一年以後ドイツ帝国の担い手になつたグループのそれとは違つた意味を持つていたにせよ、両党派は愛国主義的で、彼等の祖国を支持したということをまず第一に確認しておこう。ラサール、シュヴァイツァー、リープクネヒトそして——より小規模ではあるにしても——ベーベルの政治的努力のはじめに大ドイツ・民主主義国民国家があつた。ラサールとシュヴァイツァーにとつてこの主張は、絶対的なものであり、彼等が主として国民民主主義的な動機から労働者運動に到達したのに対して、リープクネヒトとベーベルは、最初から国民の問題の解決を社会問題解決のための前提と見なしており、それ故に社会民主主義と国民民主主義の考えと衝動とを相並んで、同時に発展させた。リープクネヒトが、一八七二年にライプツィヒの陪審員たちの前で「若い時から私は二重の理想を考えていた。自由で単一のドイツと勤労民衆の解放、すなわち階級支配の廃止がそれである」⁽²⁴⁾と断言したとき、彼は、これら二つの要求が一八七一年に至る彼とベーベルの政治活動の期間、ことによるとそれ以上の期間に渡つてそうであつた順序を正確に述べているのである。ラサールとシュヴァイツァーが非常に早く、すなわち労働者の煽動に向かつたときに、ブルジョア・民主主義運動から離れ始めたのに対して、リープクネヒトとベーベルは、原則や戦術の面で非常に骨を折つて六〇年代末に漸くこれを果すことができた。⁽²⁵⁾

「ドイツ統一は、反動的な地盤の上には築かれ⁽²⁶⁾ない」というラサールの言葉は、一八六五年に至るまでドイツ労働者運動の両党派の国民的傾向に対して殆ど無条件に当てはまる。しかし差し迫った普墺戦争^(四)の印象の下で、いわんやプロイセンの勝利後、ドイツ問題では両党派の間に突然、政治の発展だけでは十分説明のつかない幅広い裂け目が生じた。一八七〇年九月に至るまで既成事実⁽²⁷⁾に順応する可能性は、つまるところラサール・シュヴァイツァーのグループが、ペーベル・リープクネヒトのグループと対立して発達させた国家観に基づくものであった。ラサールは、彼の労働者煽動を始めた時に、既に自由主義の「夜警国家理念」に反対していた。それ故に一八六二年の彼の『労働者綱領』においても、国家は「自由への人類のこのような発展を成就し」、労働者を「助けて、個人としてはそこに至り得ないような発展を得させる役割を与えられている⁽²⁷⁾」。国家信用によつて生産組合を設立する彼の綱領の要求は、この歴史哲学の原理の社会経済的現れである。彼の後継者シュヴァイツァーもこの立場を厳守した。例えば一八六五年の一論説において彼は、「国家概念」を「自由主義ブルジョア政党」と「労働者もしくは人民の政党」を最も本質的に区別する標識に高め、前者の国家観を、実際は「国家は、万人の利益のための万人の計画的な協力であらねばならない⁽²⁸⁾」のに、彼等は、「国家は、内外の社会関係の攪乱だけを防止せねばならない⁽²⁸⁾」と思っていると記した。ペーベルとリープクネヒトとの違いは、彼等が、社会改革が着手される前に、国家を先ず根本的に変えようとしたのに対して、ラサールと彼の後継者たちは、現在ある国家を彼等の要求の受け取り人にするか或いは少なくとも、リープクネヒトが一八六八年に公式化したように、「どのような国家が国家援助を行うべきである⁽²⁹⁾」かについて十分明確に述べなかった点にある⁽³⁰⁾。

リープクネヒトは、まだ全ドイツ労働者協会の会員であつた一八六五年の二月には、もう労働者への国家の譲歩は、「国家の援助ではなく、国家のための、従つて『支配階級』のための『援助』である」という言葉で

もつて国家援助に対する彼の態度のあらましを述べた。リープクネヒトの民主的な将来の理想である人民国家においても、本来如何なる国家援助も存在しない。何故ならそこでは「国家援助と自助とが一致するからである」⁽³¹⁾。彼は、「人民国家は人民を援助しない。それは人民であり、人民は人民国家において自分自身を助ける」という信条をこの主張の根拠にした。一八六八年に至っても彼は『自助と国家援助』と題する論説において、全く同じ意味で「国家が実際に協同組合を設立することをしおしお承諾せねばならぬ場合、今のその組織では、国家は労働者の中にその権力の支えを作るという目的しか考えていないことは、全く自明のことである」⁽³²⁾と論じた。ペーベルは、一八六九年末に書いた『我々の目標』という綱領書において殆ど逐語的にリープクネヒトに依つて、国家援助は民主主義国家からのみ受けとることができる⁽³³⁾と記した。「従つて国家は、階級支配に基づく国家から人民国家へと転換されねばならない。……次にこの国家において、全体が……個々の私企業を組合の生産に代える。このような国家においては、自助は人民の援助であり、人民の援助は国家の援助であり、従つて自助と国家の援助とは同一である」⁽³⁴⁾。一八七〇年六月の社会民主労働党の第一回会議でリープクネヒトは、「ストライキや他の非政治的な煽動手段によつては、賃銀制度の廃止は決して成しとげられない。現在の国家全体の崩壊とともに初めて新しい生産組織も可能なのである。それ故に我々は国家を我々のものにして、階級支配を知らず、主人も奴隸も許さず、組合に基づいて社会を組織する新しい国家を作らねばならない」と、同じ主題を持ち出した。

しかし彼等の術語が、ペーベルとリープクネヒトが、マルクスとエンゲルスの立場から遙かに離れていたことについて思い違いをさせてはならない。ロンドンに住んでいたマルクスとエンゲルスは、ペーベルとまったく強くリープクネヒトは、真に革命的というより単なる民主的な政治家にすぎず、彼等にとつて全ドイツ人を含む民主的統一国家は、全世界の社会革命化の過程の必要な段階ではなく、目的そのもの、いや一種の心情にか

かわる問題と言つてもいいものであることにまさしく感じていた。リープクネヒトが、一八六八年一〇月半ばに「国家と社会問題」⁽³⁵⁾という論説で彼の歴史哲学の概要を簡潔に述べて、「スイスと北アメリカ合衆国という二つの国家社会を別にすると、今日においてもなお国家の目的は、支配的な個人或いは階級の福祉に従属」させられ、「万人の福祉の促進が、真の国家の目的として共同の労働によって施行されることは」、歴史の歩みの中でめつたに成功しないと主張したときに、それはとくに明らかにした。常に社会問題が存在したというのが、その結果である。『社会問題は政治的な原因から生じる』という結論が、上述のことから否応なしに出てくる。リープクネヒトにとってここでは理論よりも政治的な実践が問題であつたことは、社会問題の解決は、「国家権力を……全国家社会の成果」にすることを意味するという最後の文章によつて明らかにする。「それ故に『政治の心配をするな!』と労働者に言うことは、彼等にその状態の改善を断念することを要求することに他ならない」。はじめの文章がプロイセンに対して向けられているとすれば、最後の文章はラサール派の社会問題の不当な強調と労働者諸協会の活動を教育・賃銀問題に限定する自由主義者と人民党^(五)の傾向に対して向けられている。

エンゲルスは、マルクスに対してリープクネヒトの論述をドイツ労働者協会会議の政治的情况に余り理解を示さない友好的でない言葉でもつて次のように論評している。「又してもヴィルヘルムの新聞の何という愚劣な号だろう。今週は社会的なものは政治的なものによつて決定され、その逆ではないという結論になることのために愚にもつかぬ論説が付け加えられている。……殆ど全部の論説がたわごとでいっぱいだ」⁽³⁶⁾。けれどもマルクスは、一八六九年八月に怒りに燃えて彼の友人に宛てて「あいつは、未来の『民主主義国家』⁽³⁷⁾を信じているのだ。内々でそれは、或いは立憲主義のイギリスであり、或いはブルジョア的なアメリカ合衆国であり、或いは惨めなスイスなのだ。革命的な政治についてあいつはまるで分かつていないのだ」と、リープクネヒトに

ついで書いたとき、エンゲルスを上まわっていた。因にマルクスの二つの主張は的を射ていた。リープクネヒトは、前者を即座に確認したのであるうし、後者に対しては彼自身の構想を対抗させたであろう。その場合は、双方が「革命的な政治」という言葉の下でその当時全く違ったものを理解していたことが、もちろん明るみに出たであろう。

あらゆる相違にもかかわらず、ラサール派とその敵対者は、ドイツ労働者協会連盟の指導者とマルクス、エンゲルスより近い関係にあった。異なつた国家観が彼等を引き離しはしたが、しかし彼等は、少なくともどの国家から援助を受けるべきか、所与の「階級国家」からか或いは未来の「人民国家」からかについて争うことができるかぎり一致していた。けれどもマルクス、エンゲルスにとっては、彼等の革命の期待の視界においては人民国家すら、その中に何らの価値も持たない戦術的な構想にすぎなかつた。ラサール派の実際の・政治的な態度と協会会議に組織された労働者或いは後年のアイゼナハ派のそれと比較するならば、全ドイツ労働者協会は、むしろプロイセン・ドイツの政治の現実と妥協しがちであることが目立っている。それには主に二つの理由が、すなわちどの国家から援助を受けるべきかという問いに対する煮え切らない答えと全ドイツ労働者協会の会員が主としてプロイセンの出身であるという事実が挙げられる。それに反して、先ず第一にドイツ労働者協会連盟の補充の基礎であつた非プロイセン地域においては、革命期からの反プロイセン的ルサンチマンが、まだ非常に生々しく残っていたので、民主的な人民国家の実現を望んで成立途上にあつたプロイセン・ドイツ国家を否定するのに、ほかの衝撃を殆ど必要としなかつた。そこでは国家援助は、内乱の敵意を負わされている憎まれている国家からの援助を意味したのである。それは、ラサール派にとってさえも問題にならない動機だつた。

ドイツ問題に対する全ドイツ労働者協会の態度の基本線は、ラサールとシュヴァイツァー——彼等の国政評

論は、イタリアの統一によってひき起された危機と同時に始まった——によって確立された。ラサールは、一八五九年に彼の著書の標題である——「イタリア戦役とプロイセンの使命」について意見を述べたさい、「自由・独立の国民として存在する権利の原理」に絶対的な、歴史哲学的な根拠のある優位を認めた。何故ならこの原理は、「それ自身の歴史的発展と自己実現の途上にある国民精神の法に根ざしている」⁽³⁸⁾からである。この歴史哲学の構想の枠内では、ナポレオン三世は、^(六)彼に幾つかの事を同時に成し遂げさせる一種の「理性の詭計」^(七)に従う世界精神の執行吏として登場する。というのはナポレオンがイタリアを解放すると、そうすることによって彼は、「文化に最も敵意のある国家概念」であるオーストリアを破壊することになるからである。その最も手近な結果は、ドイツの二元性の廃止であろう。何故なら「オーストリアは破壊され、プロイセンとドイツとが重なり合う」からである。いやそれ以上である。——「ナポレオンがイタリアを解放するならば、よい。我々はシュレースヴィヒ・ホルシュタインを奪おう」——最後に一八四八年以来しばしば呼び起された国民的決戦のビジョン——もしもボナパルトがシュレースヴィヒ・ホルシュタインに関してドイツに反対し、戦争になるならば、「ドイツの民主主義自身が、プロイセンの旗を担うだろう」⁽³⁹⁾——が登場する。

一年後ラサールの意見は、人民のみが国家の統一を実現することができ、王朝はそのさい邪魔になる——それは、彼が一八六三年に自分の目標は、「大ドイツマイナス諸王朝」であるという公式で表現した思想なのだが——という趣旨に変わった。彼にとつて統一を産み出す「人民」は、一八六二年、従つて彼が労働者煽動を開始して以来、「我々の国民としての存在を……勝ちとら」ねばならず、それ故に彼等の勝利は、「我々の国民としての存在の条件」となる「労働者階級」の中に具体的な形をとつた。その「鈍い大群の足音」を摂理の秘密に通じていたラサールが、「はるかかなたで」既に聞きとつていた「労働者の大隊」が、心ならずも歴史の判決を執行したナポレオンに取つて代つた。「君たちの人間性を奪つて商品にする生産の状態のきずなから君

たちを……救え。ドイツ精神を没落から救え。それと同時にドイツ国民を細分化から救え⁽⁴²⁾という一八六三・六四年冬の『バステイアールシュルツェ・フォン・デーリチュ氏』の末尾の文章のバトスもまたこの知識から来ている。社会問題とともにドイツ問題をも解決する労働者大隊へのこの訴えは、「国民の生存におけるこのような打開は、ブルジョアジーによつては決して行われることはできないし、行われる筈はない⁽⁴³⁾」ということが認識されたとき、またビスマルクとプロイセン王をラサールの篡奪した摂理の道へ興味を抱かせる試みが挫折した後では、まだ残されている唯一の活路であつた。彼がこの試みを最初からそもそも見込みがあると思つていたかどうかは、依然として疑問である。そうでなければ、彼は一八六三年六月ビスマルクに、「王の方もいつか真に革命的で国民的な進路をとるといふもちろん極めてありそうもない歩みを決心できた⁽⁴⁴⁾」という条件の下での労働者の支持を恐らく約束しはしなかつたであらう。ラサールは、「真に国民的な進路」を有していると思つていたようである。

ヨハン・バプティスト・フォン・シュヴァイツァーの一八六〇年の著書『統一への唯一の道』は、ドナウ（オーストリア）王国——ラサールと対照的にシュヴァイツァーはそれに彼の国民的な望みをかけていた——の弱体、そしてプロイセンの無活動についての国民的・オーストリアびいきのグループの幻滅を反映している。諸侯と国民の利害は、祖国の最も重要な死活問題については一八四八年以来一致していない。「四八年の墓穴から、ハプスブルクでもホーエンツォレルンでもなく、一つのドイツ！ という叫びが聞こえてくる」。その当時既に革命的民主主義は、両王朝に対して単一不可分の祖国の理念のために向こう見ずに戦つた。その時以来、「ドイツにおける……民主主義政党は、同時に国民的な政党なのだ⁽⁴⁵⁾」。「この統一の達成は、徹底的な革命によつてのみ行われることができる」というのが、この文章からの彼の結論であつた。疑念を抱いていたにもかかわらず、彼は一八六三年に至つても『オーストリアの首位』という著書において、オーストリアの

反動をプロイセンのそれよりひどいと見なしてはいたが、オーストリアの覇権の方を選んだ。急進的な政党は、他でもなくそれが「単一ドイツ的」で、「全ドイツ的」であるという理由で、オーストリアの方を取らねばならない。何故ならドイツの国土の一部を除外することによって祖国を切り取るよりもよその国土によって祖国を大きくするほうが、いずれにしてもまだからである。「将来のドイツ帝国に……現在のドイツ連邦領のたった一つの村でも欠けているとしたら、これは国家の恥さらしである。ドイツ語が話される最も遠隔な村の一番小さな小屋は、全体の守護を期待できる神聖な権利を持っている」⁽⁴⁶⁾。シュヴァイツァーが後年このような極端な結論から離れたのに反して、ベーベルとリープクネヒトは、まさに一八六六年以後この立場に近づいたのを我々は見ることになる。

第七章 ポーランドとシュレースヴィヒ・ホルシュタイン

一八六三年春のポーランドの蜂起^(二)は、自由主義者から民主主義者を経てまだ殆ど見分けのつかない社会民主主義者に至るドイツの国民運動を大きな困難に直面させた。何故なら国民国家という目標の共通性は、直ちにドイツの国家利益と結びつけることができなかったからである。^(一)そのうえ労働者運動は、丁度その組織の準備段階にあった。ラサールの全ドイツ労働者協会は、蜂起の突発の二ヶ月以上後の五月末に漸く創立され、ドイツ労働者協会協会会議に至っては六月初めに創立された。従って組織されたばかりの労働者運動の立場は問題にならない。労働者は、すべての国民主義的な考えを抱いているドイツ人と同じように、ビスマルクとマルクスによってその特徴が示されている両極端の見解の中間に位置していた。ビスマルクは、プロイセン・ロシア間にアルフェンスレーベン協定^(三)を成立させた。それによってポーランドの分割の現状のままでの存続とポーランド人のいう意味でのポーランド国民の拒否とが保証されたので、首尾一貫した国民国家の原則で測ってみると、ドイツ国民国家への要求もまた少なくとも原則的には疑わしく見えざるを得なかった。それに反してマルクスは、偉大な歴史的国民——彼は当時ドイツ人同様ポーランド人をそれに算入していた——のための国民

家の原理を彼の革命の全構想と関連させた。彼にとつて重大なのは、ポーランドとドイツが、ロシア、プロイセン、オーストリア三保守王国の犠牲において国民的な共和国として成立することであつた。⁽²⁾

一八六三年春、ロンドンのドイツ労働者教育協会は、「ポーランド問題はドイツ問題である。独立のポーランドなしには、独立・単一のドイツはなく、ロシアの支配からのドイツの解放はない。……今日ポーランドは、いわゆる国民協会の自由主義的指導者の中にその最も熱心な反対者を、ロシアは彼等の中にその最も有用な道具を見出す。……各人は自分で、この自由主義的ロシア主義がどの程度プロイセンの首脳部とつながるかを決断することになるう」⁽³⁾と、この傾向の意見を述べた。この決議の内容は、多分ラサールがポーランド決議へと駆り立てた組織された労働者の気分をも再現している。但しラサールは、ポーランドの敗北が既に決まっていた秋になって漸く、それに明確な表現を与えた。ロシアは、ポーランドの領土の権利証書を持っていないが、プロイセンは持っている、ラサールはここで東部におけるドイツの文化的使命を用いて論じている。のみならず戦争に訴えてでも「ドイツの保護の下での独立のポーランドの再建」を推し進めることが、……「ドイツの最も身近な利益である」⁽⁴⁾。ラサールは、その当時民主主義と労働者運動にあまねく広まっていた反ロシア的な傾向を維持しつつ、例えば前に引用された決議に見られる反プロイセン的な傾向を親プロイセン的なそれにたわめた。彼がもっと早い時機にそして異なった傾向でもってポーランド決議を書いたならば、彼はきつとビスマルクの政治的意図とその実現の可能性とを妨げたであろう。

ラサールのこのような傾向は、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン問題において一層はつきりと現れることになった。全ドイツ労働者協会とドイツ労働者協会協議が創立されたのは、デンマークからの両公国の分離をめざす国民運動の時期であつた。全ドイツ労働者協会の創立大会の準備のさいにも、第一回協定会議のさ

いにも、新たに形成された労働者運動は国民運動のなくてはならない一部であることに対する疑念は起り得なかったもので、二つの傾向の労働者協会が、シュレースヴィヒ・ホルシュタインの同胞の解放を求める一八六三年一月の「国民協会」の呼びかけに即座に応じたことは、もはや驚くべきことではない。「シュレースヴィヒ・ホルシュタイン抜きドイツは、存在してはならない」という労働者協会の決議からの文章、ハンブルクにおける「シュレースヴィヒ・ホルシュタイン問題のための労働者協会」の形成と多くの協会の労働者の武装への要求は、その当時の気分を良く表している。⁽⁷⁾ライプツィヒにおいては、あらゆる傾向の労働者集会が、「我々は、祖国の名譽、權利、自由が脅かされる場合には何時でも、我々の腕をそれらのために貸すことをドイツ労働者の義務と見なしている」と、確定した。協会会議の労働者諸協会の統一的な行動は、それらの全体組織が未だ端緒の段階にあつたからばかりでなく、それらがその「政治的」或いは「非政治的」性格についての討論によつて活動力の一部を奪われていたこともあつて、不可能であつたにせよ、同じような決議は、他の都市の労働者集会によつてもなされた。⁽⁸⁾

ラサールと当時はまだ全ドイツ労働者協会の会員だつたリーブクネヒトは、労働者が「国民的」熱狂に陥らないようにしようと試みたが、無駄骨だつた。自分がより優れた国民的洞察を持つていることが分つていながら、聞いてもらえない者の憤懣は、ラサールが一八六三年一二月に、ハンブルクの彼の支持者たちが義勇軍に加わろうとしたとき、「正統な諸侯の權利のために戦うのが民主的なのだろうか。三三人もの諸侯の他にまだ三四番目の諸侯を産み出すのが、国民的なのだろうか？ それはドイツ統一への熱望なのだろうか？」と、彼等と呼びかけた言葉に現れている。ラサールが反対の言葉を向けたのは、アウグステンブルク公⁽⁹⁾ただけであつて、プロイセンではないのだ！ 彼がこのときプロイセンによるシュレースヴィヒ・ホルシュタイン両公国の併合に対してどのような態度をとつたであろうかは、少なくともまだ明らかではない。その立論に早速特色の

ある反プロイセン的な辛辣な皮肉を付け足したリープクネヒトは、全く違っていた。一二月に彼は、プロイセンによる両公国の併合——それは「真のドイツ統一に対する最も確かな対抗手段」であり、「ビスマルク氏とプロイセンの自由主義者の偽のドイツ統一」を具現するだけであろう——に對して警告した。⁽¹⁰⁾従つて彼は、両公国の占領前に既に彼も望んでいたシュレースヴィヒ・ホルシュタインの「解放」と、彼が予言し、のちにドイツ・デンマーク戦争後プロイセンが追求した政策——彼はこの時期にはもうそれを「偽」国民政策として「真の」国民政策と峻別していた——の間にはっきりした境界線を引いた。ラサールの発言は、例によつてリープクネヒトのそれよりも歯切れが悪い。けれども両者が、組織された労働者の明白な多数と反對にどんな犠牲を払つてもイレデント^(四)タ国民主義を信奉しようとせず、彼等のドイツ問題の構想を、ドイツ人全部が単一の国家の中に統合されるのを見たいという労働者の多数の願望に従わせたことは、何れにせよ明らかになる。但しラサールもリープクネヒトも義勇軍で戦おうとした労働者も、まだ至るところで生きているように見える一八四八年九月の人民運動の後継者であると感じることができた。「国民協會党と民主主義党」⁽¹¹⁾との協力と、警察の報告の表現を借りれば、「政治的騷擾と労働者運動の融合」とは、その当時は十分可能だった。ルートヴィヒ・ビュヒナー^(五)が、一八六四年二月二十八日のマインツの労働者会議で「労働者運動と国民問題」というテーマについて論じたのは、それを示していた。⁽¹²⁾

ドイツ・デンマーク戦争後、両公国はどのような形式でドイツ連邦に併合されるかという問題の決定が下されねばならなかったとき、ラサールはそこに「大きな、非常に大きな、ことによるととも重要な一撃」⁽¹³⁾へのチャンスを見てとつた。彼は、一八六四年九月二五日に開かれる予定の人民集會に「ビスマルク氏に、オーストリアの意志に反して、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン両公国を併合することによつて、その義務を果すことを要求する」という決議文を提出しようとした。因にプロイセンは両公国を占領すべきであるという要求

は、一八五九年に刊行された彼の著書『イタリア戦役とプロイセンの使命』の中に既に見出される。そうすることによって、彼は一八六四年に実際には最後の切札を出してしまつたが、それは両公国の併合がオーストリアとの戦争——それが進むにつれて、ビスマルクは普通選挙権を公布せざるを得ないことに気づくだろう——を引き起すことを、彼が望んだからである。ラサールはこの「一撃」を演出できる前に、八月二八日に決闘で倒れた。彼がこのような決議を成立させることができたかどうかは、極めて疑わしいように思われる。何故なら一月七日にアルトナの集会は、プロイセンが先頭に立つことをはっきり拒否したし、同じ傾向が、一八六五年五月二二・二三日のフランクフルトアムマインでの「全ドイツ労働者協会」の代表者会議で支配的になつたからである。⁽¹⁵⁾

ラサールの後継者シュヴァイツァーのドイツ問題に関する態度もまた煮えきらなかつた。一八六四年一二月の『^{ソツァーレ・デ・モークラト}社会民主主義者』第一号の彼の綱領の解説は、ベーベルの言葉を借りれば、「全く議論の余地のない、党のすべての有力な人たちによって承認された綱領」⁽¹⁶⁾——その場合彼のいう「党」とは、当時の全労働者運動のことである——であつた。その第二項には、「我々は、外に対しては無力で、国内では専横である無力で分裂せる祖国を望まない。強力な全ドイツ、単一で自由な人民国家を我々は望んでいる」⁽¹⁷⁾と記されている。けれどもシュヴァイツァーの態度とのこのような一致は、長くは続かなかつた。一八六五年二月にはもう、リープクネヒト、マルクス、エンゲルスや若干の他の民主的なジャーナリストたちの意見によれば、ビスマルクを誉めすぎた『⁽¹⁸⁾ビスマルクの内閣』という彼の論説のシリーズがもとで、シュヴァイツァーと彼等は絶交した。⁽¹⁹⁾シュヴァイツァーは、二月の終りにドイツにおいては、「プロイセンと国民」という二つの要素だけが政治競技を支配していると思つてゐた。そのさい彼は国民とプロレタリアートを同一視してゐた。何故なら彼は、「⁽²⁰⁾プロイセンの銃剣かドイツのプロレタリアのげんこつかのどちらかである。我々は第三のものを認めない」

と続けて言っているからである。彼の主張が最後に勝つと絶対に確信していたことは、オーストリアびいきの過去が、この場合とくに彼の邪魔になったに違いないとしても、権威主義的なプロイセンの統一に対する疑念を克服することを彼に容易にしたであろう。彼がまだ完全にプロイセン的解決に宗旨変えしてなかったことは、「ドイツ語圏オーストリア諸州抜き」の『統一ドイツ』という小ドイツ的な思想」を「国民とその未来への反逆」と特色づけていることから読みとれる。⁽²¹⁾「我々は、一つの村、一つのマイエルホーフ、最も遠い僻地の最小の小屋も失ってはならない」と、一八六三年の彼のパンフレットそのままと言ってもよいような表現で述べられている。現実の勢力関係に対する彼の感覚は、疑いもなく彼が、ピスマルクと彼の仲間は、プロイセンの過去の地盤の上しっかりと立っている。我々と我々の仲間は、ドイツの未来の地盤に立脚している⁽²²⁾という彼の分析の結果から、一年後の戦争勃発のさいに政治的な結論を引き出すことを明らかに容易にした。今のところは、具体的な過去の方を取り、ユートピア的な未来を取らないことにしなければならなかった。未来の構想は、この選択が、ドイツの未来はプロイセンの過去に属さないという信念を仲介するかぎりにおいてそれを可能にした。けれども全ドイツ労働者協会内で取り得る態度の全範囲は、シュヴァイツァーの立場でもつてはまだ測定されていない。^{ソツフィルデモクラート}『社会民主主義者』の同じ号のイゼルローンでの国王誕生日の祝典——その進行中にその地の労働者協会は、プロイセンの国王を「労働者の友」であると宣言して、彼に祝電を打った——についてのテルケ⁽²³⁾の報告を読むと、それが初めて明らかになる。

第八章 一八六六年のドイツの「内戦」

プロイセン・オーストリアの敵対は、一八六五年が進むにつれて、目に見えて激化した。国民民主主義及びそれとともに労働者運動は、今や（はつきりした）立場を取らねばならなかった。ヨハン・フィリップ・ベッカーが、この年の夏、国際労働者協会ドイツ支部の精神にのっとって作成した「社会民主党の宣言」の草案もまた、国民問題の明白な痕跡を示している。⁽¹⁾一八六五年九月のシュトゥットガルトの協会会議では、ドイツ問題は速やかな決定に向かつて進んでいるという印象の下に、従来政治問題よりも社会問題に関心があつた労働者諸協会をドイツの民主的統一のために熱中させようと大いに努力した多数の民主主義グループの指導者が登場した。⁽²⁾ゾネマン⁽¹⁾が、ドイツブルシェンシャフト五〇周年の祭典のさいに、「現代のバリケードの上に立っているのは、労働者であつて学生ではない」と叫んだとき、彼は労働者に対する人民党のこの関心の秘密を漏らしたのである。この意見の表明は、また労働者運動がその当時まだその中にとどまっていた国民民主主義の連続性に光を投じる。九月のドイツ人民党の創立大会は、「ドイツにおける敵対関係に「プロイセンやオーストリアの盟主でなく、連邦的な結合、……連邦権力と国民代表」⁽⁴⁾という決まり文句を対立させた。けれども悪化し

ていく政治状況の印象の下で、また依然としてなまなましく残っている一八四八年の伝統を忘れずに、人民党も直ぐ戦闘的な言葉を取り入れた。何れにせよ一八六五年から六六年の変り目に同党では、「この統一問題は革命的な問題である。……それ故に……上からか……さもなくば下から——人民による暴力によってのみ」解決され得る⁽⁵⁾ことが認められた。

一八六五年七月にプロイセンから追放された後、リープクネヒトはライプツィヒに定住し、八月初旬にペーベルと出会い、ザクセンの労働者教育協会に加入し、全ドイツ的な意味でそれに影響を与えた。従って彼はもうベルリンの中央委員会やシュヴァイツァーに気を使う必要はなかった。九月初旬に彼は「シュレーズヴィヒ・ホルシュタインの分割は、ドイツの分割の序曲である。……事実の論理によってシュレーズヴィヒ・ホルシュタインの二元的な解決にドイツ問題の二元的な解決が続くであろう⁽⁶⁾」と、オーストリアもしくはプロイセンの解決以外の第三の二元的解決の可能性を予言した。一月初旬にリープクネヒトは、「プロイセンとともにドイツに抗するか、ドイツとともにプロイセンに抗するか⁽⁷⁾」という決まり文句でもってドイツのジレンマ一般だけでなく、一八六六年と一八七〇—七一年の解決から彼の党にとって生じることになる事態のあらましを述べた。すなわちプロイセンの勝利後、リープクネヒトとペーベルの指導の下に協会会議と民主的諸協会に組織化された労働者は、国民的・民主的な革命によって形成される「大ドイツ」の理想を探ることを決定し、他方シュヴァイツァーの指導するラサール派は、若干の抵抗と一時の動揺はあったが、「大プロイセン」——彼等はそれに社会革命の精神を植えつけることを望んだ——という現実を探ることを決定した。

戦争勃発の直前に国民の問題に対する労働者運動の煽動は、最高潮に達した。一八六六年五月初旬、ペーベルは、ブルジョア民主主義と労働者運動の両党派が共同して催し、優に五、〇〇〇人が参加した人民集会に決議案を提出した。それは満場一致で採択され、第五項において「外国とドイツの領土を闇取引するのに役立つ

だけのドイツの内戦の場合は、ドイツ人民は、一人の男がそうするように、手に武器を持ってその財産と名譽を守るために立ち上がる⁽⁸⁾」という期待が述べられていた。多くの地方がライプツィヒの例に倣った。例えば五月一三日のマインガウのドイツ労働者連盟労働者会議は、同じ意味の意見を表明した。ジュネーブの国際労働者協会のドイツ臨時中央委員会は、同じ時期にヨハン・フィリップ・ベッカーの署名した「普墺戦争に対するドイツプロレタリアートの立場に関する……決議」を起草した。そこでは、「危機にある祖国」が宣言され、「兄弟殺しの」戦争が意味するであろうような「不幸から祖国を」守る力は、諸領邦の政府には認められていない。それ故に「不可分の祖国全体を守るために全国民の武装が開始され、「全国委員会にドイツの国土の不可侵性と国民のすべての神聖な利益の防衛と守護」とが委ねられ、ドイツの自由で統一的な形成を成就するために帝国参議院が召集」されねばならない⁽¹⁰⁾。

六月二日リープクネヒトは、ザクセンをくまなく回る一〇日間の扇動の旅に出た。その期間に労働者運動の社会的要求は、殆ど全く国民的要求の背後に退いた。それも例えばケムニッツにおけるように生粋の労働者の聴衆に演説したところでもそうであった。⁽¹¹⁾ケムニッツの集会においてリープクネヒトは、「人民は組織されねばならない。とりわけドイツの運命は労働者の手中にある。……労働者階級の解放が問題なのだ！ 祖国の救済が問題なのだ！」と、叫んだ。リープクネヒトが労働者運動と国民運動との結びつきを如何に緊密なものとしていたかが、これ以上はと言つていいほどはつきりとそこに述べられていた。ペーベルは、第一聖霊降臨祭日にフランクフルトアムマインで、三、〇〇〇人の聴衆を前にして（リープクネヒトとは）違った調子で次のような演説をした。「バーデンにおいて誰が何百人もの自由の戦士たちを撃ち殺したのか？ プロイセンだ！ ドレスデンにおいて誰が五月の蜂起を鎮圧したのか？ プロイセンだ！ このプロイセンをドイツの頂点に据えようとするのか？ 現在の危機に関して言えば、プロイセンがそれを引き起したことを何人も否定しな

いだらう。プロイセン以外のドイツが、一人の男のように立ち上がって、内戦の冷静な見物人であるつもりはないということを示すことによつてのみ、内戦は防止され、プロイセンをその柵内に追い返すことができるのだ。……それにもかかわらず、内戦が突発する場合は、全人民が立ち上つて、平和の破壊者としてのプロイセンに抗して進軍してほしい」。続いて可決された決議は、この演説の内容と全く一致するものであつた。⁽¹³⁾

「我々の希望は南ドイツにかかつてゐる。南ドイツで人民党がその責任を果し、政府から譲歩を戦い取り、とりわけ人民運動をやり抜いて、王朝の戦争を人民の戦争に転化させるならば、国民の理想の勝利は確かである⁽¹⁴⁾」という六月二〇日のライプツィヒからの彼の通信が証明しているように、リープクネヒトは、戦争勃発後においてすらも、戦争が直接革命に移行し得ることを確信していた。従つてリープクネヒトにとつて、国民の理想とは、革命のことであつた。彼とベーベルとは、当時普墺戦争によつて引き起されるであろう間近に迫つた民主的な革命を本気で信じていた。⁽¹⁵⁾

リープクネヒトとベーベルにとつて、国民の問題の解決が、次の社会問題の解決に先んじて行われねばならない第一歩であつたから、彼等は、南ドイツ・ザクセン色の反プロイセン政策——それは、ドイツ統一の問題を先ず第一に自由と隷属との対立によつて決定されると見ていた——については、人民党と提携した。彼等のプロイセン嫌いは、⁽¹⁶⁾プロイセン軍が、一八四九年の帝国憲法のための人民運動を鎮圧した時代からのものである南ドイツ・ザクセンの伝統の一部だつた。人民党とのこの同盟はどうしても必要だつた。何故ならリープクネヒトは、その数的弱体の故に単独の労働者運動の見込みが余りないと思つていたからである。それ故に一八六九年以後も、彼は、強力な労働者運動は、何世代か後に初めて生じ得るという理由から相変らず民主主義との提携を要求していた。⁽¹⁷⁾けれども、この同盟によつてすらも、ベーベルとリープクネヒトの国民的・民主的革命の期待は幻想——それは、むしろ彼等が、個人的な価値の序列において彼等の要求のどの項目に最も重きを

置いたかの証明であつた——であつた。

プロイセンの勝利後もリープクネヒト、バーベルとザクセンの民主主義者達は、現実の圧力に屈してプロイセンによるドイツ問題の将来の解決に順応するにはほど遠かつた。八月一九日に彼等は、ケムニッツへ邦大会を召集した。因に全ドイツ労働者協会の会員も新しい民主主義政党を創立するためにその大会に参加した。そこで採択された「ケムニッツ綱領」は、戦争の結果に対する彼等の回答と解されねばならない。綱領は、前文で戦争を「それは……我々の共通の祖国の分割……をもたさざるを得なかつたので……国民の不幸」だと非難した。「どんなことがあつてもまたどんな地域でもドイツの自由と統一の敵と戦わねばならない」と、プロイセンに対する彼等の新たな挑戦には述べられていた。綱領の本文である「民主主義の諸要求」の冒頭に、

「一、人民の無制限の自決権。二、世襲的な中央権力でも、プロイセンの指導下の小ドイツでも、……オーストリアの指導下の大ドイツでもない民主的國家形態へのドイツ統一⁽¹⁸⁾」が述べられていた。

シュヴァイツァーにとつては、それと反対に原理でなく、戦略の問題が重要であつた。戦争勃発の日の一八六六年六月一六日に、ライプツィヒの全ドイツ労働者協会の総会で「社会民主党の現在の責務」について彼が行つた報告は、彼に態度を表明する機会を与えた。ドイツの紛争でどちらの側につくかという重苦しい問題が出発点となつた。「反動」と「多数の小國家」の本拠であるオーストリアからは、労働者は何も期待できない。このチャンスは、彼等自身の目的の促進、すなわち普通選挙権の獲得のために利用されねばならない。プロイセンにおいては、今が好機である。「我々が、プロイセン政府をさらに我々に譲歩するように追いつめることに成功して」初めて、労働者運動は、はつきりとプロイセンに味方してもよい。「そのとき、我々は、勝利はベネデク……の旗のもとにでなく、ビスマルクとガリバルディの旗のもとにあることに、我々がなし得るかぎり寄与することになる⁽¹⁹⁾」。

彼の協会の支持者が、主としてプロイセンで補充され、プロイセン的・愛国

的心情を持っていたという事実の考慮も戦術の要求を原則に優先させること——シュヴァイツァーの現実政策——の一つだった。⁽²⁰⁾ ブラウンシュヴァイクのラサール派は、数少ない例外の一つだった。彼等は、七月一日に「現在の絶望的な状況にある祖国ドイツに必要であることの討議のために」人民大会を召集した。それは、とりわけ「我々は、統一された自由な祖国ドイツを求める」という提案された決議の第三の要求と解された。⁽²¹⁾

「この戦争から……統一されたドイツ」が生じるようにというシュヴァイツァーの願望は、現実には合うように引き下げられた次のような彼の最小限の政綱と一致していたように思われる。七月二〇日に彼は、「我々は、ドイツの自由と同時にドイツの統一を戦いとることを望んだ。現状に直面して、この希望は差し当って消え失せた。しかし我々は、少なくとも統一を戦いとる見込みはある」という言葉でそれを記した。プロイセンの勝利という事実を、「オーストリアよりも、プロイセンが勝った」方がよかったという決まり文句で受け入れた後、彼はドイツ問題の解決を「我々が望んだ解決」ではないにしても、「実際に存在」する「解決」と言わねばならず、⁽²²⁾ 他の方向を指し示すすべての政治的希望を置き去りにせねばならなかった。「プロイセン政府は北ドイツ連邦で満足するが、ドイツ国民はこのようなものでは満足できない」という文章は、⁽²³⁾ オーストリアのドイツ人に、もったいぶって告げられた権利の主張にすぎず、リーブクネヒトの意見の方に傾いていた支持者への実際には意味のない戦術的な譲歩でしかないように見える。演説でビスマルクを「今世紀最大の政治家」と賞讃したかつての全ドイツ労働者協会会長、カール・ヴィルヘルム・テルケは、シュヴァイツァーよりもさらに一步を進めた。戦いの後には、「現にある状態に基づいてドイツの統一を目差して努力することを如何に可能にするかについて述べること」しかできない。その場合「最終目的としてホーエンツォレルン帝国を予期できる。」⁽²⁵⁾ 一八七一年の諸事件の予言的・国民投票的な先取りをこれ以上にはつきりと述べることは殆ど不可能だった。全ドイツ労働者協会のエルフルト総会は、一二月末にシュヴァイツァーの発言によって予め指示

された路線に全くとどまる綱領に賛成投票した。総会は、綱領において統一と自由の即刻の実現を断念したばかりでなく、ドイツ労働者協会会議に対する溝をも増大させた。この綱領の第一項は、「それによつてのみ、ドイツ人民には栄光に満ちた国民の前途が可能になる、ドイツのすべての部族の内部的・組織的に全く融合した国家統一への統合、すなわち統一を経て自由へ！」⁽²⁶⁾を要求した。

ベーベルやリープクネヒトや彼等の影響下にある労働者諸協会にとつて統一と自由とは切り離せないものであったから、彼等はこの命題に賛成しなかったであろう。それでもつて全ドイツ労働者協会が、その新綱領において一八六六年の諸事件を片づけようと試みたこの決まり文句は、セダンの戦い^(三)に至るまで続くことになるドイツ労働者運動の他の部分に対するその対立をはっきりと際立たせた。国民の問題——或いはその目下および未来の解決と言つた方がいいかもしれない——に対する立場は、この時期の全ドイツ労働者協会とドイツ労働者協会協会会議とを極めて深刻に仲違いさせた。それは、独仏戦争^(四)に至る年月——この時期には、国民の問題は、ラサール派にとつて、(労働者運動の)もう一つの流れの場合ほど強く中心になることはなかったのだ、意味を喪失した——の他のあらゆる相違の陰にかくれていた。全ドイツ労働者協会は、どちらかといえば労働者の政党であり、そこでは政治問題が社会問題をそれほど強く背景に押しやることはなかったから、まさにそこで、プロイセン国家内への統合の兆し——例えば議會での協力の問題におけるような——が現れた。この兆しは、シュヴァイツァーが存在する対立を戦術的によりよく利用できるように強調したので、両グループの張り合いによつて一層促進された。従つてシュヴァイツァーは、一八六七年に北ドイツ帝国議會でドイツ労働者運動の両党派の立場の特徴を以下のように述べた。「要するに、我々は、国内の狀態に不満で、それを抜本的に変革しようと努力はしているが、新たに形成された祖国の内部にとどまっている。彼等は祖国の外側にあり、そこにとどまろうとしている」⁽²⁷⁾。「彼等」(「協会會議」)が一八六六年の決定を拒否したのは、彼等

においては、国民的な要求が、全ドイツ労働者協会におけるそれとは比較にならないほど大きな役割を演じたからであった。彼等は、北ドイツ連邦の創立を国民問題の解決のための基礎とすら見なすことができなかった。小ドイツ的解決は、彼等には大ドイツ的解決を永久にではないにしても、長期間不可能にしようように思われた。彼等が、シュヴァイツァーと彼の支持者たちによって育まれた「北ドイツ連邦を自由に基づいて形成する」ことができるという幻想にふけることがなかっただけになおさらそうであった。

この問題に関してマルクスとエンゲルスに対する（彼等）の対立は殆どそれに劣らずはつきりしていた。ロンドンに住んでいたマルクスとエンゲルスは、——因にリーブクネヒトもそうなのであるが——一八四八年の敗者の一人ではあったが、思想的に自らの非を認めないばかりか、あらゆる政治状況を彼等の世界革命の見積りに最も有効に利用しようとして決心していたようである。亡命状態にある「二人の党」として、このことは、知的な変り身の早さだけの問題と言つてもよいもので、後年レーニンにとつてそうであったような組織の問題ではまだなかった。彼等は、プロイセンにおける革命、少なくともオーストリアの勝利をしつかりと計算に入れていたが、最初の驚愕の後⁽³⁰⁾に、マルクスが書いているように、「もしかしたら（但し、あのベルリン人がだ！）革命を引き起したかもしれない」プロイセンの大敗を別にすれば、⁽³²⁾「プロイセンの大勝利以上に好都合なことは起り」得なかったであろうということを認識した。エンゲルスは、彼の友人のこの考えを続けて次のように敷衍した。プロイセンの指導の下での、ドイツの最大部分の統一の必然的な結果である中央集権化や集中化のような利益にかんがみて、「プロイセン主義のドイツへの避け難い氾濫」や「スラブ人を即座に進出させる……ことになり、それに対して『遺憾ながら何事もなし得ない』ドイツ語圏オーストリアの一時的な分離」などの不利益は、がまんされねばならない。彼は、今、目の前にある「ドイツのプロレタリアートの全国的な組織と統一へのより大きな便宜を利用するために、『事実を正当化せずに』とにかく受け入れねばならな

い」というスローガンを述べた。

マルクスとエンゲルスが——もちろん明確にはないが——発展させたすべての事件と過程を、社会革命を促進し、彼等に由来する労働者運動の一種の理想型に役立つことになる問題に従属させる「機能主義」的な理論が、この驚くべき変り身の早さの背景であった。毎日滞っている決定にかかわり合い、すべてのドイツ人を包含する民主共和国の理想に感情的に結びつけられていたベーベルとリープクネヒトは、高度の理論的見地からのこのような世界革命の樂觀主義に追従することはできなかったし、そうするつもりもなかった。「事実を理屈抜きで受け入れる」ことは、その当時彼等にとって彼等の政治目標が不確かな未来の中に消え失せてしまふのを見ていることを意味したであろう。「プロイセンが強くなるとしたら、我々はもう二・三代待たなければならぬでしょう」と、リープクネヒトはエンゲルスに書いた。六〇年代に彼が追求した最初の政治的目的、すなわち全ドイツの民主的統一は、プロイセンの勝利とともに最低限の実現の見通しを失ってしまったというかぎりでは、リープクネヒトの観察は正しかった。

マルクスとエンゲルスは、一八四八年以来過ぎ去った二〇年の間に彼等が待ち望んでいた社会革命が突然行われることはないと⁽³⁵⁾いうことを学びはしたものの、何時も革命の可能性をあてにして経済的・政治的事件を聴診していた。ベーベルやリープクネヒトに対する彼等の相違は、異なつた時代の見解に基づいているのである。彼等にとって政治革命は、真のプロレタリア革命のための起爆作用になるものであり、それ自体何らの価値を意味するものではなかった。彼等はベーベルやリープクネヒトよりも容易にプロイセンの勝利とその結果を受け入れることができた。何故なら彼等の革命の座標系におけるその価値は、ベーベルとリープクネヒトが当時その中で生きていた政治的観念の体系におけるよりもずっと僅かであつたからである。ベーベル、リープクネヒトと彼等の党派にとって、オーストリア——それは彼等には依然としてプロイセンよりも進歩的であつ

た——抜きのドイツ統一は完全なものではなかった。彼等は、ドイツの自由が従来の政治状況によるよりもプロイセンの勝利によってより危険に晒されていると思つていた。⁽³⁶⁾カウツキーが後年「後装銃とモルトケの天才^(五)は、リープクネヒトとベーベル、ドイツ革命と大ドイツ主義的統一ではなく、ビスマルクと小ドイツ……の方⁽³⁷⁾を」選んだと記したとき、彼は、マルクスとエンゲルスもある意味で一八六六年と一八七一年の勝者であつたと、付け加えることができたであらう。何故なら彼等の理論、或いはとりわけカウツキーの影響下に彼等の理論と思われていたものは、ドイツ問題がもつとドイツ民主主義とその当時のドイツ労働者運動の意向にそつて解決されたならば、一八九一年に至る二〇年もの間、公認の党イデオロギーとして受け入れられることは、恐らくなかつたであらうからである。ベーベルとリープクネヒトは、結局ドイツ問題が王朝の戦争の形で決定され、人民の戦争の形で決定されず、ドイツ統一が、後年革命的人民運動による代りに王朝によつて達成されることに打ち勝つことはできなかった。

第九章 北ドイツ帝国議会における論争

一八六七年二月一二日の北ドイツ連邦憲法制定帝国議会の選挙にザクセン人民党と全ドイツ労働者協会は、二五の選挙区に候補者——もちろんそれらのうち人民党の二人の代表しか当選しなかった——を立てた。グラウハウ・メーラーネにおけるベーベルの勝利——全ドイツ労働者協会の候補者フリッツチェに対する——とツヴィッカウ・クリミチアウにおけるシュラプスの勝利は、何よりも一八四八年の意を汲んで「古き民主主義的」であった労働者の票によるものであった。⁽¹⁾全くその選挙人の意向にそってシュラプスは、一八四八年の議會を唯一の合法的な議會と認めると公言し、「帝国と人民に敵対的なプロイセンの政策」に対して激しく抗議した。「スイス人とオランダ人とを離反させ、アルザス人を根っからのフランス人にした」この政策は、常に我々の側についていたルクセンブルク人を我々から追い払ってしまった。⁽²⁾……と、彼は続けて述べた。ベーベルもまた彼の使命を、とりわけプロイセンの反国民的な政策に対して、「統一でなく、ドイツの分裂を宣言する連邦、自由と人民の権利の最後のなごりを根絶するためにドイツを大兵營にするように定められている連邦に対して」抗議することにあると考えていた。それによって非難として公式化された三つの主題、すなわち

辺境の放棄、分裂の永続化、ドイツのプロイセンの兵營への転化——それらは、ザクセン人民党とドイツ労働者協会連盟に由来するドイツ労働者運動の党派の議会演説を、遙か七〇年代に至るまで規定した——が提唱された。政府は、統一も自由も実現しなかったと非難された。その場合、統一抜き自由は現実化されることはできないということが、前提とされていた。

全ドイツ労働者協会においてさえも、一八六六年以後急速な幻滅と批判的な態度の兆しが見られた。既に戦時中にブラウンシュヴァイクのラサル派は、国民親に関してドイツ労働者協会連盟に極めて接近していた。

一八六七年の選挙へのその呼びかけは、「全大ドイツがよみがえるべきであるし、よみがえらねばならない。」「万人に対する公正、労働に対しても公正」という二つの要求によつて支配されている。けれども「全ドイツの統一」が「すべての課題の中で最大の課題」として現れている。⁽⁴⁾一八六七年五月の全ドイツ労働者協会の総会で可決された「努力目標の基本的特質」の第一項においては、「ドイツ国民は、自由な運動が彼等に保証され、統一的に活動できる場合にのみ、その力を十分に確認することができる」。⁽⁵⁾全ドイツ労働者協会は、「全ドイツが単一・自由な人民国家に結合されることを望む」と、幾分慎重に確定された。他の傾向の説明との対立は、とりわけその語調にあった。それは要求ではなく、むしろ政治の現実に対抗して表明される願望である。「外国からの重大な危険が祖国ドイツを脅かす場合は、私は今やドイツの国家の実権の頂点であるプロイセン王とその政府を、議会の内外で個人の意のままにすることができるとして支持するよう努力するであろう」⁽⁶⁾という北ドイツ連邦帝国議会の選挙後、バルメン・エルバーフェルトでなされたシュヴァイツァーの声明から推定されるように、人々は差し当って如何なる場合にも政治の現実を受け入れようとして見るように見えた。シュヴァイツァーと彼の党の国民的な衝動は、とにかく存在している祖国に集中した。ビスマルクの結果本位の政策の魅力は、当然のことながらシュヴァイツァーと彼の支持者に影響を及ぼし

たのに反して、ペーベルとリープクネヒトは民主主義者や少数の自由主義者とともに終止冷淡であつた。

シュヴァイツァーの他にラインケとフェルスターリンクが、一八六七年八月に帝国議会議員に当選した。その他の八選挙区においては、全ドイツ労働者協会の候補者は落選した。後にフリッツェがラインケの後任になる一方、一八六九年の新選挙によってハーゼンクレーファーとメンデが帝国議会の議席を得た。ザクセン人民党は、ペーベルとシュラプスの他にリープクネヒトとゲッツを、すなわちそれが立てた全候補者を帝国議会に送ることができた。一八六七年九月末にペーベルは、国王の開会式辞に対する帝国議会の答辞についての討論で（以下のように）述べた。自分は、帝国議会の「国民の名において語ることができる」権利を疑う。何故なら帝国議会は「国民の一部」の代表者「にすぎない」からである。答辞で話題にされている成果には「ドイツ国民の観点から非常に慨嘆されねばならない」損失が対立している。彼は「帝国の古い構成要素であるルクセンブルクが……事実上ドイツにとって失われた」ことと、プラハ平和条約第(二)四条によると北シュレースヴィヒ地方の喪失が見込まれていることを忘れないように注意している。「一、八〇〇万人のドイツ人が締め出され、そのうちの(一)一、〇〇〇万人が講和条約によって他ならぬこれから先も自らをドイツ人と称する権利を認められなかったならば」、(二)「ドイツの偉業」について語ることができるであろうかと、ペーベルは続けて述べている。ピスマルクは、国民に対する裏切りというところがめを含んだこれらの非難によって攻撃されていると感じた。彼はペーベルに対して直ちに、ルクセンブルクに駐屯軍をおく権利のための戦争は無責任であつたろうと異議を唱えた。それは疑いもなく誠実に述べられた議論であつたが、彼の反対者は言い逃れとしか評価しなかったであろう。フェルスターリンクは、この後発言し、(三)ペーベル・リープクネヒト派のスローガン「自由を経て統一へ」に彼の党派のスローガン「統一を経て自由へ」を対立させ、自由が話題にされ得る前に先ず第一に国民が存在しなければならぬ」と述べることによって、ペーベル、リープクネヒトの党派を論駁して、ピ

スマルクを間接に援助した。もちろん彼もまた「ドイツの二分に対する」抗議——たとえこれが、シンパにその責任があると思われた修辭的な決まり文句になり下がったにしても——に加わった。「しかし我々、労働者は、政治面で一つのドイツを必要とするのみならず、我々の社会的状況の故にそれを持たねばならない。……国民の総力が結集されたときにのみ……社会問題の解決は……成し遂げ」⁽⁹⁾られると、フェルスターリンクは社会問題に話を移した。他の党派はフェルスターリンクのこの曖昧な発言と自己を同一視することはできなかったであろう。リープクネヒトが当時ベルリンの人民集会において述べたように、彼等はそれに対して「社会問題の解決が話題にされ」得る「前に」、「民主的ブルジョアジー」とともに「民主的な国家の基礎」⁽¹⁰⁾を戦い取る必要を強調した。同様に彼等は当時の政治状況を未来の統一の原形と認めること、すなわち一〇月末にベルリンの全ドイツ労働者協会に提出されたシュヴァイツァーの決議案——そこでは、「プロイセンによって作り出された力は、ドイツ統一の樹立の可能性を自らの中に有している」⁽¹¹⁾と述べられていた——で非常にはつきりと表明されていた承認を拒否した。

両派の意見の相違は、一週後の「ドイツが今こんなに分裂し、外に対して無力なのはそのおかげだ」⁽¹²⁾というリープクネヒトの「血と鉄の政策」の断罪と、「プロイセンを核心とする力が、我が祖国ドイツを……遂に外国に認めさせ、尊敬されるようにした。このことは将来も行われるであろう。我々は彼等とともに昨年、敵意のある人々が感嘆して認めざるを得なかったプロイセンの特性すらも否定し、それにけちをつける気など毛頭ない」⁽¹³⁾というシュヴァイツァーの賛歌においてこれ以上はないほど対照的に述べられている。それはまた前日の、一〇月一七日のリープクネヒトの帝国議会の演説に対するシュヴァイツァーの回答でもあった。その演説でリープクネヒトは、プロイセンの軍隊はその使命を果さなかったと政府を非難して次のように述べている。「ルクセンブルク、……さらに北シュレースヴィヒの故意の放棄、……さらには遺憾ながら現在なおロシアに

支配されているバルト海沿岸諸州のドイツ少数民族の臆面もない圧迫を忘れないでいただきたい。」この既に膨張的な国民主義は、「（帝国の）輝かしい新形成以来、外国が一つまた一つとドイツの肉体から」ちぎれていくという苦情によつて補足されている。「すべてのドイツの愛国者は、昨年の諸事件を思い出すと、苦痛に襲われる。私もその当時敗北を喫したものの一人である。しかし君たちの帝国は暴力によつて建設され、暴力に頼っているということを考えてみたまえ。諸国家を永久に強化するパテは一つしかない。それは正義と自由なのだ」⁽¹⁴⁾。

既に九月末にベーベルが行つてはいたが、リープクネヒトはここで一種のイレデントナ国民主義——但しそれは、そしてそれが独特の変形であるのだが、外国よりも自国の政治に対して向けられていた——を展開している。彼等は二人とも数世紀にわたつてドイツから切り離された地域を支配体制の歴史的な責任にしている。支配体制は一八六六年に打ち破られたので、「ドイツの愛国者」は、他人のものである新「帝国」との関係を絶つた。それ以後誰がより優れた愛国者であるか、誰がより愛国的であるか、いや誰がよりドイツ的であるか、従つて誰が、国民の問題に関してより優れた議論でもつて反対者を政治的にも精神的にも悪者にする事ができるかが、争点となるだろう。現実には世論と執行権を意のままにする者が常にそれに成功するであろうが、事実上敗者であるが、道徳的にはそうでない者の希望は、彼が日々直面している権力は、それ自身のうちに自らの腐敗の芽を蔵しているということに向けられるであろう。従つて権力へのあてこすりも、支配体制が崩壊するぞという殆どむきだしの脅かしであり、このようなものとして単なる修辭的な言葉のあやではない。何故ならリープクネヒトとベーベルは、その当時単に国家的な規模でなく、ヨーロッパ的な規模での支配体制の崩壊が、間近に迫っていると本気で信じていたからである。⁽¹⁵⁾

北ドイツ帝国議会におけるドイツ労働者運動の二つの傾向の行動方式は、シュヴァイツァーが「新たに形成された祖国の内にとどまる」という彼の主張を、リープクネヒトが、自分にとつて帝国議会は「北ドイツの分

離派との戦いのための戦場」——そこで彼はドイツ並びに自由の敵にもう一度立ち向かうことを望んだ⁽¹⁶⁾——「にすぎない」と主張したのと、全く同じように本気でしていたことを証明している。一八六七年一二月末のベルリンの全ドイツ労働者協会の第六回総会の決議と一八六八年一月初頭の創刊された人民党の機関紙——ライプツィヒで刊行された『民主主義週報』紙——の第一号のリープクネヒトの声明『我々の政綱』は、両党派の既知の、独仏戦争に至るまで殆ど変らない立場を示している。全ドイツ労働者協会の決議は、何時もの、ことさらに控え目な表現——それは「認識」され、「認め」られ、「確定」はされるが、要求はされない——で記されている。「プロイセンの増大とドイツの縮小とが、その最終目標であるあの破滅をもたらす政策に対する生死を賭しての戦い⁽¹⁷⁾」というリープクネヒトの表現は、それと全く違っている。彼がいわれもなく長い間ずっとマルクス、エンゲルスとつきあっていたのでなかったことが分る。マルクス、エンゲルスのより多く理論化する事態の考察は、彼の性に合わなかったにしても、彼は彼等の才気煥発な、対立を決まり文句に縮めてしまう言葉遣いの多くを身につけた。「ドイツ問題と労働者問題」という二つの極めて緊急な時事問題は、リープクネヒトによれば、「自由という共通の旗の下に偉大な祖国のすべての部族を（もちろんドイツ系オーストリア人をも）統合するドイツ人民国家」においてのみ解決されねばならない。⁽¹⁸⁾それに反して全ドイツ労働者協会の決議の第一項は、帝国議会の討議から知られるシュヴァイツァーの議論をもう一度要約して、議会における彼の意見の表明が彼の党の意見を再現していることを確認している。そこでは、「ドイツ統一の起り得る現実化の兆しは、……すべてのドイツ部族を包含する自由な統一国家の樹立の中にのみ」見ることができると述べられている。従って全ドイツ労働者協会は、「自由抜きの一統」を作り出そうとする試みと同様にドイツの永続的な分割を目差すプロイセンの連邦分立主義的なすべての政策と戦う。けれども国民の自由の樹立は、協会にとってそれ自体目的なのではなく、社会的自由をももたらす最終目標に至る手段にすぎないのである⁽¹⁹⁾」。

第二〇章 国際労働者協会とドイツ問題

一八六八年のニュルンベルクの協定会議と一八六九年の社会民主労働者党のアイゼナハ創立党会議で、国際労働者協会、いわゆる第一インターナショナルの綱領が、ベーベルとリープクネヒトの指導するドイツ労働者運動の党派の綱領の構成要素にされた。それは、従来殆どの場合、その党派もまた政治問題——先ず第一に国民の問題——に背を向けて、社会問題と取り組んだことのしるしと見なされていた。しかしヨハン・フィリップ・ベッカー——彼は、ジュネーブから国際労働者協会のドイツ支部を組織し、一八六六年一月以降「ドイツの支部グループの中央機関紙」として雑誌『先触れの使者』^{フオーアポルテ}を刊行した——の刊行物を吟味するだけで、インターナショナルを社会主義や反国民主義或いは非国民主義と同一視することは極めて疑わしく思える。彼の論説『我々は何を欲し、何をすべきであるか』——それは『先触れの使者』^{フオーアポルテ}第一号の序論であり、ニュルンベルクでの討議中に国際労働者協会の「綱領」として協定会議に採択することを勧められた——の中に既に「国際的な立場から出発するけれども……それにもかかわらず、我々は……我々の主要な活動をドイツの自由で統一的な形成……に向けるであろう」⁽²⁾という文章が見出される。同年四月にベッカーが、「ヨーロッパのどこか

で理性的な国家政治と全く公正な国際政治が有効に働か……ねばならないならば」、「自由な、統一ドイツ」をそのための条件であるとして挙げたとき、彼はこの意見によつて「協会会議」に所属していた労働者諸協会と一致していた。「政治的な軛を払いのけること、国民的な課題の履行は自由なドイツ帝国統一の樹立を意味する⁽³⁾」という主張についても同じことが言える。国民的な衝動の点で、普墺戦争勃発直前の国際労働者協会ドイツ支部の声明は、ドイツ国内の如何なる労働者協会にも劣るものではなかった。一八六六年以後もベーベル、リーブクネヒト、ベッカーの間には完全な一致が見られた。一八六七年六月に彼の雑誌で行ったベッカーのビスマルクの反国民的政策への攻撃は、ベーベル、シュラプス、リーブクネヒトの議論——彼等は春と秋に帝国議会の演壇からこの議論をビスマルクに面と向かつて浴びせた——とびつたり一致していた。ビスマルクとヴィルヘルム一世は、「ルクセンブルクの要塞にあつたドイツ民族の保護のための最も重要な防壁を除去し」なければならなかった。「……ルクセンブルクを放棄することによつて、ビスマルクの栄光に満ちたドイツの統一政策は、哀れなドイツを文字どおり『四分する』——北部を連邦に、南部を破壊に、オーストリアを追放に、ルクセンブルクを外国の王家にもたらず——ことに首尾よく成功した⁽⁵⁾」と、ベッカーは記した。

ベッカーは、これらの年月の彼の発言によつてドイツ労働者運動により強い影響を及ぼすために戦術上必要であつたであらうと思われたことを遥かに越えてしまった。このような戦術は、例えばドイツにおいて労働者諸政党が全国的な範囲で創立されること、ここでは国民の問題が、それがまだ解決されていないが故に中心になること、それについての解決がはつきりしてくるにつれて、それが少なくとも労働者運動の一翼によつて厳しく拒否されることなどをとりわけ考慮に入れねばならなかったであらう。ベッカーの生涯、一八六六年の彼の発言、アルザス・ロレーヌ問題に対する彼の後年の態度の表明は、論説や決議で彼が何度もドイツ国民国家の問題と取り組んださい、単なる戦術上の理由と全く違ったものが、一八四八・九年のこの民主的な革命家と

義勇兵の指導者を動かしていたということを証明している。従つてヨハン・フィリップ・ベッカーによつてドイツで宣伝され、組織されたような性質のインターナショナルは、ドイツ労働者運動によつて追求された民主的統一国家にも、ベーベルとリープクネヒトが、その当時、この目標を他のすべての政治・社会目標に優先させたという事実にも対立するものではなかつた。

それにもかかわらず、一八六八年と一八六九年に最終的に借用された綱領の諸個条の起草者はベッカーではなく、マルクスであつたと意義を唱えることができるかもしれない。けれども最近ロジャー・モーガンは、ドイツ労働者協会連盟と後年にはアイゼナハ派をインターナショナルと部分的に同一視することや、それによつてひき起された「ブルジョア民主主義からのプロレタリア民主主義の分離」にとつて、とりわけベーベルとリープクネヒトの戦術的な理由が決定的であつた⁽⁷⁾ことを実証した。すなわちベーベルとリープクネヒトは、シュヴァイツァーが彼等よりもマルクスとエンゲルスに気に入られること、シュヴァイツァーが、ベッカーの倦むことのない活動のお蔭で、國際労働者協会がドイツで持つてゐる威信を自分のためにだけ利用し、⁽⁸⁾ドイツ労働者協会連盟ととくにザクセン人民党は、社会問題をなおざりにしているという主張によつてドイツ労働者運動における彼等の影響をそこなうことができることを恐れた。更に連盟は、一方では全ドイツ労働者協会に対して、他方では人民党に対して一線を画するために、社会問題にも必要な重要さを認めた何らかの詳細に定式化された綱領を必要とした。この場合、内容よりはむしろ綱領そのものが問題であつた。何故ならベーベルは、例えば一八六八年七月二三日には、インターナショナルの綱領がそもそものようなものであるかをまだ知らなかつたし、⁽⁹⁾八月の半ばまで連盟及び人民党の新聞には、一八六六年のベッカーの論説——『我々は何を欲し、何をすべきであるか』——が、國際労働者協会の綱領として印刷されていたからである。ドイツ労働者協会連盟の黨員は、八月末に初めて彼等の新聞からライプツィヒ本部所在地の綱領の提案は、一八六四

年にマルクスが起草した国際労働者協会規約の前文に依拠していることができた。⁽¹¹⁾ 一八六八年九月五日から七日まで開かれたニュルンベルクの協会大会への代表国の大部分は、どの綱領が討議されているのか結局分らなかったし、リープクネヒト、ベーベル、シュヴァイヘル、ファールタイヒと若干の他の者を別によれば、殆ど誰も労働者階級の組織形態としてのインターナショナルに関心を持たなかった。

第一章 ニュルンベルクとアイゼナハ（一八六八年及び一八六九年）

ニュルンベルクにおいては、「政治・社会運動の不可分なこと」が、綱領の討議の核心であり、「真の争点」であることが明らかになった。「国家のみが社会問題を解決」し得るという主張は、リーブクネヒトの綱領問題についての演説の終点ではなく、出発点であつた。⁽¹⁾ 一方ではラサール派に対する境界線をくつきりと際立たせ、他方では政治問題の社会問題に対する優位をはっきりさせるために、彼は続けて次のように述べた。「けれども国家は今日支配階級の手にある。それは政治的に組織された階級支配である。従つて平等と公正の意味での国家の改造は、労働者解放の必要な前提条件である」。自由主義者に対しては、以下の発言が向けられた。「社会・政治問題は不可分のものであるから、彼等の社会的な敵対者から政治に関しても離れることが、労働者の利益である」。けれども民主主義者がこれらの発言を誤解することを予防し、会議で社会的な、いや社会主義的な綱領の諸項目を強調しすぎることによって生じるかもしれない民主主義からの離反という政治的に憂慮すべき結果を避けるために、リーブクネヒトは民主主義と社会主義との緊密な関係をはっきりと指摘した。——「社会主義労働者運動は……根っから民主的である。——もともと私にとつて民主的と社会主義

的とは同一の表現である。労働者は民主主義の軍団の大部分を形成するのだから、民主人民党はとにかく民主的な労働者党と手を結ばねばならない」。

リープクネヒト、ベーベル及び彼等の友人たちは、「ニュルンベルク会議の成行きは確かにシュヴァイツァーに対する彼等の立場を強化したが、人民党からの分離とそれによる広範囲の政治的基盤の喪失の危険が、前よりもさし迫っていることを熟知していた。人民党が、九月末のシュトゥットガルトの党大会で連盟の新綱領への同意を表明したのは、ひとえにヨハン・ヤコービの影響によるものであった。リープクネヒトが、新綱領の社会的な部分ではまともに手をつけられなかったことは、「社会問題……は、ドイツ問題が討議されているところではどこでも議事日程の一つであらねばならない」という当惑を隠す、いやそれよりもむしろ明らかに彼らの表現から判断できる。政治と社会問題の関係を扱っている綱領第三項は、次のようなリープクネヒトとベーベルの政治のイメージとびつたり一致していた。すなわち「政治的自由は、労働階級の経済的解放のためのなくてはならない前提条件である。それ故に社会問題は政治問題から切り離すことはできない。前者の解決は後者次第であり、民主主義国家においてのみ可能である」⁽³⁾。

リープクネヒトの選挙問題についての報告では、ビスマルクは「ドイツ国民に対する大逆罪」を犯し、「法と祖国とを破壊した」という既によく知られている弾劾の他に、以下の新しいテーマが現れた。すなわち将来の、リープクネヒトによって避けられないと見なされている独仏戦争において、ライン川の此方と彼方の「シーザー主義」が、大衆の国民的熱狂を自分たちのために促進することに成功するかもしれない⁽⁴⁾という不安がそれである。リープクネヒトは、「国民の武装」に関する演説で民主的な国民軍を支持した。それは、第一次世界大戦に至るまで社会民主主義の防衛問題についての演説で何時も常套語として使われることになった要求だった。市民軍と逆に常備軍は、「危機の時に祖国を守ることができず、抑圧の道具であり、不正の支柱

であり、国民の福祉の崩壊である」。けれどもフランスのシーザー主義とドイツのそれとの戦争で「人民の敵どもが……互いにせめぎ合うならば」、常備軍の壊滅の好機が到来したのであると、彼は聴衆に受け合った。もちろんそれには来るべき戦争は、両国民が「その敵の目的を自分自身のそれにする」であろう如何なる「国民的性格」を帯びるものではないという条件が付いていた。「一八五一年二月二日(二)にフランス共和国を謀殺した者は、一八六六年にドイツを謀殺した人たちが、ドイツ国民の利益の代表者たり得ないのと同様にフランス国民の利益の代表者たり得ない」。このように彼は国民民主主義と社会民主主義の観点から独・仏の支配者の性格を描いている。彼は南ドイツの参加者たちに、彼等は、プロイセンの軍事条約が南ドイツにおいてずたずたにされるように努力せねばならないと呼びかけた。最後に彼は、プロイセンとビスマルクに対する憎悪を予言された戦争のユートピア的なビジョン——君達の義務を果すがよい。そうすればシーザーの戦争は人民の復活祭になるのだ——にまで高めた。リープクネヒトやベールの(5)ように、民主主義のうちに国民の利益の唯一の真の代表者を見て、その党を王朝の起す戦争に反対する立場に縛りつけた場合、来るべき戦争によってひき起されるかもしれない国民的感情が危惧されねばならなかった。というのはもしも王朝が、彼等自身の利益を国民の利益だと民衆にうまく見せかけることができるならば、労働者階級の多数から社会民主主義が孤立する危険がさし迫っていたと、我々はリープクネヒトの発言を解することができる。見てとられるように、リープクネヒトの詳述の中には、もちろん否定的な前触れを伴ってはいるが、ユートピアと現実的な予測とが、親密に共存していた。

翌年八月アイゼナハでの社会民主労働者党の創立会議で採択された綱領もまた国民民主主義的な連続性を維持していた。ニュルンベルク綱領の第三項は、些細な——一層先鋭化すらされた——変更を伴って第四項として新綱領に引き継がれた。すなわち「不可欠な」前提条件が「最も不可欠な前提条件」と改められた。その他

に「社会民主労働者党は自由な人民国家を建設しようと努力する⁽⁶⁾」という国政の目標の要求が新綱領第一項として明確に述べられた。

リープクネヒトが、社会問題の解決はドイツ問題の解決、従って単一・自由な人民国家の建設次第であるとしたことによつて、社会的な綱領の項目は、いわば後回しにされた。「政治運動と社会運動の不可分」の要請——それは一種の魔術的な公式として内心の確信からでなく、対外的、戦術的な必要から行われた社会問題の再評価を、政治問題、従つて国民問題の優位に再び結びつけることになつた⁽⁷⁾——は、条件が変わると——ひよつとしたらその起草者たちにとつても気づかれさえせず——変化した。何故なら自由・単一の人民国家が間もなく到来するという期待が、ドイツ問題の解決に直面して遠い将来の期待になつてしまい、それとともに最初の政治的輪郭の多くを失つてしまうと、社会民主主義の社会的構成要素が、ペーベル、リープクネヒト及び彼等の指導する党派の政治行動の第一の動因となり、後年の回顧において一八七一年以前の時代に関しても第一の動機と見なされたのは、必至の成り行きであつたからである。

アイゼナハでの社会民主労働者党の創立以来、社会問題は、綱領や党内において、とりわけ当時全ドイツ労働者協会に徐々に背を向けつつあり、後年党内で指導的な役割を演じることになつたヴィルヘルム・ブラツケを中心とするグループの影響を受けて優位を得るに至つた。我々はその他に一八六九年九月の土地の即時の国有化に関する国際労働者協会バーゼル会議の決議⁽⁸⁾——ドイツの代表リープクネヒトとシュビアは、止むを得ずそれに同意した——をも考慮に入れるならば、人民党との連合の日が時間の問題であつたことが理解できるであらう。党の基盤をできるだけ幅広く維持する試みや他の戦術的駆け引きも、長い目で見ると分裂をものはや妨げることではでなかつた。⁽¹⁰⁾当時既に理論と実践との分裂が見られた。急進的な、社会主義理論の役割は、シュヴァイツァーの非難を論駁し、彼の支持者の一部を社会民主労働者党へ引き寄せることであつたが、穏健な、

民主的な政治の実践の役割は、人民党を怖じ気づかさないことにあった。それに加えてリープクネヒトやベールにとって、単一・自由な人民国家という目的は、依然として他のすべての目的に優先するものであった。理論と実践との緊張は、対立する部分を統合する働きを持った。

この二分は、ドイツ社会民主主義の歴史に特有のものとなった。階級意識に訴え、階級闘争を呼びかける革命的定式化は、急進的な理論のものである。それは決して党の多数派やその指導者の態度にふさわしいものではなく、人民党としての彼等のその当時の実践と甚だしくかけ離れたものであった。急進的な社会主義理論は、将来に関しても同盟者を失わせ、党員の補充の基盤を収縮させた。それに加えてそれは、後年世論、とりわけ官僚の中にととの昔にもはや現実と一致しない、いや根本において現実と一致しなかった社会民主主義像を定着させた。急進的な理論は、労働者運動と社会との緊張の場において重大な結果を招く効果を発揮した。それは、一方では現実を歪曲する意識を作り出したと同じ程度に、他方では「共產主義の危険」が単なる「共產主義の亡霊」であることが判明した後では可能であったかもしれないその解体を妨げた。もちろん理論と実践との二分法は、常に党——とにかく存在しているような——にとつて統合的であるが故に極めて重要な機能を持っていた。解放運動が他のすべての政治・社会運動よりも強く統合することを要請されていただけに、なおさらそうであった。それは党の助産夫になり、政治的形成物の最初の諸要素が、一生涯その構造に入り込んでいるという規則に従って、党とそのひき続いての歩みを共にすることになった。そのように見ると、今日のドイツ社会民主主義は、歴史的な意味においてさえも一八六九年に成立した社会民主労働者党とはや同一ではない。ここでは、それ自体対立する諸要素の統合に余りにも高い代価が支払われねばならなかったのではないか、この構造法則の背後に推察されるかもしれない「理性の詭計」^(四)は、本質的にはドイツ労働者階級の最も活発な部分の潜在的なエネルギーを、一九三三年に至るまでの正に決定的な状況において適切に政治行動に転

換することを妨げることに寄与した無用な方便にすぎなかったのではないかという問いが、少なくともここで示唆されねばならない。党理性^{パルテイレッシン}の結果は、結局は党がそれに依拠している歴史的な土台にそむき、「理性の詭計」は見せかけだけのものであったことが明らかになった。

社会民主労働者党が、相変らずのエネルギーをもつて一八六六年以後ペーベルとリーブクネヒトによって発展させられた立場に固執している一方で、ラサル派においては新しい国家が彼等に殆ど譲歩しないことへの失望が表面化してきた。しかしそれに由来する全ドイツ労働者協会と社会民主労働者党の僅かな接近は、組織に関する領域でのそれと一致しなかった。両派の張り合いは、一八六九年夏にヴィルヘルム・ブラツケを中心とするラサル派の有力なグループが社会民主労働者党に鞍替えすることによって、むしろ一層激しいものになった。一八六九年の春の営業条例についての帝国議会の討議のさいにシュヴァイツァーは、「有産階級の頑強な抵抗を考慮すると」、資本と労働との闘争は殆ど合法的な範囲内で行われることはできない。それに対して正規労働日の採用は、社会革命とそれによる紛争の力ずくの解決を避ける道であろう。「この静かで平和な道を可能にせよ！我々はこの道を望んでいる。我々に歩み寄り給え⁽¹⁾」と声明した。この提案でもつてシュヴァイツァーは、労働者運動の内での彼の反对者たちに彼等がそれに続く幾月の間非難として大いに利用したスローガンを提供した。このスローガンは、取引する！という文句だった。

ペーベルは、予算のあれこれを削減することを拒否したとき、真つ先にそのスローガンを利用した。——それを「私は、合意の立場にたつて、現行の支配的な体制と取引することによってともかく人民の福祉にとつて有益な結果が生じるかもしれないと思つている輩に任せる⁽¹²⁾」。けれども、彼が、反対の党派が「彼等の最も身近な利益のためにそれを飲まざるを得ないだろう⁽¹²⁾」と思う要求だけはしておこうとしたとき、彼の議論の仕方は、彼が認めようとする以上にシュヴァイツァーのそれに近いものであった。リーブクネヒトは、一八六九年

五月三十一日のベルリンの民主労働者協会大会での「とくに北ドイツ『帝国議会』に関する社会民主主義の政治的立場について」⁽¹³⁾という非常に注目された演説において、あらゆる取引の拒否を手頃に公式化してしまうチャンスを見逃さなかった。「新しい社会は、古い国家と不倶戴天の関係にある」というのが、リープクネヒトの出発のテーゼであった。従って原則的な敵にかかわる問題であるので、妥協の余地はない。——「議会で敵と話し合う者は、敵と折衝し、敵と折衝する者は敵と取引する」——リープクネヒトは、もちろんラサールの普通選挙権の要求の実現が、一体どうなっているのかという問いに対しても立場を明らかにしなければならなかった。「それが民主的、社会民主主義国家の基本条件」であることは、彼にとつて自明のことである。しかし他の自由の諸権利から切り離される場合、「絶対主義国家においては普通選挙権は、絶対主義のおもちゃであり道具でしかあり得ない」⁽¹⁴⁾。シュヴァイツァーとは逆にリープクネヒトの暴力への訴えは、条件つきのものでなく、政治的・修辭的な月並な表現を介して伝えられるようなものではなかった。「社会主義の理念は、現在の国家の内部では実現され得ない。それは、成立し得るためには、現在の国家を倒さねばならない。……」リープクネヒトは、彼が社会問題をなおざりにしているという起り得る非難を、現在の政治情勢は、社会民主主義を「純粋な社会問題に関して……また主として理念の領域に」留意させるといふ主張によつて予め封じた。彼は、社会民主主義は、「社会的実践」のために「……先ず国家の基盤を戦い取」らねばならないといふ発言で締めくくつて、政治問題の優位を裏付けた。

しかしシュヴァイツァーは、一月前プロイセンの集会法を「厳格な法の形式で何時も不正を行い、自由の形式で不自由を何時も覆うのが、プロイセンにおける特別な国家のやり方だ。……プロイセンは全くの軍国主義国家だ」⁽¹⁵⁾と攻撃したとき、彼はプロイセンに対して絶対主義という非難を投げつけていた。メンデの演説^(五)——その中で彼は、一八六六年に「英雄のように」戦つたドイツ人民について語り、政府は「王朝の利益だけを代

表していた」ので、それ以来人民の期待を裏切ってきたとそれを弾劾した——においても国民意識と失望とが混じり合っている。「そして今日政府は、もう人民に如何なる好感も持っていない⁽¹⁶⁾」。彼にとつて一八六六年以降の発展からの結論は、そのように見えた。シュヴァイツァーは、一八七〇年三月に相変らず社会問題に対して「かなり冷淡」であるすべての者にそれを突きつけたが、「血戦」を予告し、国家を「それに所属するすべての者とともに、国民大衆の搾取……に基づいている財産を守るための組織⁽¹⁷⁾」だと弾劾した。従つてプロイセン国家の強化を目の前にして国民の問題は、労働者運動にとつて緊急の問題でなくなつたことが明らかとなつた。その下で誇張された攻撃がなされたスローガンは、益々精彩を失つた。廃止されねばならないプロイセン国家は問題にされたが、他ならぬ国民の観点の下でそれはどうあらねばならないかということは余り問題にされなかつた。独仏戦争になつて初めて国民の問題と既に危つかしくなつていた労働者運動と国民運動の結合が、もう一度前面に押し出されることになつた。リープクネヒトは、一八七〇年六月の初めにシュトゥットガルトの党大会で「我々が国際的であるとしても、国民の問題と縁が切れることを望むならば、我々は重大な誇りを犯すことになる⁽¹⁸⁾。ここがドイツだ。ここが戦いだということが、……我々にとつて肝心なことである⁽¹⁸⁾」と断言したとき、そのことを幾分予感していたように思われる。

一八六六―七年の決定が既に下されたので、ドイツ社会民主主義全体にとつて——その分裂した両党派のあらゆる相違にかかわりなく——国民の問題がその緊急性を失い始めた正にその歴史的な時機に、オーストリアの労働者諸協会はドイツ労働者運動との関係を強めた。⁽¹⁹⁾これが約五年遅れた理由は、当局の結社禁止の中にのみ見出すことができる。漸く一八六七年に結社の自由が認められたときには、オーストリアのドイツからの分離は既に決定されており、ハプスブルク帝国は「オーストリア・ハンガリー」二重帝国⁽²⁰⁾に変貌していた。北ドイツ連邦あるいは南ドイツ諸領邦の労働者諸協会がそうであつたように、組織化されはじめたばかりのドイツ

系オーストリア人の労働者は、そのことを決定的なものとは認めなかった。しかし既成事実の拘束は、オーストリアにおいては北ドイツに劣らぬ結果をもたらした。いやそれを上回りさえした。何故ならオーストリア、とりわけベーメンやメーレンのような混合民族の地域においては、国際主義と国民主義の両立可能性は、理論的に調和させられた要請にとどまることはできず、実践において確証されねばならなかったからである。従ってドイツ系オーストリア人の労働者諸協会は、一方では一八六九年にアイゼナハ会議で当然代表されており、北ベーメンの工業地帯とともにライヘンベルクは、そうでなくとも一八七〇年まで北寄りの傾向があったのに対して、他方ではそれらは、非ドイツ系の社会民主主義者、先ず第一に強度に工業化されたベーメンの地域のチェコ人が組織化され、ドイツの労働者と結びつけられるべきかまたどのようにしてそうされるべきかという問題に直面していた。そのさいに民族の原理を反動的だと拒否する国際的社会主義の立場と民族の理念——それを考慮することなしには、社会経済問題は理解できないであろう——の再評価の立場が交互に取られた。一八七〇年以後も影響を及ぼし続けた大ドイツ主義の思想は、このような傾向に必ずしも反対する必要はなかったが、実際には大いに反対した。それは別として、オーストリアのドイツ人の社会主義者がチェコ人の社会主義者に対してどのような態度をとるべきかは、単に実践的な問題であるばかりでなく、理論的な問題でもあった。それらすべては、我々の研究の対象ではない。ここでは、一八六六年のドイツの分離と一八七一年の帝国の建設が始まったばかりのドイツ労働者運動のつながりを断ち切ったこと、それにもかかわらず一八六八―九年、いや部分的には一八七一年を過ぎて、二つの社会民主主義的な傾向の労働者協会がこの全ドイツ的なつながりに固執していたこと、しかしオーストリアの労働者諸協会の結合を大逆罪と見なしたオーストリア当局の厳重な禁止が、そうでなくとも起ろうとしていた分離を情け容赦なく、迅速に強要したことを指摘するだけにして置く。アイゼナハの会議ではオーストリアに対する分離は未だ殆ど承認されなかったので、ブラツケが

提案したようにはなかったにしても、⁽²⁰⁾ウィーンが満場一致で監査委員会の所在地に、ドイツ労働者運動全体の本部所在地に定められた。

第二二章 セダンに至るまでの独仏戦争

独仏戦争の開始は、国民それと同時に国家に対する労働者運動の態度のみならず、この労働者運動の両グループの相互関係にとっても試練となった。戦況は他の愛国者の見解と一線を画した特殊な、労働者運動によって要求された愛国心と祖国の概念の試金石になった。ナポレオンが七月一九日に宣戦布告をしたという事実は、遙かアイゼナハ派の陣営に至るまで戦争を正当な防衛戦争と思わせた。いやそれを越えて戦争の熱狂は組織された労働者をも巻き込んだ。戦争は王家の一員としてのナポレオンが単独で遂行したものであり、フランス皇帝がそのぐらついている王座を支えるためにいきなり開始され、プロイセンだけでなく、ドイツ人民の統一と自決とを攻撃するものだということが固く信じられていた。正当な防衛戦争は、防衛を越えて北・南ドイツの国民国家的な結びつきを予告するものであった。戦争勃発直前と戦時中の世論に関する証言のみならず、社会民主主義の新聞の声明や論説もこのことを裏付けている。リーブクネヒトとベーベルは数少ない例外に属した。

社会民主労働者党ブラウンシュヴァイク委員会、従つて党指導部は、七月一六日に「あらゆる抑圧に対する

人民の共同の闘争、……破廉恥極まりない専制君主からのフランス、ヨーロッパの解放を目差す⁽²⁾」ブラウンシュヴァイクでの大人民集会の開催を呼びかけた。その集会でヴィルヘルム・ブラッケは、彼のナポレオンの断罪をバリの労働者の行動がまだ戦争を妨げるだろうという希望と結びつけた。ナポレオンが是が非でも戦争をしたがるのだからなおさらプロイセン国王は彼の要求に屈することはできない。採択された決議は、「ドイツ国民」を「侮辱され、攻撃された」国民と呼び、「防衛戦争を必要悪だと」肯定した。それは「ドイツ国民にも、彼等が真の人民国家に自由に統一されて、フランス国民と親密な関係を固めることができる時が直ぐ来るように⁽³⁾」という諸事件に直面して陥った運動の無力さを忘れさせるような希望でもって結んだ。翌日委員会は、党の代議員に宛てた回状で、至るところで人民集会を催し、ブラウンシュヴァイクの決議の採択を勧めることを要求した⁽⁴⁾。しかし七月一七・八日にはもう二三の都市において労働者集会は、その傾向の点でブラウンシュヴァイクで採択された決議と一致しない戦争反対の決議に賛成投票した。ペーベルとリープクネヒトが党委員会の意見と一致しなかったことは、「王朝の利益のためにだけ行われる」あらゆる戦争に反対し、プロイセンの側からの戦争を正当な防衛戦争とは認めなかったケムニッツにおける社会民主労働者党のザクセン邦大会の決議に既にその徴候が現れていた。フランスの労働者と同じように——七月一二日の国際労働者協会のバリのメンバーの宣言のことである——ドイツの労働者とドイツの民主主義は、戦争に反対することを求められた。殆ど逐語的に同文の決議が、ライプツィヒ、ドレスデン、ベルリン、バルメン、クレイフェルト、ケーニヒスベルク、ニュルンベルク、フュルト、ヴェルツブルク、ミュンヘンにおいて採択された⁽⁶⁾。「ビスマルクとプロイセン王の自由の殺戮欲」はナポレオンのそれと同時に弾劾されるとしても、「全力を盡して故郷の国土の防衛に責任を負う義務」を強調したアウクスブルクとプレスラウの労働者は、より多くブラウンシュヴァイクの決議の意向にそった決定をした。

シュヴァイツァーは、七月一六日のベルリンの大集会で反対票なしで採択された三つの決議の中で間近に迫った戦争に対する全ドイツ労働者協会の立場を確定した。ナポレオンは平和の敵のレッテルを張られ、ドイツの側からの戦争は防衛戦争としての正当性を主張された。結びに彼は、フランスの労働者は今でも悪事を阻むことができるという希望を表明した。その当時の、二つの党派の激しい競争によって規定されていた状況においては、これらの決議とブラウンシュヴァイクで採択された決議との間のこのような一致は可能だとは殆ど考えられなかったであろう。もちろんこの一致がまだ大したものではなかったことを、七月一七日の『社会民主主義者』紙のハッセルマンとハーゼンクレーフアーの二つの論説が示している。それによれば、ナポレオンは「ドイツ人民に対する戦争」のみならず、「社会主義に対する戦争」をも引き起そうとした。それ故に「ドイツの革命的プロレタリアートは、……プロイセン政府に与み」しなければならぬ。(9) たとえ留保つきであつたとしても、一八六六年の解決を受け入れた者だけがこのような要求を唱えることができた。『社会民主主義者』紙が宣戦布告の一日後に行つた「今人民の側に立たないすべてのドイツ人は……裏切者である」という断固とした確定についても同じことが言える。

リープクネヒトは、同じ時期に『人民国家』紙において一八六六年の解決の拒否、従つて同様に国民の問題に対する立場が、彼の行動の究極の動機であつたことを説明する声明を公表した。(11) 「我々の利益はポナルトの殲滅を必要とする」というかなり長い演繹的推論からの結論は、「当時ドイツがプロイセンによつて分裂させられていなかったら」、ポナバルトはプロイセンを攻撃できなかったらうというプロイセン国家に対する非難を留保することになった。ナポレオンの断罪は、プロイセンの支持を意味しないということにやさかの疑いも生じさせないために、リープクネヒトは、「先づフランスのクーデタと、次にドイツのそれと決着をつける」というフランス及びプロイセンの「独裁君主主義」への婉曲な、それにもかかわらずはつきりした攻

撃でもつて結んでいる。注意深い観察者は、この論説の中に既に反独裁君主主義によつて動かされた意見——翌日リープクネヒトとベーベルは、それを戦時国債の採決のさいの彼等の投票棄権の理由にした——⁽¹²⁾が示唆されているのに気づくことができたろう。それによつて彼等は、その議員たちが戦時国債に賛成投票したラサール派とも、その間に彼等の党派に鞍替えしたフリュッチェ⁽¹³⁾——彼はブラウンシュヴァイクの大会で、帝国議会では戦争の遂行に必要な信用に賛成の投票をする⁽¹⁴⁾と述べた——とも対立した。ドイツ労働者の多数の国民的な熱狂を無視したことによつて、彼等は自党の大部分とその指導的な決定機関からも、いや国際労働者協会ドイツ支部とその代弁者J・P・h・ベッカー——彼はこの時期にアルザス・ロレーヌの併合を公然と支持して、ドイツに対するフランスの戦争の威嚇が示しているような「このような邪悪な行為の繰り返しに対する保証」を求めた⁽¹⁵⁾すべての人たちに対するシヨールヴィニズム⁽¹⁶⁾という非難を防止した——からさえも孤立した。プロイセン・ドイツは、確かに攻撃を受けた側だが、王朝戦争的な性格にかんがみて公債に賛成投票しかねるというベーベルとリープクネヒトの理由づけは、ザクセン、ラインラント、バイエルンの党員の極く一部とそれほど大きくないベルリン民主主義労働者協会の同意しか得られなかった。⁽¹⁵⁾それに続く幾週の間にはベーベルとリープクネヒトに従つたアイゼナハ派の一部とラサール派との意見の相違は、部分的にははつきりと決着がつけられた。⁽¹⁶⁾

帝国議会の投票とそれに先立つ『⁽¹⁷⁾人民国家』紙の論説は、その前に中央機関紙に関してリープクネヒト宛に厳しい手紙を書いた⁽¹⁷⁾ブラウンシュヴァイクの委員会に対策を講じさせた。ブラッケは、「機関紙と帝国議会におけるリープクネヒトの行動は、党を恐ろしく傷つけた。力強い行動が必要だ」⁽¹⁸⁾という電報をハンブルクへ打った。とにかく行動は二重の意味で必要であつた。何故なら全ドイツ労働者協会の新機関紙『アギタートア』紙は、「ドイツ男子のくそ真面目さをもつて祖国、その統一とその待ちこがれた自由を支持し」、「そのプロイセン憎悪が、彼等を祖国を裏切ること⁽¹⁹⁾にまで駆り立てている一握りの人たち」から遠ざかつていなか

ればならない⁽¹⁹⁾という言葉でもって、労働者の大多数の意見を表現していたからである。ブラウンシュヴァイクの委員会は極めて迅速に反応して、七月二十四日に、「万国の労働者は団結せよ！」というリープクネヒトの『人民国家』紙の末尾の文章に、「ドイツ万歳！プロレタリアートの国際的な闘争万歳！」という叫びを対置した声明を公表した。委員会は、さらに続けて戦争の結果ドイツの統一が生じるようにという希望について次のように述べている。「我々の課題は——我々はそれを望むのであるが——もしもそれが可能であるならば、王朝国家でなく、社会民主主義人民国家が生れるために、この全ドイツを包含する国家の誕生に決定的に力を貸すことである」。

ブラッケは、二年後に委員会をこのような声明に動かしした動機、すなわち「ドイツの国民思想がこの戦争の折にとげるに違いないものすごい発展の場合に、もしかしたら人民の協力と社会民主主義の労働者の影響の下にドイツの統一が実現する」かもしれないという希望を打ち明けた。「この考えでいっばいになって、我々は帝国議会における党友の声明を誤りだと考えた。そしてそれは、国民運動が異常な力と深さを発展させ、我々は、もしもそれに逆らうと、社会民主主義運動は一時それに全く吸収されてしまうのではないかと恐れる理由を持っていただけになおさらそうであった⁽²¹⁾」。公表の五日後に彼はもうガイプ^(五)に宛て、委員会はリープクネヒトと若干の党員の振舞いを原則的にも戦術的にも誤っていると考えると記した。「我々は、誰かがその正当な国際的立場のために国民的な立場を否定しようとする⁽²²⁾ことが、どうして可能なのか考えることができないので、原則的に彼等が誤っていると思う。国民感情の過剰と狭隘な祖国愛（小邦分立主義）の過剰が非難されるべきなら、世界市民主義の過剰についても同じである。……国際的な思想は個々の国民の間のみ実現され得るのだ⁽²³⁾」。この書簡は、ブラッケとそのブラウンシュヴァイクの党友たちがベーベルとリープクネヒトの態度を誤解していたことを示している。六〇年代の終りまで全ドイツ労働者協会の会員であり、未だその伝統の内

で考えていたブラウンシュヴァイクの党員たちは、国民運動に対する関係の点でベーベルやリープクネヒト——彼等は、国民的な原則から見かけは反国民的な決定を下していた——よりも戦術的な考慮によつてより強く規定されていた。ブラッケは更に次のように記した。「もしも我が党が勢力を保ち、それを得ようとするならば、党は決してふてくされたりせず、その意向にそつて常にすべての時事問題を取り上げ、処理しなければならぬだろうと、私は思う。今ほど良い機会はない。我々のすべての特徴をもつて戦争の国民的側面を宣伝したならば、我々は、心——国民の心を射止めたであろう。ベーベルとリープクネヒトは、我々から国民の心を遠ざけた」。「遂に国民の問題に対する態度を決定し、それによつて我々が影響力を得る時が来た。否定のための否定は、このように重要な事柄においては死である！」という最後の段落は、ブラッケにとつて戦術の問題がより重要であつたことをもう一度強調している。

けれども一方におけるブラッケと彼の友人たちと他方におけるリープクネヒトとベーベルの間の意見の相違の原因を、戦術的・柔軟な政策と原則の固さの相違にのみ求めることは正しくないように思われる。党の大衆を保持或いは党のために彼等を獲得しようとしたブラッケもまた戦術的な動機だけによつて左右されたわけではなかつた。社会民主主義が理解したように、愛国心は彼にとつて同様に信念の問題であつた。この信念は、彼を促して国民運動と労働者運動の統一を維持し、ラサール派の伝統に従つて（小）ドイツ国民国家になつたプロイセンという現実の力との結びつきを差し当て断ち切らないことを試みさせた。リープクネヒトとベーベルは、それに反して人民党と非ラサール派の労働者運動の大ドイツ主義の構想に固執していた。それに加えて彼等のプロイセン憎悪は、感情的に国民と祖国についての彼等の概念の多くを占め、そのことによつて国民と祖国についての彼等の概念は、具体的な政治状況においてユートピア的な諸前提に非常にしつかり結びつけられていたので、戦争の最初の段階においては殆ど政治行動への余地を与えなかつた。ブラッケは、まさにそ

れを確保しておこうとした。それ故に概念の点でも、彼はより多く現実と一致していた。誇張して言うならば、ベーベルとリープクネヒトは、自分たちだけのためにこの概念を要求し、それによって現実に逆らうことを決意し、そうすることによって一八六六年以来形成された国家国民からますます精神的に亡命したので、彼等はブラッケには国際主義者に見えざるを得なかった。彼等の黨員たちにとって、彼等は黨員たちとは違って社会革命を目差し、国民革命への希望を置き去りにしていた本物の亡命者であるマルクス、エンゲルスと精神的に非常に近かった。ブラッケの立場の裏面である国民と祖国についての観念は、労働者運動の多くの支持者と指導者にとって十分に政治状況、従って将来のドイツ帝国と一致していた。観念と現実とのこの一致は、後年国民に背を向けて、階級に向かうことを容易にすることになった。リープクネヒトとベーベルのユートピアは、それに反して——たとえ僅かではあったにしても——現実から無傷の状態で観念を維持し、そうすることによって「この国民」や「この祖国」を拒否し、それにもかかわらず国民的社会民主主義者であると感ずる機会を秘めていた。

最後に一方においてはブラッケの、他方においてはベーベルとリープクネヒトの対立的な立場から、一八六八年に初めて明らかになった理論と実践の二元論に特有の光が当てられる。彼等の余りにも原則に固執する、それ故に現実離れた態度においてこの相違は、内容に関してではないにしても、形式に関しては予め形成されていた。この場合それは、急進的な社会主義理論と人民党の実践の開きではなく、国民的な諸原理の開き、すなわち急進的な国民の理論と国民の政治意志——その原則的な固着は非常に強かったので、それは、実践の洪水の中でその有用性をテストすることができなかった——の開きであった。後に必要な修正を加えられた社会主義の諸原則は、突然同じ運命に見舞われることになった。社会主義の理論は、大理論家たちがその純粹さを監視する理論的な公認教理になつてしまう一方、政治的な実践に移すことのできる社会民主主義の諸要素と

国民民主主義に由来する衝動とが混じり合った。最後にこの分裂から生じた緊張は非常に強さに達したので、政治権力の行使のチャンスが到来したとき、党は政治的に操縦機能を失っていたので、党の統一はそのために破れた。

リーブクネヒト、ペーベル、彼等と同意見のアイゼナハ派の一部は、政治状況の利用や戦術的な理由から彼等の原則を決して裏切りはしなかったであろう。それ故に彼等は投票を棄権するか棄権を支持した。何故なら一八六六年以来その兆しが見られた国民の問題の解決は、彼等の考えに合致しなかったからである。従って独仏戦争の開始に至っても、ドイツの労働者運動の両翼を仲たがいさせ、アイゼナハ派内部の深刻な対立を明るみに出したのは、国民の問題についての異なった評価であった。国民的統一国家はすべての者にとって等しく目的であった。しかし極めて首尾一貫した、一切の戦術的な妥協を嫌う革命的な国民民主主義の擁護者たちが突然「国際主義者」として登場した。

けれどもセダンの戦いの前にはもう対立の調停の兆しを認めることができる。リーブクネヒトは比較的宥和的であった。ブラウンシュヴァイクの党员たちの非難に対して彼はかなり冷静に答えた。自分は諸君の「愛国的熱狂を……あまりにも悪く」とるつもりはないし、「相違を一層激しくするかもしれないすべてのことを慎む」⁽²³⁾よう諸君に願ひする。「一種の国民的な発作」について弁じ、『人民国家』紙への協力の停止と党内の分裂でもって威嚇したときのペーベルのより厳しい調子もまた、苦勞して漸く設立されたばかりの党の統一は、すべての側にとつて貴重であること、従つて党^{パルクイレン}理性が既に重要な役割を演じていたことについて思い違ひをさせてはならない。リーブクネヒトは、九月一日にブラツケに、病氣のようにその経過をたどらねばならない「愛国的な酔いにむかつく」とまだ書きはしたが、「プロイセンの勝利が我々に恐ろしい反動をもたらすであろうことを君たちは理解しているだろう？ それ故に我々は同じ意見なのだ」⁽²⁵⁾という宥和的な決まり文

句で彼の手紙を結んだ。しかしレオン・ハルト・フォン・ボンホルストは、もしも君が、我々が、今やつと君が突然やつてくる反動を仮定して（そしてその仮定においてのみ）久しくとっている考え方の基盤にたどりつく（26）と思うなら、君はとんでもない思い違いをしている。我々がこれを分らなかったなど思ってくれるな」と応酬した。

第一三章 セダンの諸結果

セダンの戦いの後、ラサル派とアイゼナハ派は、フランスの敗北と共和国の宣言以後の戦争を侵略戦争であり、攻撃戦争であると見なしたので、手を組んで戦争の続行と戦時信用を拒否したとき、統一戦線が成立した。ブラウンシュヴァイクの委員会は、九月五日の宣言——ブラツケがガイブに宛て「党は……併合の熱狂、フランス人の誹謗、国民の大めまいに反対の態度を」表明しなければならぬと書いた九月一日には、彼はもちろん宣言の基本思想を既に起草していた——とともにいわば公式の第一歩を踏み出した。その主要な動機は、「戦争は、ドイツの側でナポレオンがそれを始めたのと同じ下心をもって行われているように思われる」という文章によって明らかになる。ベールとリープクネヒトが、「遺憾なことに彼等にふさわしい影響力を断念」したので、「国民の問題に対して理解があることを示した」ブラウンシュヴァイクの委員会がこのような声明の真の発議者であろう。「我々は一致するだろう」という双方の態度の非難に終止符を打つ宥和的な文章は、いわば同じ日付のリープクネヒトの書簡に対する回答と見なすことができる。九月三日にとき、ブラウンシュヴァイクの委員たちによって請い求められたマルクスの書簡は、未来の独露対立の天才的な予測によつ

て、とりわけ外交部門でブラッケの思想を補足した。⁽²⁾従つてセダンの戦いは、八月半ば以来その兆しを見せていたアイゼナハ派内部の発展を促進したにすぎなかった。従来余りにも一方的にフランスの諸事件に対する反応だと評価された九月五日の委員会の宣言は、このような変化の外見的なしと見なされる。九月九日に当局が党委員の逮捕——それによつて国家と社会主義との公然の敵対関係が開始された——によつてそれに反応したかぎりにおいて、この宣言は直接の動機を遙かに越えた意義を得ることになった。宣言の起草者に対して起された訴訟は、⁽³⁾国家と社会主義労働者運動との間の乗り越えられない壁を作り出し、それによつて社会主義の国民運動からの分離に少なからず貢献した一連のより大きな政治訴訟の最初のものであった。社会主義者鎮圧法は、⁽⁴⁾一八七〇年から七五年にかけて絶えず激化した迫害措置の結果であり、終点であるにすぎなかった。

委員会は、ナポレオンの逮捕とフランスにおける共和国の宣言後は、もはやそれを行うのがすべてのドイツ人の義務である防衛戦争にかかわる問題ではないことを確定した。⁽⁵⁾「それ故にドイツの労働者は、直ちに大挙してフランス国民との名誉ある講和に対して賛成の声をあげねばならない」。宣言のこの部分は、確かに当局に干渉への如何なる理由も与へはしなかつたであらう。その中で「我がドイツの同胞によつて、未曾有の勇敢さで、この上もなく立派な、死をものともしないで戦い取られた輝かしい勝利」について述べられ、起草者たちは、「このような英雄的国民に属する」誇りを隠そうとしなかつただけになおさらのことであつた。それに反してアルザス・ロレーヌの併合に反対するマルクスの論述は、とりわけ（当局の）気にさわるものであつた。因に委員会は、あとから表明された著者の意志に反してそれを数頁にわたる引用文の形で復刻し、以下のような抗議によつて補足した。「ドイツ社会民主労働者党の名において我々は、ここにアルザス・ロレーヌの併合に対して抗議する。我々は、我々がドイツの労働者と同じ意見だということを知っている」。「ドイツの

労働者階級」は、彼等の歴史的役割を演じるだろう。「たとえ若返ったドイツ——我々は、それが何時までもプロイセンの兵營の中にだけ統一を見出すとは思わない——についての我々の喜びが、『ドイツ万歳！』という叫びになって爆発するにしても、『プロレタリアートの国際的闘争万歳！』という叫びが先ずそれに続き、最後に「ドイツにとつても自由の夜明けを告げるであろう」「共和国万歳！」という叫びが続くのだ。

ドイツ労働者運動の両党派の相互の誹謗と弾劾は突然止み、両党派の代表者たちは、一月二十六日に第二次戦時国債を拒否するという点で一致した。ペーベルは討議のさいに「キフホイザーの門が開かれる」のを既に見、「目覚めたドイツ帝国の朝の挨拶」を聞いたライヘンスベルガー議員^(三)に対して、現状に関して根本的に相違する意見にもかかわらず、自分は「同様に善良なドイツ人であり、同様に善良な愛国者」なのだ^(六)と抗議した。リープクネヒトとともに彼は、帝国議會は「戦争遂行のために要求されている予算の承認を拒否すること」を決議し、帝国宰相に「フランス領のいかなる併合も断念して、フランス共和国とできるだけ速やかに講和を結ぶこと」^(七)を要求すべきであるという動議を提出した。リープクネヒトは、社会民主主義者は非国民的な政治活動を行っているという非難を厳しい言葉で退けて、以下のような反撃に転じた。「君たちの政治は……国民的な政治でなく、非国民的な政治ですらない。何故なら君たちは、我々がいわゆるドイツ語圏ローヌとアルザスとを無理やりドイツに引き入れるのを望まなかったことを非国民だと非難する一方で、依然としてドイツ人であることを望んでいる、二〇〇万乃至一、三〇〇万人のドイツ系オーストリア人を放置しているが、あの地域の住民はドイツから除外されるのを望んではいないのだ」^(八)。またシュヴァイツァーは、その直後に『アギタートア』紙で、オーストリア人という「真のドイツ国民」は統一ドイツから除外されており、帝国は「かつての国民協会」のナツィオナルフュンク小ドイツ主義の理想しか実現していないから、ドイツ問題は正しく解決されていないと断言した。憲法制定議會が開かれなかったことは、王朝の戦争は自由な状態を作り出すことはできな

(9) といふ彼の意見を強めたにすぎなかつた。ハッセルマンは、『ソツァールデモクラート社会民主主義者』紙の彼の論説によつてアイゼナハ派との広範囲にわたる一致をいわば確認した。⁽¹⁰⁾

ドイツ労働者運動の両党派の代表者の発言における幻滅は、聞き落とせない。ラサール派が彼等のより忠実な態度にいささかも報いようとしぬ国家に幻滅する一方で、アイゼナハ派は統一された民主的なドイツへの彼等の希望を決定的に打ち碎いた戦争の成行きに失望した。労働者も示した国民的熱狂は、戦時中主としてドイツの勝利に向けられ、ペーベル、リープクネヒト、より少くなくはあるが、シュヴァイツァーの夢見た大ドイツ主義の統一や、いわんや民主的な国制に対するものではなかつた。嫌悪的であるビスマルクの国家は、外交の試練を見事に乗り切り、同時に内政面でもアイゼナハ派が、彼等のお先真つ暗な悪夢で恐れていたよりも強固であることを証明した。それは、もちろん開始期からずっと民主主義に忠実であり続けた勢力の支持を得ることはできなかったが、共同の、国民に支持された戦争とその最中に現れた合意⁽¹¹⁾によつて国民国家となつた。結局は統合された者は、たとえ一八四八年の理念の継承者だと思つていたにしても、それ以後はもはや一八四八年の意味での民主主義者と呼ぶことはできなかった。そのことによつて、国民民主主義と国民国家の道が決定的に分かれたことが明らかになつた。未来は、もう人民国家の間近い実現の可能性を孕んでいるようには見えなかつた。それ故に閱兵式——そこでは、その間に従来よりも将来に敵か味方かしか通用しないことになる二つの陣営に愛国者を分類することが問題であつた——の時が到来した。アイゼナハ派とラサール派とは、自らの弱い勢力以外の他の如何なる諸分子も政治的に活動させることやそれらの諸分子と結びつくことはできなかつたので、全く無視できる政治的な少数分子になつた。ペーベルとリープクネヒトさえも、しばしば無謀な現実の軽視にもかかわらずこのことを知りすぎるほど知つていた。従つて彼等は、敵対者のこれ以上の強化を阻止し、攻撃的な国民的政綱から防御的な国民的政綱を發展させようと試みねばならなかつた。

彼等の国民的な目標の独特の変化はこの過程に対応していた。両党派とも最初は四八年の民主主義者の伝統にふさわしい感情を強調する国民主義——彼等がドイツの政治的国境を守る（ルクセンブルク）だけでなく、事情によつてはそれを拡大しようとする（バルト海岸諸州）場合には、それはいわゆるイレデンタ的考慮を含めることができた——を信奉していたが、今や政府の政策を攻撃するさいには、ベーベルが、帝国議会の演説でそれを「政治的國家生活の最高のもの、その基本理念」⁽¹²⁾だと賞讃した諸民族の自決権を引合いに出した。ベーベルがこの自決権の指摘によつてその理由を根拠づけたアルザス・ロレーヌの併合に対する抗議の根底には、その他にアルザス・ロレーヌの帝国への併合は、疑いもなくプロイセンの利益になるであろうが、ドイツ語圏オーストリアの受け入れは、帝国内のプロイセンに対する対重を増加させたであろうという考慮もあった。既に一八六七年にベーベルは、同様の議論でもつて北ドイツ連邦の創立に反対していた。⁽¹³⁾ リープクネヒトとともに彼は、それまで一平方メートルのドイツの土地も失われないように熱心に監視し、ドイツ国民に対する裏切りと解されるビスマルクの外交のすべての特徴を少なくとも煽動的に利用していたので、これ以後両者は——彼等の用語を使い続けるならば——民主主義のために役立つ国民的な成果と王朝のために役立つそれとを区別するか、或いは八月半ばにエンゲルスが公式化したように、「ドイツ的・国民的な利益と王朝的・プロイセン的利益」⁽¹⁴⁾とを区別した。王朝的・プロイセン的利益の強化が懸念されねばならなかったので、自決権は帝国議会と世論の法廷での論拠として役立つた。他の場合であれば国民の裏切りという非難は、社会民主主義者はこれまで以上に純然たる原理的な政策に依拠せざるを得ない状況にあつたので、従来と同じように容易に、いやもっと容易に使うことができたであろう。

だがエンゲルスの上述の区別は、戦術的な、短期間を見積つた指針以上のものであつたのだろうか？ マルクス、エンゲルスが主張したような社会革命の理論によつて一体「ドイツ的国民的利益」はあり得たのである

うか？この問いは、正に戦争の開始のさいにマルクス、エンゲルスにないこともなかった国民主義的な傾向を指摘することでは、決して十分に答えることはできない。何故なら彼等は、全く個人的な領域にとどまっており、例えば八月初旬の強固に守りを固められたフランスの陣地に対するドイツの突撃についてのエンゲルスの熱狂⁽¹⁵⁾のように直接の衝動のままに行動していた。「プロイセン人が勝てば、国家権力の集中は、ドイツ労働者階級の集中の手助けとなる」。プロイセンの勝利は、「西ヨーロッパの労働者運動の重心をフランスからドイツへ移し」、それによって「同時にブルードンの理論に対する我々の理論の優位」を証明する⁽¹⁶⁾という七月二〇日のマルクスの議論は、より洗練された、既に理論と戦術とによってより多く媒介された性質の国民感情を示している。

国民感情と社会革命の理論の融合への明白な傾向は、同様に同じ時期にマルクスが推敲した独仏戦争に関する国際労働者協会総評議会の第一の呼びかけの中に読みとれる⁽¹⁷⁾。そのさいに論述は、「書簡の粗暴な言葉遣い」から政治的な議論に移され、引用文が選ばれ、解説されるようなやり方に変っている。マルクスは、「ドイツの労働者階級が、出兵がフランス国民に対する戦争になり、ドイツ政府がロシアの援助を受け入れることを妨げるかぎり、ドイツの側からの戦争は、「ボナパルト主義者の攻撃に対する防衛戦争」であると、はっきり強調している。「この自殺に等しい戦争の背景」には「不気味なロシアの姿」がひそんでいるという文章は、マルクスが約一ヶ月後にブラウンシュヴァイクの委員会に宛てた彼の書簡で描くことになり、我々は直ぐその国民的な含意を知るに至るであろうドイツ、フランス、ロシアの外交状況の予測を既に予示している。マルクスが、七月一六日のブラウンシュヴァイクの決議から防衛戦争に関する章句と七月一七日のケムニッツの決議から戦争を「もっぱら王朝的な戦争」だと宣言している文章とを引用し、そこから引き出される、互いに排除し合う政治的な応用を省略していることからみて、ドイツの労働者運動は一致してインターナショナルの基盤

の上に立っている。換言すれば国際労働者協会は、ドイツの労働者運動に最も強力に支持されているという印象を呼び起すためにアイゼナハ派内の強い意見の相違を隠蔽しようとする彼の努力が明らかにになる。それに反して、リープクネヒト、ベーベル及びこの問題に関して彼等に従った支持者たちにとって、「王朝の戦争」という概念は、具体的な政治状況においてどのような態度をとるべきかというすべての考慮をいわば機械的に処理した。「防衛戦争」という概念は、彼等のプロイセン憎悪が彼等に禁じた概念と良心とを曲げることを彼等から代償として要求したのである。因に後年第一次世界大戦前と大戦中社会民主党の左派に類似した問題——黨員たちは、現代の戦争の根本的に帝国主義的な性格を指摘して、防衛戦争にかかわる問題かどうかの問いを社会主義の利益にとつてどうでもよい、階級を裏切る途上の第一歩だと呼んだ——が生じた。

マルクスが、インターナショナルの諸原則のための統一的な態度の表明としての彼の呼びかけにおいてドイツの労働者運動の相異なる諸立場に苦情を述べることに成功したのと同じように、エンゲルスは（彼とマルクスとの）二人の党が奪い取った摂理のためにビスマルクの成果を横取りすることに成功した。ビスマルクは、「一八六六年と同じように、我々の仕事の一部をそれを欲することなしに何時も彼の流儀で」やっている。

……「彼は我々に前よりもっときれいな船を作ってくれる」と、ヘーゲルの理性の詭計——もちろん彼の革命的な弟子だけが、歴史におけるその作用を意識していた——を想起させるエンゲルスの特有の議論は述べている。論理的、心理学的に同じようなやり方で、彼等は彼等の国民的・ドイツ的な衝動を彼等の革命理論の水準に高め、そこで双方をまだ同じものであることはなかったにせよ、一致させている。この弁証法のコルネ、すなわち国民感情と革命的な政策がその回りを回転させられる関節は、「何時もただ殴られたりけとばされたりばかりしている人民は、確かに社会革命を起すための本当の人民なのであって、しかもそのうえヴィルヘルム（すなわちリープクネヒト）のお気に入り多数の小国家においてそうなのだ！」⁽¹⁸⁾というドイツの敗北の可能

性についての考察を締めくくっているエンゲルスの文章によって強調されている。

戦争の引き続いての経過は、彼等の国民的樂觀論を裏書きした。ブラウンシュヴァイクの会員たちに宛てたマルクスの書簡においては、七月二〇日にはまだ願望であつたこと、すなわち戦争は「大陸の労働者運動の重心をフランスからドイツへ移した」⁽²⁰⁾ことが実行済みであると見なされている。未来のプロレタリアの革命の理想は、今やドイツ労働者運動と極めて緊密に結びつき、そしてドイツ労働者運動の方もまた——たとえ反動的であつたとしても——ドイツ国家と極めて緊密に結びついていたので、ドイツの敗北は、少なくともプロレタリア革命の一時的な敗北と同じことであつたであらう。マルクス、エンゲルスがバリ・コミュニケーション⁽²¹⁾の革命的な歴史の理解の中で認めた高い価値さえもドイツ労働者運動のこの評価を殆ど変えはしなかつた。

ドイツ労働者運動の強さは、それに社会革命の理論を通じて国民感情を与え、国民感情を社会革命理論へと止揚した。アルザス・ロレーヌの併合と同時に、労働者運動の新しい中心にとって二正面戦争の危険が近づいてきた。もしもドイツ人がアルザス・ロレーヌを奪えば、「フランスはロシアと組んでドイツに戦いをいどむであろう」⁽²²⁾と、マルクスは、ブラウンシュヴァイクの会員たちに書いた。しかしそのときは君主独走の戦争、あの「近頃はやりの、『局地化された』戦争の一つでなく、スラブ、ラテン兩人種の同盟に対する「人種戦争」⁽²³⁾が問題になるだろうと、国際労働者協会総評議会宛の呼びかけの中でマルクスは述べた。「反動のとりで」であるロシアの同盟国として共和制のフランスですら反動の旗手となり、将来の戦争におけるドイツに対する同盟国の勝利は、数十年先まで労働者運動に損害を与え、社会革命の目標を遙か彼方に押しやるであらう。アルザス・ロレーヌの併合に対する彼等の警告と大衆デモをして併合政策に抗議しようというドイツの労働者への彼等の同時の呼びかけの背後には、このような演繹的推論があつた。

第一四章 国民国家内の挫折した愛国者たち

一八七〇年一二月の連邦憲法に関する討議は、社会民主主義の議員たちに再びドイツの統一と自由の敵として政府を攻撃するチャンスを与えた。ベーベルは、新憲法の中に進歩よりもむしろ退歩を見た。「今や我々は統一を与えられている。そして我々は自由がどうなっているかを見るであろう⁽¹⁾」と、彼は皮肉な調子で述べた。リプクネヒトは、ドイツの統一が全ドイツに及ばないかぎり、そもそもそれについて語られることに對して抗議した。このような統一の障害は、「下からの運動」によってのみ倒すことのできる諸侯の強力な地位の中にある。この運動はかつて試みられた。そして「今日においても帝冠をいただく筈である……正にその王朝」が、二一年前のそのころ「帝国憲法、ドイツの統一と自由を……撃ち倒すために、……彼等の兵士たちをドレスデンとバーデンへ派遣した」。「人民による有機的な統一」に諸侯たちは、「機械的な」統一、「上からの統一」、「従属による統一」を對抗させた。従来通り今日、「根本的に王朝的であるホーエンツォレルン家の利益は、……ドイツ人民のそれに真つ向から対立している。この障害が取り除かれないかぎり、我々には決してドイツの真の統一は与えられないであろう」。リプクネヒトが、「ドイツの愛国者たちは、」「自由

の敵の率いる軍隊によって勝ち取られた勝利を恐れ」ねばならないことについて述べるとき、彼はここでもまた「愛国者」の名称を自らのものとして要求している。ペーベルとリープクネヒトの逮捕後以下のような声明

——「私はさしあたつて『人民国家』紙がその従来の指導の下でとつてきた高貴で、勇敢な、売国的でない、それと逆の真に愛国的な態度を私の編集の模範にするだろう」——をもつてリープクネヒトの代りに

『人民国家』紙の編集を引き受けたカール・ヒルシュも殆ど変らない議論をしている。ドイツ社会民主主義の指導者たちは、議員の席に座つていようと、政府の席に座つていようと、政府の政策の代弁者たちに対し

て自らをドイツ統一のより優れた代弁者であり、より優れた愛国者であると思つていた。威嚇的な調子も益々ひんぱんになった。そしてドイツ問題は「この帝国議会において」でなく、「戦場で我々の間で解決される」というリープクネヒトの発言もはや例外ではなかった。

このような威嚇に直面して、プロイセン政府が、戦時及び選挙中ペーベルとリープクネヒトの活動を封じるために、⁽⁵⁾一二月一七日に兩人を反逆の試みと準備のかどで逮捕させたことは、理解できる。それとともにライプツィヒの反逆罪の訴訟になる手続き、それでもつて党指導部に決定的打撃を与えることが望まれた社会民主主義の指導部に対する第二の大訴訟が始まった。ブラウンシュヴァイクの全委員及びペーベルとリープクネヒト、すなわち彼等の政治活動の開始以来国民的統一国家のために戦つてきた社会民主党の指導者は、皆監獄の中で新ドイツ帝国の創立を味わつた。国民自由主義のブルジョア階級が、彼等の国民的希望がその中で実現されるのを見た新しい国家が、その政治的基盤の中に労働者運動とその国民的目標を吸収することができず、またそれを欲しもしなかったことを、これ以上明確には殆ど表現できなかった。

労働者運動にとって極めて不利な結果となつた一八七一年三月三日の選挙すらプロイセン当局を失望させねばならなかった。何故ならアイゼナハ派が帝国議会の全議席を失わず、一八七〇年九月二日以前はともかく例

外なしに国民的熱狂に与みしていたラサル派が全議席を失ったからである。社会民主労働者党は、グラウハウ・メーラーネにおいてペーベルを、ザクセン人民党は、ツヴィカウ・クリミチアウにおいてシュラプスを当選させた。両者は、憲法制定帝国議会において既に労働者運動を代表していた。社会民主労働者党と全ドイツ労働者協会に対して総計約一〇二、〇〇〇票が投じられた。⁽⁶⁾一八七四年の帝国議会選挙は——一八六七年同様——再び労働者諸政党の九名の議員を帝国議会に送り出し、社会民主主義者のために投じられた票は、一八七一年に比べて三・一パーセントから六・八パーセントに増大したから、一八七一年の社会民主主義者の選挙の敗北は、独仏戦争中の彼等の「国民的」態度——ブルジョア階級のみならず、労働者の大部分も非国民的だとしてそれを彼等のせいにした——の結果と見なすことができる。ラサル派の選挙の敗北は、シュヴァイツアーに党の指導から手を引くことをきっぱりと決意させた。「人民の自由な高揚によって実現されねばならなかった」国民思想は、「反動の目的と結びつけられている」⁽⁷⁾ように見えると、彼は『社会民主主義者』紙に退陣に当って記している。そう記すことによって、シュヴァイツアーは、少なくともしばらくの間プロイセンとともに歩むことができるという彼の希望が消え失せてしまったことを間接的に認めている。リープクネヒト、ペーベルと彼等の支持者たちは、自由抜きで統一は実現できないという彼等の主張の点で最後まで正しかったように見えた。「統一を経て自由へ」という一八六七年の全ドイツ労働者協会の綱領は、ビスマルクの帝国建設という現実と衝突してみじめにも難破した。そして労働者運動内部における現実政治的傾向のより少ないビスマルクの反対者は、彼等の全く非現実的な国民民主主義革命への希望は裏切られはしたが、少なくとも彼等の否定的な予想は実現したと指摘することができたのである。

もちろんアイゼナハ派の一部のものは、選挙前にはもうこの幻滅からの結論を引き出しており、選挙、より適切に言えば選挙への参加を、今や遙か彼方へ押しやられた「自由な人民国家」という理想への第一歩と見な

した。ヴォルフエンビュッテルの社会民主党の選挙声明は、間近な期待が遠いそれへと飛び移った時点をはっきり示している。「長いこと待ちこがれた統一は、自由抜きではあまり価値がない」と、結末の議論は述べている。今や従来のように、自由における統一の実現への希望は、歴史的な諸力に委ねられず、ブラウンシュヴァイクの社会民主主義の「現実的な」伝統に従って、選挙権の正しい行使は、「ドイツ人民がそれを切望している」目標への途上の第一歩と解されている。この目標というのは、「自由なドイツ人民国家」である。選挙の結果は、このささやかな希望さえも裏切るものであったと言つてよいであろう。その結果、現実的な状況判断とそれに合致した行動からも労働者運動の統合のための如何なる衝動も生じることができなかった。ユートピアだけが、政治的要求を現実から引き離している深淵を飛び越すことができた。そのときその実現の希望は、益々未来の中に消え失せたのである。

第一五章 コミューン神話の意義

ドイツ労働者運動の国民的統一と自由への努力は、ドイツ帝国の創立とともに差し当って挫折してしまったので、ドイツ労働者運動は国民運動の担い手として失格した。もしも帝国創立という第一の要素に、労働者運動自体に由来する第二の要素がつけ加わらず、両者がその影響の点で増大しなかったならば、この過程は、これほど急速に国民的連帯感の解消のクライマックスに達することはできなかったであろう。この第二の要素は、パリ・コムューン——上述の決定的な段階にそれは発生した——であった。パリ・コムューンは、歴史的な事件として、国際的な連帯感、すなわち社会民主主義のドイツ労働者階級としての連帯感がそれに結晶することができたいわば国民的連帯感の対極であった。しかし国民に対する忠誠は直ぐには除去されず、長くは排除され得なかったので、我々は、一八七一年の春及び初夏の事態の中にドイツとそれを越えてヨーロッパ大陸の労働者運動の心理の特色を示すことになった二重の忠誠の行動の型の起源を求めねばならない。

この型は、およそ次のように述べることができる。忠誠の貯水池は常に同じであり、現実の圧力に反応した。社会民主主義の労働者が階級として攻撃されていると感じた以上、彼等の階級への忠誠は、国民に対する

潜在的な忠誠がもはや彼等によって守られないほどの強さに達した。但しその忠誠は、自らの国民が攻撃された場合の可能性として集団的な潜在意識の中に維持されてはいた。そのように見ると、戦時信用の承認に関する一九一四年八月四日の決定後とくに現実化された「国民か階級か？」という二者択一は、誤っている⁽¹⁾。この二者択一は、当時の状況においては方向づけの価値を持ちはしたが、ドイツの労働者運動が安んじてそれ自身の歴史を擁護することを妨げた。何故ならそれはこの歴史の一部分を首尾よく——党理性^{パルクライゼーション}性にとつてのみ疑う余地のない成果であつたとしても——排除してしまつたからである。この変動する歴史的状况において変化する形で現実化される行動の型を無視することは、ドイツ社会主義の歴史の多義的な特徴を解釈する場合に、ともすれば構造的な考察をすれば驚くべき継続性が観察されるところで断絶と矛盾とをでっちあげがちである。理論と実践との二元論に関して我々は、ドイツ社会主義労働者運動の第二の重要な構造の型を素描して、諸事件を手掛りにして、組織化された労働者とブルジョア階級——これ以後労働者の敵と言ふことができる——が、パリ・コミューンに対してどのような態度をとつたかを示そうと思う。

全ドイツ労働者協会のベルリンの新聞、『アギタートア』紙は、一八七一年四月一日にドイツとフランスのブルジョア階級の階級憎悪の中にいわばかの階級的連帯感の否定的な対応物を見た。その場合その判断はもちろん国民運動から除外されたという新しい、幻滅的な体験を反映していた。「階級憎悪があらゆる国民的憎悪を遙かに上回っていることが、我々に鮮明に迫ってくる」。フランスのブルジョア階級は、彼等の労働者の勝利よりもむしろ国内に敵を見ることを好む。ドイツのブルジョア階級は、隣国の社会主義を我慢するよりもむしろドイツ軍を改めて戦場に送りたがる⁽²⁾。ブルジョア・保守陣営のパリ・コミューンの拒否は全員一致であつたから、『フランクフルト新聞』を除いてドイツの新聞は、パリの事件の公平な評価をしようと殆ど努力しなかつた。一般に社会民主主義者は——少なくとも精神的には——共犯者と見なされていた。保守的な新聞

雑誌は、それを越えて自由主義者や民主主義者に対してもパリの蜂起を政治的に利用した。⁽⁴⁾蜂起の鎮圧の二・三週後に「社会問題を警察・犯罪の問題に押し下げ⁽⁵⁾ることは、差し当って好都合に思えるかもしれない。しかし労働者が警棒に対して腕力に訴えても驚いてはならない」と書いた『フランクフルト新聞』は、荒野に呼ばれる者と見なすことができる。もちろん『フランクフルト新聞』の論説委員もまたコミュニケーションと社会問題との関連を過大評価しており、それによって彼もまたコミュニケーションの支持者と反対者が等しく巻きこまれた真実を見る目をくらませる関係の中にいた。両者は歴史的事実でなく、神話——それは、一方の側にとつては階級闘争の歴史的現存、従つて彼等の歴史哲学の確認を、他の側にとつて「共產主義という妖怪」がまだ生きていることを証明した——に直面していたのである。蜂起自体よりも社会民主主義とマルクスが自らをパリ・コミュニケーションと同一視したことが、保守側が骨を折つて生命を維持していた妖怪に新しい養分を与えることになった。その場合に社会民主党に組織された労働者が、ペーベル、リープクネヒト及びマルクスが彼等とそれを競い合う⁽⁷⁾前に、社会主義プロレタリアートの前衛部隊としてのパリ・コミュニケーション参加者でもつて彼等のコミュニケーション像を描いた⁽⁸⁾ことが注目されねばならない。もしそう言えるとしたら、その熟考されていない、政治・心理的狀態から生じた大衆の同一視が、指導者の熟考されたそれに先立っていたという意味で、その当時「大衆の自発性」について語ることができた。

ドイツ労働者運動の両党派の連帯感の表明は、三月一八日の蜂起の一週間後に既になされた。ベルリンではシュヴァイツァーを議長とする三月二六日の人民大会は、「パリ及びフランスの大都市において起つた社会革命を喜んで」⁽⁹⁾歓迎した。従つてそれは、ほぼ全員一致で採択された決議だった。エルバーフェルト・バルメンの社会民主労働者党の支持者は、同日コミュニケーションの支持者宛への呼びかけ——その中で彼等は、パリの労働者によつて行われた「社会民主共和国」の宣言を「資本の力からのプロレタリアートの解放」への第一歩と呼ん

だ——を免した。ハノーファーの労働者は四月二日に三、〇〇〇人が参加した政治集会——そこではバリ・コミューン参加者は、「全人權のために戦うプロレタリアート」として賞賛された——を開催した。その決議は、「この瞬間に全プロレタリアートのまなざしは、諸君に向けられている」という言葉で彼等と呼びかけた。社会民主党に組織化された労働者が、続く幾週間にわたってコミューンとの連帯感を表明した諸決議は全く同じ語調だった。それらは、ハンブルク、ブレーメン、フランクフルク、ドルトムント、——そこでは幾つかの大会が、同時に開催された——、マインツ、フランクフルク、ケルン、バルメン、エッセン、ドレスデン、ライプツィヒ、ケムニッツ、ブレスラウ、ブラウンシュヴァイク、ニュルンベルクなどの大会で採択された。当局の高まった苛立ちは、労働者運動内部のすべての事件をコミューンと関連があると見なして、即刻禁止する用意があつたことに現れた。⁽²¹⁾リープクネヒトは、四月二六日に初めて党機関紙で黨員に「次の時期に催される」すべての「労働者大会においてコミューンに対する賛成の声明」をすることを求め、同時に「ブルジョアジーとユンカーとの国際的な反動に対抗するプロレタリアートの国際的な行動」の名においてバリの労働者との連帯を表明した。⁽²²⁾一八七一年五月二五日のペーベルの帝国議会の演説は、これらの示威運動のクライマックスであつた。この演説でペーベルは、全ヨーロッパのプロレタリアートの名において次のような戦いの叫びをもって彼の連帯の声明を締め括つた。「諸君！たとえ今バリは抑圧されていても、バリの戦いが小さな前哨戦に過ぎないということ、ヨーロッパの主要な問題が我々の身に迫っているということ、数十年もしないうちに、『宮殿には戦いを！ 荒家には平和を！ 窮乏と無為徒食を根絶せよ！』というバリのプロレタリアートの関の声が、全ヨーロッパのプロレタリアートの関の声になるであろうということを、諸君は銘記していただきたい」。⁽²³⁾議事録はこの箇所に「笑声」を記録している。しかし我々は、政府、官庁、ブルジョア階級の反応がそれだけに限られず、むしろ威嚇を余りにも本気に、原因を余りにも軽く受けとつたということを知ってい

る。なお『フォルクスシユクタイト人民国家』紙が、ペーベルの演説の印象を強めるためにあらゆることをやったという事情がそれに付け加わった。それは、「一八四八年六月、一八七一年三月―五月……？」という見出しでパリの蜂起の鎮圧を次のような言葉で論評した。戦闘は、「一八四八年以来我々がどんなに強化されたかを」示した。我々は、「諸君が我々をもう打ち破れない時を計算することができ(24)」と、社会民主党はペーベルの論述を取り消すべきだというブルジョア新聞の不当な要求に対して、『フォルクスシユクタイト人民国家』紙は、「我々はコミューンと連帯しており、またそうだと宣言する。我々は、何時でもまた誰に対してもコミューンの行動を支持する用意がある(25)」と応酬した。『フォルクスシユクタイト人民国家』紙のみならず、社会民主主義者の地方の諸協会もはつきりとペーベルの意見を支持することを公言した(26)という事実も、またさらに当局の苛立ちと世論の恐怖を強めた。

とりわけドイツの社会民主主義の強化についての発言には、その当時具体的な背景があった。一八七〇―七一年の秋と冬に社会民主主義の新聞が蒙った予約購読者の喪失と彼等の全くのどん底にほぼ一致する一八七一年三月の選挙の敗北後、『フォルクスシユクタイト人民国家』紙はちょうどコミューンの時機に全損失を再び取りもどし、旧刊及び新刊のアイゼナハ派の地方の党新聞は、益々地歩を固めた(27)。コミューン支持の運動は、党にとって非常に役立った。それは基本的にドイツの労働者運動が、戦争の直接・間接の結果から急速に立ち直れることに寄与した。一八七三年の泡沫会社乱立騒動(28)に至る工業の繁栄期もまたそれに寄与した。

第一十六章 三月一八日の象徴——継続性と対極

政治的神話は、スローガンに転化し、それによって人々を一つの運動の支持者と反対者とに分けるという性質の他に、歴史的関連と継続性並びにその政治的な敵対者を誘発する性質をも持っている。たった今引用されたリープクネヒトの『人民国家』^{フォルクスシュタート}紙からの文章は、数ヶ月のうちに一八四八年三月の国民民主主義の継続性が、一八四八年六月の社会主義或いは社会革命の継続性のために背景に押しやられたことを示している。その表題の省略符と疑問符及び論文自体での未来への言及は、継続性の明示が、未来をその支持者の自由にさせ、敵対者に関する判決により高次の必然性の聖別を与える歴史哲学に奉仕していることを示唆している。一八七一年秋にリープクネヒトは、「コミューンの六月の蜂起は、その復活を祝った」という六月の彼の主張を繰り返した。そして「……従ってコミューンも旧世界がその対策を使い果す迄に……いつかその復活を祝うだろう⁽¹⁾」と続けて述べることによって、未来が用意していることへの如何なる疑念も二度と起させなかった。

一九一七年のロシア革命とともに初めてヨーロッパの社会主義と労働者運動の歴史にとつて、一八四八年及び一八七一年と同様な意義を得ることができたであろう事件が発生した。それにもかかわらず、この継続性が

多くの事実を無視していささか強引に作り出されねばならない原因の一部分は、第一次世界大戦の勃発がそれまで押しのけられていた国民的なものを再び明るみに出し、一九一七年の事件が、戦争によって要求された決定に基づいてヨーロッパの社会主義を二つの陣営に分つ紛争の結晶核としてしか役立つことができなかったところにある。

一八四八年の社会主義の連続性は、もちろん一八七一年にはドイツ労働者運動における一八四八年の国民民主主義の連続性をまだ排除してはいなかった。両者の結合は、日付によって既に容易にされた。従って一八七三年三月一八日のベルリンの三月革命二五周年記念日は、両者を社会民主主義の革命に結びつけるチャンスを与えた。ブラウンシュヴァイクの『人民の友』紙は、⁽²⁾「三月の祝祭すなわち一八四八年のベルリン——一八七一年のパリ」という言葉でもってそこの革命の祝祭を告げた。ブラッケは、彼の招待状の中で「三月一八日には、自由の復活祭が赤々と燃える黎明をもってドイツ、世界に挨拶して以来二五年経った。……社会民主主義は、民主主義の相続人であり、その強力な息子である。……パリの我が同志は、プロレタリアートが、将来の自由の戦いを行う使命を授かっていることを一八七一年三月一八日に証明した」と記した。⁽³⁾ベルリンの労働者運動は、「フリードリヒスハインへの真の巡礼の旅」でもってその日を祝った。それは「参加者の多いこと」で「革命の年以來経験された」すべてを上回っていた。「……二〇、〇〇〇人強の労働者がその日を休日にした。インターナショナルが歌われ、三月の戦士とコミュニンに対するとどろきわたる万歳の叫びが唱えられた」。⁽⁴⁾

しかしそれによって継続性以上のものが作り出された。すなわち九月二日のセダンの祝典を拒否するグループのための対抗祝祭日も作り出された。ハンブルク・アルトナでは労働者協会は、一八七二年にはもうセダンの日をバリ・コミュニン記念の対抗デモに利用した。それは上首尾に行われたので、ハンブルク・アルトナで

この日は、コミューン万歳で終った。⁽⁵⁾三月一八日を九月二日の対抗祝祭日と解するか或いはコミューンの祝典でもってセダンの祝典に答える慣例は、それに続く幾年かの間に急速に広まったに違いなかった。何故ならリヒャート・シュスターは、すでに一八七五年に社会民主主義に反対して書かれたパンフレットの中で「ドイツ帝国は、社会民主主義を許容できるが、社会民主主義はドイツ帝国を認めない」という彼のテーゼを次のような実例でもって裏付けている。すなわち「パリ・コミューンの蜂起の記念日である三月一八日は、ドイツ社会民主主義にとっては、それがドイツ人民のための国民的な記念日である九月二日に好んで対立させる祝祭日である。毎年三月一八日に最高党執行部の指示に従って、すべての社会民主主義協会においてパリ・コミューンを記念して記念祝典が催される」。⁽⁶⁾一八九一年になっても社会民主主義は、このきっかけについてのリーブクネヒトの演説から明らかになるように、三月一八日を二重の祝日として祝った。しかし一八九〇年以来、五月一日が、社会民主労働者階級の祝日として益々三月一八日——それを全く駆逐はしないにしても——に取って代った。⁽⁸⁾一八九五年のセダンの戦いの二十五周年祝典にさいして社会民主主義は、またもや当時の帝国宰相ホーエンローエ・シリンクスフルスト公が帝国議會で述べたように、「我々の意味での祖国は、文化に反する反動的な概念であるという彼等の指導者の原則に忠実に、かの国民運動に嘲笑と侮蔑とを浴びせた」。⁽⁹⁾それに対して「温和な市民」は、他ならぬ社会民主主義の宣伝する体制の中に「文化に敵対し、祖国に反対する、祖国喪失の努力……」を見出す。従って対抗祝祭日を焦点にした攻撃は、二五年後においてもなおその厳しさと現実性といささかも失っていなかった。

因にシュスターは、一八四八年の伝統に言及することを故意に或いはそれと知らずに控えている。自由主義者自身が、ともかく自分たちだけのために一八四八年の伝統を横領することを望むのであれば、社会民主主義者に対して向けられた文章の中でたとえ異論はあるにしても共通の遺産を想起させることは、不適當であつた

であろう。この問題——誰がその党派に対して一八四八年の革命を要求できるか——が、当時如何に緊急のものであったかを、例えば一八七六年の国民自由黨員のブルーノ・シュパーリヒとベーベルのバリ・コミュニケーション⁽¹⁰⁾に関する論争が示している。民主主義者や自由主義者が理解しようとしたような一八四八年の理念の「真の代弁者」は、彼等の自己理解を別にすれば、時代遅れであった。一方ではビスマルクが、他方では社会民主主義者が、一八四八年の理念を彼等の、歴史的な時点にふさわしい意味で実現しようと試みた。自由主義者と民主主義者が一方の側か他方の側に傾いたのは、歴史の発展の論理に根差すものであった。彼等の大部分がビスマルクの創造物と、従って同時に彼の国民の問題の解決とも和解したとき、社会民主主義者はプロイセン・ドイツ帝国に対する彼等の戦いにおいて同盟者なしの状態にとどまった。彼等は、労働者運動の外部の政治的同盟者或いは支持者にもう、気を使う必要はなかったので、世界観及び組織の点で比較的封鎖的な労働者の党特有の性格を容易に仕上げることができた。

社会心理学的な観点の下で、帝国の建設は、集団に特有の態度と集団に特有の象徴——その中でまたそれによって支持者及び敵対者に対する態度が極めて容易に理解できる——を決定的に変えねばならなかった。その当時決定的に形成された敵対する諸集団は、国民或いは祖国をその主要な象徴に選んだので、労働者運動は、これら諸集団に対して彼等を強く際立たせようとする要求を考慮するならば、反国民もしくは超国民的な象徴によることを余儀なくされた。五〇年代の開始以来「右翼に対する左翼」の祝祭日だった三月一日は、「反帝国の祝祭日」になった。当時の状況に由来する態度と象徴とは、我等という感情を強め、第四階級の解放運動としての労働者運動自身の統合を容易にした。その集団特有の攻撃の強化は、当然の帰結として新帝国を担う諸階級の国民的象徴性に対しても向けられた結果であった。主要な諸結果と副次的なそれらとは互いに強化し合ったので、二重の忠誠という現象は社会民主主義者にも彼等の敵対者にも殆ど全く隠されていた。

第一章 労働者運動と国民運動の分離

戦争の結果と帝国の建設とは、国民外交が国民革命に取って代つたということを示した。何故なら一八四八・九年の挫折した国民革命後に、力が国民的統一——それは、君主制・王朝的原理を国民的・民主的原理に結びつけることができた——を成し遂げたからである。我々は以下においてこの時点の或いはこの時点からの国民運動、従つて国家と社会の関係からのドイツ労働者運動の分離のもととなつた諸理由を列挙することを試みたい。

(2) ドイツ帝国は、国民思想だけでなく、社会民主労働者運動に敵対していたプロイセンの力にも依拠していた。プロイセン・ドイツ国家とその政治の指導者及び世論の大半が、社会主義労働者運動を国家の異分子と見なしたのは、独仏戦争中の、とくにその第二段階における反国民的と感じられたその態度に基づいていた。(3) この敵意に満ちた緊張は、一連の相互の反発行為によつて増大させられた。コミューンの蜂起の体験とペーベルの連帯感の表明とは、ビスマルクの「革命の悪夢」の始まりであり、左派自由主義者から保守主義者に至るすべての政治集団に見出された革命と社会主義者への恐怖に決定的な新しい刺激を与えた。(4)

第二に同時代の人々は、国民的ドイツ国家への要求が、たとえこの実現がすべてのドイツ人のイメージにそぐわないにしても、かなえられたのを目撃した。国民の問題は解決されたので、労働者運動の政治的エネルギーは、以前よりも強くまだ解決されていない社会問題へ向かうことができた。とりわけ社会民主主義も帝国建設と折り合う用意があったから、国家政策的な近い将来の目標は自ずと問題にならなかった。国民運動が労働者運動を包含していたかぎり、その解放的傾向——社会運動——は、ある程度まで中和された。今やこのような状況は、もうなくなってしまった。後年ベーベルは、その当時「ドイツ問題は、たとえそれが我々の気に入らぬものであるにしても、差し当って変更の見通しを与えない……形で解決された⁽⁵⁾」ということを認めた。帝国建設は、そこで民主主義革命によって現存の国家をドイツの統一と自由とを実現し、外交の面でもそれらを達成せねばならなかった「人民国家」へ変貌させるという非現実的な希望が決定的につぶれて、遙か彼方の期待に成ってしまった時点を示している。けれども遙か彼方の期待は、ある程度他の目的のために理想を放棄することを意味していた。兵營国家に対する後年の論駁は、この遙か彼方の期待の一つの面であり、もう一つの、より強くきわだった面は、「大崩壊の信念」であった。労働者運動は、その人民国家の理想の放棄後——特徴的なことだが、その後統一された社会民主主義の中央機関紙のタイトルは、一八七六年に『前進^{フオーワールツ}』に変えられた——一種の国家内の国家になった。そのさい労働者運動は、その最も基本的な、特殊自由主義的、やがて保守国民的な、後には「民族的な」思想抜きでこの国家の多くの属性を引き継いだ。

このことは、我々をドイツ帝国の建設前の労働者運動の国民的衝動の中に求められねばならない第三の原因へと導く。今述べた国民的構成要素の引き継ぎは、労働者運動自体がドイツの国民運動のなくてはならない一部であり、ドイツ国民国家に関するそれ特有の構想を発展させたから可能であったのではなかった。国民的統一は、これらの観念によって、従って民主的革命によって実現されなかったので、この意味での解決を支持す

ることを固く決意していた社会民主主義者は、ある意味で国民運動とドイツ帝国から除外された。正しく理解するならば、国民的なエネルギーの過少というよりもむしろ過剰が、社会主義労働者運動をドイツ国民国家と同一視することを妨げたのである。

国民自由主義者、ブルジョア階級、一〇年後には保守主義者も、一八七〇年九月五日のブラウンシュヴァイクの委員会の宣言に対する反応以来「祖国無き社会民主主義」について語り、社会民主主義者に「帝国の敵」のレッテルを張るくせがつく一方、自らを「帝国国民的」と称した。ハインリヒ・トライチュケも一八七四年に社会民主主義者の「国家に敵対的な性質」を問題にするその当時遍く読まれた著書の中でこの概念を用いた。彼は「社会民主主義は、一〇年間存続するうちに……年々国民国家の思想に敵意を強めて対立した」というこの本の冒頭に引用したヘルマン・ヴァーゲナーと同じような結論に到達している。「ラサールはまだプロイセンのドイツ的使命を信じていた。……」この言葉は、社会民主主義者が一八七四年にはもうこの使命を信じていなかったことを暗に意味している。「国家への敵対」と社会民主主義の国民からの離反の観念が、如何に強い影響を及ぼし、労働者運動の国民民主主義へのかつての所属さえも破壊したかは、フランツ・メーリングが一八七六年に行った転向で明らかになる。ラサールとヤコービを崇拜し、『フランクフルト新聞』の寄稿者であつたかつての民主主義者は、今や社会主義者に対して彼の著書を向けた。彼はラサールの伝統の「国民的な労働者政党」に期待をかけていたことを認めた。しかし今や「近代共産主義の思想と近代国家のそれは、火と水のように区別される」ことを認識した。ラサールは依然として「国民社会主義者」であつた。けれども社会民主主義は、今や「国民的な病として我々の国民的成果の大きな裏面である」。「社会民主主義の最内部の核心が祖国に対する憎悪であるように、社会民主主義に対する我々の最も強力な武器は祖国への愛である。……何よりもドイツを愛する」⁽⁸⁾。

メーリングの側からもこのように反発されながら、社会民主主義者は、法廷での尋問で彼等が帝国の敵であることを認める心構えがあったばかりでなく、帝国議会の演壇からもこのことを明言した。それと全く反対に彼等は、祖国がないという非難に対しては激しく抗議した。一八七一年以後益々はっきりと「我々がそれを理解するような」という言葉を付け加えたにしても、彼等は依然として祖国と国民とを支持していた。彼等は、プロイセンをも拒否したように、この国民の「偽の」化身としての帝国を拒否した。それ故にブラッケは、ブラウンシュヴァイクの委員会に対する訴訟手続き中に「祖国なき輩」であるという検事の非難に対して、他ならぬ自分が国民思想と国際思想を和解させようと試み、「労働者の国際的な結びつきのあらゆる愛にもかかわらず」、常に「彼の同志の同意を得て祖国への愛を熱烈に強調した」と抗議した。一八八〇年に至っても黨員の一人は、ヴィルヘルム・ブラッケの追悼文において「都市（「ブラウンシュヴァイク」）は……その最良の市民を、……我が祖国はその最も本物の愛国者を」失ったと記した。⁽¹⁰⁾

「帝国の敵」であることは、社会民主主義にとって正にユリウス・モッテラーとリープクネヒトの発言が、一八七四年から裏付けているように榮譽を意味した。リープクネヒトは、コーブルクの党大会ではっきりとトライチウケの非難を認め、それに対して「我々がその中で生活している国家、いわゆるドイツ帝国——實際は拡大されたプロイセンにすぎない——は、最も完全な意味の言葉での階級国家である。我々は『帝国の敵』である。何故なら我々は階級国家の敵であるからである」と答えた。⁽¹¹⁾軍事予算の審議は、一八七四年にモッテラーに社会民主主義の帝国への敵対をより詳細に規定するチャンスを与えた。彼は自分と黨員たちが「帝国の敵、祖国の敵、国家の敵の範疇に組み入れられている」と感じた。彼は、この画一的な判決に「社会民主主義者は、帝国がその下で我々が圧迫されていると感じ、その下で我々が苦しんでいる特定の諸制度を代表するかぎりにおいて」「帝国の敵」であると対抗した。「我々は帝国それ自体、国民的全体、国家的全体としての帝

国の敵ではなく、最も多く我々を苦しめている帝国の諸制度の敵なのである。このような制度は第一に軍国主義である⁽¹²⁾。ペーベルとリープクネヒトは、モッテラーよりも急進的ではあったが、モッテラーは、社会民主主義の労働者の少なからぬ部分の意見を述べていたように思われる。第一次世界大戦の一〇年前に社会民主党中央と右翼の代表者たちは、ドイツ帝国の増大する外交上の孤立と一層険悪になった戦争の危険の印象の下で、防衛戦争の場合には祖国と国民とを支持するつもりであると宣言したが、「階級の支配」と「軍国主義」とを激しく非難した。そのとき彼等はモッテラーの意見をそのまま言葉どおり引き合いに出すことができたであろう。「国民的」及び「国際的」というスローガンの下で、内政上の戦線は非常に硬化したので、社会民主主義者も彼等の敵も、一九一四年八月四日以前には社会主義労働者階級の無意識の国民化の徴候であるこの公言の意義を評価することができなかった⁽¹³⁾。

結局は外部の圧力と集団特有の象徴の影響の下で国民の概念——帝国から取り去られた場合ですら——従って国民そのものの概念は、益々敵の集団の象徴に組み込まれることは、所詮避けられなかった。この過程の徴候は『フォルクスシュタット人民国家』紙における「国民の問題」に関するカール・カウツキーの論説——それは、編集部の承認を得ただけで刊行されることができた——の公刊の中に見ることが出来る。「現代の国民の思想」が「自由すらも国民」の犠牲にするならば、文化要素としてのこの思想の有罪判決もまた下されている⁽¹⁴⁾と、カウツキーは敷衍している。リープクネヒトは、社会民主主義の政治的テーマにとって重要なこのテーマを既に三年前に提起し、「自由な人民国家」の内容を本質的に「真の文化国家」への努力だと規定していた⁽¹⁵⁾。政府と世論が社会民主主義を「帝国の敵」として失格させると、社会民主主義は、帝国を階級支配の産物として、遂には国民をも「文化に敵対的な原理」だと断言することによって応酬した。もちろんカウツキーの特徴づけは、何一〇年後にさえも極端な立場を示している。何故なら国民は、しばしば帝国の「国民的」政治的現実に対抗する

「文化要素」として持ち出されたからである。「文化国家」について語り、「文化要素」であるという特性が認められなかった国民について発言することは、その元来の国民的萌芽を全く放棄しないために歴史哲学的な道理に避難した労働者運動の政治的な無力を暴露した。

社会民主主義者が、その当時原則的に「国家に敵対的」であったということは事実反する。もちろん遠のいてはいたが、彼等の「人民国家」の理想は、その反対を示している。その間近な実現への希望が挫折した後でも、彼等は人民国家の理想に固執して、「権威主義国家」と呼ばれたドイツ帝国に良い対照物としてのそれを対立させた。良い対照物とは、一八七〇年の晩夏のブラウンシュヴァイクの委員会の逮捕による訴訟と審問——そこでザムエル・シュビアは、かなり長い論述で現行国家に対する関係と人民国家の理想を定義した⁽¹⁶⁾——から始まって七〇年代の演説を経て、多くの友人達と反対に「『国家』自体の言葉と概念の中に必然的に抑圧と搾取という概念」が含まれているとは思えない、一八九一年のエルフルトの党大会でのリープクネヒトの発言に至るそれである。一八七三年のアイゼナハ派の党派の危機においても、現存国家に対する関係は重要な役割を演じた。当時ブラッケの指導する「ブラウンシュヴァイク民主選挙協会」は、ラサールに由来するアイゼナハ綱領第一〇項を削除し、⁽¹⁹⁾そのために党内で激しい攻撃を浴びた。ブラッケは、主として今日の国家は労働者を救済できないという議論でもって自己の立場を弁護した。「労働者階級の解放は、彼等自身の力と洞察だけにより、他の何者にもよらないであろう」。「ラサールの提案」——彼の弁明書の表題もそうなのであるが——は、政治的観点からすると「徒らに宮廷への参内資格を求める王立プロイセン政府社会主義の化身以外の何物でもない」⁽²⁰⁾。ブラッケが同じ時期に他の箇所公式化したように「自由抜き⁽²¹⁾の統一、……監獄、軍制、兵営におけるこの統一、不自由におけるこの統一」⁽²²⁾は、社会民主主義者がドイツ帝国に対して拒否したものであった。社会立法をめぐる討議のさいに、「我々は反動の手からでなく、民主的な人民国家から社会的幸福の

計画を受け取りたい」と断言した社会民主党帝国議會議員グリレンベルガーの言葉から読み取れるように、一八八二年に至ってもこの伝統は生きていた。⁽²²⁾

フベルトウスブルク城での拘留（一八七四年）中のペーベルのスローガン——それでもつて社会民主主義は、一九一四年に至るまで帝国議会で「現行の制度のようなそれには、びた一文も認められない」⁽²³⁾（それは、後により現代風の「このような制度には、一人の人も一文もやれない」というスローガンに変更された）と、予算案を拒否した——も、国家が彼等の国家にならなかった社会民主主義の幻滅を表現していた。労働者運動とよりよく戦うことができるために、七〇年代が進むにつれ刑法典の個々の条項を厳しくしようとする益々増大した試みの印象を受けて、社会民主主義者は、国家がブルジョア社会と自らを解放する労働者階級との闘争において中立的な権力のようなものとどまることができるといふささやかな希望をも放棄した。すなわち一八七六年にプロイセン内相オイレンブルク伯が、社会民主党に対して向けられた刑法典第一三〇条のより厳しい適用の理由を長い演説——そのクライマックスは、「政府は、諸君に時とともにむきだしの武器を使うことを無用にする別の武器を求める」という当時非常に注目された発言であった——で述べたとき、社会民主党議員ハッセルマンは、帝国議会の諸政党に「諸君が国家をこの不公平な社会と同一視するつもりなら、諸君は第一三〇条を可決する。そのとき諸君は全く公然と……権力は法に優先すべきであると宣言することになるのだ」と呼びかけた。二年後には、とにかく社会民主主義者の目には、国家は「不公平な社会」と全く同化し、それによつて初めて内乱——それは自分を国家と同一視する諸階級の自己理解においては、ほかでもない社会民主党のこの「法の保護を奪われた」宣言によつて終らされる筈であった——をおおるまでに至った。社会民主主義には、国家を否定するとともに彼等を追放しそうな国民をも否定する以外の選択は、殆ど残されていないかった。一方でその敵対者が、他方で社会民主労働者運動が理解したような国民と祖国との相違は、はっきりした

敵味方の公式を要求した政治的・社会的な圧力に直面すると、余りにも微妙すぎて、広範な党員の意識の中に生き残るチャンスを持つてなかった。

従って、社会民主主義の危険性よりもむしろ政府の増大する苛立ちを示している迫害措置と政治訴訟とを説明につけ加えないならば、一八七一年以後の労働者運動の国民からの急速な離反は殆ど理解できない。その離反は、あらゆるわざとらしいやりくちと詭弁の背後に隠れるよりも、姿を現し、その離反に助けられて社会民主主義者は、強化された「ブルジョア」国民に対抗して自分たちが、祖国を愛し、国民的で愛国的であることを証明しようと試みたのであった。それらは、国民国家の建設のさいに現れ、社会主義者鎮圧法によって全く橋渡しできなくなった社会主義労働者運動と国民国家との間の溝を深めた。ビスマルクは、この法律をめぐる討議において、コミューンの蜂起とこの蜂起に対するドイツ社会民主主義の共鳴とが、一八七八年の例外法でクライマックスに達した社会民主主義者に対する彼の行動の第一の動機であったことを告白した。⁽²⁵⁾従って迫害措置は避けられなかった。何故ならプロイセン・ドイツ国家にとって社会主義労働者運動を統合する如何なる見通しもなかったからである。ドイツの統一が王朝的な方法で、構成された国民の大部分を含む人民運動によることなく実現された後では、時間が唯一の統合要素として残っていた。けれどもこれは、初めから故意に脇にそれて、政治・社会的に過激な反対へ赴かなかった集団に対してだけ有効であり得た。帝国の構造、従って国家理性^(八)と帝国理性^(ハ)とは第四階級の解放と相容れなかったから、社会主義労働者運動に対して迫害措置を講ずべきかどうかは、当時の国家にとって原則的には生死にかかわる問題であった。

^(九)ブラウンシュヴァイクの委員会の逮捕と一八七二年にライプツィヒでのリープクネヒト、ベール、ヘプナーに対する反逆罪の訴訟手続きとは、既にこの線上にあった。労働者運動の牙城であるザクセンにおいても警察と裁判の迫害は、ドイツ帝国の建設とともに「かつて知られなかった厳しさ」に達した。⁽²⁶⁾一八七一年一二

月のライプツィヒ労働者協会の解散は、挫折しはしたが、連邦参議院⁽¹⁰⁾におけるザクセン政府の例外法に対する法律上のイニシアチブと同時に⁽²⁷⁾行われた。一八七三年帝国議会において社会民主主義に対する法律の強化を通⁽²⁸⁾過させようとするビスマルクの試みも同様であった。社会民主主義の新聞は、例えば『人民国家』紙の二三名の編集者が常に獄につながれているほど監視され、懲戒処分を受けた。ビスマルクが、社会民主主義者にとって大成功の一八七四年の帝国議会選挙⁽²⁹⁾に対する反動として労働者運動に対して既に定評のあるテッセルルフ検事をマゲデブルクからベルリンへ転動させたとき、⁽³⁰⁾政府の措置はその次のクライマックスに達した。テッセルドルフは、一八七五年三月の全ドイツ労働者協会と労働組合に対する訴訟の論告において、当局にとつて実際に何が問題であつたかを、すなわち労働者運動の国家からの解放を取り消すことが問題であつたことを漏らして、「我々は集会の権利を許可するつもりだ。社会民主主義者は何一〇万人も集まることができ⁽³¹⁾る。唯彼等は集中することも組織化することも許されない。彼等は国家内の国家を形成してはならない。集中化や組織抜きでは、社会民主主義は死んでいる……」⁽³²⁾と述べた。一八七六年三月末にテッセルドルフは、ベルリン市裁判所の決議によつてプロイセン国家全土における中央に集められた政党としての社会民主労働者党を禁止⁽³³⁾することに成功した。

一八七七年の選挙の結果は、ビスマルクに社会民主主義を抑圧するあらゆる試みが、何の役にも立たなかつたことを示した。一八七八年五月、六月の二度の皇帝暗殺計画は、彼に迫害措置を大がかりに組織化し、この目的になくはならない例外法にとつて必要な帝国議会の多数を得るチャンスを提供した。六月二日の二度目の暗殺計画の後、社会民主主義は世論の共同戦線——それは、たとえば『ケーニヒスベルク・ハルトウング新聞』とか『フランクフルト新聞』⁽³³⁾などの少数の穩健な意見によつてのみ突破された——に直面した。六月七日の『フランクフルト新聞』の社説は、「一八四九年以来ドイツは、すべての反動権力の餌食となるこのような

危険に晒されてはいなかった。現在と当時の相違は、唯当時人民に対する戦いで試みられ、達成されたことが、今日では人民自身によって要求され、促進されている点だけである⁽³⁴⁾と、断言した。社会主義労働者運動に対する世論のテロについて述べることは誇張ではない⁽³⁵⁾。グイード・ヴァイスが、⁽³⁶⁾皇帝は怪我をし、国家は創傷熱にかかったと述べたとき、彼は誠に正しかった。それによって内政の戦線は、そのスローガンともども一九一四年に至るまで決定的に固定させられた。

社会問題の解決を彼等の旗に記した労働者運動においては、第四階級の解放への傾向と「プロレタリア民主主義のブルジョア民主主義からの分離」もまた最初から構想されてはいた。ドイツ労働者運動において社会問題の解決が結局勝利を得ることができたのは、主として労働者運動の社会的構成要素からというよりもむしろその政治的構成要素の結果であった。何故なら社会的要求が政治的要求と結びつくか或いは政治的な要求になったとき、正確に言えば民主主義の政治的要求、従って国民的な要求と結びつくと、歴史的な二者択一は、一方における抜本的な改革か或いは革命、他方における解放かのどちらかであったからである。国民的・民主的革命としての革命が挫折し、主として支配勢力による国民的統一が実現したので、その運命を民主主義とドイツ国民国家についてのその概念とに結びつけていた——その場合は民主主義自体よりも首尾一貫していた——社会主義労働者運動には、この国民国家から離脱することしか残されていなかった。国民運動がこの国民国家を擔う諸集団に限定されると、労働者運動は、ドイツ帝国が形成された瞬間に国民運動から除外された。自由主義的なブルジョアジーと後になって保守派すらが自らを国民国家と同一視したことは、国際的であるという社会民主主義の自己理解を誘発した。しばしば内乱同然の状況で国家に対立した社会民主党のこの自己理解は、イデオロギー的に益々「国民か階級か」というスローガンによって規定され、「人民国家か権威主義国家か」というそれによって規定されることは益々少なくなった。けれども第一次世界大戦の開始のさいの社会民

主党と自由労働組合の決定は、ドイツ社会主義労働者運動が、その構成員自身が、一八九五年以来国家元首によつて「祖国なき輩」だと誹謗されていたヴィルヘルムの帝国の内政上の断固たる敵対においてその国民民主主義の遺産を抑圧していたにすぎなかったということを示している。他ならぬ国民国家の理念のこの意識的な排除、一九一四年夏にルドヴィッヒ・ケッセルが、「我々の綱領には特徴的なことだが、国民という言葉が全く見られない」という言葉で表現した事態は、社会主義労働者運動の統一の破砕と今世紀の二〇年代のドイツ史にとつて取り返しのつかない結果とをもたらした。

ドイツの労働者運動が、一八七〇年まで国民運動の一部分であつたという事実の意義は、とりわけ単一の国民国家の理念が統合の理想像として役立つことができたろうという点にある。この理念は、自立した下層階級を当時発生した労働者運動によつて国家と社会に結びつけ直すたつた一つの可能性を提供した。ビスマルクは、このチャンスを利用できなかった。何故なら民主的な、統一を指向する大ドイツ主義の国家は、その当時は現実化されることができず、また彼の考えに余りにも反するものであつたであろうからである。第四階級の決定的な政治的解放は、ドイツ帝国の建設に対して支払わねばならない代価であつた。ビスマルクは、社会立法によつて労働者階級を体制に順応させ、そのさい彼にとつて邪魔な社会民主主義を例外立法によつて締め出そうと試みることによつて、この計算の清算を免れることができたと思つていた。彼は結局は帝国建設以来懸案のこの内政的課題のために挫折した。何故なら彼は政治的な問題であつたものを社会問題と見誤つていたからである。⁽³⁸⁾

第一次大戦に至るまでのドイツの社会民主労働者運動の歴史を概観すると、その態度やイデオロギーにとつて決定的となつた二つの逆方向の過程がはっきりと認識できる。最初は労働者運動は国民運動の一部であり、この事実をはつきり意識してもいた。国民運動からの分離と純粹のプロレタリア階級運動の形成とは、社会民

主義が大衆運動として形成され始めた時期に行われた。

黨員の構成に強い影響を及ぼした社会史的变化はこの事態の成り行きの一つである。すなわち先ず第一に「労働者・職人」^{アルバイター、グゼリン}、従つて手工業的特色を持った労働者から構成されている政党から、その補充の基盤から

ややもすると社会の他の諸集団から孤立しがちな工場労働者の政党が発生した。何故ならこれらの労働者たち——「労働者大衆」というこの多用された言葉が特徴的だが——は、益々人口過剰の村落から工業人口密集地域に流れ込んだからである。奉公し、日給で働く下層階級のより早期の「プロレタリア」は、新しい環境の中で「労働者・職人」^{アルバイター、グゼリン}の政治・組合的な指導の下で、「プロレタリアという階級」——それは、二三〇年間この階級の自称として役立ったか或いは社会主義者の思うとおりに役立たねばならなかった概念である——になった。工場工業への移行とこの工業の集中化現象は、一八七〇年頃によく非常に有効になったから、工場労働者は、七〇年代の終り以前には労働者運動の核心を形成することはできなかった。一八七四年から八四年にかけて行われた帝国議会の選挙が、初めて社会主義労働者運動の重心が大工業都市に移動したことを認識させる。⁽³⁹⁾しかしその当時のドイツ国民国家においては、この大衆運動は、国際的プロレタリア階級運動というその性格を長くは維持できなかった。それは、次第に国民国家に適合していった。そのことは、社会民主労働者運動の無意識と意識の境目で行われた成り行きであった。従つてそのイデオロギーも、一八七一年以後はドイツ国民国家における社会主義に組織された労働者の国民的動機についての証言の可能性を益々少くした。社会心理学だけが、それに関する情報を提供できる。

二重の忠誠の行動の型——その成立は、上述された——は、同時に階級に対する忠誠と国民に対する忠誠とを含んでいた。国民に対する忠誠には二つの供給源がある。すなわち最初は国民運動に所属することと、社会民主主義がプロレタリア大衆運動になると、戦争の場合にも国民と国家に対する忠誠を保障したこの運動の無

意識の国民化とである。従来は、無意識のうちに行われた国民化についてのみ述べられ、一八七〇年以前の国民運動への参加と、労働者運動と国民運動とが分離した時期の二重の忠誠の形成には殆ど注意が払われなかった。第四階級が、社会主義労働者運動によって階級的な過程で先ず自由になり、それから徐々に統合されたであろうというのが、従来の支配的な見解であった。しかし実際は解放過程と統合過程とは、並行して歩んだ。いや、両者は逆方向で、特有の弁証法を発展させた。第四階級の自由になった運動の統合が、一八七〇―七一年の解決の故に不可能になったとき、国民国家への漸次的な統合への道は、国際的な階級闘争としてのそれに先き立つ解放の迂路を通らねばならなかった。

社会心理学的な視点には、ドイツの労働者運動と国民運動の歴史は、挫折の歴史であるように見える。社会主義労働者運動が、一八七〇年前後に憤懣を抱いて国民運動から退いて、国民共同体の代りとして国際的な階級の連帯性を採用した後に、その意識とその敵対者の意識は、四〇年以上の敵対関係へと硬化したので、世界大戦で動員された心的エネルギーさえも偏見の堅い殻と予め形成されたおきまりの行動のパターンを部分的にしか破れなかった。

付説 マルクスとコミューン

マルクスが、共和国の宣言の数日後に起草した『独仏戦争に関する国際労働者協会総評議会の第二の呼びかけ』は、フランスの労働者に一切の蜂起の試みをしないように警告し、「彼等自身の階級の組織化を徹底的に遂行するために」共和制の自由を利用することを彼等に勧告した（マルクス・エンゲルス著作集第一七巻二七七・八頁）。国際労働者協会のフランスの会員のロンドンからパリへの旅立ちは、「そこでインターナショナルの名において愚行を演じるために」と、九月六日にマルクスがエンゲルスに書いたように、この警告の具体的な背景であった。「彼等は臨時政府を倒して、コミューン・ド・パリを設立しようとしている……」（書簡集第四卷四五三頁）。マルクスとエンゲルスは、労働者の戦闘開始は、平和条約の締結前に阻止されねばならず、彼等の第一の課題は、組織をより強化することにあるという点で一致していた（エンゲルスからマルクスへ、一八七〇年九月七日、一二日、著作集、四七七頁、四五九・六〇頁）。リヨンにおけるコミューンの宣言も彼等の控え目な態度を何

ら変更しはしなかった。一〇月一九日にマルクスはフランスについて、リヨンでは革命政府である「コミューン」——労働者とブルジョア共和派から成る——は、バクーニン^(二)の指導の下で「国家の廃止についての極めて愚かな布告や同様なたわごと」を公表したと報告した（書簡選集、ベルリン一九五三年、二八八頁）。一八七一年三月一八日以前にマルクスとエンゲルスは、フランスの労働者に対して共感を示しはしたが、一八七〇年一〇月五日と三十一日の蜂起の試みについては触れず、コミューンを基礎として社会を再編成する、いわんや「国家」を廃止する試みに非常な懷疑をもってしか接さなかった。

評価の激変は、最初は徐々に行われた。ドイツ社会民主党の労働者が既にコミューンの努力との連帯を声明し、「プロレタリアの同志」に熱狂していた時に、エンゲルスは総評議会にパリの事件について客観的に報告し、とくに軍事的な領域に関するコミューンの措置に鋭い批判を浴びせた（一八七一年三月二日、四月一日、著作集、第一七巻六三一、六三三・四頁）。マルクスが四月六日に書き、「フランスの革命」について述べられているリーブクネヒト宛の書簡においても熱狂についてはまだ何も感じられない（W・リーブクネヒト、往復書簡、G・エッケルト編、一二二頁）。パリの事件をマルクスの歴史哲学のために横取りしようとした最初の徴候は、クーゲルマン宛の四月一二日の書簡において立証され得る。パリ中央委員会の個々の措置への批判は、ここでは「フランスの内乱」に関する彼の著書の二つの最も重要なテーゼの構想の背後に全く退いた。既に一八五二年に彼は、著書『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』の最後の章で「官僚制的・軍事的機構を粉砕する」課題を「フランスの革命の次の試み」であり、「大陸におけるすべての真の人民革命の前提条件」

だと述べた。「我が英雄的なパリの党員たちの試み」もまた同じ方向を目差している。マルクスが危惧していたことだが、その試みは挫折しても、「今行われているこのパリの蜂起は、……パリの六月蜂起以来の我が党の最も栄光ある行為である」(クーゲルマン宛の書簡、ベ
(三)ルリン、一九五二年、一二四・五頁)。

上述の著書の最後の章では「軍事的・官僚的統治機構」の「粉碎」について述べられているが、それは近代「国家の集権化」の前提条件として述べられている(著作集、第八巻、二〇四頁)！従って明らかにフランスにおける一八七〇―七一年のコミュニケーションの運動が追求したようなコミュニケーションの行政諸団体による社会の再編成の逆であった。しかしこの矛盾は、マルクスにとってパリの蜂起によって「世界的に重要な新しい出発点が……得られたので(一八七一年四月一七日、クーゲルマン宛の書簡、一二六頁)殆ど重要ではなかったであろう。従ってその前に仕上げられた国家権力のより高度の形態への移行の理論への依拠は、理論家マルクス——その革命的戦術は、後年のレーニンのそれと殆ど同じように無頓着に古い理論をほしきままにその時々々の要求に応じて解釈し直し、実践に役立つものに歴史哲学の聖別を施すために使用している政治家マルクスがそれに従う——の最後のためらいとして現れる。唯この場合、概念の力は事実のそれよりも全く劣っていることが明らかになった。何故なら革命理論の要求とは逆に、事実は余りにも遅れて概念化され、そのさい歴史的な行為者は、突然役者として、諸事件は「我が党」の行動として横取りされることができたからである。他方他でもない事実の新解釈の中に一種の概念の詭計が再び現れ、その結果コミュニケーションは、その作用が役者や演出家の意図を遙かに越えた神話に固まってしまった。

『フランスの内乱』のさまざまな草稿の中にこの経過の最終段階を辿ることができる。四月半ばから五月一〇日にかけて書かれた第一草稿においてマルクスは、社会変革の途上において「コミューンの組織によって保証されねばならない未来の「社会的共和国」について述べた（著作集、第一七巻、五一五・六頁、五五四頁）。「労働者の革命」は、「国家の機構、すなわち支配階級の統治機構」を「自らの統治機構」と取り替えることを成し遂げた（上掲書、五五三頁、五五六頁）。コミューンは、「国家そのものに対する、この超自然的な社会の奇形児に対する革命」、「それ自身の生ける力としての社会による国家権力の奪回」（上掲書五四一頁、五四三頁）と解された。それは、著書『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』の彼の意見ともう一致させることが難しい解釈であった。マルクスは、ここでコミューンを「一九世紀の社会革命の開始」（上掲書、五四二頁）に具体化してはいるが、他方において（社会革命の）手段としてのその性格が強調されている。コミューンは、「社会的解放の政治形態」、労働者階級の社会運動の手段（上掲書、五四五頁）であり、「階級闘争がそのさまざまな段階を最も合理的な、人道的な仕方で行き抜けることができる」ことの諸条件だけを作り出す。「コミューンの組織」は、「社会革命に剣を引き渡す（上掲書、五四五・六頁）であろうと、第一草稿の基本命題は述べている^{デーゼ}。

マルクスは、第一草稿では彼の最初の懐疑的な態度から遙かに離れたものの、彼は依然としてコミューンをその終りにプロレタリアートの解放が行われるであろう運動の開始として見て、まだこの運動そのものとは見ていなかった。しかしコミューンの避けることのできない敗北の印象の下に彼が書いた最終稿で、マルクスは、すべての慎重な定式化を省いた。

コミューンの中に「プロレタリアート」の革命を認めて、それを待望の社会革命と同等に扱ったドイツの社会民主主義の労働者の模範に倣って、彼にとつてパリ・コミューン参加者は、彼が目差していたようなプロレタリア革命の前衛になった。三月一八日を彼は「名譽ある労働者革命」、いや、「プロレタリア革命」と呼び（上掲書、三三〇・三一頁）、パリ・コミューンの「真の秘密」としてそれが「労働者階級の政府」であり、「その下で労働の経済的解放が行われることができた」（上掲書、四三二頁）「遂に発見された政治的形態」であることを明らかにした。マルクスは、コミューンが共産主義を意味するであろう（上掲書、三四二・三頁）という演繹でもって更に重要な前進をした。そうすることによって、彼は、言葉の上では犯しやすい誤りを彼の權威によって助長した。彼が、総評議会の呼びかけの終りに「労働者のパリは、そのコミューンとともに新しい社会の名譽ある先触れとして永遠に称えられるであろう」と記したとき、彼は、コミューンが社会主義社会の先触れとして称えられるために、自分ではできるだけのことをしたと付け加えることもできたであろう。さらに詳しく言えば、彼がパリ・コミューンに対する社会主義労働者の熱狂——それは、敗北によつてむしろ高まつた——に追隨して、最初の衝動に背いてコミューンを彼の歴史の構想の中に組み入れ、そうすることによつてパリの叛徒に対する労働者の共感を彼の「党派」のために利用しようと決心したときにそうできたであろう。

哲学は、ここで既に部分的に実現したという幻想の悲哀を感じねばならなかった。何故なら事実を重んじることに於いて概念の強さは、戦術的な要求に打ち勝つことができなかったからである。その当時マルクスは、インターナショナルにおいてバクーニンに対する激しい

(三)

小競り合いを行ったのみならず、彼とエンゲルスは、社会民主主義労働者のさまざまな全国的組織において影響力を勝ち取って、それらを社会革命についての彼等の観念の実現のための媒体として利用しようとしていたからである。この観点の下では『フランスの内乱』は、実践の必要が概念の力を上回っていることが実証され、理論と実践の問題の解決については、後年の解釈学者に委ねられることになるマルクスの最初の比較的大部な著作である。解釈学者のうちの一人だけが同じ精神であることを実証した。すなわち『国家と革命』におけるレーニンである。他方スターリンは、コミューンを彼の内政の純粹の機能に格下げした。それは、ソビエトの歴史叙述が忠実に反映した成行きであった（最近のものでは、Klaus Meschkat: Die Pariser Kommune von 1871 im Spiegel der sowjetischen Geschichtsschreibung. Wiesbaden-Berlin 1965.）。もちろんこの可能性もマルクスの解釈の中に既に示唆されていた。

原

註

雜誌名略記

AGSA = Archiv für Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung
(Grünbergs Archiv)

ASG = Archiv für Sozialgeschichte

BZG = Beiträge zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung

HZ = Historische Zeitschrift

IRSH = International Review of Social History

NPL = Neue Politische Literatur

VSWG = Vierteljahresschrift für Sozial und Wirtschaftsgeschichte

ZfG = Zeitschrift für Geschichtswissenschaft

序 論

- (1) Erich Mathias: Sozialdemokratie und Nation. Ein Beitrag zur Ideengeschichte der sozialdemokratischen Emigration in der Prager Zeit des Parteivorstandes 1923-1938. Stuttgart 1952. ヲベリ S.54 ff. 参照。
- (2) Hans-Ulrich Wehler: Sozialdemokratie und Nationalstaat. Würzburg 1962. S.197. 譯文は『ドイツの社会民主党の歴史』A. Ritter: Die Arbeiterbewegung im Wilhelminischen Reich. Die Sozialdemokratische Partei und die Freien Gewerkschaften. 2. Aufl. Berlin 1963. Carl E. Schorske: German Social Democracy, 1905-1917. The Development of the Great Schism. Cambridge (Mass.) 1955. 註「『社会民主党の歴史』」を参照せよ。
- (3) Die Lösung der sozialen Frage, Berlin 1878. S. 7 und 14.
- (4) Werner Conze: Nation und Gesellschaft. HZ 198 (1964) S.1 ff. 上の問題に関し、S.12.

第一章

- (1) 差し当って、序論註(4)の拙稿参照。マンフレット・リーデル (Manfred Riedel) が「工業世界」(„Industrielle Welt“) 双書で「ブルジョア社会の概念」についての本格的な研究を出版する予定である。

第二章

- (1) フランス革命とそれが引き起こした騒乱の影響については、Kurt v. Raumer in: Handbuch der deutschen Geschichte. Hrsg. v. Leo Jüst. Bd. 3. S.24ff. und 37ff. 及び Jacques Droz: L'Allemagne et la Révolution Française. Paris 1949. 参

- 照。南ドイツの民衆運動について、Heinrich Scheel, Süddeutsche Jakobiner. Berlin 1962. 参照。この問題について、関心を起すもの関係について、S. 486ff, 277ff, 368ff, 667ff. 彼の調査したブルジョア知識人の構成員について、S. 153ff, 165ff, 181ff. 参照。但し、ハインツ・ハイツマーの研究は、このグループが如何に小規模なものであったかを明らかにしよう。Heinz Heitzer: Insurrectionen zwischen Weser und Elbe. Volksbewegungen gegen die französische Fremdherrschaft im Königreich Westfalen 1806-1813. Berlin 1959. すべて S. 298f.
- (2) Karl-Ulrich Meurer: Die Rolle nationaler Leidenschaft der Massen in der Erhebung von 1813 gegen Napoleon. Phil. Diss. Freiburg 1953. 参照。
- (3) 論文の文種について、Percy Stulz-Alfred Opitz: Volksbewegungen in Kursachsen zur Zeit der Französischen Revolution. Berlin 1956. Kyösti: Julku. Die revolutionäre Bewegung im Rheinland am Ende des 18. Jahrhunderts. Helsinki 1965. 参照。
- (4) Stulz-Opitz: a.a.O. Anhang VI.
- (5) Scheel: a.a.O. S. 486f. 参考。
- (6) Stulz: a.a.O. S. 58f. 参考。
- (7) ヴィルヘルム・ハインリヒ・リールが初めて農民に関して、この点を確認した。しかし、これは、——極めて過激な諸潮流にもかかわらず——全人民の大多数の態度について言えるべきである。W. H. Riehl: Die bürgerliche Gesellschaft. 1. Aufl. 1853. すべて „Der Bauer von guter Art.“ の章参照。
- (8) すべてについて、Rudolf Stadelmann: Deutschland und die westeuropäischen Revolutionen. In: Deutschland und Westeuropa. Laupheim 1948. 参照。
- (9) Rigaer Denkschrift vom 12.9.1807. In: Die Reorganisation des Preussischen Staates unter Stein und Hardenberg. 1. Teil: Allgemeine Verwaltungs- und Behördenreform. Hrsg. v. Georg Winter. Bd. 1. Leipzig 1931. S. 306 und 313.
- (10) すべてについて、Theodor Schieder: Partikularismus und nationales Bewußtsein im Denken des Vormarz. In: Staat

- (17) 新しい文書館資料を利用した衛兵襲撃事件について Miroslav Hroch: Der soziale Charakter des Frankfurter Wachensturms. In: Aus 500 Jahren deutsch-tschechoslowakischer Geschichte. Berlin 1958. S.149ff.
- (18) Bluntschli: Kommissionsbericht an die H. Regierung des Standes Zürich über die Kommunisten in der Schweiz. Nach den bei Weiting vorgefundenen Papieren. Zürich 1843. S.20f. から引用。
- (19) ドイツ労働者運動は六〇年代にようやく発生した。何故ならそれ以前にはそのための経済的諸条件がまだ成熟していなかったからであるという今でもなお喝えられている見解はもう通用しない。むしろ立法による阻止或いは解除が決定的であった。従ってそれは外国で開始され、一八四八―五〇年に急速に拡大し、一八五〇―五四年から一八六〇―六二年に至るまで中断し、一八六三年以後に決定的に興隆した。経済が未成熟だという命題の最も新しいものは、Werner Kowalski: Vorgeschichte und Entstehung des Bundes der Gerechten. Berlin 1962. S.35. がある。この見解のそれ以前の代表者については Dieter Groh. Hundert Jahre deutscher Arbeiterbewegung? Der Staat 2 (1963). S.352f. 参照。

第三章

- (1) 最近ではむしろ Wolfgang Schieder: Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung. Die Auslandsvereine im Jahrzehnt nach der Julirevolution von 1830. (Industrielle Welt. Bd.4) Stuttgart 1963.
- (2) 例えば一八四四年にマルクスが使用している Marx—Engels: Werke. Berlin. Dietz. 1958ff. Bd. 1. S.404 参照。次いで一八四八年一〇月三十一日の『友愛』(„Verbündung“)の社説が、一八五〇年二月八日の『友愛』において、F・シエヴェニガー (Schweniger) が使用している。一八六五年以後使用例が増大する。
- (3) Werner Conze: Der Beginn der deutschen Arbeiterbewegung. In: Geschichte und Gegenwartsbewußtsein. Festschrift für Hans Rotfels zum 70. Geburtstag. Göttingen 1963. S.323 ff. 参照。Karl Obermann: Die deutschen Arbeiter in

der Revolution von 1848. 2. Aufl. Berlin 1953. S.37. 及び「手工業ノロタリアン」(„Handwerkerproletarien“) 及び「労働者・職人」(„Arbeiter-Gesellen“) 及び「名称に固執する」。

(4) Schieder: a.a.O. S.16f., 20, 29, 35-39, 49f., 68-70, 73, 90-92. 参照。

(5) 及び「結ひのつづき」 Schieder: a.a.O. S.186f. ユーヒナーの「協会」の国民的統一への要求については、ユーヒナーの『ユッパンの使徒』(„Der hessische Landbote“) 及び二次的に『レオニッヒとレーナ』(„Leonce und Lena“) 参照。ヴァイディッヒ(Weidig) 及び「ユッパ」 Ilse: a.a.O. S.314 参照。

(6) 彼等は「イエーナ・ギューペン・ボン・フレスラウのフルシエンシャフトのメンバーであった。Rudolph Strauß: Die Lage und die Bewegung der Chemnitzer Arbeiter in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts. Berlin 1960. S.286f., Walter Schmidt: Zur Biographie Wilhelm Wolffs. BZG, Sonderheft 1962, 及び S.106ff.; ders.: Wilhelm Wolff. Beihn 1963. S.46ff. 参照。これは、現在モスクワのマルクス・レーニン主義研究所の中央党文書館に保管されている「プロイセン極秘国家文書館のテスターの履歴書を閲覧したカール・オーバーマン教授・博士の好意的な御教示による。Kurt Eisner: Wilhelm Liebknecht. 2. Aufl. Berlin 1906. S.14f.

(7) Schieder: a.a.O. S.156ff. 参照。

(8) Schieder: a.a.O. S.162, 243.

(9) Schieder: a.a.O. S.203, 212, 220. 参照。「青年ヨーロッパ派の短い歴史」は、実は、それ自身の反証であった。「青年ヨーロッパ派」が実際に促進したのは、国際的な友愛ではなく、むしろ国民運動、とりわけ「青年ドイツ派」の運動であった。

(10) Schieder: a.a.O. S.177 及び Ilse: a.a.O. S.448f. 参照。「人民協会」の第二回宣言には、「一八三二年の第一回宣言と対照的にドイツ人しか参加しなかったという事実もまた「人民協会」のこの傾向にとって重要である。

(11) Ilse: a.a.O. S.565, 571 にも復刻されている同盟規約第二条。及び Kowalski: a.a.O. S.183ff. の付録に再録されたパンフ

レットと宣伝文書」とくに一九〇、一九四頁。

- (12) Ilse: a.a.O.S.580, 593, 496 から引用。
- (13) Wolfgang Schieder: Wilhelm Weitling und die deutsche politische Handwerkerlyrik im Vormärz. IRSH 5 (1960). S.265ff. 参照。
- (14) Schieder: Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung. S.135ff, 66, 120-25. 参照。雑誌の発行部数は五五〇部、二〇〇部の間だった。a.a.O.S.148ff, 153.
- (15) Schieder: a.a.O.S.128, 174ff, 204, 243, 246. 参照。
- (16) Ernst Schraepfer: Der Bund der Gerechten. Seine Tätigkeit in London 1840-1897. ASG 2 (1962). S.20. 〇「ロンドン」から引用文。
- (17) Der Volksfreund. Nr.2 (ohne Datum). Leipzig 1848. S.16.
- (18) Ilse, a.a.O.AnhangIII, und S.460-531. 〇断断参照。フンベリンの「フンダ」Walter Schmidt: Wilhelm Wolff. Berlin 1963. S.215. 参照。
- (19) Ilse: a.a.O.S.515ff. 参照。
- (20) このような諸協会は、その当時例えば、ベルリン、ハンブルク、アルトナ、ブレーメン、キール、オルデンブルク、ダニツヒ、マクデブルク、ケルン、バルメン・エルバーフェルト、ビーレフェルト、レーダーマンハイム、ライプツィヒ、ケムニッツ、ブレスラウなど、成立した。ラインミンントの諸協会については、Karl Obermann: Karl D'Ester, Arzt und Revolutionär In: Aus der Frühgeschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Berlin 1964. S.102-130. 参照。
- (21) ドイツ労働者運動の初期の歴史の一部分を、この諸協会の歴史について、Elisabeth Todt-Hans Radandt: Zur Frühgeschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung 1800-1849. Berlin 1950; Elisabeth Todt: Die gewerkschaftliche Betätigung in Deutschland von 1850 bis 1859. Berlin 1950. S.119-137. 参照。
- (22) Conze: Der Beginn der deutschen Arbeiterbewegung. A.a.O.S.331f. 参照。

- (23) Friedrich Lessner: *Sixty Years in the Social-Democratic Movement*. London 1907. S. 4. 参照°
- (24) Schieder: a.a.O.S.302ff.; Walter Schmidt: a.a.O.S.155f., 215; Walter Roer: *Soziale Bewegung und politische Lyrik im Vormärz*. Phil.Diss.Münster 1933. S.40 参照°
- (25) 参々々' E.Wolffgramm - G.F.Puchta - P.Beyer: *Die sozialökonomischen Kämpfe der Eisenbahnbauarbeiter in Sachsen 1844-48*. In: *Aus der Frühgeschichte der deutschen Arbeiterbewegung*. 1964. S.65ff.; Walter Schmidt: *Einige Dokumente zum schlesischen Weberaufstand vom Juni 1844*. In: a.a.O.S. 35ff.; G.Puchta-E. Wolffgramm: *Spontaneität und Keimformen der Bewußtheit in der Frühzeit der deutschen Arbeiterbewegung*. *Wiss.Z.d. Karl-Marx-Universität Leipzig*, 6 (1956/57), Ges.- u.Sprachwiss. Reihe. H.6.S.673-681; Todt-Radandt: a.a.O.S.76-79; Wilhelm Schulte: *Volk und Staat. Westfalen im Vormärz und in der Revolution 1848/49*. Münster 1954. S.153ff. 参照°
- (26) Kurt Koszyk: *Die Bedeutung des Jahres 1848 für den Sozialismus in Deutschland*. In: *Annali dell'Istituto Giacomo Feltrinelli*, 6 (1963). S.510ff.; Karl Obermann: *Die Volksbewegung in Deutschland von 1844 bis 1846*. ZfG 5 (1957). S.503ff., 507-509ff., 512ff. 参照° *ヘルマンの講話にのりて* 'Herwig Förder: *Marx und Engels am Vorabend der Revolution*. Berlin 1960. S.194ff. *フヘルマー* (Förder) *は指導者* Wolfgang Schieder: *Auf dem Wege zu einer neuen Marx-Legende*. NPL 10 (1965). S.259ff. 参照中°
- (27) Helmut Bleiber: *Wilhelm Wolffs Aufenthalt in Breslau im Frühjahr 1848*. ZfG 6 (1958). 11111頁に而るべし
 $\rightarrow$ 一八四八年四月一八日のゲイルベルグ・ゲイルフのゲマインデの新聞を参照中°
- (28) 但し以下の諸研究はそむく反社のリキを要図にすべき° 参々々' Karl Obermann: *Zur Geschichte des kommunistischen Korrespondenzkomitees im Jahre 1846, insbesondere im Rheinland und in Westfalen*. BZG 4 (1962). S.116ff. Förder: a.a.O.; Karl Obermann: *Über den Anteil von Marx und Engels an der politischen Bewegung zur Vorbereitung der Revolution von 1848*. ZfG 7 (1959). S.1028ff. 参照°

ウォルフの書簡(註二七)「委員会の書簡」Marx-Engels: Werke, Bd. 4, S. 20ff. オーバーマンの前掲論文一〇六〇頁以下に引用されているウァイデマイヤー(Weydemeyer)のマルクス宛の書簡を参照せよ。会員数が約一〇〇人だった一八四七年にブリュッセルで創立された「ドイツ労働者協会」には例外的な地位を認めねばならない。それについては、Obermann: a.a.O.S. 1054.; Julien Kuypers: Wilhelm Wolff und der Deutsche Arbeiterverein (1847/48) in Brüssel. ASG 3 (1963), S. 103ff. 参照。

- (29) マルクス・エンゲルスの国民的な態度にわたる革命の体験の重要を述べた Hans Ulrich Wehler: Sozialdemokratie und Nationalstaat. Würzburg 1962. S. 9, 24. を参照せよ。一八四八年以前の国民の問題についてのマルクス・エンゲルスの立場の例証はとくに多量である。例として 25.11.1847: Werke. Bd. 4, S. 355.

第四章

- (一) フロリンデ・バルザー Frolinde Balse: Sozialdemokratie 1848/49-1863. Die erste deutsche Arbeiterorganisation „Allgemeine deutsche Arbeiterverbrüderung“ nach der Revolution. (Industrielle Welt. Bd. 2.) Stuttgart 1962; P.H.Noyes: Organization and Revolution. Working-Class Associations in the German Revolutions of 1848-1849. Princeton 1966. 及び Max Quarek: Die erste deutsche Arbeiterbewegung. Leipzig 1924. 及び Walter Schmidt: Zu einigen Fragen der sozialen Struktur und der politischen Ideologie in der Zeit des Vormärz und der Revolution von 1848/49. BZG 7 (1965). S. 657; ders.: Der Bund der Kommunisten und die Versuche einer Zentralisierung der deutschen Arbeitervereine im April und Mai 1848. ZfG 9 (1961). S. 576; Strauß, a.a.O.S. 220.
- (2) Jacques Droz: Les révolutions allemandes de 1848. Paris 1957. S. 514.
- (3) Droz: a.a.O.S. 639.
- (4) Balse: a.a.O.S. 75.

- (e) 『社会闘争の歴史』 Balser: a.a.O.S. 205; Quarck: a.a.O.S. 64; Gerhard Becker: Die Rolle von Marx und Engels und des Kölner Arbeitervereins bei der Vorbereitung einer revolutionären Massenpartei des deutschen Proletariats im Frühjahr 1849. BZG 4 (1962). S.144ff.; 201, 156, 162. 共産主義者の影響を「労働者友愛会」への転換を妨げたという。ders.: Die propagandistische Tätigkeit der Kommunisten im Kölner Arbeiterverein 1848-49. In: Aus der Frühgeschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Berlin 1964. S.216; und ders.: Karl Marx und Friedrich Engels in Köln 1848-1849. Zur Geschichte des Kölner Arbeitervereins. Berlin 1963. 201, S.105 参照。リッパースの『社会闘争の歴史』に参考をあたると『Wolfgang Schieder in NPL 10 (1965). S.262ff. 2 Siegfried Bahne in der Deutschen Literaturzeitung 86. 1965. Sp.916ff. 参照。
- (9) Quarck: a.a.O.S.123,179. 参照。
- (7) 西沢武 Strauß: a.a.O.S.250; Gerhard Becker: Marx und Engels in Köln 1848 bis 1849. S.54. Anm.204; Werner Koepen: Die Anfänge der Arbeiter- und Gesellenbewegung in Franken, 1830-1852. Erlangen 1935. S.42, 45; Wilhelm Bonnet: Die Anfänge der Arbeiterbewegung in Nürnberg. Phil.Diss.Erlangen 1925. S.54ff. 参照。
- (8) Balser: a.a.O.S.49, 206; Droz: a.a.O.S.86; Obermann: Die deutschen Arbeiter....S.37; Rudolf Stadelmann: Soziale und politische Geschichte der Revolution von 1848. München 1948. S.13f.; Koepen: a.a.O.S.2, 55; Bonnet: a.a.O.S.39f., 54, 59. 参照。
- (6) Conze: Der Beginn der deutschen Arbeiterbewegung. A.a.O.S.325f.
- (10) Wolfgang Köllmann: Politische und soziale Entwicklung der deutschen Arbeiterschaft. VSWG 50 (1963/64). S.480ff.; 『社会史』201, 156, S.483. Anm.16 参照。
- (11) Strauß: a.a.O.S.243; Droz: a.a.O.S.83; Stadelmann: a.a.O.S.9ff. 参照。
- (12) 西沢武 Noyes: a.a.O.S.281, 377; Köllmann: a.a.O.S.483. Anm.16; 改訂 Bonnet: a.a.O.S.45. 参照。
- (13) Droz: a.a.O.S.547; Stadelmann: a.a.O.S.165, 170; Koepen: a.a.O.S.55, 74; Quarck: a.a.O.S.65, 71, 183, 304; Wilhelm

Liebnecht 1865 im Bericht zur Londoner Konferenz der 1. Internationale, abgedruckt in BZG 4 (1962), S. 943; Balse: a.a.O.S.389ff.; Noyes: a.a.O.S.49f., 164, 316.

- (14) 例えは一八四七年九月一〇日のオッフエンブルク綱領、全ドイツの中央権力は「準備議会」の第一の討議題目であらねばならないという一八四八年三月五日、ハイドルベルクで形成された「七人委員会」の要求、一八四八年三月三十一日の「準備議会」でのシュトルーヴェの動議、一八四八年三月一九日のオッフエンブルクでの民主的人民集会の決議、一八四八年三月にマルクス、エンゲルスが起草した「ドイツの共産党の要求」の第一条などを参照せよ。この第一条の要求が共産主義者同盟の会員によって代表されていた例として、ヘルリンの共産主義者同盟を挙げておく。Edward Bernstein: Geschichte der Berliner Arbeiterbewegung. 1. Bd. Berlin 1907. S.72. 参照。

- (15) フロリンデ・バルザーとP・H・ノイズも遺憾ながら「労働者友愛会」の社会的構成要素を強調しすぎる過ちを犯している。国民的な運動への参加によっても表明された政治的エネルギーが如何に強かったかは、既に引用したクヴァルク(Quarck)のより古く研究を一瞥すれば明らかである。

- (16) Theodor Schuster: Gedanken eines Republikaners. Der Geächte 2 (1835). S.120 参照。「この問題は、現時点においづからぬ政治運動の元素を成すものである」。Lorenz Stein: Der Socialismus und Communismus des heutigen Frankreich. 1842. S.3 (der Einleitung)——「純粹の政治運動の時代は……終った。……そして次の革命は社会革命でしかあり得ない」。社会革命は「この社会の基礎をとらえる革命を意味する。他ならぬこの理由からそれは、従来の「政治」とは質的に違った意味での極めて政治的なものを意味している。

- (17) 例えは Balse: a.a.O.S.144, 150, 178, 210 等の引用箇所。シュテファン・ホルンの論説——Über das Verhältnis der Politik zur sozialen Frage. Die Verbrüderung. Nr.15, 21.11.1848——が、その当時の見解の実例として挙げられる。Hans Krause: Die demokratische Partei von 1848 und die soziale Frage. Frankfurt 1923. S.194. にも詳細に引用されている。

- (18) Conze: Der Beginn der deutschen Arbeiterbewegung. A.a.O.S.331. 参照。

- (19) Born: a.a.O., und Das Volk. Nr.8, 22.6.1848.
- (20) Das Volk. Nr.2, 3.6.1848. のホルンの論説は、注目すべき政治的見解を示している。そこでは、とりわけ次のように述べられている。「社会革命のための条件は、まだ存在しない。……しかし我々は、今日のような時代に我々に如何なる勝利も約束できない運動——何故なら我々は、一人のメシアをも労働者革命の成功をも信じていることができないから——に既に参加している」。
- (21) Balser: a.a.O.S. 48-50. 参照。
- (22) 22.6.1848, a.a.O. Verbrüderung. Nr.16, 24.11.1848. の Louise Otto の論説——「……政治的自由抜きで、我々は社会的救済に到達するに足らない」——をも参照せよ。
- (23) Quarcck: a.a.O.S.87. から引用。
- (24) Quarcck: a.a.O.S.92.
- (25) Das Volk. Nr.10, 27.6.1848.
- (26) Quarcck: a.a.O.S.163. から引用。
- (27) エーゼンビックとテオドル・ホッフホルツター (Theodor Hoffrichter) が作成したパンフレット——『二つの政治的信条』 (Zwei politische Glaubensbekenntnisse. Breslau 1848.) ——を参照せよ。
- (28) Quarcck の註録 (a.a.O.S.363f.) に復刻されている。
- (29) Quarcck: a.a.O.S.241; 更に Noyes: a.a.O.S.221ff. 参照。
- (30) Artikel vom 8., 10. und 20.9.1848. Werke. Bd.5. S.389, 396f., 408. Wehler: a.a.O.S.26. は、同様にマルクスとエンゲルスは「シュレースヴィヒ・ホルシュタイン問題については、最も強く国民的・ドイツ的な動機に従ったと強調している」。
- (31) Quarcck: a.a.O.S.178. から引用。
- (32) Georg Adler: Die Geschichte der ersten sozialpolitischen Arbeiterbewegung in Deutschland. Breslau 1885. S.199. 参照。

(33) ボルンは、後年彼の『一八四八年人の回想』（三版、ライプツィヒ、一八九八年、二〇九頁）において、「もしも人々が息を吹きかえしつつある反動が、絶対主義王国の時代への復帰とドイツ統一への努力のこの上ない過酷な迫害を歴史的な理由づけをして正当化することを認めなくなかったなら、彼等はやつとこのことで戦い取った成果を何の抵抗もなしに反動に引き渡してはならなかった」という表現でこの論説を解説した。

(34) Adler: a. a. O. S. 199; Droz: a. a. O. S. 601 参照。

(35) ㄅㄣㄣ Strauß: a. a. O. S. 247-51, 260, 269, 366; Karl Obermann: Die deutschen Arbeiter in der Revolution von 1848. 2. Aufl. Berlin 1953. S. 195ff. 参照。

(36) Born: a. a. O. S. 225. 参照。

(37) フレスラウに関しては、Quarck: a. a. O. S. 63f. 参照。

(38) Balser: a. a. O. S. 678, 680ff, 690.

(39) この結びつきは「一八四九年六月に計画されたライプツィヒのドイツ労働者諸協会の会議——しかしそれはもう開かれなかった——でなされる筈であった」²⁾ die Beschlüsse des Kölner Arbeitervereins v. 16. und 24. April 1849 in Marx-Engels: Werke. Bd. 6. S. 584, 587f. ケルン労働者協会の総会は「四月一六日に満場一致で『ドイツの民主的諸協会の連合を脱退し、それに対抗してドイツ労働者諸協会の連合——その中央委員会はライプツィヒにある——に加入する』ことを決議した」。シュテファン・ボルンとマルクス・エンゲルス間の結びつきと隔りについては、Born an Marx, 11.5.1848, abgedruckt in: Neue Zeit 20, 1 (1902). S. 739f.; Born: Erinnerungen... S. 196ff. 参照。四八年の革命におけるマルクスの戦術——それは労働者友愛会を無視することになったが、労働者の組織のための独自の道を考慮することなく、民主主義に賭けた——の問題については、フェルダー（Förder）とバルザー（Balser）の相反する見解の他、Schieder: NPL 10 (1965). S. 259ff. B. Nicolaevsky und O. Maenchen-Helfen: Karl Marx. Eine Biographie. Hannover 1963. S. 124ff. をも参照（証拠はないが、多数の引用文と史料の参照が含まれている）。

(40) 例として der Artikel vom 7.6.1848. Werke. Bd. 5. S. 39ff 参照。

(41) 彼等の影響と活動が、一八四八・九年のドイツ革命に根本的な貢献をしたとするすべての試みは、失敗したと見なされねばならない。これに反して『新ライン新聞』の影響はかなり大きなものだったに違いない。何故ならその発行部数高は、一八四八年九月に五、〇〇〇部、一八四九年五月に六、〇〇〇部であったからである。『ケルン新聞』は、同じ時期、すなわち一八四九年五月にちょうど九、〇〇〇部になった。Karl Obermann: *Über die Bedeutung der Tätigkeit von Friedrich Engels im Frühjahr und Sommer 1848*. ZfG 9 (1961), S. 43 を参照せよ。けれどもゲルハルト・ベッカー (Karl Marx und Friedrich Engels in Köln 1848-49, S. 25) のように、この新聞は「ドイツの共産主義者の組織の中心であり、全国的な範囲で形成される善の広範な政治的労働者組織の指導的な核心であったと記すと、『新ライン新聞』の意義は全く誤解されてしまう。他に Gerhard Becker: *Die Rolle von Marx und Engels und des Kölner Arbeitervereins ... A.a.O.S. 147*. 参照。マルティン・フント (Martin Hundt) の指摘 (Eine Notiz von Karl Marx als Präsident des Kölner Arbeitervereins. BZG 8 (1966), S. 75ff.) もまた我々に革命期のドイツ労働者運動の組織者としてのマルクスとエンゲルスの意義を納得させることはできなかった。共産主義者同盟の影響に関して言えば、ドイツ労働者運動がそれと同時に始まったと主張する者も、例えばその役割を過小評価するバルザーも共通の誤りを犯しているように思われる。すなわち彼等は、共産主義者同盟を余りにもマルクス、エンゲルスと同一視しているように思われる。我々は、マルクスとエンゲルスでなく、労働者が——もちろん知識階級の一員の援助をもつてではあるが——ドイツ労働者運動を創設したという事実があるからといって、マルクスとエンゲルスの思想の持つ意味が小さかったとみることはできない。必要な変更を加えれば、このことは、六〇年代はじめのラサールのしばしば過大評価された役割に関しても言える。その他の文献、Walter Schmidt: *Der Bund der Kommunisten und die Versuche einer Zentralisierung der deutschen Arbeitervereine im April und Mai 1848*. ZfG 9 (1961), S. 577ff.; S. Z. Levjova: *Iz istorii bor'by Marksa i Engelsa za sozdanie i ukreplenie „Neue Rhein. Ztg.“ Kak organ revoliucionnogo proletariata*. In: *Iz istorii formirovanii i razvitiia marksizma*. Moskau 1959, S. 234ff. マルクスとエンゲルスの理念のドイツ労働者運動へのかんりの規模の浸透は、六〇年代半ば以後初めて生じた。遺憾ながらこの現象は、まだ他との関連において研究されていない。

- (42) ヘルマン・ベッカーが、共産党宣言——それは、一八四八年六月にケルン労働者協会で討議された——に記されたマルクスとエンゲルスの見解と彼の見解との相違を他ならぬ彼の国民的な態度から引き出したという事実は、矛盾しているといつてもよむに思える。Walter Kühn: *Der junge Hermann Becker*. Bochum 1934. S. 108f. 参照。国民と国家の統一を何よりも求めたベッカーは、そのために、マルクスとエンゲルスが、「一七箇条の要求」と註四〇で引用された論説において彼と同意見であったことを見落していた。
- (43) Gerhard Becker: *Die propagandistische Tätigkeit der Kommunisten im Kölner Arbeiterverein 1848-49*. In: *Aus der Frühgeschichte der deutschen Arbeiterbewegung*. 1964. 272 S. 216-220 及び Karl Obermann: *Karl D'Ester ... A. a. O.* 272 S. 153. 参照。国民の問題に対するコミットシヤルクの否定的な態度については Konrad Reppen: *Märzbewegung und Maiwahlen des Revolutionsjahres 1848 im Rheinland*. Bonn 1955. S. 23f. 参照。
- (44) Reggen, a. a. O. S. 53 から引用。

第五章

- (1) Balser: a. a. O. S. 441ff.
- (2) 一八四九年から一八五一年にかけてその最高潮に達したこの移住の波は、全体としてまだ研究されていない。その部分的な研究には、例えば Paul Netzeke: *Die deutschen politischen Flüchtlinge in der Schweiz 1849 und 1849. Charlottenburg 1927*; D. F. Witte: *Refugees of Revolution. The German Forty-Eighters in America*. Philadelphia 1952; Mack Walker: *Germany and the Emigration, 1816-1885*. Cambridge (Mass.) 1964. Kapitel 4-6. など。
- (3) August Bebel: *Aus dem Anfang der Arbeiterbewegung*. In: *Die Gründung der deutschen Sozialdemokratie. Eine Festschrift der Leipziger Arbeiter zum 23. Mai 1903*. Leipzig 1903. S. 3.
- (4) この継続性に関する Dieter Groh の論文を準備中である。差し消して Balser: a. a. O. S. 479ff. の示唆を参照。

- (5) 彼等が革命において演じ、革命が彼等のために演じた役割について、Günther Ebersold: Die Stellung Wilhelm Liebknechts und August Bebel's zur deutschen Frage. 1863-1870. Phil.Diss.Heidelberg 1963.S.9. 参照。ヤン・ヘン・ル・ヤンカードについて、Wilhelm Blos: Denkwürdigkeiten eines Sozialdemokraten. 1. Bd. München 1914. S.128. 参照。マサールについて、Bernhard Becker, Entwürfungen über das tragische Lebensende Ferdinand Lassalles. Schleiz 1868. S.11f. 参照。六〇年代の後キヤートンらについて、第一インターナショナルの支部を組織したヨハン・フリーマン・マッカードの役割は、従来殆どの場合、過小評価された。一八五六年までの彼の功績について、Nikolaj Rjasanoff. Zur Biographie von J.Ph.Becker. AGSA 4 (1914). S.313ff. 参照。彼の組織活動について、Roger P.Morgan: The German Social Democrats and the First International 1864-1872. Cambridge 1965. 参照。因にヨハン・フリーマン・マッカードの功績については、一八四一―五〇年におけるスイス・ジュネーブ労働者諸協会を組織した功績が強調している。Georg Trübner: J.Ph.Becker und die Revolution 1848. IRSH 10 (1965). S.410ff. やや参照。
- (6) 故について、Hermann Herberts: Zur Geschichte der SPD im Wuppertal. Wuppertal 1963. 参照。
- (7) Julius Vahlteich: Ferdinand Lassalle und die Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung. München O.J (ca.1903). S.18 参照。
- (8) Gustav Mayer: Johann Baptist von Schweitzer und die Sozialdemokratie. Jena 1909. S.18-82 参照。
- (9) Heinrich Leonard: Wilhelm Bracke. Braunschweig 1930. S.6ff.; Georg Eckert: Hundert Jahre Braunschweiger Sozialdemokratie. 1. Teil: Von den Anfängen bis 1890. Hannover 1965. S.54; ders.: Wilhelm Bracke. In: Niedersächsische Lebensbilder. Bd.4. Hildesheim 1960. S.1ff. 参照。
- (10) Bebel: a.a.O.S.7.
- (11) ヤン・ヘン・カード、Karl Obermann: Zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung nach der Revolution von 1848/49 zu Beginn der 50er Jahre. BZG 3 (1961). S.842ff.; K.A.Varnhagen v.Ense: Tagebücher. 1865-68, Eintragungen aus den Jahren 1851-53. Bd.7. S.103f.; Bd.8. S.104f., 111; Bd.9. S.120, 161, 172; Bd.10. S.60f., 67, 76, 477. 参照。1

八五五年三月一八日以後は、新聞で取り上げられることもなく、人民の不法集会はもうなく、人民の中で静かに祝われた。
Bd.12. S.7; Bd.13. S.345. 一八五二年三月一八日のブラウンシュヴァイクでの祝典については、Eckert: Hundert Jahre
... 三十七頁に復刻されている新聞報告を参照。

- (12) Karl Obermann: Die deutsche Einheitsbewegung und die Schillerfeiern 1859. ZfG 3 (1955). S.706-709; und ders.: Zur
Geschichte A.a.O.S.865f. など引用。

第六章

- (1) 原書『*der Volksfreund für das Mittlere Deutschland*. Frankfurt a.M.Nr.131, 2.11.1859, bei Obermann: Die
deutsche Einheitsbewegung. A.a.O.S.714. 参照。
- (2) Obermann: a.a.O.S.715-723. 以下も同様。など。
- (3) 同く Obermann: a.a.O.S.723-731.
- (4) Illustrierte Zeitung. Leipzig. 12.11.1859.
- (5) Autobiographische Aufzeichnung zur Gewerkschaftsbewegung 1869-1873 mit Vorgeschichte, Motteler Nachlass.
Internationales Institut für Sozialgeschichte. Amsterdam.
- (6) An Streit, 16.2.1860, Rolf Weber: Kleinbürgerliche Demokraten in der deutschen Einheitsbewegung 1863-66.
Berlin 1962. S.28. など引用。
- (7) Hermann Oncken: Der Nationalverein und die Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung. AGSA 2 (1912). S.120ff.
参照。
- (8) August Bebel: Aus meinem Leben. 2. Aufl. Stuttgart 1911. Bd.1. S.140f.
- (9) 歌手と体操選手は、一八六〇年頃には社会的にはまだずっと広範囲で、主に中産階級（「有識者階級」、すなわち大学

- 出であることが必要な職業からの高い割合を含めて」とプチブルジョア（ブルバワイア、グゼレン「労働者・職人と未来の労働者協会の組織者を含めて」であった。例えば一八五八年の夏に総計三九一名の会員のうち一八六名の「手工業者」を有したベルリンの体操協会は、とくに「民主的」だった。しかし彼等のうち僅か一五名が三五歳以上で、総計僅か五二名が三〇歳以上であったので、これらの手工業者の場合、主に職人——その中には機械製作工、錠前屋、植字工、織工、染色工、葉巻製造工その他のような多数の典型的な「労働者」がいた——が問題であった。全体として見れば、それは体操によって統合された社会的には未分化の民主主義であった。ヘルリンの統計に関しては、*Deutsche Turnzeitung* 1859, S. 6f. を参照せよ。当時の体操運動についての社会的な研究はまだなされていない。歌手の運動に関しては、クラウス・ブルムの大著が、一九六七年か六八年に「工業世界」叢書で刊行される。
- (10) Bebel: a.a.O.S. 141. 参照。とくにオーストリアに関する労働者運動における民族問題の展望については、Jiri Kofalka: *Die deutsch-österreichische nationale Frage in den Anfängen der Sozialdemokratischen Partei*. In: *Historica*. Prag, 3 (1961), S. 109ff. 及び Hans Mommsen: *Die Sozialdemokratie und die Nationalitätenfragen im habsburgischen Vielvölkerstaat*. Wien 1963, S. 46ff. 参照。
- (11) Bebel: a.a.O.S. 141; Bonnet: a.a.O.S. 86-125; Karl-Heinz Leidigkeit: *Wilhelm Liebknecht und August Bebel in der deutschen Arbeiterbewegung 1862-1869*. Berlin 1957, S. 124 f. 参照。
- (12) Bonnet: a.a.O.S. 125. に引用されている一八六一年のクレーマー (Krämer) の演説を参照せよ。
- (13) 従って例えばライディヒカイト (Leidigkeit) が前掲書一七頁で行っているように、「労働者諸協会の「政治化」は国民問題の切迫と同時に始まるというのは、正しくない。
- (14) Friedrich Lenz: *Staat und Marxismus*. 2. Bd. Stuttgart 1924, S. 161.
- (15) Wilhelm Liebknecht: *Briefwechsel mit Karl Marx und Friedrich Engels*. Hrsg. v. Georg Eckert. Den Haag 1963, S. 82ff., 96, vom 11.12.1867 und 5.4.1870.
- (16) 数字は、Balsen: a.a.O.S. 604, 489f., 及び Bert Andréas: *Zur Agitation und Propaganda des ADAV 1863/64*. ASG 3

- (25) インスタン・ブローナーの古典的研究—Die Trennung der proletarischen von der bürgerlichen Demokratie (1863-1870). AGSA 2 (1912). S.1ff. 以下「新」の語句は「旧」の語句に代りて著して書出せらる。 以下著者の名は Roger Morgan 及び Günther Ebersold の語句 (S.152ff.) 及び Guenther Roth: The Social Democrats in Imperial Germany. Totowa (N.J.) 1963. S.55-58. Wilhelm Blos: Denkwürdigkeiten eines Sozialdemokraten. München 1914. Bd.1. S.91, 101, 180f. 以下「過」程自体が七〇年代においてもなお如何に緩慢に進行したかについても若干の実例を与える。
- (26) Ferdinand Lassalle: Nachgelassene Briefe und Schriften. Hrsg.v. Gustav Mayer. Stuttgart 1925. Bd.4. S.101.
- (27) Ferdinand Lassalle: Gesammelte Reden und Schriften. Hrsg.v. Eduard Bernstein. Berlin 1919. Bd.2. S.197f.
- (28) Die soziale Frage. In: Der Social-Demokrat. Nr.79. 1.7.1865.
- (29) Demokratisches Wochenblatt. Nr.51. 19.12.1868.
- (30) 「ナール派は、彼等の國家援助の原理によつて、教義的の例えは Simonde de Sismondi: Nouveaux Principes d'Economie Politique. 2e éd. Paris 1827. Bd.1. S.52. 及び Louis Blanc: Organisation du travail. 4e éd. Brüssel 1845. S.23. を引用せられたのである。 他方、以下は労働者に役立つてこそ、貧者に対する富者の陰謀にちやみこまざるべきのテーゼが、ハンジヤン・コンスタンンの書物で証明済みである。 Commento sulla Scienza della Legislazione di G.Filanghieri. 2. Aufl. Mailand 1828. S.86.
- (31) 親政及び共和政の運動者組織の組織によつて、Vortrag im Berliner Buchdruckergewerkschaftenverein, 28.2.1865; abgedruckt in: Die 1. Internationale in Deutschland, 1864-1872. Berlin 1964. S.42.
- (32) Demokratisches Wochenblatt. Nr.51. 19.12.1868.
- (33) Unsere Ziele. 14. Aufl. Berlin 1913. S.17f.
- (34) Protokoll über den ersten Congreß der Sozialdemokratischen Arbeiterpartei zu Stuttgart am 4., 5., 6 und 7. Juni 1870. S.9.
- (35) Demokratisches Wochenblatt. Nr.41. 10.10.1868.

- (36) 14.10.1868, Marx-Engels: Briefwechsel. Berlin 1950. Bd.4. S.134.
- (37) 10.8.1869, a.a.O.S.263.
- (38) Ges. Red. u.Schr. Hrsg.v. Bernstein. Bd.1. S.31, 33.
- (39) Ebd. S.29, 54, 61, 107, 110, 112.
- (40) Fichtes politisches Vermächtnis und die neueste Gegenwart, a.a. O. Bd.6. S.65ff.
- (41) An Rodbertus, 1.5.1863. Nachgel. Briefe u.Schr. Bd.6. S.335.
- (42) Ges. Red. u.Schr. Bd.5. S.353-355.
- (43) Ebd. S.354.
- (44) Gustav Mayer: Bismarck und Lassalle. Berlin 1928. S.60. 参考。
- (45) Der einzige Weg zur Einheit. Frankfurt am Main 1860. S.37, 44, 42, 3.
- (46) Die österreichische Spitze. Leipzig 1863.

索引

- (1) 出典は「Felix-Heinrich Weber: a.a.O.S.68ff. 参考。それの方針の定む彼に相対的な」
Gentzen: Großpolen im Januaraufstand 1863/64. Das Großherzogtum Posen 1858-1864. Berlin 1958. 参考。
- (2) 参考。
- (2) die Einleitung zu Werner Conze — Dieter Hertz-Eichenrode (Hrsg.) Karl Marx: Manuskripte über die polnische Frage (1863-1864). Den Haag 1961. 参考。
- (3) Bernhard Becker: Geschichte der Arbeiter-Assoziation Ferdinand Lassalles. Braunschweig 1874. S.122. 参考。

- (4) Karl Kautsky: Sozialisten und Krieg. Prag 1937. S. 152. から引用。
- (5) ドイツ労働者協会の第一回協会会議（一八六三年六月七日）の決議の中で、「労働者階級が精神的、政治的、市民的、経済的向上を目標として努力するとき、彼等は互いに団結し、祖国ドイツの自由と偉大さを求めるすべての人たちと人類の教化のために活動するすべての人たちと団結、協力する」ことが義務であると述べられていた。Berichte über die Verhandlungen des ersten Vereintags der deutschen Arbeitervereine. Frankfurt am Main, am 7. und 8. Juni 1863. Frankfurt 1836. Bebel: a. a. O. S. 85. も重要である。
- (9) Bebel: a. a. O. S. 140f. 参照。シュレースヴィヒ・ホルシュタインの運動を国民的革命と形成された労働者運動に一層緊密に結びつけるために利用しようとした民主主義者の努力については、Weber: a. a. O. S. 81ff. 参照。
- (7) Resolution des Lassalle nahestehenden Hamburger Arbeitervereins und Aufruf „An die Arbeiter Deutschlands“, bei Heinrich Laufenberg: Geschichte der Arbeiterbewegung in Hamburg, Altona und Umgebung. Hamburg 1911. Bd. 1. S. 224ff.
- (8) Bebel: a. a. O. S. 141. から引用。
- (6) Hermann Oncken: Lassalle. 3. Aufl. Stuttgart-Berlin 1920. S. 383. から引用。
- (10) Oberheimischer Courier, Freiburg. Nr. 299, 19. 12. 1863. — エーベルゾールトは、上に引用された研究で、上ライン紙（Oberheimischer Courier）のリープクネヒトの国民民主主義的な時事評論——グスタフ・マイアーが既にそれに言及していた——を初めて十分に利用した。
- (11) Bericht über die Haltung der Arbeiter in Südwestdeutschland in den Jahren 1863/64 vom 24. 1. 1865. Weber: a. a. O. S. 103. から引用。
- (12) Weber: a. a. O. S. 103. 参照。
- (13) Lassalle an die Gräfin Hatzfeld, 27. 7. 1864. Nachgel. Briefe u. Schr. Bd. 4. S. 367. — 日後に彼はもう「私は、ハンブルクで諸事件に圧力をかけてはみません。だがそれがどの程度の効果をあげるかを約束できませんし、余り成功するとは思え

ません」と、その効果を疑っている。Ebd. S.370.

- (14) この計画された革命については、Mayer: Die Lösung der deutschen Frage A.a.O.S.230f., 及び Oncken: a.a.O.S.455f. 参照。

- (15) Heinrich Hümmeler: Opposition gegen Lassalle. Berlin 1963. S.158, 176f. 参照。

- (16) Bebel: a.a.O.Bd.2. S.15.

- (17) Der Social-Demokrat. Nr.1. 15.12.1864. Liebknecht, Febr. 1865, oben S.50. Anm.31 をも参照せよ。これは当時の民主主義者の希望の予言的な具体化である「人民国家」という概念の最初の使用例の一つである。協会会議とザクセン人民党に由来する党派にとつて、「人民国家」という概念は、六〇年代の終りには政綱の要求になった。ゴータ綱領（一八七五年）においてもエルフルト綱領（一八九一年）においてもそれは証明できない。それは、ゲルリッツ綱領（一九二二年）の中に漸く要求として再び取り入れられている。

- (18) Der Social-Demokrat. Nr.14ff. 27.1.1865 u.ff.; J.B.v.Schweitzer: Politische Aufsätze und Reden. Hrsg.v.Franz Mehring. Berlin 1912. S.41ff. に復刻されている。

- (19) マルクスとエンゲルスが、一八六五年の二月二三日と三月一五日の絶交の原因について『社会民主党員』の編集部とベルリンの改革あてに送った声明については、Marx-Engels: Werke. Bd.16. S.79, 86-89. を参照せよ。その声明から、マルクスとエンゲルスが、一八六四年十二月一五日の『社会民主主義者』(der Social-Demokrat) 第一号に発表されたシュヴァイツァーの「綱領」を了承していたと声明したことが、明らかにになる。リーブクネヒトは、ためらうことなく彼等に倣ってシュヴァイツァーと絶交したが、そのために彼の財政の困窮は極度に悪化して、ベルリンでの政治的地位を保てなくなった。シュヴァイツァーとの絶交後、彼は「全ドイツ労働者協会」のベルリン支部をシュヴァイツァーに背かせたから、なおさらそうであった。それから間もなく彼はプロイセンを追われた。それは一八六五年七月初旬のことであった。Wilhelm Liebknecht: Briefwechsel Nr. 11-20. S.40ff., 及び Bebel: a.a.O.Bd.2. S.22f. 参照。

- (20) Der Social-Demokrat. Nr.28. 1.3.1865.

- (12) A.a.O.Nr.43, 5.4.1865.
- (22) A.a.O.Nr.75, 23.6.1865.

第八章

- (1) Hümmeler: a.a.O.S.192. 参考用。
- (2) Bebel: a.a.O.Bd.1. S.116f. 参考用。
- (3) Weber: a.a.O.S.214. 参考用。
- (4) Am 18.9.1865 in Darmstadt. Bericht: Deutsches Wochenblatt. Manheim. Nr.39, 24.9.1865.
- (5) Eckardt: Die gegenwärtigen Aufgaben der deutschen Volkspartei. Deutsches Wochenblatt. Nr.1, 1.1.1866.
- (6) Oberheinischer Courier. Nr.207, 2.9.1865.
- (7) A.a.O.Nr.258, 1.11.1865.
- (8) Bebel: a.a.O.S.147. 参考用。
- (9) Ebd, S.148. 参考。
- (10) Abgedruckt in: Die 1. Internationale in Deutschland. Berlin 1964. S.120f.
- (11) Ebersold: a.a.O.S.111. 参考。
- (12) Bericht: Deutsches Wochenblatt. Nr.24, 10.6.1866.
- (13) Bebel: a.a.O.S.153f.
- (14) Deutsches Wochenblatt. Nr.26, 24.6.1866.
- (15) ベーベルは今世紀の初頭に回想録を書き、「一八六六年の破局」を話題にしたさいに、プロイセンが戦争に敗れるという期待を根拠にして革命が起るであろうと説明した。因にマルクスとエンゲルスさえもこの希望にふけた。オーストリ

アの下に統一されたドイツは民主的革命に抗すべくもなかったであろうし、「帝国の民主的統一がその帰結であったであろう」とベebelはさらに続けて論じている。それに反して「帝国共同体 (Reichsgemeinschaft) からドイツ語圏オーストリアを除外することは——ルクセンブルクの犠牲については言われなくても——一〇〇〇万人近くのドイツ人を殆ど絶望的な状態に置へようである」。Bebel: a. a. O. S. 165.

- (16) Liebknecht an Engels, 11.12.1867 und 27.4.1870. Briefwechsel. S. 82ff., 98. 参照°
- (17) Ebd. S. 82ff., 96.
- (18) Chemnitz Program, abgedruckt bei Günter Benser: Zur Herausbildung der Eisenacher Partei. Berlin 1956. S. 97-99. 邦大谷ひろむ氏' Bebel: a. a. O. S. 168ff. 参照°
- (19) Schweitzer: Politische Aufsätze und Reden S. 154f.
- (20) Gustav Mayer: Die Trennung A. a. O. S. 27. 参照°
- (21) Einladung, abgedruckt bei Georg Eckert: 100 Jahre Braunschweiger Sozialdemokratie. 1965. S. 61.
- (22) Der Social-Demokrat, 20. 7. 1866. 1) 国語を讀み知悉して其の如く政治的 Aufsätze und Reden S. 161. 2) 参照°
- (23) A. a. O. 26. 8. 1866; a. a. O. S. 170.
- (24) A. a. O. 14. 12. 1866; a. a. O. S. 182.
- (25) A. a. O. Nr. 166, 28. 10. 1866.
- (26) A. a. O. Nr. 192, 30. 12. 1866.
- (27) 18. 10. 1867, Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages des Norddeutschen Bundes, 1. Legislaturperiode, Session 1867. Bd. I. S. 471.
- (28) Ebd. S. 470.
- (29) Engels an Marx, 16. 8. 1865. Briefwechsel. Bd. 3. S. 343; 10. 4. 1866, a. a. O. S. 388ff.; 1. 5. 1866, a. a. O. S. 394; 11. 6. 1866,

a.a.O.S.407. 参照。

- (30) Engels an Marx, 2.4.1866, a.a.O.S.384; 25.5.1866, a.a.O.S.401. 参照。
- (31) Engels an Marx, 4.7.1866, a.a.O.S.409. 参照。
- (32) Marx an Engels, 7.7.1866, a.a.O.S.411.
- (33) Engels an Marx, 25.7.1866, a.a.O.S.418. それに対してマルクスは、一八六六年七月二七日の往復書簡四一九頁で、「君と全く同じ意見だ」と答えた。
- (34) 11.12.1867, Liebknecht: Briefwechsel S.82.
- (35) Peter Stadler: Wirtschaftskrise und Revolution bei Marx und Engels. Zur Entwicklung ihres Denkens in den 1850er Jahren. HZ 199 (1964). S.113ff. は、革命が間もなく到来するとうう期待の放棄後の一〇年間と彼等の革命観念の姿貌とを述べている。
- (36) 一八六六年前後の幾年かの彼等のオーストリアびいきの態度の強く動揺するニュアンスについて、ここで立ち入って論じておく必要がある。
- (37) Karl Kautsky: Sozialisten und krieg. Prag 1937, S.168.

第九章

- (1) 候補者の指名がなされた一八六六年のクリスマスザクセン人民党の邦大会に関しては、Deutsches Wochenblatt, Nr.4, 20.1.1867. の報告を参照せよ。その報告では選挙区の社会的構成がはっきりと引き合いに出されている。Julius Vahlreich: Ferdinand Lassalle und die Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung. München (1904) 六頁以下は、「後年の社会主義選挙区」は、一八四八年には「極左派に」投票したと記している。シュトルベルク・ルウガウ・シュネーベルクでのザクセン人民党の第三の候補者として指名されたリーブクネヒトは、恐らく一月末に漸く拘留から釈放されたという事情

のたぬに終願した。

- (2) 18.3.1867, Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages des Norddeutschen Bundes im Jahre 1867. Bd.1. S.223.
- (3) 10.4.1867, a.a.O.S.679.
- (4) Georg Eckert: 100 Jahre Braunschweiger Sozialdemokratie. S.68ff.に復刻やなつた。
- (5) Protokoll der 5. Generalversammlung des ADAV in Braunschweig am 19.5.1867. S.4.
- (6) Bebel: a.a.O.Bd.2. S.48. からの引用。
- (7) 24.9.1867, Sten. Ber. 1. Leg-Per., Sess. 1867. Bd.1. S.84.
- (8) Ebd. S.85.
- (9) Ebd. S.85.
- (10) 15.10.1867, Vortrag, Wilhelm Liebknecht: Was ich im Berliner Reichstag sagte. Leipzig 1867. S.22f. に復刻やなつた。
- (11) Bebel: a.a.O.S.51. からの引用。因にシュヴァイツァーの提案は、激しい反対に出会った。
- (12) 30.9.1867, Sten. Ber. 1. Leg-Per., Sess. 1867. Bd.1. S.187.
- (13) 18.10.1867, a.a.O.S.471.
- (14) 17.10.1867, a.a.O.S.450f.
- (15) エルンスト・フリードリッヒ・ベッカー宛の一八六七年一〇月九日のベーベルの書簡参照。その結びの言葉は、「あなたが望んでいるように、ヨーロッパの古い国家の建物が、いずれそのうち、強力な一押しで崩壊するだろうことを私は恐れもし、望んでもいます。従来のやり方では、それは長持ちしないでしょう。……我々は、それに続く混乱から立派なものが出現するのを望みます。」
- (16) Liebknecht: a.a.O.S.4 (der Einleitung).

- (17) Demokratisches Wochenblatt. Nr.1, 4.1.1868.
- (18) Ebd. a.a.O.Nr.10. 8.3.1868 のリーフクネットの発言及び一八六八年五月一四日のベルリンの人民大会でのベーベルの言を参照。Bebel: a.a.O.Bd.2. S.156.
- (19) 23. bis 25.11.1867, Resolution, abgedruckt in: Handbuch der sozialdemokratischen Parteitage von 1863-1909. Bearb.v. Wilhelm Schröder. München 1910. S.462.

第一〇章

- (1) ドイツにおける彼の活動については、Morgan: a.a.O., bes. S.63ff.を参照せよ。彼の伝記については、第五章註五を参照せよ。
- (2) Der Vorbote 1 (1866). S.2. 我々が利用した一八六八年九月五、六、七日のニュルンベルクのドイツ労働者協会の第五回協会会議に関する報告書 (Nachdruck der 2. Aufl. 1868, Leipzig 1928) ——それは他の点では信頼のおけるものだが——には、ベッカーのこの論説——「J・p・d・ベッカーの回章」についてのシュトゥットマンの説明によれば一一頁に続かねばならない——が収められていない。この回章においては、引用された論説が問題になっていることについてはライヒカイト (K.H.Leidigkeit) によつてDer Leipziger Hochverratsprozeß vom 1872, Berlin 1960. の補遺に復刻されたこの協会会議の議事録 (四一—四一八頁) で確かめることができる。但しそれもまた他の点に関しては精確でない。
- (3) A.a.O.S.49, 55.
- (4) Die 1. Internationale in Deutschland. Berlin 1964. S.120f. に復刻されている。
- (5) Der Vorbote 2 (1867). S.91.
- (6) Zur Kriesfrage. Der Vorbote (August), 5 (1870). S.118ff.
- (7) Morgan: a.a.O.S.128-151. 参照。

(8) これは一八六九年に対しても言えることである。何故ならエルバーフェルトの全ドイツ労働者協会の総会の前夜である一八六九年三月二七日にベーベルはマルクスに、シュヴァイツァーは、我々に対して主要な一撃を加え、反対分子の大半を打倒するか或いは自分の方に引っぱりこむためにインタナーショナルの綱領を提案している」と書いた。Bebel: a.a.O. Bd. 2, S. 68. 一八六九年六月二三日の「党員に対する」呼びかけ——それは、「社会民主主義万歳！ 国際労働者協会万歳！」という決まり文句で終わっていた——も、後年リープクネヒトがドイツ労働者協会連盟の「国際的戦術派」に属していたと解釈されることになった。何故なら「ドイツ労働者運動をプロイセンの反動とひそかに結託していたシュヴァイツァー氏の影響から解放する」ことが肝心であったからである。Der Leipziger Hochverratsprozeß S. 50. じこではリープクネヒトの訴訟の戦術としての言明が問題だったという反論は、彼の率直な話し方を考慮に入れるならば、問題にならない。

(9) 一八六八年七月二三日の国際労働者協会総評議会宛の彼の書簡を参照せよ。Bebel: a.a.O. Bd. 1, S. 202 ——「我々は……『先触れの使者』^{アフォーア・ホーゼ}第二号が収録しているような国際労働者協会の綱領の採択を提案する……つもりだ」。J. P. H. ベッカーの論説 (Was wir wollen und sollen. In: Der Vorbote. 1 (1866). S. 1-8.) のことが言われている。

(10) ドイツ労働者協会連盟のライプツィヒ本部所在地は、一八六八年七月八日に協会大会の時間、場所及び議事日程について決議し、「全協会が動議の意義をはっきり認識しているために、『アルバイタアハレ』(Arbeiterhalle) の次の諸号の一つに国際労働者協会の綱領と組織計画とを公表する」ことを約束した。(それらは) Deutsche Arbeiterhalle, Mannheim. Nr. 13, 12. 7. 1868. v. Demokratisches Wochenblatt, Nr. 31-33 vom 1., 8. und 15. 8. 1868. に公表された。その回答として註(9)に挙げられているベッカーの論説が刊行された。

(11) マルクスの一八六四年九月二八日の国際労働者協会規約前文に基づき、ロバート・シュヴァイヘルによって起草された本部所在地の最終綱領案は、相変わらずベッカーの論説に対する誤解を招きやすい指摘を含んでいる。ベッカーの論説は、一八六八年八月二五日にアルバイタアハレ第一六号に、同年八月二九日に民主主義週報^{デモクラチー・ウニオン・ミット・インテリゲンツ}第三五号に公表された。Die 1. Internationale in Deutschland. S. 234-236. に再版されている。シュヴァイヘルは、その後この綱領を協会大会で代

并した。Bericht...(Ann.2) S.5.を参照せよ。

第一章

- (1) Bericht über den 5. Vereinstag, S.14-16.
- (2) Gustav Mayer: Die Trennung A.a.O.S.33ff. 参照。
- (3) Bericht über den 5. Vereinstag S.16.
- (4) A.a.O.S.27.
- (5) 協会大会に於いて満場一致で採択された決議 a.a.O.S.27f. を参照せよ。
- (6) Protokoll über die Verhandlungen des Allgemeinen Deutschen sozialdemokratischen Arbeiterkongress zu Eisenach am 7., 8. und 9. August 1869. S.29.
- (7) マルクスとエンゲルスは、この態度に対する優れた感覚を持っていた。第六章註三六・七のリープクネヒトの政治の基礎づけに対する上に引用された彼等の批判を参照。
- (8) Protokoll des Basler Kongresses: La Première Internationale. Ed. Jacques Freymond. Genf 1962. Bd.2. S.3ff.; Text der Resolution und Abstimmungsergebnis S.74.
- (9) ドイツ労働者協会連盟の本部所在地は、一八六九年五月一二日に諸組織に「協会の大会には、我々の組織の参加者の他に社会・政治的に我々と同じ信念を持っているすべての人たちも招待されねばならない」と通知した。Demokratisches Wochenblatt. Nr.20, 15.5.1869.
- (10) Morgan: a.a.O.S.192ff. 参照。
- (11) 17.3.1869. Sten. Ber. 1. Leg.-Per., Sess. 1869. Bd.1. S.117-119.
- (12) 24. und 27.4.1869, a.a.O.S.568, 616.

- (13) Demokratisches Wochenblatt. Nr. 27, 3. 7. 1869, und selbständige Broschüre mit demselben Titel. London 1869; Wilhelm Liebknecht: Redner der Revolution. Bd. 5. Berlin 1925. S. 16ff. に複製されている。
- (14) 「絶対主義国家」の指摘が修辭的な言葉のあや以上のものであることは、シュトゥットガルトの党大会直前の六月初旬に国際労働者協会総評議会に対して行ったアイゼナハ以来の発展についての報告——その中で煽動家の判決による処罰も列挙されている——から最もよく明らかになる。リープクネヒト自身過去五年間しばしばプロイセンの警察や刑務所の厄介になった。労働者運動の側から当局を不必要に挑発しないように非常な努力がなされたにもかかわらず、このことは生じた。Bericht vom 1. 6. 1870, abgedruckt in: Die 1. Internationale in Deutschland. S. 488ff.
- (15) 28. 4. 1869, Sten. Ber... 1. Leg.-Per., Sess. 1869. Bd. 1. S. 641.
- (16) 5. 6. 1869, a. a. O. Bd. 2. S. 1286.
- (17) 2. 3. 1870, a. a. O. Sess. 1870. Bd. 1. S. 145f.
- (18) Protokoll über den ersten Congress der Sozialdemokratischen Arbeiterpartei zu Stuttgart am 4., 5., 6. und 7. Juni 1870. S. 11.
- (19) ビルケの記述に關しては、Ludwig Brügel: Geschichte der österreichischen Sozialdemokratie. Bd. 1. Wien 1922; Hans Mommsen: Die Sozialdemokratie und die Nationalitätenfrage im Habsburgischen Vielvölkerstaat. Wien 1963; Jiří Kofalka: Vznik socialistického dělnického hnutí na Liberecku (Die Entstehung der sozialistischen Arbeiterbewegung im Reichenberger Gebiet). Liberec (Reichenberg) 1956. 参考文献を参照。
- (20) Protokoll über die Verhandlungen Eisenach 1869. S. 60, 63f. 参照。

附 一 一 冊

- (1) 西ベルグ Die Neue Zeit 33, 2 (1914/15), S. 169f. に西ベルグがマルクスとエンゲルスに對する Kugelman an Marx, 7. 8. 1870; Georg Eckert: Aus der

- Korrespondenz des Braunschweiger Ausschusses der Sozialdemokratischen Arbeiterpartei. In: Braunschweigesches Jahrbuch 45 (1964), S. 139. 以下復元は F. A. Sorge an W. Liebknecht, 25.9.1870. 参考 Heinz Beicke: Die deutsche Arbeiterbewegung und der Krieg von 1870/71. Berlin 1957, S. 24f. 以下描かれたのは七月二十八日のベルリンのペン焼き職人の集会をベルリンのタヤンタンの Geschichte der Berliner Arbeiterbewegung, Bd. 1. Berlin 1907, S. 217f. 以下描かれたのは七月三日の煉瓦職人の集会。 Engels: Die Rolle der Gewalt in der Geschichte; Marx-Engels: Werke, Bd. 21, S. 439; 参考 Gustav Mayer: Jahan Baptist von Schweitzer S. 387f, 391; Karl Kautsky: a. a. O. S. 189, 191.
- (2) Der Volksstaat. Leipzig, Nr. 58, 20. 7. 1870, auch in: Die 1. Internationale in Deutschland, S. 505.
- (3) Das Flugblatt mit dem Bericht über den Verlauf der Versammlung und dem Text der Resolution in: Die 1. Internationale S. 506-509.
- (4) Eckert: a. a. O. S. 130. 以下復元は同じく。
- (5) 七月十六日の『人民国家』紙五七号に独訳されて公表された。
- (6) Der Volksstaat. Nr. 58 und 60, vom 20. und 27. 7. 1870; Bebel: a. a. O. Bd. 2, S. 177; Mayer: a. a. O. S. 391. 参考 参考。
- (7) Resolutionen in: Der Volksstaat. Nr. 60, 27. 7. 1870.
- (8) Mayer: a. a. O. S. 389. 以下参考。
- (9) Der Social-Demokrat. Nr. 82, 17. 7. 1870.
- (10) A. a. O. Nr. 83, 20. 7. 1870.
- (11) Der Volksstaat. Nr. 58, 20. 7. 1870.
- (12) 21. 7. 1870, Verhandlungen des Außerordentlichen Reichstages des Norddeutschen Bundes. 1. Leg.-Per. 1870, S. 14. 因にベルリンは、非常に骨を折ってフリーフクネコトを拒否したことをいふ。 Bebel: a. a. O. S. 178. 参考。
- (13) Die 1. Internationale in Deutschland, S. 507. 参考。
- (14) 戦争の問題について。 Der Vorbote (August), 5 (1870), S. 118ff.

(15) 註(9)に挙げられているライプツィヒその他の諸都市を、この問題に関してそれらの決議に従った支持者と同等に扱うと
のちがな結論に達する。

(16) この事件に関する Beike: a.a.O.S.46-49. 参照。

(17) Eckert: a.a.O.S.131. に復刻されている。

(18) A.a.O.S.132.

(19) Der Agitator. Nr.17, 23.7.1870. 『ヒギターーン』紙は1870年四月一日以後刊行された。

(20) Der Volksstaat. Nr.61, 30.7.1870. Auch in: Der Leipziger Hochverratsprozeß S.528f. 及び in: Die 1. Internationale
in Deutschland. S.528-531.

(21) Wilhelm Bracke: Der Braunschweiger Ausschuss der Socialdemokratischen Arbeiterpartei in Lötzen und vor dem
Gericht. Braunschweig 1872. S.2f.

(22) Bracke an Geib, 29.7.1870, Bracke: a.a.O.S.5f. 1870年九月一日の書簡の同様の意見 a.a.O.S.142f. をも参照。

(23) Am 26.7.1870.: Der Leipziger Hochverratsprozeß S.78. から引用。

(24) Am 13.7.1870, Bebel: a.a.O.S.180. から引用。

(25) Am 1.9.1870. Bebel: a.a.O.S.181. 及び Eckert: a.a.O.S.129. から引用。

(26) Am 3.9.1870. Eckert: a.a.O.S.138. に復刻されている。

第二三章

(1) Bracke: a.a.O.S.142f. に復刻されている。

(2) 1870年九月三日にボンホルストは、リーフクネヒトに「我々は、声明がそれに基づいているマルクスの長い書簡を
受けとったと信じている。」と書いている。(Eckert: a.a.O.S.138に復刻されている。)この書簡は保存されておらず、声明

- に引用されている文章の一部を基にして復元できるとはしない。この形での書簡は、Marx-Engels: Werke, Bd.17, S.268-270.に収められている。マルクス自身、一八七〇年九月二日にエンゲルスに彼の「ブラウンシュヴァイクの委員会への詳細な返書」について報告している。Briefwechsel, Bd.4, S.450. マルクス、エンゲルス間の文通から分るように、ブラウンシュヴァイクの委員たちは、八月前半には既にマルクスに依頼していたに違いない。同様にマルクスとエンゲルスは、一緒に回答の重要な点を互いに討議していたことが明らかになる。Marx an Engels, 12.8.1870, a.a.O.S.435f.; Engels Antwort vom 15.8.1870, a.a.O.S.438ff. 及び Marx' Antwort darauf vom 17.8.1870, a.a.O.S.443f. を参照せよ。
- (c) Der Braunschweiger Ausschuss der Sozialdemokratischen Arbeiterpartei in Lötzen ... におけるブラッケの詳細な報告を参照せよ。
- (4) Der Volksstaat, Nr.73, 11.9.1870. Die 1. Internationale in Deutschland, S.533-539. に復刻されている。
- (e) Marx an Engels, 10.9.1870. Briefwechsel, Bd.4, S.457f. 彼等の中でブラウンシュヴァイクの「馬鹿げた行為」について述べている。「君も知ってゐるように、僕はブラウンシュヴァイクへ指示を書いた。そのさい——誤って——不作法な子供を相手にしているのでなく、手紙の乱暴な言葉遣いが『印刷を』予期していないということを心得ているに違いない教育ある人たちが相手にしていることが想定されてゐる」。
- (g) 26.11.1870, Sten. Ber....1. Leg.-Per., 2. außerordentl. Sess. 1870, S.9.
- (7) Ebd. S.11, 13.
- (8) Ebd. S.18.
- (9) Der Agitator, Nr.35, 38, 40 vom 26. 11., 10 und 24.12.1870. Nr.3 und 4 vom 21. und 28.1.1871.
- (10) Der Social-Demokrat, Nr.141 und 143 vom 2. und 7.12.1870. 参照。
- (11) Wilhelm Blos: Denkwürdigkeiten eines Sozialdemokraten. München 1914. Bd.1, は、八四頁に帝国建設のさいに多くの民主主義者が彼等の四八年の過去と訣別した例を挙げ、二一五頁で自由主義者も民主主義者も訣別後もこの過去を捨てようとしなかったという事実言及している。

- (12) 26.11.1870, Sten. Ber. 2. ao. Sess. 1870, S. 11. — 自決権の要求は「一八六六年のケムニッツ綱領の第一項に既に見られる（原註第八章（18）を参照せよ）。しかしそのときまで政治的に現実化されなかった。
- (13) 10.4.1867, Sten. Ber. über die Verhandlungen des Reichstages des Norddeutschen Bundes im Jahre 1867, Bd. 1, S. 678.
- (14) An Marx, 15.8.1870, Briefwechsel, Bd. 4, S. 440.
- (15) An Marx, 5.8.1870, a.a.O.S. 428: 「ヤッパ、連発銃や後装銃に対抗して銃剣でもって堡壘で固められた陣地を占領する我々の兵士たちがいつて君はどつ思うかう、勇敢なやつらだ！」
- (16) An Engels, 20.7.1870, a.a.O.S. 407. ホナバルトの勝利は「独立したドイツの労働者運動の終焉を意味するであろうといふ議論の裏返しをいっているな、Engels an Marx vom 15.8.1870, a.a.O.S. 438f. も同様である。
- (17) Werke, Bd. 17, S. 3-7.
- (18) An Marx, 15.8.1870, a.a.O.S. 439. 同じ議論は「同月の終りのフラインシュヴァイクの委員会宛の書簡にもみられる。そこで「プロイセンの兵營の中の統一」は「状況は大々的に発展し、単純化するであろう」という結果となるであろう」逆ひかれる。 Werke, Bd. 17, S. 269.
- (19) An Marx, 15.8.1870, a.a.O.S. 440.
- (20) Werke, Bd. 17, S. 270.
- (21) Engels Kommentar zum Wahlerfolg der deutschen Sozialdemokraten 1874 — 「ドイツの選挙は、ドイツのトロツキアートをヨーロッパ労働者運動の先頭に立たせる」—— An Liebknecht, 27.1.1874, W. Liebknecht, Briefwechsel, S. 184. 参照。
- (22) A.a.O.S. 269.
- (23) Marx „Zweite Adresse des Generalrats über den Deutsch-Französischen Krieg“ vom 9.9.1870, Werke, Bd. 17, S. 271-279. Zitat: 276. への呼びかけは「関連する部分に関して、フラインシュヴァイクの会員宛の書簡に全く一致している」。

因に「人種戦争」は、革命戦争の他にマルクス・エンゲルスが理解を示した戦争の唯一の形態であった。

第一四章

- (1) 6.12.1870, Sten. Ber. 1. Leg.-Per. 2. ao. Sess. 1870. S.90f.
- (2) 9.12.1870, a.a.O.S.152-154.
- (3) Der Volksstaat. Nr.102, 21.12.1870.
- (4) 9.12.1870, a.a.O.S.154.
- (5) いずれにせよ、リーフクネヒトが、彼等の逮捕のこの動機づけを当局になすりつけた。一八七一年四月一日のマルクス宛の彼の書簡 In: Die 1. Internationale in Deutschland. S.564. 参照。
- (6) 両派の支持者の空間的配分を明らかにするためには、この数字は分類されねばならない。ラサール派に投じられた約六三〇〇〇票のうち約四六、五〇〇票はプロイセン王国に、約六、〇〇〇票はハンザ諸都市に、約四、〇〇〇票はヘッセンに、約二、〇〇〇票はザクセンに割り当てられた。それに反してアイゼナハ派の約三九、〇〇〇票のうち約三一、〇〇〇票はザクセンに、約二、五〇〇票ずつがバイエルン、ブラウンシュヴァイク、プロイセンに割り当てられた。ヤコービへの票は、アイゼナハ派のものと評価されなかった。Mayer: Schweitzer S.405. Anm.2.による。
- (7) Der Social-Democrat. Nr.33, 24.3.1871.
- (8) Georg Eckert: 100 Jahre Braunschweiger Sozialdemokratie, S.157ff. に復刻されている。

第一章

(1) 「国民が階級か？」という二者択一は、ヨーロッパ的、ましてや世界的な規模においても当然誤った結論に導くということをご自分で言っておかねばならない。すなわちこの二者択一は、一八四八年及び一九一七年以来階級的な立場と殆ど同一視されてきたと思われるヨーロッパ的規模の、後には世界的規模の戦争の枠内での立場が国民的な立場とともに互いに強まった結果、国家・社会戦争と革命とが、しばしば最初に作用する諸要素にもう一度分解することが難しい全体を形成するという事実を隠蔽している。いずれにしても社会革命の観点から国家の戦争を掌握することは、今日に至るまで不可能であることは実証済である。社会革命はむしろ国家革命の媒体としての正体を突然現した。

(2) *Der Agitator*. Nr.11, 1.4.1871.

(3) *Geschichte der Frankfurter Zeitung 1856 bis 1906*. Frankfurt 1906. S.194ff. 参照。

(4) *Ebd.* S.195f.

(5) *Ebd.* S.196. から引用。

(6) ドイツにおけるバリ・コミュニケーションの影響の歴史に関しては、Günter Grützner の遺憾ながらやや浅薄な研究である *Die Pariser Commune. Macht und Karriere einer politischen Legende*. Köln-Opladen 1963. 参照。早くも蜂起の参加者たちの段階で、コミュニケーションの解釈に関して如何に意見が一致していなかったかは、Heinrich Koechlin の研究 (*Die Pariser Commune im Bewußtsein ihrer Anhänger*. Basel 1950.) から明らかである。これらのニュアンスは、当時の敵対的な態度におおてはむしろ内乱の両党派に関心を起させなかった。文献目録——*La Commune de Paris*. Hrsg.v. Giuseppe Del Bo. Mailand 1957; Charles Rihs: *La Commune de Paris*. Genf 1955. は公正な叙述である。

(7) 叛徒の「コミュニケーションに関する」努力についての唯一の指摘は、ブラウンシュヴァイクの社会民主党によって五月半ばに召集された人民大会の連帯声明の中に見られる。それに関しては Georg Eckert の報告 (a.a.O.S.160-163) が復刻された。その最も重要な文章は、「三人の弁士すべてが、国家の専制政治に対して地方自治体の独立を再建しようとするバリ・コミュニケーションの支持者の努力は、……全く正当な努力であるという点に関して完全に一致した」と述べられている。

- (8) 付説「マルクスとロマン」を参照せよ。
- (9) Der Social-Demokrat. Nr.35, 29.3.1871. 参照。キーンの労働者のみでのロマンの反響については、遺憾ながらこの点のみならず類型はHans Jürgen Friederici と Jutta Seidel の論文——Der Widerhall der Pariser Commune in der deutschen Arbeiterbewegung. BZG 3 (1961). S.280ff. を参照。
- (10) Der Social-Demokrat. Nr.36, 31.3.1871. 参照。
- (11) A.a.O.Nr.44, 21.4.1871 及び Der Volksstaat. Nr.38, 10.5.1871; Die 1. Internationale in Deutschland. S.566. に復刻された語句を参照。
- (12) Der Social-Demokrat. Nr.43, 19.4.1871. auch in: Die 1. Internationale S.572.
- (13) A.a.O.Nr.46, 26.4.1871.
- (14) Robert Umbreit: Beiträge zur Geschichte der Arbeiterbewegung im rheinisch-westfälischen Industriegebiet. Dortmund 1932. S.22. 参照。
- (15) Der Volksstaat. Nr.38, 10.5.1871; auch in: Die 1. Internationale S.582-584.
- (16) A.a.O.Nr.47, 10.6.1871; auch a.a.O.S.588, 596.
- (17) Die 1. Internationale S.795. A.403. 参照。『人民国家』紙は、四月二二日以後殆ど連日小・大会合について報告した。
- (18) Ernst Heilmann: Geschichte der Arbeiterbewegung in Chemnitz und dem Erzgebirge. Chemnitz o.J.S.65. 参照。
- (19) Der Social-Demokrat. Nr.69, 17.6.1871.
- (20) フリウニッシュマインツの語句は、前述の註七参照。ニュルンベルクの語句は、Georg Gärtner: Mit uns zieht die neue Zeit. Nürnberg 1928. S.46. 参照。
- (21) 例えば Friederici-Seidel: a.a.O.S.287f. に記載されている一八七一年三月二四日のツウィカウからの警察の報告とフランクシュヴァイク委員会の釈放にちかづいての同市の当局の態度参照。

- (21) Der Volksstat. Nr.34, 26.4.1871.
- (22) Sten. Ber. über die Verhandlungen des deutschen Reichstages, 1. Legislaturperiode, 1. Session 1871. Bd.2. S.921.
- (23) Der Volksstat. Nr.45, 3.6.1871.
- (24) A.a.O.Nr.46, 7.6.1871.
- (25) 例えは Die Grenzboten 30 (1871) 一二四頁のハノーファーの労働者集会についての一八七一年六月三〇日の報告参照。
- (26) 八月の社会民主労働者党の会議も同様に全員一致で、ベーベルと『人民国家』紙のコンフェン支持に賛成した。Protokoll über den 2. Kongreß der social-demokratischen Arbeiterpartei, abgehalten zu Dresden am 12. bis 15.8.1871. S.60f., 119. die Lieder und Gedichte in der Sammlung: Die Pariser Kommune im deutschen Gedicht. Hrsg. von Bruno Kaiser. Berlin 1958. 参考参照。
- (27) Dieter Fricke: Die deutsche Arbeiterbewegung 1869-1890. Ihre Organisation und Tätigkeit. Leipzig 1964. S.194, 200f. 参照。
- (28) Bebel: a.a.O. Bd.2. S.227. 参照。

第六編

- (一) 22.10.1871, Festrede zum Stiftungsfest des Crimmitschauer Volksverein, Wilhelm Liebknecht: Zu Schutz und Trutz. 4. Aufl. Leipzig 1874. S.11. 参考参照。
- (二) Georg Eckert: Aus den Anfängen der Braunschweiger Arbeiterbewegung. Braunschweig 1955. S.34. 参考参照。
- (三) Georg Eckert: Wilhelm Bracke und die Anfänge der Braunschweiger Arbeiterbewegung. Braunschweig 1957. S.11. 参考参照。この時期のブラッケの態度については、彼の著書 Der Lassalle'sche Vorschlag. Braunschweig 1873. S.44.

及び Nieder mit den Sozialdemokraten. Braunschweig 1876. S. 30. を参照。

(4) Eduard Bernstein: Geschichte der Berliner Arbeiterbewegung. Berlin 1907. Bd. 1. S. 270.

(5) Heinrich Laufenberg: Geschichte der Arbeiterbewegung in Hamburg, Altona und Umgebung. Hamburg 1911. S. 476.

(6) Richard Schuster: Die Social-Demokratie. Nach ihrem Wesen und ihrer Agitation quellenmäßig dargestellt. Stuttgart 1875. S. 27.

(7) 17.3.1891, auf dem 1. Bundesfest des Hamburger Arbeiter und Sängerbundes, abgedruckt in Wilhelm Liebknecht: Redner der Revolution. Bd. 5. Berlin 1925. S. 68ff. リーブクネヒトの著書——Zum 18. März und Verwandtes. Nürnberg 1895. 及び Zum Jubeljahr der Märzrevolution. Berlin 1898. ——を参照せよ。

(8) 一八八九年にパリで開かれた国際労働者会議は、五月一日を労働者の国際的祝祭日に定めることを決議した。Protokoll des Internationalen Arbeiter-Congresses zu Paris. Abgehalten vom 14. bis 20. Juli 1889, Nürnberg 1890, S. 123. を参照せよ。会議場の装飾と会議の終りの献花が証明するように、三月一日から五月一日への変更は、かなりスムーズに行われた（一、一二七頁）。リーブクネヒトは、一八九〇年夏に書いた序言において、一八九〇年五月一日を「前年度にパリでその永遠の平和・自由・平等の同盟を結んだ世界のプロレタリアートの最初の強力な、全世界にまたがる行動」であると称えた（序言の五頁）。

(9) 10.12.1895, Sten. Ber. 9. Leg.-Per., 4. Sess. 1895/97, Bd. 1. S. 40.

(10) Am. 10. 3. 1876 in Leipzig, Bebel: a. a. O. Bd. 2. S. 348-369. 参照。この論争は、Für und wider die Commune. Leipzig (1876) というパンフレットにおいても公表されている。その他一八四八年に対する進歩党とブルジョア民主主義の関係についてのヴィルヘルム・ブロスの以下の発言を参照。「彼等は一八四八年の理念の継承者をもって任じてはいたが、その遺産の管理が非常に拙かったので、我々がそれを引き継がねばならなかった」。Blos: a. a. O. S. 215.

第十七章

- (1) イタリアとドイツの国民国家の形成がそれに続く経過は、Theodor Schieder: *Italy and die Probleme des europäischen Nationalstaates im 19. Jahrhundert*. In: *Geschichte und Gegenwartsbewußtsein*. Festschr. f. H. Rotfels z. 70. Geb. Göttingen 1963. S. 339ff. 246°。
- (2) 最近では Theodor Schieder: a.a.O. S. 353. などでも強調している。
- (3) Werner Pöls: *Sozialistenfrage und Revolutionsfurcht in ihrem Zusammenhang mit den angeblichen Staatsstreichplänen Bismarcks*. (Historische Studien. 377.) Lubeck-Hamburg 1960. S. 28. かつスベルクの社会民主主義の評価の急変になつて持つこの態度の重要性を強調している。
- (4) 「革命の悪夢」などへ表現は Theodor Schieder: *Das Problem der Revolution im 19. Jahrhundert*. In: Th. Schieder: *Staat und Gesellschaft im Wandel unserer Zeit*. München 1958. S. 40. 246°。スベルクの態度については Schieder: ebd. S. 39f. 又 Pöls: a.a.O. 222-29. 参照。ベヘルスは「世論と諸政党の態度について重要な指摘をしている」。
- (5) Bebel: a.a.O. Bd. 2. S. 227.
- (6) Bericht einer Zeitung vom 10.9.1870 über den Transport der Braunschweiger nach Lützen (Wilhelm Bracke: *Der Braunschweiger Ausschub*... S. 44 なら引用) では「祖国のなら社会民主主義の有害な理論の結果」になつて述べられている。フラッケと彼の仲間に対する訴訟手続きで検事は「一八七一年一月二五日」(ebd. S. 163) 彼等が自称しているように「祖国のない者」としての社会民主主義者について述べた。「Grenzboten」の編集者「ハンス・ブルムは「一八七二年にカール・ハインツェンは「国際的な怠け者の祖国なき狂信者」であると記した。Der Leipziger Hochverratsprozeß ... S. 268. かの引用」 Ernst von Eynein は *Wider die Socialdemokratie und Verwandtes*. Leipzig 1874. S. 16f. など著作で「共産主義者の祖国喪失は……立ち昇るドイツ帝国の黎明の前に」消滅するだろうという彼の希望を表明している。
- (7) Die sozialen Parteien der Gegenwart. In: H. v. Treitschke: *Der Socialismus und seine Gönner*. Berlin 1875. S. 53, 56-58.

- (∞) Franz Mehring: Die deutsche Socialdemokratie. Ihre Geschichte und ihre Lehre. 2. Aufl. Bremen 1878. S. 10f. des Vorworts, ferner S. 223, 282f.
- (6) Bracke: a. a. O. S. 190.
- (10) Samuel Kokosky am 28. 4. 1880; Heinrich Leonard: Wilhelm Bracke. Braunschweig 1930. S. 93. 445f. 用。因にこの單據文は、直ちに押収された。
- (11) Protokoll über den 6. Kongreß der Sozialdemokratischen Arbeiterpartei, abgehalten zu Coburg am 18., 19., 20. und 21. Juli 1874. S. 32.
- (12) 20. 4. 1874, Sten. Ber.... 2. Leg.-Per. 1. Sess. 1874. Bd. 2. S. 961. ヴーベルは、一八七五年一月五日に帝國議會で (a. a. O. 3. Sess. 1875/76. Bd. 1. S. 80) 労働者階級の三つの潮流——「ネーデルラントの歴史的経験によつて、既に帝國に敵対するもの」——について語つたのを、同様な意見を述べた。
- (13) 1874年12月14日 Dieter Groh: Die „vaterlandslosen Gesellen“ und das Vaterland. Staat und Sozialdemokratie am Vorabend des ersten Weltkrieges (1905-1914). Tübingen 1967. 参照。
- (14) Der Volksstaat. Nr. 28, 10. 3. 1875.
- (15) Wilhelm Liebknecht: Wissen ist Macht—Macht ist Wissen. Festrede, gehalten zum Stiftungsfest des Dresdner Arbeiter-Bildungsvereins am 5. 2. 1872. Hottingen-Zürich 1888. S. 43.
- (16) Aussagen vor dem Untersuchungsrichter und dem Kreisgericht Braunschweig, veröffentlicht in Wilhelm Bracke: Der Braunschweiger Ausschuss S. 114, und in Georg Eckert: Samuel Spier und die I.A.A. ASG 4 (1964). S. 603f.
- (17) 1874年 Liebknecht: a. a. O. S. 43.
- (18) In einer Rede zum Entwurf des Parteiprogramms, Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands. Abgehalten zu Erfurt vom 14. bis 21. 10. 1891. S. 335.
- (19) 「民主主義の保証の手段の國家による協同組合制度の育成や自由な生産者協同組合に対する國家信用」と述べられてい

- る。民社主義運動をとりなす關係をその党の強固の組織として、Georg Eckert: Aus den Anfängen der Braunschweiger Arbeiterbewegung, Braunschweig 1955. S.35ff. 参照。
- (20) Wilhelm Bracke: Der Lasalle'sche Vorschlag. Braunschweig 1873. S.43ff.
- (21) Bracke zur Sedanfeier des Bürgervereins am 21.8.1873 in der Braunschweiger Stadtverordnetenversammlung, 茲に「フランクフルト・シュタットの市会におおつて最初の社会民主党員として一八七二年一月二六日に市会議員に選ばれた。Leonard: a.a.O.S.86. 参考。フランクフルトの選出として」 ebd. S.70.
- (22) 14.12.1882, Sten. Ber. 5. Leg.-Per., 2. Sess. 1882/83, Bd.1. S.794.
- (23) August Bebel: Die Sozialdemokratie im Deutschen Reichstags 1. Teil: Die parlamentarische Tätigkeit des Deutschen Reichstages und der Landtage und die Sozialdemokratie von 1871 bis 1874. Berlin 1909. S.38.
- (24) 27.1.1876, Sten. Ber. 2. Leg.-Per., 3. Sess. 1875/76. Bd.2. S.946,948.
- (25) 9.10.1878, Sten. Ber. 4. Leg.-Per., 1. Sess. 1878. Bd.1. S.126.
- (26) Bebel: Aus meinem Leben. Bd.2. S.245.
- (27) Ebd. S.244. 参照。
- (28) Ebd. S.285f. 参照。
- (29) Ebd. S.295.
- (30) Geschichte der Frankfurter Zeitung, Frankfurt 1906. S.239 参照。Bebel: a.a.O.S.311f., 344f., 371, 373 及び Pöls: a.a.O.S.32ff. 参考参照。
- (31) Paul Kampfmeier-Bruno Altmann: Vor dem Sozialistengesetz. Berlin 1928. S.142f. 参考。フランクフルト一八七〇年からの十年にかけての迫害と非難と多くの貧民を収めなした事。
- (32) Geschichte der Frankfurter Zeitung. S.241 参照。
- (33) Kampfmeier-Altmann: a.a.O.S.186, 及び Geschichte der Frankfurter Zeitung. S.273ff. 参照。

- (34) Geschichte der Frankfurter Zeitung S. 275 から引用。
- (35) 世論の態度 *Die öffentliche Meinung* Geschichte der Frankfurter Zeitung, S. 273ff.; Kampffmeyer-Altman: a. a. O. S. 186f.; Bebel: a. a. O. S. 414ff.; Pöls: a. a. O. S. 65ff. 参照。
- (36) Geschichte der Frankfurter Zeitung, S. 273, 276。
- (37) Sozialistische Monatshefte, 1914, S. 899.
- (38) この批判は、既にご利用された概念の故に誤解されてはならないので、おそまきながら説明を必要とする。ハンス・ロートフェルスが「ビスマルクの社会政策の原理の問題」(『ケーニヒスベルク大学講演三』)、ケーニヒスベルク、一九二九年七頁で、彼の社会政策は、先ず第一に「シュタットホルツ・ディーク国政」であり、「特殊な社会目標設定下に」なかったと公式化しているが、ビスマルクは、もちろん社会問題と政治問題を同一視していた。社会問題は、政治問題として国家・社会秩序——それは、その構成員の一部に政治的同権が与えられなかったことによって特徴づけられたのであるが——の枠内で解決されねばならなかった。従ってビスマルクにとつて、労働者階層の社会的保証と同時に彼等の政治的抑圧の廃止を目ざして努力することは、国家理性の理由から可能ではなかった。従って社会保障も社会的抑圧の廃止に至るまで発展することはできなかったのである。因に既にテオドル・ローマンは、覚書の中で、慎重なやり方ではあるが、ビスマルクの社会政策に対するこの異論を明確に述べた。Hans Rothfels: Theodor Lohmann und die Kampfjahre der staatlichen Sozialpolitik (1871-1905), Berlin 1927, S. 74f. から引用。ハンス・ロートフェルスは、他の箇所では社会立法の基礎になっている国家と社会への労働者の再編入への意図を強調した。Bismarck's Social Policy and the Problem of State Socialism in Germany. The American Sociological Review 30 (1938), S. 288ff. 参照。
- (39) 間もなく刊行されるアルフレット・ミラッツのドイツ帝国議会選挙の選挙地図書、ボン 参照。従来大都市へのこの移動過程は余りにも早く見積もられた。例えば Bense: a. a. O. S. 28f. 参照。警察の報告書においても一八八四年に漸く、工業労働者の多数が社会民主党員であるという指摘が見出される。Reinhard Höhn: Die vaterlandslosen Gesellen, 1 Bd. Köln-Opladen 1964, 二一八頁に復刻された一八八四年一月四日のベルリン警視総監の報告書参照。

訳

註

序 論

- (一) ナウマン Naumann, Friedrich (1860-1919) ドイツの政治家。シュテッカーの影響の下にキリスト教社会主義の運動に参加。マックス・ウェーバーの影響を受けて一八九六年国民・社会協会を創立し、民主・社会帝政の樹立を試みた。一九〇三年に国民・社会協会を解散、自由主義連合に加入し、進歩人民党へのその結集(一九一〇年)に盡力。第一次大戦後ドイツ民主党を創立。《民主主義と帝政 Demokratie und Kaisertum, 1900》、《中欧 Mitteleuropa, 1915》などの著書がある。
- (二) 一九一四年八月第一次大戦が勃発すると、帝国議會は戦争予算を可決。社会民主党もそれに賛成投票した。
- (三) ミヘルス Michels, Robert (1876-1936) ドイツの社会学者。スイスのバーゼル(一九一四―二八)及びイタリアのペルジア大学教授(一九二八―三六)。ドイツ及びイタリアの社会民主党の実態を研究し、民主主義と平等を唱える政党が、その内部において寡頭制化する傾向があることを実証して注目を浴びた。《イタリアにおけるマルクス主義の歴史 Storia del marxismo in Italia, 1910》、《現代民主主義における政党の社会学 Zur Soziologie des Parteiwesens in der modernen Demokratie, 1911》などの著書がある。
- (四) マン Man, Hendrik de (1885-1953) ヘルギーの政治家、社会学者。フランクフルト(アムマイン)大学教授。ヘルギー社会党創立に盡力。公共事業相(一九三五―三六)、蔵相(一九三六―三八)。第二次大戦中、国民経済党を組織し(一九四〇)、その指導者としてナチスに協力(一九四一―四)。戦後ブリュッセル軍事法廷で二〇年の重禁錮刑を受けた(一九四六)。
- (五) 一八六四年九月二八日ロンドンで開かれた労働者会議で英、仏、独、伊、ポーランドの代表が国際労働者協会 International Workingmen's Association (後に第一インターナショナルと呼ばれた)の創立を決定し、六四年一月七日、マルクスの起草した宣言と暫定規約を採択した。一八六六年ジュネーブ、六七年ローザンヌ、六九年バーゼルで大会を

開いた。バーゼルの大会では、マルクス主義とバクーニンの無政府主義が激しく対立した。七二年のハーグ大会は、インターナショナルの指導権が無政府主義者の手に落ちることを恐れたマルクス主義者の提案に従って、総務委員会の所在地をロンドンからニューヨークに移すことを決定し、バクーニンを除名した。これによって第一インターナショナルは事実上消滅した。七〇年代の後半から八〇年代にかけて主要な資本主義国に社会主義政党が成立するに伴い、インターナショナルの復活の気運が強まった。一八八九年七月一四日のバステュー襲撃百年祭にパリで開かれた国際社会主義者大会は、第二インターナショナルの創立を決定した。第二インターナショナルは、その成立当時から一八九五年までエンゲルスの指導を受け、二〇世紀の初頭までマルクス主義に基づく国際的組織として労働者階級を結集した。第一次世界大戦（一九一四）が勃発し、各国のナショナリズムが高揚すると、各国労働者政党指導者は、ロシアのボリシェヴィキ党などの僅かな例外を除いて、自国の戦争を支持した。こうして第二インターナショナルは、第一次世界大戦の開始とともに実質的に消滅した。

(六) ヴァーゲナー Wagerer, Hermann (1815-1889) ドイツの保守政治家。牧師の息子として生まれ、大学で法学を学んだ。ローレンツ・フォン・シュタインと友人ロトベルトウスの影響を受け、ビスマルクの社会政策の思想に影響を与えた。社会政策協会及び講演社会主義者の討議にビスマルクは自分の代理として彼を派遣した。

第一章

(一) ミラボー Mirabeau, Honoré Gabriel Victor Riqueti, Comte de (1749-91) フランスの政治家。ロワレに生まれ、九年エクスの第三身分より三部会に選出された。立憲王政の下での上からの改革を試み、国民議会では財政問題に専心し、教会国有化案に賛成（八九・一〇・三〇）、アシニャ発行を提案（九〇・八・二七）した。後王室に接近した。九年四月二日に死去。

(二) バブーフ Babeuf, François Emile (1760-97) フランスの共産主義思想家。ピカルディーの農家に生まれた。一五歳で

土地台帳代理人の見習いとなり、領主たちの地代徴収のために働いた。この仕事を通して窮乏した農民生活の実情にふれ、封建制度の本質に目を開かれた。テルミドールの反動とともに過激派の残党と協力して「財産の平等」のために戦った。九五年一月逮捕され、獄中でブオナロッティその他の革命家と知り合い、反政府思想を一層尖鋭化させた。総裁政府成立後、釈放され（九五・一〇・一八）、九六年三月に反乱の秘密組織を結成し、総裁政府打倒を試みたが、組織の一員グリゼルの裏切りによって逮捕・処刑（九七・五・二七）された。

- (三) アリストテレス *Aristoteles* (前384-322) ギリシアの哲学者。カルキディキ半島の小都市スタゲイロス（後のスタゲイラ）の医家に生まれた。一七歳の頃アテナイに赴いて、プラトンの主宰する学園アカデメイアに学び、二〇年間そこにとどまった。マケドニア王フィリッポス二世に招かれてベラに赴き（三四三）、当時一三歳のアレクサンドロス（後の大王）の教育係になった。フィリッポスの死後アテナイに赴き（三五五）、市の東北部に学校リュケイオン *Lykeion* を開いた。アレクサンドロスの死が伝えられると（三二三）、アテナイで反マケドニア熱が高まり、身辺が危険となったので、学頭の地位をデオフラストスに譲りエウボイアのカルキスに隠退し、翌年その地で歿した（三二二）。その学風は、綿密な観察と犀利な論理との結合を特色とし、プラトン哲学の影響を受けたが、観察と経験とを重んじ、プラトン学派のイデア論や数学主義に対立した。《ニコマコス倫理学 *Ethica Nicomachea*》、《政治学 *Politica*》などの著書がある。

第二章

- (一) 光明会 *Illuminatenorden* 一七七六年五月一日にインゴルシュタット大学教授《ヴァイスハウプト *Weishaupt, Adam*》によって設立された。イエズス会の秩序原理に基づいた秘密結社で君主制を否定し、啓蒙主義と理性によって刻印された世界市民主義を追求し、ゲーテもヘルダーも会員であった。一七八五年にバイエルンで選帝侯カール・テオドールによって解散され、その後他の領邦においても解散された。一八九六年にドレスデンで再建され、一九二六年に各邦のグルー

ブが合同して、ベルリンで「光明会員世界同盟」(Weltbund der Illuminaten)を形成した。

- (二) ケルナー Körner, Karl Theodor (1791-1813) ドイツの詩人。一七九一年シラーの友人C・G・ケルナーの息子としてドレスデンで生まれた。ライプツィヒ及びベルリン大学で学んだ後、ウィーンに移り劇作に従事し(一八一―)、《悲劇 Zriny, 1812》の成功により宮廷劇場の座附作家となった(一八一三)。熱烈な愛国者として一八一三年三月リュッツォー義勇兵団に加わって対ナポレオン戦争に参加、戦死した。彼が陣中において作った多くの愛国詩は、死後《琴と剣 Leyer und Schwert, 1814》に集成された。

- (三) 自由の樹(Freiheitsbaum) フランス革命のさい自由の象徴として広場などにたてられた樹木。

- (四) ハルデンベルク Hardenberg, Karl August, Fürst von (1750-1822) プロイセンの政治家。一七五〇年にエッセンローデに生まれた。法学を学んだ後、ハノーファーで国務に就き、一七八三年以後ブラウンシュヴァイクの大臣として教育改革に従事した。アンスバッハ・バイロイトの大臣(一七九〇)、プロイセンの国務・国防大臣(一七九一)を経て、一八〇七年第一大臣に任命されたが、ティルジット条約(一八〇七)後ナポレオンによって罷免された。一八〇七年に著した『リガ覚書』でフランスを模範にした改革を提唱。一八一〇年に宰相となり、一八二二年に至るまで外交、内政、財政政策を指導した。営業の自由を導入、ツンフトの特権を廃止(一八一〇)、一八一一年の「調整令」で有償で農民を自由な土地所有者にし、ユダヤ人に市民的同権を認めた(一八二二)。ウィーン会議(一八一四―一五)にはフンボルトとともにプロイセン代表として参加した。

- (五) ヨゼフ二世 Joseph II (在位 1765-1790) 神聖ローマ皇帝フランツ一世とマリア・テレジアとの長子。父帝のあとを受け神聖ローマ皇帝となり(一七六五)、王権の強化に努めた。内政においては彼の国家理想である啓蒙専制主義の実現に専念した。プロテスタントに宗教的黙認を約束する寛容令を発布(一七八一)し、ペーメンとオーストリアにおいて隸民制を廃止する農民解放令(一七八一―八二)を発布した。しかし彼の改革の多くは、等族・国民の圧力下に彼の死後撤回された。みづから墓碑銘として「もっとも良き意図にもかかわらず、何事にも成功しなかった者、ここに眠る」の語を選んだ。

(六) ライン同盟 Rheinbund (1806-13) ナポレオンの保護下にバイエルンなど西及び南ドイツの領邦君主が組織した連邦。

参加国は各々の主権を保持するが、フランスと攻守同盟を結び、各国派遣の計六三、〇〇〇（後に倍増）の連邦軍でフランスを支援することを義務づけられた。一八〇七年のティルジットの和約以後、ヴェストファーレン公国とザクセンも加入し、旧ドイツ帝国の半ばを包含したが、一八一三年のライプツィヒの戦いの後、各国は相次いで対仏同盟側に走り、同盟は互解した。

(七) 土地領主制 Grundherrschaft 中世初期から農民解放（プロイセンでは一九世紀）までヨーロッパで広く行われていた政治・経済組織体。領主の直管地と農奴の保有地、牧草地、森林などから成っていた。領主は裁判権をもって農奴を支配し、中世国家の基礎を成した。

(八) メッテルニヒ Metternich, Klemens Wenzel Lothar, Fürst von (1773-1859) オーストリアの政治家。トリイア選帝侯国の国務大臣の子として生まれ、ストラスブル（一七八八―九〇）、マインツで法学を学んだ。ドレスデン（一八〇一）、ベルリン（一八〇三）、パリ（一八〇六）のオーストリア公使を歴任。外相（一八〇九）となり、マリ・ルイズとナポレオンの結婚を取り持ち、ロシア遠征に参加し、ロシア皇帝アレクサンドル一世と秘密に交渉、一八一三年に対フランス連合に加入し、ヨーロッパの均衡のためにフランスの領土喪失を最小限にとどめようと努力した。ウィーン会議（一八一四―一五）においてブルボン王朝下のフランスのヨーロッパの列強体制への復帰に盡力、ドイツ連邦形成のイニシアチブを取った。これ以後一八四八年に至るまで復古政策を推進し、国民主義、自由主義の運動を弾圧した。一八四八年に革命が勃発すると、ドレスデンを経てイギリスに亡命した。

(九) ビーダーマイヤー Biederneier ドイツで三月前期（一八一五―四八）に見られた小市民的生活・芸術様式。この名称は《アイヒロート Eichrodt, Ludwig》の詩集《ビーダーマイヤーの歌の楽しみ》に由来する。それによるとビーダーマイヤー時代（一八一五―四八）——その時代に人々は、まだ安全、平穩の時代に生きていた市民社会の理想像を見た——の名称、とくにビーダーマイヤー様式は、理想的な住まいの文化の総括概念と見なされた。

(一〇) ブルシェンシャフト Burschenschaft 解放戦争の時代に成立したドイツ統一を目指す学生運動。一八一五年イエーナ

で体操運動の支持者と義勇兵の団体のメンバーとが形成。その後急速に広まり、一八一七年のヴァルトブルクの森での祭典にはドイツの各大学から約五〇〇人の学生組合員が参加した。一八一八年一〇月一八日に全ドイツブルシェンシャフトは、イエーナで連邦的、大学に基づいて組織されたドイツ学生の全体組織を創立し、リュッツォーの義勇兵団から借用した黒・赤・金の三色旗を連邦の旗として定めた。フォレンの指導する一部は過激化し、カール・ザントはロシアのスパイと目されていた劇作家コツェブーを暗殺した。そのためブルシェンシャフトは、カールスバートの決議（一八一九年九月二〇日）によって「煽動的な運動」として禁止された。しかし多くの大学で秘密結社として存続した。一八四八年にはかつての学生組合員がフランクフルト国民議会議員の多数を占めた。一八五・六〇年代に政府によるその妨害はゆるみ、ブルシェンシャフトは分裂した。

- (二) ルーゲ Ruge, Arnold (1803-88) ドイツの社会思想家、ジャーナリスト。ハレ、イエーナ、ハイデルベルク大学でプロテスタント神学と古典哲学を学んだ。一八二四年に学生組合員及びカール・フォレンの青年同盟の会員として逮捕され、一五年の城塞禁固の刑を宣告された。一八三七年に青年ヘーゲル派の指導的な雑誌《ハレ年誌 Halleschen Jahrbücher für deutsche Wissenschaft und Kunst》を刊行、後弾圧を受けて《ドイツ年誌 Deutsche Jahrbücher》と改題刊行したが、発行を禁止された。一八四三年にパリへ赴いて、マルクスとともに《独仏年誌 Deutsch-französische Jahrbücher》を刊行した。一八四八年の革命のさいには、フランクフルト国民議会の極左派として活躍した。革命の挫折後ロンドンに亡命し、マッツィーニ、ルドリュ・ロランとともに「ヨーロッパ民主委員会」(europäisches demokratisches Komitee)を創立した。晩年は国家主義に転向し、ビスマルクの外交政策を支持した。

- (三) ヴェネダイ Venedey, Jacob (1805-1871) ドイツの急進的ジャーナリスト、政治家。ケルンの弁護士だったが、その著書《陪審裁判所 Über Geschworenengerichte》の故にプロイセンを退去した（一八三二）。ハンバハの祭典に参加し、逮捕されたが、逃走した。一八三三年以後フランス、イギリスへ亡命。一八四八年にはフランクフルト国民議会で左派の指導者として活躍、大ドイツ主義、反プロイセンの党派に所属した。一八五五年以後は、政治活動から身を引き、ハイデルベルクで歴史研究に専念した。

(iii) フォレン Follen, Karl (1796-1840) ドイツの詩人、政治家。法律を学んだ後、義勇兵として解放戦争に参加（一八一四）、一八一五年に兄アドルフ Adolf とギーセンで最初のブルシェンシャフトを創立。《ギーセン黒衣派 Giefener Schwarzen》の指導者としてフランスを模範として、共和・民主制の統一国家を要求した。ヴァルトブルクの祭典に参加後、イエーナへ赴き、一八一九年の煽動者迫害によってフランスとスイスへ亡命した。その後アメリカへ移住し、一八三五年までハーバード大学の言語・文学の教授を勤めた。奴隷制度廃止を支持したため教職を追われ、ユニテリアン派の牧師となった。

(iv) ビュヒナー Buchner, Georg (1813-37) ドイツの劇作家。ストラスブル大学及びギーセン大学で医学を学び、共和主義・社会主義グループと接触。ギーセンで《人権協会 Gesellschaft für Menschenrechte》を創立し、最初の社会主義パンフレット《ヘッセンの急使 Der hessische Landbote》を刊行した。その後迫害を避けてストラスブルへ逃れ、引き続き医学を研究した。一八三六年チューリヒで哲学博士号を授与され、私講師として自然史を講義した。チフスのため二三歳の若さで歿した。彼の遺作で、今世紀初頭に再発見された劇は、その社会批判的な特色、自然主義を先取った写真主義、殆ど表現主義的な印象を与える表現力などによって二〇世紀のドイツ文学に強い影響を及ぼした。代表作に《ダントンの死 Dantons Tod, 1835》がある。

(v) ヴァイディッヒ Weidig, Friedrich Ludwig (1791-1837) ドイツの革命家、教師。ギーセン大学で神学を学び、一八二六年にヘッセンのブッバハのラテン語学校の校長になった。ゲオルク・ビュヒナーとの共著《ヘッセンの急使》や他のパンフレットにおいて諸侯を攻撃し、立憲主義統一国家と出版の自由の理念を唱えた。一八三五年に逮捕され、二年間の拘禁後、独房で自殺した。

(vi) 一八三〇年七月に、ブルボン王朝が倒された革命。王政復古期には、中小貴族と聖職者を中心とする過激^{ユルト}王党と穏健保守派の立憲王党とが対立したが、《シャルル一〇世 Charles X》（在位一八二四—三〇）の治下に両者の対立は激化し、一八三〇年三月議会と王及び反動的内閣が衝突した。シャルル一〇世は、出版の自由の停止、選挙法の改悪などを規定した四勅令を発布したため、同年七月パリ大学の学生、労働者が蜂起し、三日間にわたる市街戦の後パリを支配した。

シャルル一〇世はイギリスに亡命し、金融業者などの支持の下にオルレアン家の《ルイ・フィリップ Louis Philippe》(在位一八三〇―四八)が即位した。

(二七) ハンバハの祭典 *Hambacher Fest* 一八三二年五月ハンバハ城で行われた大集会。約三〇、〇〇〇人が参加した。ハンバハの祭典は、特にラインプファルツからの共和主義統一国家を要求する民主主義・自由主義グループの政治集会であった。ジーベンファイファー、ヴィルトなどの主催者は、人民主権、「統一ドイツ自由国家」を宣言し、一八三〇年のポーランドの一月蜂起と彼等の連帯を声明した。一八三二年七月五日にドイツ連邦は、出版、結社、集会の自由を抑圧する措置を講じることによって運動を完全に抑圧した。

(二八) 一八三三年四月三日に学生、知識人、手工業の職人、ポーランドの将校などがフランクフルトの守備隊の衛兵本部を襲撃した事件。この事件の結果、とくにプロイセンの反動の圧力が強化され、プロイセン、オーストリア軍がフランクフルトとその周辺を占領した。

(二九) ヴァイトリング *Weiting, Wilhelm* (1808-1871) ドイツの社会主義者。仕立職人の出身。一八三五年パリに赴いてフランスの初期社会主義者の影響を受け、《義人同盟 *Bund der Gerechten*》に参加した。理論的な著作《*Die Menschheit, wie sie ist und wie sie sein soll, 1838/39*》、《*Garantie der Harmonie und Freiheit, 1842*》によって一八四八年以前のドイツ労働者運動の精神的指導者になった。一八四三年共産主義の煽動のためにスイスで逮捕され、翌年プロイセン軍隊によってスイスから追放され、ロンドン、ニューヨークに滞在後、一八四八・九年にドイツに帰国し、雑誌《*Der Urwähler*》を刊行した。迫害を避けてロンドン経由でニューヨークへ移住し、雑誌《*Die Republik der Arbeiter*》を編集(一八五〇―五五年)し、共産村の建設を試みたが失敗し、政治から引退した。

第三章

(一) ヴォルフ *Wolf, Wilhelm* (1809-64) 教師、ジャーナリスト。世襲隷農の子として生まれた。プレスラウ大学在学中

(一八二九—三四) ブルシェンシャフトに加入、一八三四年に逮捕され、八年の城塞禁固を宣告されたが、一八三八年に赦免された。一連の著作でシュレージエンの社会的困窮を指摘した。著書《シュレージエンの貧困と反乱 Das Elend und der Aufbruch in Schlesien》は、ハウプトマンの社会劇『織工』の素材となった。迫害を逃れてイギリスに渡り（一八四六）、マルクスと親交を結んだ。「共産主義者同盟」の結成（一八四六）に盡力した後、一八四八年の革命のさいには、「共産主義者同盟」の派遣代表として活躍。一八四八年六月以後ケルンで『新ライン新聞』の編集者を勤めた。革命の挫折後スイス（一八四九）、次いでイギリス（一八五一）に亡命した。マルクスは著書『資本論』を「忘れられない友、プロレタリアートの勇敢で誠実で高潔な先駆者」である彼に捧げた。

(二) デスタード Ester, Karl Ludwig Johann (1811-59) ケルンの医者。共産主義者同盟員。一八四八年にはプロイセン国民議会の左派指導者の一人として活躍。同年ヘルリンで開かれた第二回民主党会議に参加し、ドイツ民主党中央委員に選ばれた。一八四九年には下院議員の極左派として活躍。一八四九年にバーデン、プファルツの蜂起に参加した後、スイスへ亡命した。

(三) リーブクネヒト Liebknecht, Wilhelm (1826-1900) ドイツの社会主義者。ギーセン及びベルリンの各大学で神学、言語学、哲学を学び、社会主義活動に加わり大学を追われた。一八四八・九年にバーデンの戦闘に参加し投獄された（一八四八・九—一八四九・五）。ロンドンに亡命（一八五〇—六二）、マルクス・エンゲルスの指導を受けて共産主義者になった。帰国（一八六二）後ジャーナリストとしてベルリンで、プロイセンから追放（一八六五）されてからはライプツヒヒで活躍した。ベーベル Bebel, August とともにドイツ社会民主党を創立（一八六九）し、帝国議会議員（一八六七—七〇、一八七四—一九〇〇）であった。一八七二年にベーベルとともに反逆罪を理由に二年の城塞禁固刑を宣告された。《カール・マルクス追想録 Karl Marx, ein Lebensabriß und Erinnerungen, 1896》《ロバート・オーエン Robert Owen, 1892》などの著書がある。

(四) 青年ドイツ派 Junges Deutschland 一八三〇年の七月革命以後ドイツの青年作家達——ベルネ、ハイネ、ラウベ——による政治・社会状態、文学の支配的な傾向（ゲーテ）に抗する反対運動。ヴィーンバルク Wienburg, Ludolf の文学

評論『美学的出陣』（一八三四）の冒頭の献辞「若きドイツに」からこの名が一般化した。とくにサン・シモンの影響を受けて婦人・ユダヤ人の解放、君主制・封建的秩序の打倒を目指した。一八三五年二月一〇日のドイツ連邦決議は、連邦諸国にこの派の全著作を禁止することを命じた。

- (五) マッツィーニ *Mazzini, Giuseppe* (1805-72) イタリアの革命家、著述家。オーストリアからのイタリアの独立を志し、秘密結社カルボナリ党に入党（一八二〇）、投獄されたが国外に亡命（三一）、マルセイユで「青年イタリア党」を結成（三二）、弾圧されてスイスに逃れ（三四）、「ヨーロッパ青年党」を組織したが（同）、追放され（三六）、ロンドンに移った（三七）。ミラノの革命にさいして帰国（四八）、その敗北後ローマでアルメリーニ及びサッファイと三頭政治を組織したが（四九）、フランス軍に破られ、ロンドンに亡命し、国外から革命運動を指導した。国際労働者協会のロンドン会議に参加したが（六四）、マルクス、バクーニンと意見を異にして脱退。イタリア統一の実現後帰国した（七〇）。

- (六) 解放戦争 *Befreiungskriege* プロイセン、オーストリア、ロシア、スウェーデンの連合軍がナポレオンを破った戦い。「諸国民戦争」とも呼ばれる。一八一三年一〇月一六日から一九日にかけてのライプツィヒの戦いでナポレオンは大敗した。この戦闘を境にライン同盟は瓦解し、フランスのドイツ支配は崩壊した。翌年連合軍はパリを占領。ナポレオンは退位し、復古したブルボン王朝下の新政府は連合軍と第一次パリ条約を締結した（五月三〇日）。

- (七) チャーティスト *Chartist* 一八三〇年代の後半から五〇年代にかけて行われたイギリス労働者階級の政治運動参加者の名称。一八三八年二月、ロンドン労働者協会の主催下に開かれた大会で、参加者は彼等の要求を普通選挙制他の六ヶ条——ビートルズ人民憲章（チャーティストという名称はこれに由来する）——にまとめ、議会に請願することを決定した。一八三九、四二、四八年の三回にわたって、チャーティストは請願書を議会に提出し、示威運動を展開したが、組織の弱体、指導者間の分裂、運動を指導する共通の思想の欠如などのために目的を達成できなかった。一八四二年以後イギリスの経済が好況に向かうと、チャーティストの魅力は減少し、一八四八年の一時的な復活の後、一八五〇年までに殆ど消滅した。

(八) ラヴェット Lovett, William (1800-77) イギリスのチャーティスト。一八二一年ロンドンに出て指物師となり、のちロンドン最初の協同組合店員を経て、協同知識普及協会書記となり、三二年騒擾に加わって逮捕された。三八年人民憲章の草案を作成、三九年最初のチャーティスト協議会書記となり、入獄(四〇)、以後政治活動から遠ざかり書店を開業した。

(九) ハーニー Harney, George Julian (1817-97) イギリスのチャーティスト。新聞税、新救貧法に反対してチャーティスト運動に加わり、一八三〇年代後半ロンドン労働者協会の穏健な改革者達と対立した。一八四八年以後のイギリスの改革へのフランス・ヨーロッパの革命的接近を代表した。

(一〇) フリードリヒ・ヴィルヘルム四世 Friedrich Wilhelm IV (在位 1840-61) プロイセン王。《アンシモン Ancillon, Jean Pierre Frédéric》に教育されて神秘的・浪漫主義的な君主国家観を抱くに至った。即位(一八四〇)後検閲、煽動家の迫害を緩和し、州議会の選挙された代表をベルリンに召集した(四二)。一八四八年三月群衆の圧力に屈して自由主義的要求を承認したが、四九年フランクフルト国民議会の提供したドイツ皇帝位を斥けた。晩年は精神病にかかり(五七)弟ヴィルヘルム(のちのヴィルヘルム一世)が摂政した。

第四章

(一) 労働者友愛会 Arbeiterverbrüderung 北ドイツの労働者諸協会の代表が、一八四八年八月二三日にベルリンで創立したドイツ最初の労働者組織。同権の労働者を国家と社会に統合し、彼等の経済的利害を代表することをその目的にした。ライプツィヒに本拠をもつ中央委員会が組織の先頭に立ち、一八四八年一〇月以後機関紙『友愛』(Die Verbrüderung)を刊行した。シュテファン・ホルンを指導者とした友愛会は、一八四八年から五〇年にかけて急速に全ドイツに広がり、一八五〇年には約一八、〇〇〇人の会員を有する約八〇の協会を擁した。政治的にはブルジョア民主主義に近い立場を取った。一八五〇年の反動期に政府に弾圧され、一八五一・二年まで地域的な組織の形で存続した。

(二) シュテファン・ボルン *Stephan (1834-1898)* ドイツの労働運動指導者。植字工出身。一八四七年に《義人同盟 *der Bund der Gerechten*》に加入また《共產主義者同盟 *der Bund der Kommunisten*》におけるマルクス・エンゲルスの親密な協力者の一人であった。一八四八年の革命後、ベルリンで最初の全労働者会議を召集（一八四八・八・二三—九・三）、最初の包括的な労働者組織として「労働者友愛会」を創立し、中央委員に選ばれた。政治的にはマルクス・エンゲルスから離れて、生産組合による資本と労働との調停を試みた。一八四九年五月のドレスデンのバリケード戦に指導者として参加した後に、スイスに亡命し、バーゼル大学で独・仏文学を講義した。《一八四八年人の回想 *Erinnerungen eines Achtundvierziger, 1898*》という著書がある。

(三) 大ドイツ主義 *Großdeutschum* ドイツ統一に関し、オーストリア帝国を含み、その指導によって統一を達成しようとする立場。プロイセン中心の小ドイツ主義に対立する。一八四八年三月革命のさいのフランクフルト国民議会では、オーストリアの代表、バイエルン、ヴュルテンベルクなどの反プロイセン的分邦主義者、カトリック主義者、南ドイツの民主主義者達が結束して小ドイツ主義に対立したが敗れた。

(四) マルメーの休戦条約 *Waffenstillstand von Malmo* 一八四八年八月二六日、プロイセン・デンマーク間に締結されたシュレースヴィヒ・ホルシュタイン両公国に関する休戦条約。元来両公国はデンマークに属していたが、ドイツ人の居住者が多く、ことにホルシュタインの人口の大部分はドイツ人であった。一八四八年の革命のさいに、両公国のドイツ人は、ドイツへの合併を要求して独立運動を起し、ドイツ連邦議会に援助を求めた。これに応じてプロイセンは、デンマークに宣戦を布告し、デンマーク軍を打ち破ったが、イギリスとロシアがこれに反対し、干渉してきたので、八月二六日にマルメーでデンマークとの間に休戦条約を締結した。この条約はドイツ人の要求を全く無視する内容のものであったので、フランクフルト国民議会は、この条約を否認した（九・五）が、条約を否認することは、ロシアとの戦争を意味したので、国民議会は結局休戦を承認した（九・一六）。この国民議会の変節は国民の議会に対する信用を失墜させた。

(五) 著者は、プロイセンは、イギリス、ロシアに対して飽くまで戦うべきだというエンゲルスの主張を非現実的だとして、

天才的という表現を使って彼の主張を揶揄している。

(六) 帝国憲法闘争 *Reichsverfassungskampagne* ザクセン政府によるフランクフルト帝国憲法の拒否後、ドレスデンで暴動が起った(ロシアの無政府主義者バクーニンはそれに参加した)。国王の逃亡後、臨時政府を設立したが、プロイセン軍によって鎮圧された。

(七) シュヴェニガー *Schweninger* ハム出身の測量技師。一八四八年労働者友愛会中央委員会委員になった。

第五章

(一) 国民協会 *Deutscher Nationalverein* ドイツの政党名。シュルツェ・デーリチュの提案で、ベニヒゼンの司会の下で一八五九年七月二〇日のハノーファーの準備集会后、主として北・中部ドイツの政治家が、一八五九年八月一四日にアイゼナハで集会し、プロイセンのヘゲモニー下のドイツ連邦国家とドイツ国民議会の召集を要求する綱領を作成した。この基礎の上に一八五九年九月一六日にフランクフルトアムマインに創立された。ベニヒゼンが議長を勤め、コーブルクを本拠にした。一八五九年から六三年にかけて、とくに北・中部ドイツでは会員数が急増し、一八六〇年九月の約五、四〇〇人から一八六三年の約二五、五〇〇人へと増加した。その指導的な会員の多数が進歩党の指導者でもあったため、プロイセン憲法紛争後協会の信用は失墜した。一八六三・四年にシュレースヴィヒ・ホルシュタイン問題をめぐってプロイセン政府と対立し、《ドイツ改革協会 *Deutscher Reformverein*》と結んで《三六人委員会 *Sechsendreißigerausschuß*》を形成した。一八六五年以後衰退の一途をたどり、六六年一二月には僅か五、〇〇〇名の会員を数えるのみとなり、六七年一〇月一九日のカッセルでの総会で解散した。

(二) 進歩党 *Fortschrittspartei* ドイツの政党名。プロイセン議会の自由主義者から分離した党派が党の創立に合意した後、一八六一年六月六日党綱領を成立させた。その主な内容は、プロイセンの指導下のドイツ統一と同邦における合憲的法治国家の実現であった。都市のブルジョアの支持を得て、急速に拡大し、一八六二年に一〇四議席、一八六二・三年に

一三三議席、一八六三・四年に一四一議席を得た。プロイセン憲法紛争後衰退し、一八六六年には僅か八三議席しか維持できなかった。一八六六年の戦争後分裂し、ビスマルクの軍事法案に賛成した党派は新たに《国民自由党 Nationalliberale Partei》を形成した。

- (三) ラサル *Lassalle, Ferdinand (1825-1864)* ドイツの労働者運動の指導者。ユダヤ人絹物商人の子に生まれ、哲学、言語学、歴史を学び（一八四二―四五）、一八四五年パリで社会主義思想に接した。一八四八年に急進的民主主義者としてまたマルクスの刊行した『新ライン新聞』の寄稿者として煽動活動を行った。五〇年代にはハッツフェルト伯夫人のための離婚訴訟を起した。一八五九年に再び政治に転じて、自由主義者に対立して社会主義思想を代表した。一八六三年二月ドイツ労働者協会委員会の委託を受けて、全ドイツ労働者会議の綱領を作成した（『公開答状』）。そこで労働者の生産への参加、国家の信用による労働者の生産組合の建設、普通平等選挙権などを主張した。この綱領によって一八六三年五月二三日ライプツィヒで《全ドイツ労働者協会 Allgemeiner Deutscher Arbeiterverein》が創立され、ラサルはその会長に選ばれた。彼の倦むことのない活動にもかかわらず、北ドイツの都市における党の不十分な発達は彼を失望させた。スイスへの保養旅行中結婚問題から決闘し、重傷を負い（一八六四・八・二八）、没した。《労働者綱領 *Das Arbeiterprogramm, 1862*》、《公開答状 *Offenes Antwortschreiben an das Zentralkomitee, 1863*》、《既得権体系 *Das System der erworbenen Rechte, 2 Bde, 1861*》などの著書がある。

- (四) ベーベル *Bebel, August (1840-1913)* ドイツ労働者運動の指導者。ライプツィヒで機械工の親方をしたが（一八六四）、《労働者教育協会 *Arbeiterbildungsverein*》に加入し（六一）、リープクネヒトの影響を受けて社会主義者になった。一八六九年に《社会民主労働者党 *die Sozialdemokratische Arbeiterpartei*》を創立し、その指導者となり、一八六七年に北ドイツ帝国議会議員になった。マルクスの理論の正しいことを、確信し、修正主義に反対したが、議会及び政党政治の活動において常に具体的な社会改革を達成しようと努めた。《婦人と社会主義 *Die Frau und der Sozialismus, 1883*》、《我が生涯から *Aus meinem Leben, 3 Bde., 1910-14*》などの著書がある。

- (五) ベッカー、ベルンハルト *Becker, Bernhard (1826-82)* ドイツの出版人、歴史家。全ドイツ労働者協会代表（一八六

四一六五)。第一インターナショナルのハーグ大会の代表(一八七二)、アイゼナハ派の機関誌《ブラウンシュヴァイクの人民の友 Braunschweiger Volkstreuend》で活躍。

- (六) ベッカー、ヨハン・フィリップ Becker, Johann Philipp (1809-1886) ブラシ製造職人。一八三〇年以後民主主義運動に従事し、ハンバハの祭典に参加した(三二)後スイスに亡命(三八)。一八四八・九年にバーデンの闘争に参加。一八六〇年イタリアでガリバルディを援助。一八六四年にロンドンで第一インターナショナルの創立に参加。一八六七年以後ジュネーブの「ドイツ語部門グループ」を指導。《先触れの使者 Vorbote》誌を刊行。「社会民主労働者党」の創立に貢献した(六九)。

- (七) 全ドイツ労働者協会 Allgemeiner Deutscher Arbeiterverein (ADAV) ドイツ社会民主党の前身。一八六三年五月二三日にライプツィヒで創立された。ラサールが綱領を起草し、普通選挙権と国家の援助する生産協同組合の設立を要求した。ラサールが五年の任期で会長に選ばれ、彼の死後ベルンハルト・ベッカー(一八六四―六五)、次いでシュヴァイツァーが会長に選ばれた(一八六七―七一)。シュヴァイツァーの独裁者的性格に反発した一部の会員は、ペーベル、リーブクネヒトなどのグループとともにアイゼナハで《社会民主労働者党 die Sozialdemokratische Arbeiterpartei》を創立した(六九)。一八七一年に《ハーゼンクレーファー Hasenclever, Wilhelm》が会長となり、彼の指導下で協会は、ゴータで社会民主労働者党と合同した(七五・五・一四・五)。

- (八) シュヴァイツァー、ヨハン・バプティスト・フォン Schweizer, Johann Baptist von (1834-1875) フランクフルトアムマイン出の弁護士。一八六三年に全ドイツ労働者協会に加入し、一八六七年から七一年までその会長に選ばれた。一八六五年ベルリンで《社会民主主義者 Sozialdemokrata》紙を創刊。一八六七年から七〇年にかけて帝国議会議員だった。『社会民主主義者』紙でビスマルクの覇権政策を支持して、アイゼナハ派によつて拒否された。その独裁者的傾向のために協会は分裂した。一八七一年に帝国議会選挙に落選し、政治生活から引退した。

- (九) アイゼナハ派 Eisenacher 一八六九年にラサールの指導する全ドイツ労働者協会に対抗してアイゼナハの会議で創立された社会民主労働者の党員。

(一〇) ブラッケ、ヴィルヘルム Bracke, Wilhelm (1842-80) フラウンシュヴァイクの商人の出身。全ドイツ労働者協会のフラウンシュヴァイクの会員となり(六五)、一八六七年に協会の幹部となったが、ラサール派と衝突し(六九)、社会民主労働者党の創立者の一人になった。アルサス・ロレーヌ併合反対の声明に署名したため懲役三カ月の宣告を受けた。一八七一年に《フラウンシュヴァイクの人民の友 Braunschweiger Volksfreund》紙を創刊した。

(二) イタリア戦争 Italienischer Krieg (1859) オーストリアとイタリア、フランス間で戦われた戦争。ナポレオン三世は、イタリア統一を目指すサルデーニャ・ピエモンテの政策を支持して、一八五八年七月二〇日と二月一〇日にサルデーニャの政治家カヴールとブロンビエールで秘密交渉を行い、その結果フランスとサルデーニャ・ピエモンテ間に秘密同盟が成立した。フランスの援助を得たサルデーニャ・ピエモンテ軍は、マジェンタ、ソルフェリーノでオーストリア軍を破り(五九)、ロンバルディアの解放に成功した。しかしナポレオン三世は突如ヴィラフランカでオーストリアと和約し、イタリア統一運動は挫折した。

第六章

(一) ドイツ労働者協会協会会議 *Vereinstag deutscher Arbeitervereine* 一八六三年六月七・八日にフランクフルトアムマインにおいて創立された民主主義・自由主義的な労働者諸協会の連合。全ドイツ労働者協会と対立して労働者政党としてでなく、ブルジョア・民主主義勢力と協働しようとした。一八六七年にベーベルを会長に選挙し、一八六八年九月五・七・日ニュルンベルクの協会会議でリーブクネヒト、J・P・H・ベッカーの影響の下に社会主義的な綱領を作成した。その結果自由主義少数派は分裂した。一八六九年アイゼナハ会議でラサール派の一部とともに社会民主労働者党を形成した。

(二) 北ドイツ連邦 *Norddeutscher Bund* (1866-70) 普奥戦争後からドイツ統一まで存在した連邦。一八六六年の戦争中ピスマルクは、北ドイツの一七の同盟小国といわゆる《八月同盟 *August-Bündnis*》を結んだ(一八六六・八・一八)。

一八六七年七月一日に有効となった連邦憲法によって、六七年二月一二日に選挙された帝国議会が承認され、統治権力は連邦参議院にあるとされ、連邦主席にはプロイセン王、連邦宰相にはビスマルク、連邦首相官房長官にはR・デルブリュックが任命された。一八七一年のドイツ帝国成立後、北ドイツ連邦の憲法と諸制度は、殆ど変更されることなく、帝国憲法及び帝国の諸制度に引き継がれた。

(三) 《ドイツ労働者協会連盟 Verband deutscher Arbeitervereine》ドイツ労働者協会会議の改称。

(四) 普墺戦争 Preußisch-Österreichischer Krieg (1866) ドイツ統一をめぐつて、小ドイツ主義のプロイセンと大ドイツ主義のオーストリアの間に行われた戦争。ビスマルクは首相になると鉄血政策を宣言し、イタリアと攻守同盟を結び、ナポレオン三世（フランス）とピアリッツの密約を結び中立に導いた。たまたまオーストリアが、デンマーク戦争後のシュレースヴィヒ・ホルシュタインの処分を決定したガスタイン条約の変更を策したので、プロイセンは条約違反を口実にして、オーストリアと開戦し（一八六六・六・一五）、ケーニヒグレーツ郊外サドバの戦いで大勝し、オーストリアとプラハ平和条約を締結した（六六・八・二三）。これによってドイツ連邦は解体し、六七年プロイセンを盟主とする北ドイツ連邦が組織され、ドイツ統一の基礎がなった。

(五) ドイツ人民党 Deutsche Volkspartei (1868-1910) 南ドイツ、特にヴュルテンベルクの民主主義者が一八四八年三月革命後の時代に形成した政党。反動の時代の開始期に抑圧された。一八六三年、一八四九年に亡命し、その後帰国した一八四八年の革命家たちの影響の下に進歩党のグループの中に親プロイセン的な自由主義に対抗して民主主義的な反対派が形成された。シュレースヴィヒ・ホルシュタインの危機に発生し、全中部・南部ドイツをとらえた両公国の解放運動は、自由主義からの民主主義者の政治的・組織的分離の決定的な衝撃となった。ヴュルテンベルクにおいて《マイアー・K. Mayer》《フファウ・L. Pfau》等は「シュレースヴィヒ・ホルシュタイン委員会」を味方につけ、一八四八・九年の伝統と結合した政党「人民党」を創立した（六四・五・八）。「人民党」は、都市手工業者、小・中農民層を社会的な基盤として、一八四八・九年に獲得された民主的諸権利を回復し、ドイツの中小諸国の連合によってプロイセンの優位を妨げることをその目的にした。「人民党」の連邦主義的・反プロイセンの傾向は、他のドイツのブルジョア・民主主

義勢力との連合を妨げた。帝国議会において「人民党」は進歩党、後に自由主義連合と協力し、社会民主党とはしばしば選挙協定、戦術などによって協力した。一八九〇年後「人民党」は、ドイツ帝国に対する原則的な拒否を克服して自由主義左派政党に接近し、ヴェルテンベルクにおいて最強の邦議会党派を形成した（九五）。社会民主党、左派自由主義党、国民自由党を含む改革政治のための大ブロックの形成の希望が実現されなかったので、「人民党」は、一九〇三年以後自由主義連合、自由人民党と合同した。ビューロー・ブロックの崩壊後は、自由派とともに進歩人民党を形成した（一九一〇・三・六）。

- (六) ナポレオン三世 Charles Louis Napoleon Bonaparte (1808-73) フランス皇帝（一八五二—七〇）。オランダ王《ポナバルト Louis Bonaparte》とナポレオン一世の姪《オルタンス Hortense de Beauharnais》の第三子。七月革命（一八三〇）後イタリアの反乱に参加し、フランスに逃れ、ライヒシュタット公（ナポレオン二世）の死（三二）後、ポナバルト家宗主となる。帝位回復の希望でストラスブールで反乱を計画し（三六・一〇・三〇）、アメリカに追放されたが（三六—三七）、イギリスに渡り、プロシーニュに上陸し反乱を組織した（四〇・八・六）。捕えられ終身禁錮の判決を受け（四〇・一一）、ハム獄に服役中イギリスに脱走した。二月革命のとき国民議会議員となり（四八・六）、ナポレオン一世の名声を利用して大統領に当選した（四八・一二・一〇）。憲法改正を企て、立法議会が異議を唱える、クーデタによってそれを打倒し（五一・一二・二）、次いで国民投票で帝位につきナポレオン三世と称した（五二・一二・一二）。フランスの経済的発展を活発に援助し、貴族を政治に復帰させることによって強力な政体を確立した。しかし外交面では成功せず、クリミア戦争、イタリア戦争への介入は、予期したほどの成果をもたらさず、メキシコ遠征も失敗した。スペインの帝位をめぐるビスマルクと対立し、彼の挑発に乗ってプロイセンに宣戦布告した——普仏戦争（七〇—七二）——が、セタンで降伏し（七〇・九・二）、ヴィルヘルムスヘーエに拘囚され、ボルドー国民議会で退位させられ（七二・三）、イギリスに亡命し、歿した。

- (七) 理性の詭計 List der Vernunft ヘーゲルの著作にしばしば見出される思想。世界精神がみずからは背後にあって、個人を操って互いに相戦わせ、それを犠牲にすることによって自己の目的を実現する。この世界史の過程が、理性の詭計

(狡猾)と呼ばれる。

(八) ヒスマルク Bismarck, Otto Eduard Leopold, Fürst von (1815-98) ドイツ(プロイセン)の政治家。ドイツ帝国初代宰相。マルクの騎士領所有者ヒスマルク侯の次男。ゲッティンゲン、ベルリン大学で法学を学んだ後、官吏となり(一八三六―三九)、一八四八年の革命に反対し、《十字新聞 Kreuzzeitung》の創刊者の一人になった。フランクフルト連邦議会のプロイセン公使(五―一五九)、駐ロシア大使(五九)、駐フランス大使(六二)、プロイセン首相兼外相(六二・九)を歴任。軍拡問題に関する議会との衝突(プロイセン憲法紛争)のさいに有名な「鉄と血」の演説を行って議を抑えた(六二・九・三〇)。オーストリアと共同してデンマークと戦い、シュレースヴィヒ・ホルシュタインを奪い(六四)、その処分に関してイタリアと結び、オーストリアと戦って(普墺戦争)大勝し(六六)、オーストリアの勢力をドイツから駆逐し、プロイセンの指導下に北ドイツ連邦を形成した(六七・七・一)。スペインの帝位をめぐるナポレオン三世と対立し、彼を挑発してプロイセンに宣戦を布告させ(七〇・七・一九)、パリを陥れ(七一・一)、ヴィルヘルム一世がヴェルサイユでドイツ皇帝に即位し(七一・一・一八)、ドイツ統一は達成され、ヒスマルクは宰相に任じられた。その後フランスを孤立させる外交政策をとり、ロシア、オーストリア両国と三帝同盟を締結(七三)したが、露土戦争(七七)後、ロシアを抑えるためオーストリアと攻守同盟を結び(七九)、イタリアがこれに加わって三国同盟が成立した(八二)。内政ではカトリック教徒の勢力を抑えるため、「文化闘争」を起したが失敗した。経済面では従来の「自由放任」政策から転じて保護関税政策へ移行した。社会保険事業を開始し(八一)、医療保険法(八三・六・一五)、災害保険法(八四・六・二七)、老廃疾者保険法(八九・六・二二)を成立させた。他方社会主義勢力を抑えるため、社会主義鎮圧法を制定した(七八・一〇)。ヴィルヘルム二世が即位すると(八八・六・一五)社会問題、社会民主主義との闘争、予防戦争計画などに関して彼と衝突し、辞職、引退した(九〇・三・二〇)。

第七章

(一) クリミア戦争（一八五三—五六）によるロシアの敗北後、アレクサンドル二世が大改革に着手すると、ロシア領ポーランドの革命運動も活発となった。一八六二年夏革命派（赤党）はワルシャワで「中央国民委員会」を創立し、ロシアに對する民族的蜂起を準備した。六三年一月二二日、「中央委員会」はみずから「臨時国民政府」と称し、すべての農民に耕地の所有権を認め、蜂起に参加する貧農に土地を分配することを規定した「布告」を公表した。六三年夏「布告」は農村に浸透し、蜂起側の勢力は最高潮に達した。これに對してツァーリは、六三年三月ロシア領ポーランドに農民解放令を公布した。この解放令は「布告」よりも有利な条件で農民の土地所有権を認めていたので、蜂起はその大衆的基盤を失い、ロシア軍に鎮圧された。

(二) アルフェンスレーベン協定 *Alvenslebensche Konvention* (1863, 2, 8) 一八六三年ポーランドで勃発したロシアに對する蜂起は、ヨーロッパの自由主義とロシア社会の一部の同情を呼び起した。蜂起がプロイセン領ポーゼンと西プロイセンに及びプロイセン国家が危険に晒されることを阻止するためにロシアへ派遣されたプロイセン高級副官《アルフェンスレーベン *Alvensleben*, *Gustav von*》は、ロシアの副宰相《ゴルチャコフ *Gortschakow*, *Aleksandr Michailowitsch Fürst*》とロシア・プロイセン部隊長は、必要な場合には援助し合ひ、このためには国境を越えるという協定を結んだ。これによってピスマルクは、ツァーリの信用とドイツ統一に對するロシアの支援を得た。

(三) シュレースヴィヒ・ホルシュタイン両公国の領有はデンマーク・ドイツ両国間で争われ、両国をめぐる王朝の対立によつて拍車をかけられた。デンマークの王位は、女系によつて《グリュックスブルクのクリスチャン *Christian of Glücksburg*》のものとされたのに對して、サリカ法典は《アウグステンブルク公 *Duke of Augustenburg*》の王位請求権を承認していた。一八四八—五〇年のデンマークとプロイセン、他のドイツ諸国との戦争の結果、デンマークは両公国を領有し、両公国はクリスチャンを将来の主権者として認めた。この取り決めは、ロンドン議定書（五二）において列強の承認を得たが、クリスチャンは、即位（六三）後、シュレースヴィヒをデンマークに併合し、アウグステンブルク公は、両公国のドイツ人の支持を得て両公国への要求を復活させた。プロイセンとオーストリアはデンマークのシュ

リースヴィヒ併合に抗議して、デンマークに宣戦した(六四・二)。一〇月デンマークは、ウィーン条約によって両公国をプロイセン・オーストリアに割譲した。普墺戦争後、両公国はプロイセンに併合された。両公国に対するアウグステンブルク公の権利の請求は無視された。

(四) イレデント Irredenta 元来はイタリア王国の創設(一八七〇年)後に発生したオーストリア・ハンガリー帝国のイタリア語地域のイタリアへの併合を追求した運動を意味した。一般には隣接国内にあつて自国語を話す人々の居住地域を自国に統合しようとする民族統一運動を意味する。

(五) ビュヒナー Buchner, Ludwig (1824-89) ゲオルク・ビュヒナーの弟。医者。自然科学を通俗化した。

(六) テルケ Töcke, Karl Wilhelm (1817-93) ラサル派。一八六五年に全ドイツ労働者協会の会長を勤めた。

第八章

(一) ソネマン Sonnemann, Leopold (1831-1909) ドイツの民主的政治家・新聞所有者。ユダヤ人の綿織物工・商人の子に生まれた。一四才の時父の事務所で働き、父の死後事務所を銀行に変え、一八六九年までに巨額の財産を取得した。一八五六年に『フランクフルト新聞』の創刊に関係し、一八六六年にその所有者になった。政治的にはドイツ国民協会に所属し、後ドイツ人民党の黨員となった。アルザス・ロレーヌの併合と社会主義者鎮圧法に反対し、階級闘争理論は否定したが、一八六〇年代以後社会民主党に接近した。

(二) ベネデク Benedek, Ludwig August Ritter von (1804-81) オーストリアの軍人。ハンガリーの貴族の出身。マリア・テレジア士官学校卒業後軍人生活に入った。一八四九年陸軍少将、五〇―五七年イタリアで《ラデツキ Radezky, Josef Wenzel》の参謀総長。五九年将軍。六〇年にハンガリーの政治行政の指導者としてヴェネツィア王国の軍隊の総司令権を委託された。普墺戦争のさいケーニヒグレーツの敗戦の責任を問われて免官され、グラーツに引退した。

(三) 独仏戦争中の一戦闘。開戦以来勝ち続けたドイツ軍は、メッツに集結したフランス軍を包囲攻撃して勝利を得、フラン

ス軍は六〇マイル西北方、ベルギー国境に近いセタンに退去、一八七〇年九月一日ドイツ軍との最後の決戦が戦われた。二日午後フランス軍は屈し、ナポレオン三世は八万の兵とともに捕虜となった。

- (四) 独仏戦争 *Deutsch-Französischer Krieg* (1870-71) 普仏戦争とも言う。プロイセンとフランスとの戦争で、ドイツ統一を完成させた戦争。一八六六年の普墺戦争後、ナポレオン三世はピアリッツの密約に基づき、ライン、プファルツの一部とルクセンブルクの割譲を要求したが拒否され、プロイセンとフランスとの関係は悪化した。七〇年七月ホーエンツォレルン家の支流ジグマリンゲン家の王子レオポルトがスペイン王の候補となると、ナポレオン三世は強硬にこれに反対した。ビスマルクはこの機会をとらえ、フランスの要求の侮辱性を強調する形で公表し（エムス電報事件）、七月一日フランスをプロイセンに対して宣戦布告することを余儀なくさせた。南ドイツ諸邦もプロイセンとともに出兵し、モルトケ指導下のドイツ軍は各地で連勝し、ナポレオン三世はセタンで捕虜となり、九月二日降伏した。九月四日のバリの共和主義革命によって成立した国防仮政府は、領土の譲与による講和を拒否して、人民戦争として戦争を続行したが、七一年一月二八日パリは開城した。これに先立って一月一八日ヴィルヘルム一世のドイツ皇帝戴冠式がヴェルサイユ宮殿で行われ、ドイツ統一が完成した。

- (五) カウツキー *Kautsky, Karl* (1854-1938) ドイツ社会民主党の理論家。ブラハに生まれ、ウィーン大学で歴史、自然科学を学んだ後、オーストリア社会民主党に加入。一八八〇年チューリヒ、次いでロンドンに赴き（八五）、マルクス、エンゲルスと知り合った。八三年ドイツ社会民主党の最初の理論的機関誌《新時代 *Die neue Zeit*》を創刊。九〇年にドイツに帰国し、『エルフルト綱領』起草し、マルクス主義の解釈と大衆化に貢献した。ベルンシュタインの修正主義、ローザ・ルクセンブルクの急進主義、レーニンのマルクス解釈に反対した。一九一四年戦時信用に賛成投票し、独立社会民主党に加入したが、二二年社会民主党に復帰した。二四年ウィーンに移住。ナチスのオーストリア合併（一九三八）後、アムステルダムに逃れた。《カール・マルクスの経済学説 *Karl Marx' ökonomische Lehren*, 1887》、《社会主義の先駆者 *Vorläufer des neueren Sozialismus*, 1895》《農業問題 *Die Agrarfrage*, 1899》《唯物史観 *Die materialistische Geschichtsauffassung*, 2 Bde., 1927》などの著書がある。

(六) モルトケ Moltke, Helmut Karl Bernhard Graf von (1800-1891) ドイツの軍人。デンマークの将官の子として生まれ、デンマークの幼年学校で教育を受け士官となり(一八一九)、次いでプロイセンの軍隊に入隊し(二二)、トルコで同国陸軍の改革に参与(三五一三九)、帰国後参謀総長となり(五八)、对デンマーク戦争(六四)に参加、普墺戦争(六六)、独仏戦争(七〇―七二)を指揮した。七一年六月一六日に陸軍元帥となった。近代の大戦略家の一人で、ナポレオン一世の戦闘とクラウゼヴィッツの理論を基にして「分進合撃」の原則の下に敵地への迅速な攻撃後、敵の主力に対する決定的な勝利を得ようと試みた。同時に技術(鉄道、電信機、兵器)のあらゆる可能性を利用した。政治権力の軍事権力に対する同権乃至優位に關してビスマルクとしばしば原則的に衝突した。しかし政治的野心は持たなかった。謙遜、寡黙であったため「偉大な沈黙者」と呼ばれた。

第九章

- (一) 普墺戦争(一八六六)後、プロイセン・オーストリア間で、一八六六年八月二三日に締結された講和条約。訳註第六章(四)参照。
- (二) フェルスターリンク Försterling, Friedr. (1827-72) ドレスデンの銅器製造工。ラサルル支持者。後ハッツフェルト伯夫人の創立した労働者協会の名義上の指導者。北ドイツ帝国議會議員。

第一〇章

- (一) シュラプス Schrap, Reinhold 弁護士。小ブルジョアの民主主義者。北ドイツ連邦議会の議員。

第一章

- (一) ヨハン・ヤコービ Jacoby, Johann (1805-77) プロイセンの政治家。ユダヤ人の商人の息子。医者になり、一八三三年以来バンフレットによって政治問題にかかわった。一八四八年にプロイセン国民議会の議員。一八六三年プロイセン下院の議員。極左派に属した。プロイセンの覇権下でのドイツ統一と戦い、七〇年にアルザス・ロレーヌの併合に反対して逮捕された。七二年に社会民主党に加入した。
- (二) 一八五一年二月二日、アウステルリッツの戦勝とナポレオン一世の戴冠式の記念日に、ルイ・ナポレオンはクーデタを行い、憲法を修正し、翌年帝位につき、第二共和制は崩壊した。
- (三) シュピア Spier, Samuel (1838-1903) ヴォルフエンビュッテル出の牧師。ブラウンシュヴァイク委員会副会長(一八六九)。ブラウンシュヴァイク国事犯裁判の被告(七二)。
- (四) 訳註第六章(七) 参照。
- (五) メンデ Mende, Friz (1879年歿) ハッツフェルト伯爵夫人の創立した「ラサール全ドイツ労働者協会」の会長。
- (六) 普墺戦争の敗北後、オーストリア帝国内の自治を求める民族運動が激化したので、オーストリアは、帝国を改革(一八六七)、ハンガリー地方を独立の王国に昇格させた。その結果、オーストリア、ハンガリーは、それぞれ独自の憲法、内閣、議会を持つことになった。但しオーストリア皇帝はハンガリー王を兼任し、外交・軍事・財政に関しては、両王国を代表する閣僚がそれらの処理に当った。

第二章

- (一) ハッセルマン Hasselmann, Wilhelm (1844年生) 全ドイツ労働者協会の指導者の一人。帝国議會議員(一八七四―七六)、(一八七八―八一)。一八八〇年アナーキストとして社会民主党から除名された。

(二) ハーゼンクレーファー Hasenclever, Wilhelm (1837-89) 社会民主党員。一八六四年に全ドイツ労働者協会に加入。

一八七一年にシュヴァイツァーの跡を継いで会長となった。北ドイツ帝国議會議員(一八六九—七〇)。一八七〇年に党機関誌『社会民主主義者』^{ソツィアルデモクラシー}を編集。一八七五年ゴータの党大会で創立された「社会主義労働党」の綱領の協議を指導した。ヴィルヘルム・リープクネヒトとともに党機関誌『前進』^{フランクフルト}を刊行した(一八七六—七八)。社会主義鎮圧法によってしばしば追放された。一八七四年から八八年まで帝国議會議員。

(三) フリッツェ Fritzsche, Friedrich Wilhelm (1825-1905) 全ドイツ労働者協会の共同創立者。ドイツ煙草労働組合の機関誌『ポートシャフト』の編集者。一八六八年以後北ドイツ帝国議會議員。一八七七年一八八一年帝国議會議員。一八八一年アメリカに移住。

(四) ショーヴィニズム Chauvinisme 盲目的愛国主義、狂的対外強硬主義。ナポレオン一世の老兵《ショウヴァン Nicholas Chauvin》が帝政治没落後にナポレオン及び帝政を礼讃したことによる。

(五) ガイブ Geib, August (1842-79) 社会民主党員。一八七五年以前はアイゼナハ派、一八七四年—七六年帝国議會議員。

(六) ボンホルスト Bonhorst, Leonhard von (1840年歿) 社会民主党員。ブラウンシュヴァイク国事犯事件で告発される。後政治活動から引退。

第三章

(一) 社会主義者鎮圧法 Sozialistengesetz 一八七八年一〇月二一日に公布。「現存の国家・社会秩序の転覆」を意図する諸結社を禁止し、それらの集会、祭典、行進、印刷物を解散乃至禁止した。二度に及ぶ皇帝暗殺の試みがその発布の口実となった。最初は三年の期限で公布されたが、一八九〇年九月三〇日に至るまで何度も延長された。その施行期間中、一、〇〇〇年以上の懲役が課せられ、約一、〇〇〇人の指導的な社会民主党員が、彼等の居住地から追放された。その意図にもかかわらず、党と組合の組織を破壊することはできなかった。この法律の迫害によって労働者の連帯感はいく

まされ、社会民主党の得票は、四一五、〇〇〇（一八七八）から一、四二七、〇〇〇（一八九〇）に増大した。

- (二) キフホイザー Kyffhäuser は、北テューリンゲンの山林の名。それには帝王伝説の一つである皇帝バルバロッサの伝承が結びついている。帝王伝説というのは、昔民衆を救った皇帝や英雄は死んだのではなくて、魔術にかかって山の洞穴の中に眠っているものであり、民衆が最大の困難に陥るときには、彼等を救うために、再び眠りから覚めて立ちあがるといわれ、民衆の間に広く普及していた。

- (三) ライヘンスベルガー Reichensperger, August (1808-95) カトリックの政治家。法学学習後一八三一年にプロイセンの司法官となる。一八四八年フランクフルト国民議会議員。プロイセン下院議員（一八五〇—六三、一八七九—八六）を経て帝国議会議員（一八六七—八四）となり、ビスマルクの小ドイツ主義帝国創立の政策に反対した。

- (四) 訳註第五章（一）参照。

- (五) プルドン Proudhon, Pierre Joseph (1809-65) フランスの社会主義者。植字工出身。著者「財産とは何か *Qu'est-ce que la propriété*」で私有財産を批判して有名となった。彼の私有財産の廃止に関する思想は、マルクスの「哲学の貧困 *Misère de la philosophie*, réponse à la philosophie de la misère de M. Proudhon, 1847」で批判された。国民議会議員に選出され（四八）、また自分の設立した新聞によって社会改革案を提唱した。社会問題の解決を相互扶助に求め、また国家論において無政府主義（アナーキズム）を唱えた。「経済的諸矛盾の体系（貧困の哲学） *Système des contradictions économiques, ou philosophie de la misère*, 2 vol., 1846」その他の著書がある。

- (六) バリ・コミューン Commune de Paris (1871) フランスにおけるドイツと新共和国の保守主義との講和に反対する社会民主主義の蜂起。バリには帝国及び国防政府に対する多数の社会主義・共和主義の反対派があり、市はプロイセンとの戦争の継続に賛成投票した。「ティエール Thiers, Louis Adolphe」がバリに駐屯させていた砲兵隊を引き上げようと試みると、民衆の反乱が生じた。国民投票の結果、一八七一年三月に手工業労働者、知識人、使用人、小実業家等の委員会によって支配されるコミューンが設立された。委員会の大多数は、時代遅れのジャコバン党員がブランキ派の社会主義者から成っていた。明確に定められた目的の欠如、指導者間の分裂、諸州が反応しなかったことなどが、コミュー

ンの課題を困難にした。ヴェルサイユ軍は四月末までにパリを嚴重に封鎖した。五月二一日ヴェルサイユ軍はパリ市内に侵入し、一週間の激しい戦闘後コミューン参加者を鎮圧した。約三〇、〇〇〇人が逮捕され（二三人が処刑された）、

一三、〇〇〇人が拘禁され、七、五〇〇人がニューカレドニア島に追放された。

第四章

(一) ヒルシュ・カール Hirsch, Karl (1841-1900) 社会民主党員。アイゼナハ派の創立者の一人。一八七一年までさまざまな党機関紙の編集者。

第五章

(一) ユンカー Junker 貴族の子息を指す Junger Herr に由来。近代ドイツ、とくにプロイセンの保守的土地貴族層。一九世紀初頭の農民解放以後も領主^{グーツヘル}の伝統を保ち、《インストロイテ Instleute》と呼ばれる賃労働者を家父長的に支配し半封建的な大農場経営を営んだ。プロイセン軍部を掌握し、第二帝政（一八七一一一九一八）期にもその政治権力を維持した。

(二) ベーベルの演説は、原註第一章(23)に引用されている『ドイツ帝国議会の討議に関する速記録』から訳した。

(三) 泡沫会社乱立騒動 Gründerkrach フランスの戦時賠償、異常な景気上昇によって、一八七一一七三年に多数の株式会社が設立された（プロイセンだけで、一七九〇一八七〇年の約三〇〇に対して一八七一一二年に約七八〇）。領土の増大による市場の拡大、信用の引き下げ、国家による時期尚早の負債弁済による大きな流動性などが不健全な投機政策を可能にし、営業方針の荒廃、ダーウイン理論に基づく個人の利益の傍若無人の利用をもたらした。その結果相場の暴落、多数の会社の倒産、慢性的な不況が生じた。

第十六章

(一) 訳註第八章 (三) 参照。

(二) ホーエンローエ Hohenlohe, Chlodwig, Fürst zu H.-Schillingsfürst (1819-1901) ドイツの政治家。ゲッティンゲン、ハイデルベルク、ボン大学で法学を学んだ後、プロイセンの官吏(一八四二)となり、一八六六年二月三一日にバイエルン首相兼外相となり、バイエルンの新ドイツ帝国の加入を推進した。一八九四年帝国宰相、プロイセン首相となり、親露路線に尽力、ドイツの帝国主義世界政策への移行を指導した。一九〇〇年一〇月一七日、高齢を理由に引退した。

第十七章

(一) トライチュケ Treitschke, Heinrich von (1834-96) 歴史家兼時事評論家。ザクセンの軍人の子として生まれ、歴史・国家学を学んだ後、著書《社会学 Gesellschaftswissenschaft, 1859》によりライプツィヒ大学で教授資格を取得、フライブルク大学助教授(六三)、キール大学教授(六六)、ハイデルベルク(六七)、ベルリン大学教授(七四)を歴任。一八九五年に科学アカデミーの会員となった。六〇年以後、プロイセンの指導下の自由な小ドイツ主義権力国家の熱烈な代表者としてシュレーズヴィヒ・ホルシュタインの併合、ドイツ植民地の建設を肯定した。一八七一年から八八年まで帝国議会議員。一八六九年から八九年まで《プロイセン年報 Preussische Jahrbücher》を刊行し、同誌に政治論文を公表した。主著として一八四七年までの《一九世紀ドイツ史 Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert, 5 Bde. (1879-94)》がある。彼の国民主義と反ユダヤ主義とは、ドイツ人の歴史意識と外国のドイツ人の観念に強い影響を及ぼし、国民社会主義に影響を与えた。

(二) 「序論」参照。

(三) メーリング Mehring, Franz (1846-1919) ドイツのマルクス主義の歴史家、評論家。官吏の子として生まれ、ライプ

ツィヒ・ベルリン大学で古典哲学を学んだ後、ジャーナリストとして民主主義・自由主義的新闻で活躍。一八九一年に社会民主党員となり、一九〇二年から七年までライプツィヒ人民新聞の編集長。一九一七年以後プロイセン下院議員。第一次大戦中党指導部の路線に反対し、一九一六年以来スバルタクス団に加入し、ドイツ独立社会民主党の創立者の一人になった。主著に『ドイツ社会民主主義史 Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, 4 Bde. 1897-98』がある。

- (四) メーリングが、マルクス主義者になったのは、一八八〇年代から九〇年代にかけてであり、それ以前の彼の著作は、国家社会主義の立場から社会民主党に反対している。H・U・ヴェーラー編、ドイツ現代史研究会訳『ドイツの歴史家第2巻』未来社、一九八三年、二二四―二二六頁、参照。

- (五) モッテラー Motteler, Julius (1838-1907) ドイツの社会主義の政治家。最初のドイツ労働組合の指導者。社会民主党の創立者の一人。一八七四年から七八年まで帝国議会議員。社会主義者鎮圧法の下で、一八七九年スイスで非合法の党新聞『社会民主主義者』^{ツインツァールゲゼンラート}販売網を組織して、赤色郵便局長という渾名をつけられた。一八八八年国外に追放され、ロンドンで一八九〇年まで活動続けた。鎮圧法の廃止後帰国し、ライプツィヒで『ライプツィヒ人民新聞 Leipziger Volkszeitung』を主宰、再び帝国議会議員に成った(一九〇三―七)。

- (六) グリレンベルガー Grillenberger, Karl (1848-97) 機械工の出身。遍歴後ニュルンベルクに定住。社会民主労働者党地区議長、社会主義者鎮圧法実施中唯一の社会民主主義の新聞として刊行された『フランクエン日刊新報 Frankische Tagespost』の編集長。一八八三年に『ドイツ金属労働者新聞 Deutsche Metallarbeiterzeitung』、一八八七年に『労働者年代記 Arbeiterchronik』を創刊。八一年以後帝国議会議員。九三年以後バイエルン邦議会議員として選挙法の改革を支持した。

- (七) オイレンブルク Eulenburg, Friedrich Albert, Graf zu (1815-81) 一八三五年プロイセンの官吏となり、内務省官吏(四九)、アントワープ総領事(五二)を経てプロイセンの東アジア探險の指導者となり、日本、中国及びシャムと商業・友好条約を締結するのに成功した(六一―二年)。一八六二年に内相となり、六六年以後行政改革に専念した。ク

ライス条令(七二)によって領主警察とクライス議会の身分的構成を廃止した。都市・村落条令の導入をめぐるビスマルクと衝突し、一八七八年三月に引退した。

(八) 国家理性 *Staatsraison* 国家を維持、強化するために守るべき法則乃至行動基準。国家の倫理 *Staatsethik* として、他の一切の規範から解放された政治的規範として自立性を確立したのは、マキャヴェリに始まるとされる。

(九) ヘプナー *Hepner, Adolf* (1846-1923) 社会民主党員。一八七五年以前アイゼナハ派。『フォルクスツェイト人民国家』の編集委員。一八七二年ライプツィヒ国事裁判で告発され、後アメリカへ移住した。

(一〇) 連邦参議院 *Bundesrat* ドイツの各邦の代表者から成る一種の使節会議。各邦政府の代表者は、邦ごとに割り当てられた投票数を持ち、投票のさいには、邦政府の訓令にもとづいて投票した。法律の最終決定権を与えられていた。大半の邦が君主主義的立憲制の下にあったので、諸邦君主の伝統的利害を守る君主連合的機関であった。なお連邦参議院においては、プロイセンに五八票中一七票が与えられ、帝国宰相(プロイセンの首相が兼任)がその議長をつとめた。

(一一) 一八七四年の帝国議会選挙で、社会民主党は三五二、〇〇〇票を獲得し、九名の代表を帝国議会に送った(一八七一年の選挙では代表二名)。

(一二) 一八七七年の帝国議会選挙で、社会民主党は四九三、〇〇〇票を獲得し、一二名の代表を帝国議会に送った。

(一三) ヴァイス *Weiß, Guido* (1832-99) 民主主義的ジャーナリスト。『ベルリーナー・レフォルム』と『ヴァーゲ』の編集長。

(一四) 自由労働組合 *Freie Gewerkschaften* ラサール派のドイツ労働団体連合(一八六八)の後進である労働者共済組合(一八七一)とアイゼナハ派の国際労働組合連合(一八六八)との合同によって結成された(一八七八)。ドイツ社会民主党とともにドイツ社会運動の中心を形成し、ナチスによる弾圧に至るまでドイツの最大、最有力な団体であった。

付説

(一) バクーニン Bakunin, Mikhail Aleksandrovich (1814-76) ロシアの思想家、革命的無政府主義の創始者。トヴェーリ県の貴族土地所有者の家に生まれた。モスクワでドイツ哲学を学び、一八四〇年に渡欧。パンフレット『ドイツの反動』(一八四二)と革命理念のために追放された。一八四八年にパリ及び東欧の革命で熱狂的な役割を演じ、ブラハのスラヴ会議に出席した。ドレスデンで逮捕され(一八四九)、シベリア流刑後、日本に逃れた後、ロンドンに赴いた。第一インターナショナルに加入した(六八)が、マルクスと対立して除名された(七二)。自然発生的な農民の反乱への傾倒、個人主義、無政府主義、自由な連合社会への信念などの点でマルクスのプロレタリアの独裁と対立した。しかし独裁、エリート of 革命的秘密組織を信奉した。彼の思想はロシアの人民主義者に影響を及ぼしたけれど、スペイン、イタリアの無政府主義者の運動により永続的な影響を及ぼした。

(二) バリの六月蜂起 一八四八年四月の選挙で大勝した共和右派は新政府を組織し、それ以前の社会主義的な政策の一つである国立作業場を閉鎖した。これに不満なバリの労働者は、街々にバリケードを築いて蜂起したが、《カヴェニャック Cavaignac, Louis Eugène》将軍は正規軍を指揮して三日間にわたる凄惨な市街戦の後、反乱を鎮圧した。

(三) 訳註序論(五) 参照。

訳者あとがき

原著の原題は、*Die Arbeiterbewegung in der nationalen Bewegung*, Stuttgart 1966. とつゝ、ヴェルナー・コンツェ (Werner Conze) 教授を中心とする研究グループの研究成果である「工業世界」(Industrielle Welt) 叢書の第六巻として刊行された。

著者の一人ヴェルナー・コンツェは、一九一〇年二月三一日にエルベ河畔のノイハウスで裁判官の息子として、また著名な考古学者の孫として生まれた。ライプツィヒのギムナジウムを経てケーニヒスベルク(現在はロシア領カリニングラード)大学に入学、ハンス・ロートフェルス(Hans Rothfels)教授に師事し、テオドール・シーダー(Theodor Schieder)と親交を結んだ。一九三四年にロートフェルス教授の指導の下に「ヒルシェンホーフ、リーフランクトのドイツ語諸島の歴史」(Hirschenhof. Die Geschichte einer deutschen Sprachinsel in Livland)という博士論文を書いた。この論文に後年彼の提唱した歴史学と社会学の結合の試みが既に見られる。その頃グンター・イプセン(Gunther Ipsen)教授の人口・農業社会学の方法の影響を受け、一九四〇年に著わした『リトアニアと白ロシアにおける農業制度と人口、第一部——かつてのリトアニア大公国におけるフーフェ制度——』(Agrarverfassung und Bevölkerung in Litauen und Weißrußland. Teil I: Die Hufenverfassung im ehemaligen Großfürstentum Litauen, Leipzig 1940.) という書物によつて

て、ウィーン大学で教授資格を得た。民族 (Volk) を社会と国家の中心の範疇に据えるハンス・フライアー (Hans Freyer) とイプセンの社会学の影響を受けて、一九八六年の死に至るまで東中欧の社会史への関心を持続けたが、師の民族主義的イデオロギーの影響を受けることはなかった。第二次世界大戦後、ゲッティンゲンに移住し、主に農業史の分野での研究活動に従事し、ミュンスター大学の員外教授を経て、一九五七年にハイデルベルク大学の近代史教授に招かれ、七九年に定年退職するまでの二二年間、研究、教育に従事し、大学紛争の多難な時期である一九六九年八月から七〇年二月まで、学長として大学の改革に当った。定年退職後ライフワークとして東中欧の社会史を執筆することを意図していたが、その完成を見ることなく、⁽¹⁾一九八六年四月二八日に没した。

(1) 彼の没後一八世紀までの東中欧の歴史を記した遺稿が一九九二年に刊行された。Werner Conze, Ostmittleuropa. Von der Spätantike bis zum 18. Jahrhundert, Herausgegeben und mit einem Nachwort von Klaus Zernack, München 1992.

次に研究業績について見ると、その研究領域は、社会史の方法論、農民解放、労働者運動、ヴァイマル共和国末期の政党、家族の歴史など多方面に渡っている。これらの領域に関する膨大な著書、論文の二一を挙げることは省略し、⁽²⁾没後に刊行された論文集 *Gesellschaft-Staat-Nation. Gesammelte Aufsätze*, Herausgegeben von U. Engelhardt, R. Kselleck und W. Schieder, Stuttgart 1992. を挙げるにとめておく。

(2) この論文集は、I 歴史、社会史、概念史、II 国家と社会、III 国民と社会の三部から成り、それぞれの標題に関係ある二一論文が収録されている。なお論文集の巻末にコンツェの業績目録が掲載されている。

この他コンツェは、社会学者カール・ヤントケ (Carl Jantke) と協力して、歴史学者、社会学者、経済学

者、法学者、民俗学者が共通の研究テーマについて研究する学際的な研究チームを設立し、その委託を受けて「工業世界」(Industrielle Welt)というシリーズを刊行した。一九六二年から八六年にかけてこのシリーズは、全部で四三巻刊行された。また一九七二年以来オットー・ブルナー(Otto Brunner)、ラインハルト・ツェレック(Reinhard Koselleck)と共同でドイツの政治・社会用語の歴史辞典、『歴史の基礎概念』(Geschichtliche Grundbegriffe)七巻を刊行、貴族(Adel)、貴族制(Aristokratie)、労働者(Arbeiter)、農民(Bauer)、民主主義(Demokratie)など二五項目を担当執筆している。

これらの諸業績を通して、コンツェは、一九世紀以来のドイツ史学が政治史、思想史に偏して、社会・経済の問題を軽視して、歴史の全体的、総合的把握を怠ってきたことを反省し、社会学の一般化的方法を援用した社会史あるいは構造史を提唱して、伝統的な歴史主義に新しい生命を吹き込もうとする。すなわちレオポルト・フォン・ランケ(Leopold von Ranke)に始まる近代ドイツ史学は、ドイツ統一を推進した一九世紀の国民主義運動とともに発展したという事情から事件や政治家の行為や心理の解明に重点を置く政治史、外交史として発展したため、経済学、社会学などの法則性を追求する隣接科学とは没交渉であった。新しい動きとしては、一九二〇年代にマックス・ウェーバー(Max Weber)の影響を受けたオットー・ヒンツェ(Otto Hintze)が、伝統的な解釈学的方法と新しい分析的方法とを統合して、歴史と社会学との結合の道を開拓した。また一九二〇年代から三〇年代のはじめにかけて、エッカート・ケーア(Eckart Kehr)が、ウェーバーとカール・マルクス(Karl Marx)の影響を受けて、伝統的な「外交の優位」という見解を批判して、外交は内政上の利害関係の機能であるとする見解を打ち出した。しかし彼等の見解は、歴史学界一般には受け入れられず、歴史学における政治史の優位は一九五〇年代に至るまで維持された。しかし第二次大戦後の西ドイツ社会の工業化の進展、フランスの「アナール派」の歴史家による事件史の批判とそれに代わる構造史の提唱、東

ドイツにおけるマルクス主義歴史学の成立は、西ドイツの史学界が、隣接社会科学と没交渉の伝統的な政治（事件）史に安住することをはや不可能にした。

新しい歴史学の課題に関連して、コンツェは、「地理学と構造史の研究のない事件史は、満足させる結果に導くことはできないというフェルナン・ブローデルの警告」は、彼の研究対象である一六世紀にとってよりも現代の工業時代に一層当てはまると、アナール派の歴史家ブローデル（Fernand Braudel）の提唱する構造史を高く評価するが、「歴史の研究と叙述においては、いつも注視の方向は、さまざまに、すなわちより多く行動や事件に、より多く類型的なものへと向けられる形で、選択されることができるし、また選択されるであろう。しかし一方に重きをおくときでさえ、常に他の観点が同時に考慮されねばならないであろう。例えば、「事件史」と「構造史」というフランス語の造語の中に排他的な二者択一が見られねばならないならば、それは誤解であろう」と述べているように、彼の場合「構造史」と「事件史」は互いに排除し合うのではなく、補足し合う関係にあり、政治は、依然として「本来の意味での、また慣習的な意味での歴史の対象」である。従って彼は「構造史」あるいは「社会史」を唱えることによってランケ以来の歴史主義を否定するわけではない。それ故に社会科学の傾向を一層強めて伝統的な歴史主義の彼方に新しい歴史学を建設しようとするハンス・モムゼン（Hans Mommsen）などのより若い世代の歴史家の傾向に対して、「現在の状況を『歴史主義の彼方の歴史学』と呼ぶことができるかどうかは甚だ疑わしい。……歴史主義は……歴史学の今日の理論と実践において決して廃棄されておらず、絶対的な価値は奪われたにしても、それらの中で失われることなく保存されているように思われる」と、批判的である。また伝統的な歴史学の「外交の優位」にケーアの影響を受けて「内政の優位」を代える戦後の歴史学の傾向を「一つの極端から他の極端」へと落ち込む硬直した「二者択一的な態度」であると批判する。このような彼の社会科学的歴史学に対する批判には傾聴すべき点が含まれて

いるように思われる。より新しい傾向が常により正しいとは言えないであろう。いずれにせよコンツェは、社会科学的方法を取り入れることによって、伝統的な歴史学を廃棄するのではなく、それに新しい生命を吹き込むとするのである。

共著者のディーター・グロー (Dieter Groh) 教授は、一九三二年二月二八日にフランクフルトアムマインに生まれた。一九五二年から五九年にかけてハイデルベルク大学で法学、哲学、歴史、スラブ学を学んだ。一九七三年にハイデルベルク大学の員外教授、一九七四年にコンスタンツ大学の近代史教授となり現在に至っている。主な著書には、本書のテーマを延長・拡大したともいうべき社会民主党に関する二著 (Negative Integration und revolutionärer Attentismus. Die deutsche Sozialdemokratie am Vorabend des 1. Weltkrieges, 1973; (Mit Peter Brandt) Vaterlandslose Gesellen. Die deutschen Sozialdemokraten und die Frage von Krieg und Nation, 1860-1989, 1992.) の他、第二帝国の労働者運動を対象とした大著が近く刊行される予定である。他に歴史理論を扱った二著 (Kritische Geschichtswissenschaft in emanzipatorischer Absicht. Überlegungen zur Geschichtswissenschaft als Sozialwissenschaft, 1973; Anthropologische Dimensionen der Geschichte, 1992.) がある。一九七三年に刊行された上記の歴史理論書の標題が示しているように、師の傾向 (社会科学的傾向) を一層強めて社会科学的な歴史学を発展させようとしていられるようである。

次に本書の内容であるが、第一次世界大戦の開戦当初、ドイツ社会民主党が、議会での戦争予算の審議のさい、党議員団が全員一致して賛成投票を行った (城内平和政策の採用) ^{フルクフリーデ} ときに最高潮に達した愛国心の高揚は、それに先立つ長い歴史の過程で徐々に準備されてきたというのが通説であるが、本書の著者たちは、これに対して社会民主党は最初から国民民主主義的な傾向を持っていたと主張する。すなわち一八四八年に、初め

て労働者が労働者として組織（労働者友愛会）され、全国的な規模の政治的事件に加わったが、それはその当時展開されていた民主主義運動から分離したものではなく、国民的統一は、自由と並んで民主主義の、従ってまた労働者運動の政綱の第一の項目であった。民主主義者と労働者運動が先頭に立った帝国憲法闘争は、ドイツ国民国家のための運動でもあった。蜂起の鎮圧後も、国民的な思想は、労働者運動の中で生き続けた。

一八六〇年代に労働者運動が復活したとき、一八四八年の急進的な民主主義者か或いは一八五〇年代にジャーナリストや組織者として活動した人たちを通して、一八四八年の民主主義的国民国家の理念が労働者運動に浸透していった。

一八四九年の帝国憲法闘争以来の、南ドイツ、ザクセンのプロイセン嫌いは、六〇年代の労働者運動を指導したベーベルとリープクネヒトに受け継がれた。彼等にとつて政治の目標は、ドイツ語圏オーストリアを含む大ドイツ的、民主的な国民国家であった。彼等の師マルクス、エンゲルスが民主主義的な国民国家を社会革命の途上の単なる一段階にすぎないと捉えたのに対して、彼等にとつて民主主義的国民国家は目的そのものであった。国際労働者協会のドイツ支部の組織者であるヨハン・フィリップ・ベッカーについても同じことが言える。ベッカーがドイツで宣伝、組織したインターナショナルは、ドイツ労働者運動が追求した民主的統一国家に対立する性質のものではなかった。

独仏戦争の勃発後、戦争をナポレオンの起した戦争に対する防衛戦争だと正当化する国民的熱狂の最中で、ベーベルとリープクネヒトが、帝国議会で戦時国債の採決のさいに、投棄を棄権したとき、彼等は親プロイセン的なラサール派はもとより、彼等が率いていたアイゼナハ派の大多数によって「国際的立場のために国民的な立場を否定しようとする」と非難された。しかし彼等の立場は、反国民的というよりはむしろ親国民的であった。

ドイツの統一が、フランス領アルサス・ロレーヌの併合とドイツ語圏オーストリアの除外という国民民主

義の利益よりもむしろプロイセンの王朝の利益に奉仕する形で達成されたので、社会民主主義労働者運動は、成立した国民国家から撤退することを余儀なくされた。自由主義的なブルジョア階級と保守派が彼等自身を国民国家と同一視したことが、社会民主主義労働者運動を国際主義へと駆り立てた。「国民が階級か」というスローガンが彼等の自己意識を決定した。しかし彼等の国民主義からの撤退は、国民的なエネルギーの過小によるよりもむしろ過剰によるものであったから、「城内平和」の可能性は、彼等の建前である国際主義の背後に常に潜在していた。

このように本書は、国民民主主義運動の一環として出発した労働者運動が、ドイツ統一が、一、二(三)〇〇万人のドイツ人が居住するドイツ語圏オーストリアを除外する小ドイツ主義的な解決によって達成されたため、その強い国民的なエネルギーにもかかわらず、国民国家から除外されていった過程を描いている。国民主義化の問題は、ドイツ社会民主党がその創立から一九九〇年のドイツ統一に至るまで、その時々状況の下で対決を迫られてきた問題であったし、ドイツのみならず、日本の社会民主主義政党も直面している問題でもある。その理想に反した統一の故に、国民国家から除外されたが、その建前とした国際主義の背後に国民化の可能性が絶えず潜在していたというドイツ社会民主党の性格についての本書の指摘は、それが一九世紀のドイツ社会民主主義を対象としているという時代と場所の隔たりはあるにしても、現在の日本の社会民主主義にとっても示唆するところが多いと言えよう。

最後に、訳者の邦訳の希望を快諾して下さったディーター・グロー教授、出版に際して、故コンツェ教授の写真を送って下さったギーゼラ・コンツェ夫人、原本のドイツ語に関する訳者の数々の疑問に対して懇切に答えてくださったトーマス・ブラッテル博士、担当者として御世話下さった青山社編集部の日下百合さんに、心からお礼を申し上げる。

ヘーゲル	Hegel, Georg Wilhelm Friedrich	von	15,17
		6,103	
ベッカー	Becker, Bernhord	36	
ベッカー	Becker, Johann Philipp		
		36,57,59,73-75,90	
ベネデク	Benedeck, Ludwig August		
	Ritter von	61	
ヘプナー	Hepner, Adolf	126	
ベーベル	Bebel, August	35-37,	
		40-44,49,55,58-61,63,65-67,69,71,73-	
		76,78-82,87,88,90-94,97,99-101,103,	
		105-107,111-113,118-120,123,125,126	
ホーエンローエ	Hohenlohe, Chlodwig,		
	Fürst zu H.-Schilliwgfürst	117	
ボルン	Born, Stephan	29,30-33	
ボンホルスト	Bonhorst, Leonhard von		
		95	

マ 行

マッツイーニ	Mazzini, Giuseppe	23
マルクス	Marx, Karl Heinrich	
		11,24,26,32,33,40,44-46,51,55,64-66,72,
		75,76,93,97,98,101-104,111,133-138
マン	Man, Hendrik de	2
ミヘルス	Michels, Robert	2
ミュレンジーフェン	Müllensiefen,	
	Hermann	40
ミラボー	Mirabeau, Honoré Gabriel	
	Vitor Riqueti,Compte de	5
メッテルニヒ	Metternich, Clemens, Fürst	

ヤ 行

ヤコービ	Jacoby, Johann	78,121
ヨゼフ2世	Joseph II	14

ラ 行

ライヘンスベルガー		
	Reichensperger, August	99
ラインケ	Reincke, Peter Adolf	69
ラヴェット	Lovett, William	24
ラサル	Lassalle, Ferdinand	35,36,
		41-43,46-48,51-55,83,121,124
リーブクネヒト	Liebkecht, Wilhelm	
		22,36,41-46,49,53-55,58-66,69-84,87-
		94,97,99-101,103,105-107,111-113,115,
		122-124,126,134
ルーゲ	Ruge, Arnold	18
レーニン	Lenin, Vladimir Iliich	
		64,135-138

シュパーリヒ Sparig, Bruno	118
シュビア Spier, Samuel	80,124
シュラプス Schrap, Reinhold	67,69,74,107
シラー Schiller, Johann Christoph Friedrich von	39
スターリン Stalin, Iosif Vissarionovich	138
ゾネマン Sonnemann, Leopold	57

タ 行

デスター d'Ester Carl	22
テッセンドルフ Tessendorf, Hermann	127
テルケ Tölcke, Karl Wilhelm	56,62
トライチュケ Treitschke, Heinrich von	121,122

ナ 行

ナウマン Naumann, Friedrich	1
ナポレオン3世 Napoleon III	47,87-89,97,98,134,136
ネース・フォン・エーゼンベック Nees von Esenbeck, Christian Gottfried	30

ハ 行

バクーニン Bakunin, Michail	134,137
ハーゼンクレファアー Hasenclever, Wilhelm	69,89
ハッセルマン Hasselmann, Wilhelm	89,100,125
ハーニー Harney, George Julian	24
バブーフ Babeuf, Francois Emile	5
ハリンク Harring, Harro	24
バルザー Balser, Frolinde	27
ハルデンベルク Hardenberg, Karl August, Fürst von	14
ビスマスク Bismarck, Otto Eduard Leopold, Fürst von	3,48,51, 52,54-56,61,62,66,68-70,74,78,79,88, 100,101,103,107,118,119,126,127,129
ビュヒナー Büchner, Georg	18,22
ビュヒナー Büchner, Ludwig	54
ヒルシュ Hirsch, Karl	106
ヒルマン Hilmann, Hugo	36
ファールタイヒ Vahlteich, Julius	76
フェルスターリンク Försterling, Friedr.	69,70,107
フォレン Follen, Karl	18
ブラッケ Bracke, Wilhelm	32,36,80, 82,85,88,90-94,97,98,116,122,124
フリイチェ Fritzsche, Friedrich Wilhelm	36,67,69,90
フリードリヒ・ヴィルヘルム4世 Friedrich Wilhelm IV	25
ブルードン Proudhon, Pierre Joseph	102

人 名 索 引

(緒言・あとがき・註を除く)

ア 行

アウグステンブルク公	Augustenburg,	
Friedrich		53
アリストテレス	Aristotelēs	6
ヴァイス	Weiß, Guido	128
ヴァイディッヒ	Weidig, Friedrich	
Ludwig		18,23
ヴァイトリング	Weitling, Wilhelm	19,24
ヴァーゲナー	Wagener, Hermann	
		3,4,121
ヴィルヘルム1世	Wilhelm I	74,129
ヴィルヘルム2世	Wilhelm II	1
ヴェネダイ	Venedey, Jahob	18
ヴォルフ	Wolff, Wilhelm	22
ウルリヒ	Ulrich, Peter	39
エッケルト	Eckert, Georg	134
エンゲルス	Engels, Friedrich	
		24,26,31-33,40,44-46,55,64-66,72,75,93,
		101-104,133,134,138
オイレンブルク伯	Eulenburg, Friedrich	
Albrecht, Graf zu		125
カ 行		
ガイブ	Geib, August	91,97

カウツキー	Kautsky, Karl	66,123
ガリバルディー	Garibaldi, Giuseppe	61
キック	Kick, Georg	31
キーゼルハウゼン	Kieselhausen Oskar	
		22
クーゲルマン	Kugelmann, Ludwig	
		134,135
グリレンベルガー	Grillenberger, Karl	
		125
ケッセル	Quessel, Ludwig	129
ゲッツ	Götz, Ferdinand	69
ケルナー	Körner, Karl Theodor	10
ゴットシャルク	Gottschalk, Andreas	33

サ 行

シーザー	Caesar, Gaius Julius	79
シュヴァイツァー	Schweitzer, Johann	
Baptist von		36,42,43,
		46,48,49,55,56,58,61-64,68-72,75,78,80,
		82-84,89,99,100,107,111
シュヴァイヘル	Schweichel, Robert	76
シュヴェニガー	Schwenniger, Franz	
		31,33
シュースター	Schuster, Richard	117

訳者略歴

東畑 隆介

1933 (昭和 8) 年 7 月 22 日 東京に生まれる
1956 (昭和 31) 年 3 月 慶應義塾大学史学科 (西洋史専攻) 卒業
1963 (昭和 38) 年 3 月 同大学大学院文学研究科 (西洋史専攻) 博士課程修了退学
国立国会図書館調査立法考査局調査員、慶應義塾大学文学部助教授を経て
1982 (昭和 57) 年 4 月 慶應義塾大学文学部教授 現在に至る

著書 『ドイツ自由主義史序説』 近代文芸社 1994 (平成 6) 年

翻訳 ヴェルナー・コンツェ「大学の崩壊？ 一回顧と展望」
(『史学』52-1号、1982 (昭和 57) 年所収)

社会民主主義とナショナリズム

1997 年 4 月 17 日 第 1 刷発行

著者 W・コンツェ D・グロー

訳者 東畑 隆介

発行者 池上 淳

発行所 〒229-11 神奈川県相模原市田名11240
アメニティタワー 5F

学術図書
出版 青山社

TEL 0427-63-6440 (代)
振替口座 00200-6-28265

FAX 0427-63-6443
ISBN 4-915865-82-7

印刷・製本 西村印刷株式会社

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

Printed in Japan 1997

C3030 P3200E 定価 3200 円 (税込)